

米をめぐる状況について

令和 8 年 7 月
農林水産省
農 産 局

目次

【① 我が国における米の状況】

○米の全体需給の状況（昭和35年～令和6年）	6
○長期的な米政策の変遷	7
○生産調整に関する助成措置の変遷	8
○主食用米等の令和7/8年及び令和8/9年の需給見通し （令和8年3月公表基本指針）	9
○水田の利用状況の推移（平成25年産～令和7年産）	10
○米の用途別・年産別面積の推移（平成20年産～令和7年産）	11
○ふるい下米の発生量（推計）	12

【② 米の生産の状況】

○令和7年産水稻の作付面積及び収穫量	14
○水田における作付意向について （令和8年産第2回中間的取組状況（令和8年4月末時点））	15～19
○令和7年産主食用米の収穫量	20
○米の生産コスト低減に向けた取組	21
○米の生産コスト低減に向けた具体的取組例	22
○水稻の直播栽培	23
○水稻の直播栽培面積	24
○生産力強化に向けた稲作経営モデル確立支援事業	25
○米の作付規模別60kg当たり生産費（令和6年産）	26
○主食用米の主な多収品種	27
○米の生産コスト低減に向けた取組について（令和5年度実証事業）	28
○水稻の高温耐性品種	29
○販売目的で作付けした水稻の作付面積規模別農業経営体数 （平成26年～令和7年）	30
○夏の高温・渇水に対する農水省の対応	31
○主食用米の事前契約（播種前契約）の状況	32
○公表内容の見直し（作況指数から作況単収指数への移行）	33
○公表内容の見直し（ふるい目幅の見直し、白未熟粒等の割合）	34
○調査方法見直し（生産現場からの情報収集の強化）	35

○調査方法見直しの方向性（生産者等の収穫量データの活用）	36
○調査方法見直しの方向性（人工衛星データ・AIの活用）	37

【③ 米の流通の状況】

○令和8年6月末民間在庫量のポイント	39
○米の販売数量及び民間在庫の推移（令和8年6月）	40
○産地別民間在庫の状況（令和8年6月）	41
○令和7年産米の集荷業者の集荷・販売状況	42
○精米事業者のとう精数量実績調査結果（とう精数量）について	43
○スーパーでの販売数量・価格の推移 （POSデータに基づき作成、全国・週次）	44
○相対取引価格の推移（令和3年産～令和7年産）	45
○長期的な主食用米の価格の動向	46
○令和7年産米の相対取引価格（令和8年6月の年産平均価格）	47
○米のコスト指標（令和8年4月7日公表）	48
○米の流通経路別流通量の状況（令和6年産米）	49
○米の流通の状況（平成16～令和6年産米）	50
○米（玄米・精米）の物流合理化について	51
○米流通効率化支援事業	52
○令和7年産水稻うるち玄米の1等比率及び前年産比較 （令和8年3月31日現在）	53
○令和7年産水稻うるち玄米 等級別検査数量（令和8年3月31日現在）	54

【③ 米の消費の状況】

○需要に応じた販売について（低価格帯の需要への生産・販売の拡大）	56
○中食・外食向け販売量の状況について （中食・外食向け販売実態調査結果）	57～58
○（参考）中食・外食向けの需要に応じた生産・販売事例	59
○中食・外食需要への対応（業務用米推進プロジェクト）	60
○家庭における1世帯当たりの米、パン、めん類の購入量の推移	61

○家庭における1世帯当たりの支出金額の推移	62	○畑地化促進事業	93
○米の消費における家庭内及び中食・外食の占める割合	63	○畑地化促進事業について（8年産単価）	94
○米の消費動向	64～66	○畑地化促進事業の推進状況（令和4年産～7年産）	95
○茶わん1杯のお米の値段	67	○水田農業の高収益化の推進＜一部公共＞	96
○主食用米の販売動向（米穀卸売業界調査）	68	○米穀周年供給・需要拡大支援事業	97
○ふるさと納税返礼品用及びインターネット等通信による販売数量の状況について	69	○主食用米の需給安定の考え方について	98
○米の消費拡大の現状と対策について	70	○米穀周年供給・需要拡大支援事業の実績	99
○米飯学校給食の推進・定着	71	○令和8年度の保管料支援のイメージ（米穀周年供給・需要拡大支援事業）	100
○多面的な情報発信	72～74	○米穀周年供給・需要拡大支援事業におけるこれまでの主な取組事例	101
		○農業再生協議会について	102
		○収入保険制度の実施	103
		○経営所得安定対策	104
		○米・畑作物の収入減少影響緩和交付金（ナラシ対策）	105

【⑤ 米の需給安定・経営安定のための施策】

○米の需給安定・米生産者の経営安定に関する主要な政策ツール	76	【⑥ 加工用米・新規需要米等の取組状況】	
○令和8年産水田活用予算の全体像	77	○加工用米、輸出用米、米粉用米の需給状況	107
○令和8年産における水田活用予算の見直しの主な変更点	78	○需要に応じた多様な米の作付けについて	108
○水田活用の直接支払交付金等	79	○米粉用米の状況	109
○産地交付金の活用による戦略作物の本作化	80	○米粉用米の作付面積と生産量の推移、専用品種・一般品種の作付割合	110
○令和8年度における産地交付金の配分の考え方について	81	○米粉パン・米粉麺に適した米粉専用品種	111～112
○「魅力ある産地の拡大・発展に向けた取組支援」に向けた産地交付金の配分について	82	○米粉によるグルテンフリー食品市場への取り込みに向けて	113
○令和6年産以降の飼料用米（一般品種）への支援について	83	○ノングルテン米粉表示と欧米のグルテンフリー表示との比較	114
○適切な生産の徹底及び生産性向上に資する取組の強化（飼料作物・WCS用稲）	84	○米粉需要創出・利用促進対策事業	115
○水田活用の直接支払交付金（牧草の播種）に係る会計検査院からの指摘事項等について	85	○米粉の利用拡大に係る事業の実施状況	116
○水田活用の直接支払交付金の交付対象水田の見直しについて	86	○米粉を使用した商品について	117
○水田活用の直接支払交付金の交付対象水田について	87	○飼料用米の取組状況	118～119
○食料・農業・農村基本計画（令和7年4月11日閣議決定）（抜粋）	88	○飼料用米の供給状況	120
○現行水活の令和7年・8年の対応について	89	○令和7年産飼料用米の出荷方式、品種別面積	121
○コメ新市場開拓等促進事業	90	○配合飼料メーカーの立地状況と飼料用米の集荷・流通体制	122
○畑作物産地形成促進事業	91	○飼料用米の流通経費について（全国生産者団体による集荷・流通の場合）	123
○新市場開拓に向けた水田リノベーション事業（現：畑作物産地形成促進事業）に係る会計検査院からの指摘事項等について	92	○飼料用米の需要とマッチング	124
		○飼料用米の多収品種について	125

○各都道府県において栽培可能な加工用米・新規需要米等多収品種・・・126

○飼料用米の利用拡大のための機械・施設整備等に対する支援・・・127

○飼料用米を活用した畜産物の高付加価値化に向けた取組・・・128

○日本酒の需要動向と原料米の使用量について・・・129

○酒造好適米の需要に応じた生産について・・・130

【⑦ 麦・大豆】

○小麦・大豆の生産性について・・・132

○麦・大豆の生産性向上に向けた対応方向・・・133

○麦・大豆ストックセンター整備対策等の成果・・・134

○小麦・大豆の国産化の推進・・・135

○（参考）国産小麦・大豆を使用した商品について・・・136

【⑧ 政府備蓄米等について】

○政府備蓄米の運営について・・・138

○政府備蓄米の在庫状況について・・・139

○日本における穀物等の備蓄（備蓄水準とその考え方）・・・140

○日本における穀物等の備蓄
（効果的・効率的な備蓄の考え方、備蓄の負担）・・・141

○政府備蓄米の買戻し条件付売渡しの状況・・・142

○随意契約による政府備蓄米の売渡しの状況・・・143

○令和8年産政府備蓄米の買入れについて・・・144

○政府備蓄米の売渡しに係る買戻し及び買入れについて・・・145

○東日本大震災を踏まえての災害時に対応した備蓄・・・146

○CPTP豪州枠に係る会計検査院からの指摘について・・・147

○総合的なTPP等関連政策大綱に基づく豪州枠に係る
備蓄米の運営方法の見直し・・・148

○MA米及び政府備蓄米の加工原材料用途への販売について・・・149

○加工原材料用向け政府備蓄米の販売について（令和7年度）・・・150

○政府備蓄米の無償交付（こども食堂・こども宅食、フードバンクへの支
援）・・・151

【⑨ 食糧法改正案について】

○今般の米価高騰の要因と対応の検証（生産量は足りていたのか）・・・153

○今般の米価高騰の要因と対応の検証、今後の方向性・・・154

○米の安定供給に係る短期的な対応策・・・155

○緊急調査で明らかになった令和6年産米の流通状況【推計】・・・156

○政府備蓄米の売渡し・・・157

○主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律の一部を改正する法律案の概
要・・・158～159

【⑩ 米の輸出・輸入】

○米・米加工品の輸出実績の推移(2020年～2026年5月)・・・161

○商業用の米の輸出数量及び輸出金額の推移(2020年～2026年5月)・・・162

○米・パックご飯等・米菓の輸出実績の推移(2020年～2026年5月)・・・163

○農林水産物・食品の輸出拡大実行戦略・・・164

○農林水産物・食品の輸出拡大実行戦略 品目別輸出目標「米・パックご飯・米
粉及び米粉製品」・・・165～166

○全日本コメ・コメ関連食品輸出促進協議会（全米輸）の概要・・・167

○全米輸による海外需要開拓の取組例・・・168

○各国・地域で広がりを見せる「おにぎり」・・・169

○コメ海外市場拡大戦略プロジェクト・・・170

○主な米の輸出産地・・・171～172

○（参考）中国向け米輸出の状況・・・173

○世界のコメ需給の現状（主要生産国、輸出国等）・・・174

○コメ輸出国の動向・・・175

○経営規模・生産コスト等の内外比較・・・176

○日米の水稻栽培法の主な違い・・・177

○コメの内外価格差・・・178

○コメの輸入制度・・・179

○MA米の運用に関する政府の方針・見解・・・180

○食料供給困難事態対策法等における位置付け・・・181

○（参考）平成5年産米の不作に伴う緊急輸入の経緯・・・182

○国家貿易によるコメの輸入の仕組み・・・183

○MA米の輸入状況・・・184

○S B S 米の輸入状況・・・・・・・・・・185

○S B S 米の輸入入札状況・・・・・・・・・・186

○民間貿易による輸入状況（枠外輸入）・・・・・・・・・・187

○M A 米の販売状況・・・・・・・・・・188

○コメの国家貿易（M A 米等）の運用に伴う財政負担・・・・・・・・・・189

○MA米をめぐる国際関係・・・・・・・・・・190

○ODAを活用したコメの食糧援助の現状・・・・・・・・・・191

○ASEAN+ 3 緊急米備蓄（APTERR）による支援・・・・・・・・・・192

【⑪ 国際交渉（コメ・コメ加工品）】

○各国の対日関税に関するT P P 交渉結果（コメ・コメ加工品関係）・・・・194

○OCPTPPにおけるコメの豪州枠の運用・・・・・・・・・・195

○総合的なTPP等関連政策大綱[米関係抜粋]・・・・・・・・・・196～197

○OCPTPP英国加入 対日関税に関する日英間の交渉結果（コメ・コメ加工品関係）・・・・・・・・・・198

○日E U ・E P A 交渉結果（コメ・コメ加工品関係）・・・・199

○日米貿易協定交渉結果（コメ）・・・・・・・・・・200

○日米間の枠組み合意に関する共同声明（9月4日（米国時間））・・・・201

【⑫ 参考資料】

○農林水産業・地域の活力創造プラン・・・・・・・・・・203～204

○「米に関するマンスリーレポート」による情報提供・・・・・・・・・・205

○令和8年産米に向けた需給状況等の情報提供の取組について・・・・・・・・206

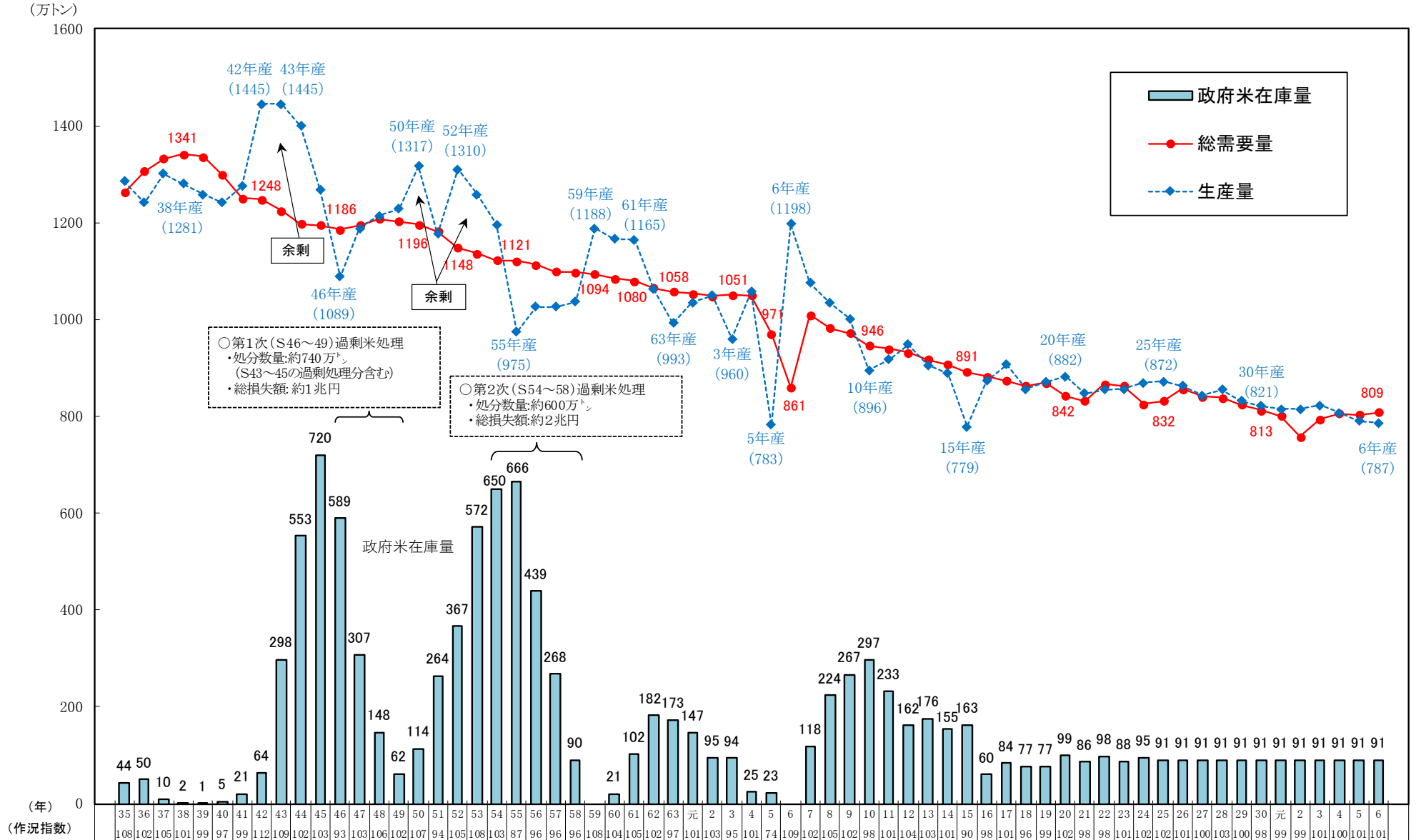
○食料・農業・農村基本法改正を受けた政策の進め方・・・・・・・・・・207

○新たな食料・農業・農村基本計画のポイント・・・・・・・・・・208～210

○食料・農業・農村基本計画・・・・・・・・・・211～213

①我が国における米の状況の推移

米の全体需給の状況（昭和35年～）

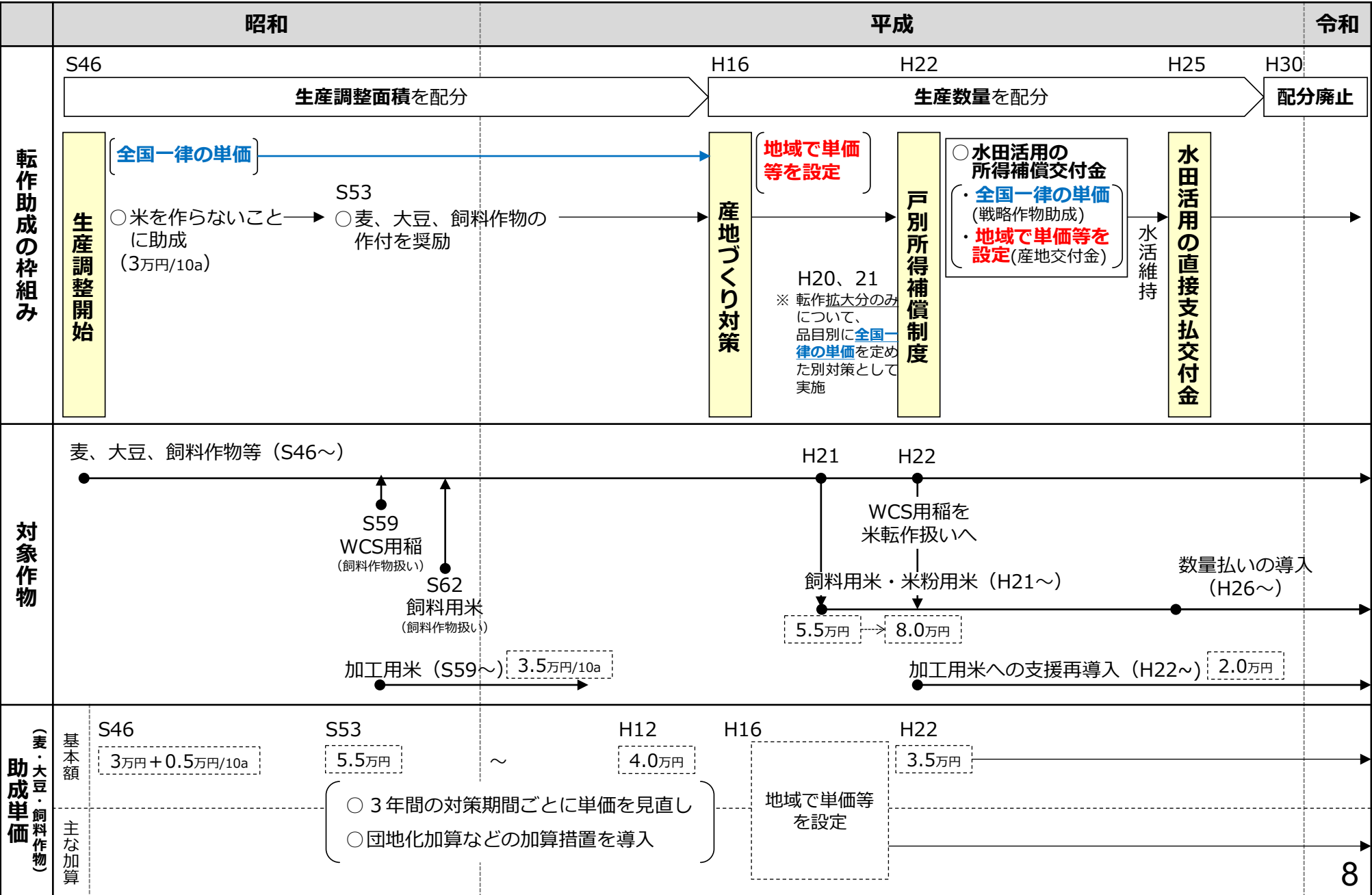


- 注1. 政府米在庫量は、外国産米を除いた数量である。
 2. 政府米在庫量は、各年10月末現在である。ただし、平成15年以降は各年6月末現在である。
 3. 平成12年10月末の政府米在庫量は、「平成12年緊急総合米対策」による援助用隔離等を除いた数量である。
 4. 総需要量は、「食料需給表」(4月～3月)における国内消費仕向量(陸稲を含み、主食用(米・米穀粉を含む)のほか、飼料用、加工用等の数量)である。ただし、平成5年以降は国内消費仕向量のうち国産米のみの数量である。
 5. 生産量は、「食料需給表」における国内生産量(「作物統計」の水陸稲の収穫量の合計に、飼料用米の数量を加えた数量)である。

長期的な米政策の変遷

	昭和	平成	令和
出来事等	戦前 米を輸入（外米） （水田の拡大 単収の向上） S16 → S20 太平洋戦争 S38 米の消費量最大 S42 米の自給を達成 豊作により過剰 過剰米処理 第1期 約1兆円 (S46~49) 第2期 約2兆円 (S54~58)	H5 大不作（作況74） H21.9 政権交代（自↓民） H24.12 政権交代（民↓自）	
流通・備蓄制度	S17 食糧管理法制定 （国への米の 売渡しを 義務化） S44 （全量管理を基本としつつ、） 政府を通さない 自主流通米制度を創設	H7 食糧法施行 ①自主流通米を基本 ②国の役割を備蓄運営に限定 H13 備蓄運営ルール制定 （備蓄水準100万トン）	
生産調整	S46 生産調整開始 （生産調整面積を 配分 未達成の場合は ペナルティ）	H16 生産数量を 配分する方 式へ変更 産地づくり対策 （地域で 単価等を 設定） H22 戸別所得補償制度 ①主食用米への 定額助成 （～H30） ②ゲタ対策として麦・ 大豆への数量払い ③水田活用の所得補 償交付金 ・全国一律の単価 （戦略作物助成） ・地域で単価等を設 定（産地交付金） （未達成の場合の ペナルティ廃止） 水田活用の 直接支払交付金 （水活維持） H25 生産数量目標の配分廃止 H30	

生産調整に関する助成措置の変遷



主食用米等の令和7/8年の需要実績(速報値)及び令和8/9年の需給見通し(令和8年7月公表基本指針)

【令和7/8年の需要実績(速報値)】

		玄米ベース 〔万トン〕 (玄米)	精米ベース 〔万トン〕 (精米)
令和7/8年	令和7年6月末民間在庫量	A 155	138
	令和7年産主食用米等生産量	B=C+D 747	663
	うち生産者ふるい目幅以上	C 718	
	うち生産者ふるい目幅未満のうち、 主食用米への供給見込量	D 29	
	令和7/8年政府備蓄米供給量	E 23	21
	令和7/8年主食用米等供給量計	F=A+B+E 925	823
	令和7/8年主食用米等需要量	G 683	607
令和8年6月末民間在庫量		H=F-G 243	216

【令和8/9年の主食用米等の需給見通し】

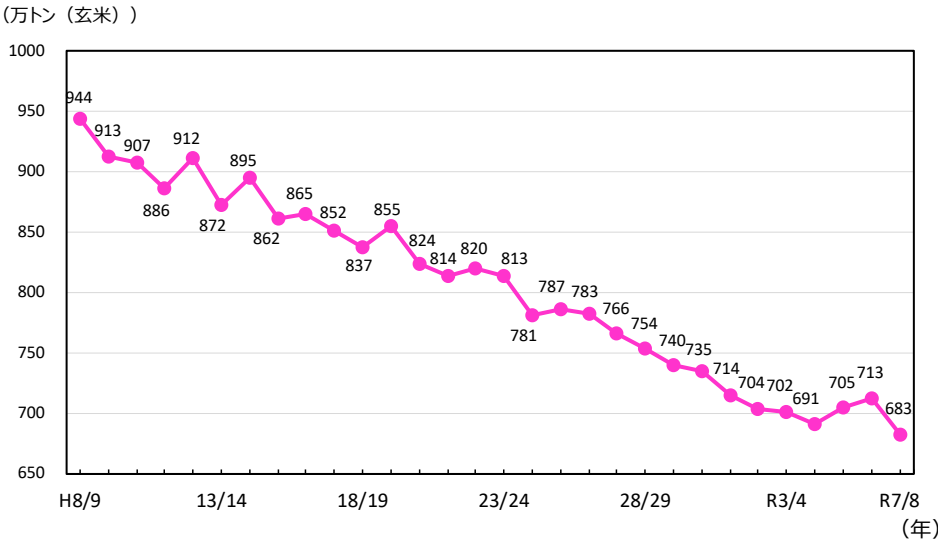
		玄米ベース 〔万トン〕 (玄米)	精米ベース 〔万トン〕 (精米)
令和8/9年	令和8年6月末民間在庫量	A 243	216
	令和8年産主食用米等生産量	B 711	630～635
	令和8/9年主食用米等供給量計	C=A+B 954	846～851
	令和8/9年主食用米等需要量	D 693～711	620～630
	令和9年6月末民間在庫量	E=C-D 242～260	215～231

注：ラウンドの関係で計と内訳が一致しない場合がある。

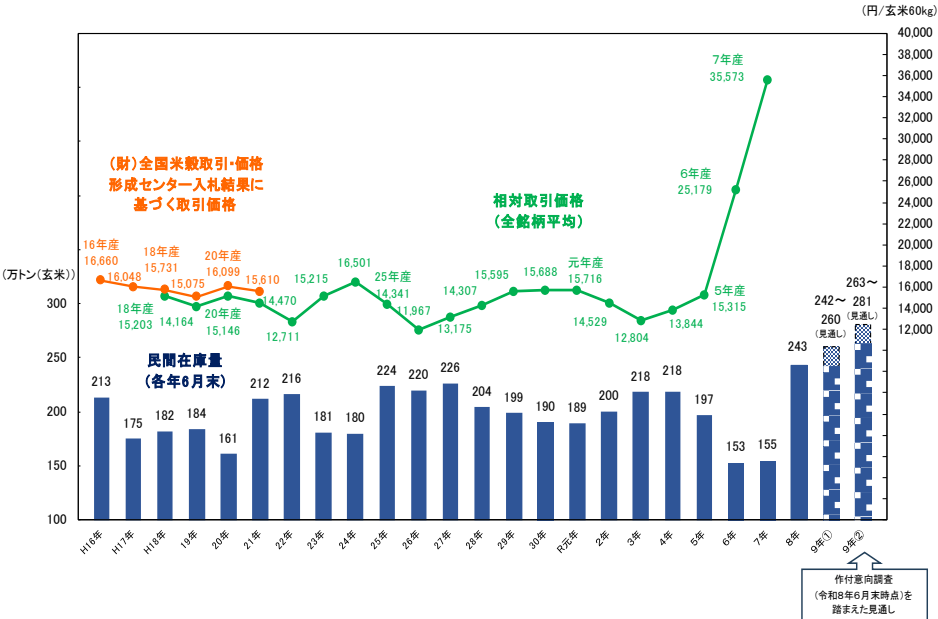
- ※1：事前契約による令和8年産備蓄米の政府買入契約数量は21万玄米トン。これは、上記の令和8年産主食用米等生産量には含まれていない。
- ※2：政府備蓄米の売渡し（全体で59万トン）に係る買戻し及び買入れは、供給不足が生じる見込みが低い環境下で行うことが必要であることから、令和8年産米の作柄を含め、今後の需給状況等を見定めた上で、時期・数量を判断。その上で、基本指針第3の1（1）②の備蓄期間が経過している備蓄米（令和2年産米）の販売に向けて準備。
- ※3：上記の見通しは、国内で生産された主食用米等の需給見通しであり、基本指針第4の2のSBS方式や枠外の民間輸入（令和7年度：約11万実トン）による輸入米は含まれていない。
- ※4：上記の需給見通しについては、今後の生産量や需要量の変動の把握に努め、必要に応じて柔軟に見直す。

作付意向調査(令和8年6月末時点)を踏まえた見通し

玄米ベース 〔万トン〕 (玄米)	精米ベース 〔万トン〕 (精米)
243	216
732	648～654
974	864～870
693～711	620～630
263～281	234～250



相対取引価格と民間在庫量の推移



注：相対取引価格は、当該年産の出回りから翌年10月まで（7年度は8年6月の速報値）の通年平均価格であり、運賃、包装代、消費税相当額が含まれている。

水田の利用状況の推移(平成25年産～令和7年産)

- 主食用米の需給動向にあわせて、加工用米、飼料用米等の作付状況も変化。
- 令和7年産では、主食用米の需給動向を踏まえ、主食用米の作付けが大きく増加。

〔平成25年産〕 水稻作付面積:165万ha

加工用米:3.8万ha

※、()は飼料用米のみの面積

飼料用米等:5.4万ha(2.2万ha)

備蓄米:3.3万ha

大豆:11万ha

麦:17万ha

〔26年産〕 水稻作付面積:164万ha

加工用米:4.9万ha

飼料用米等:7.1万ha(3.4万ha)

備蓄米:4.5万ha

大豆:11万ha

麦:17万ha

〔27年産〕 水稻作付面積:162万ha

加工用米:4.7万ha

飼料用米等:12.5万ha(8.0万ha)

備蓄米:4.5万ha

大豆:12万ha

麦:17万ha

〔28年産〕 水稻作付面積:161万ha

加工用米:5.1万ha

飼料用米等:13.9万ha(9.1万ha)

備蓄米:4.0万ha

大豆:12万ha

麦:17万ha

〔29年産〕 水稻作付面積:160万ha

加工用米:5.2万ha

飼料用米等:14.3万ha(9.2万ha)

備蓄米:3.5万ha

大豆:12万ha

麦:17万ha

〔30年産〕 水稻作付面積:159万ha

加工用米:5.1万ha

飼料用米等:13.1万ha(8.0万ha)

備蓄米:2.2万ha

大豆:12万ha

麦:17万ha

〔令和元年産〕 水稻作付面積:158万ha

加工用米:4.7万ha

飼料用米等:12.4万ha(7.3万ha)

備蓄米:3.3万ha

大豆:12万ha

麦:17万ha

〔2年産〕 水稻作付面積:158万ha

加工用米:4.5万ha

飼料用米等:12.6万ha(7.1万ha)

備蓄米:3.7万ha

大豆:11万ha

麦:18万ha

〔3年産〕 水稻作付面積:156万ha

加工用米:4.8万ha

飼料用米等:17.4万ha(11.6万ha)

備蓄米:3.6万ha

大豆:12万ha

麦:18万ha

〔4年産〕 水稻作付面積:155万ha

加工用米:5.0万ha

飼料用米等:20.6万ha(14.2万ha)

備蓄米:3.6万ha

大豆:12万ha

麦:19万ha

〔5年産〕 水稻作付面積:153万ha

加工用米:4.9万ha

飼料用米等:20.4万ha(13.4万ha)

備蓄米:3.5万ha

大豆:12万ha

麦:19万ha

〔6年産〕 水稻作付面積:151万ha

加工用米:5.0万ha

飼料用米等:17.3万ha(9.9万ha)

備蓄米:3.0万ha

大豆:12万ha

麦:19万ha

〔7年産〕 水稻作付面積:152万ha

加工用米:4.4万ha

飼料用米等:10.8万ha(4.6万ha)

大豆:11万ha

麦:18万ha

※ 水稻、麦、大豆:「耕地及び作付面積統計」、主食用米:「作物統計」、加工用米、飼料用米等(飼料用米、米粉用米、WCS用稲、新市場開拓用米等):「新規需要米等の用途別作付・生産状況の推移」、備蓄米:地域農業再生協議会が把握した面積

米の用途別・年産別面積の推移(平成20年産～令和7年産)

(単位：万ha)

用途 年産	主食 用米	生産量 (万トン) (生産者使用ふる い目幅ベース)	備蓄 米	加工 用米	新規 需要米	飼料 用米	WCS用稲 (稲発酵粗 飼料用稲)	米粉 用米	新市場 開拓用米 (輸出用米等)	酒造 用米	その他
H20	159.6	… (866)	H22年産 までは主 食用米と して生産	2.7	1.2	0.1	0.9	0.0	0.0	—	0.2
H21	159.2	… (831)		2.6	1.8	0.4	1.0	0.2	0.0	—	0.1
H22	158.0	… (824)		3.9	3.7	1.5	1.6	0.5	0.0	—	0.1
H23	152.6	… (813)	1.2	2.8	6.6	3.4	2.3	0.7	0.0	—	0.1
H24	152.4	… (821)	1.5	3.3	6.8	3.5	2.6	0.6	0.0	—	0.1
H25	152.2	… (818)	3.3	3.8	5.4	2.2	2.7	0.4	0.1	—	0.1
H26	147.4	… (788)	4.5	4.9	7.1	3.4	3.1	0.3	0.1	0.1	0.1
H27	140.6	723 (744)	4.5	4.7	12.5	8.0	3.8	0.4	0.2	0.1	0.0
H28	138.1	732 (750)	4.0	5.1	13.9	9.1	4.1	0.3	0.1	0.1	0.0
H29	137.0	708 (731)	3.5	5.2	14.3	9.2	4.3	0.5	0.1	0.1	0.0
H30	138.6	708 (733)	2.2	5.1	13.1	8.0	4.3	0.5	0.4	—	0.0
R元	137.9	706 (726)	3.3	4.7	12.4	7.3	4.2	0.5	0.4	—	0.0
R2	136.6	691 (723)	3.7	4.5	12.6	7.1	4.3	0.6	0.6	—	0.0
R3	130.3	670 (701)	3.6	4.8	17.4	11.6	4.4	0.8	0.7	—	0.0
R4	125.1	639 (670)	3.6	5.0	20.6	14.2	4.8	0.8	0.7	—	0.0
R5	124.2	639 (661)	3.5	4.9	20.4	13.4	5.3	0.8	0.9	—	0.0
R6	125.9	652 (679)	3.0	5.0	17.3	9.9	5.6	0.6	1.1	—	0.0
R7	136.7	718 (747)	—	4.4	10.8	4.6	4.9	0.4	0.9	—	0.0

注1 主食用米：統計部公表値。括弧書きはふるい目幅1.70mmベースの生産量。備蓄米：地域農業再生協議会が把握した面積。

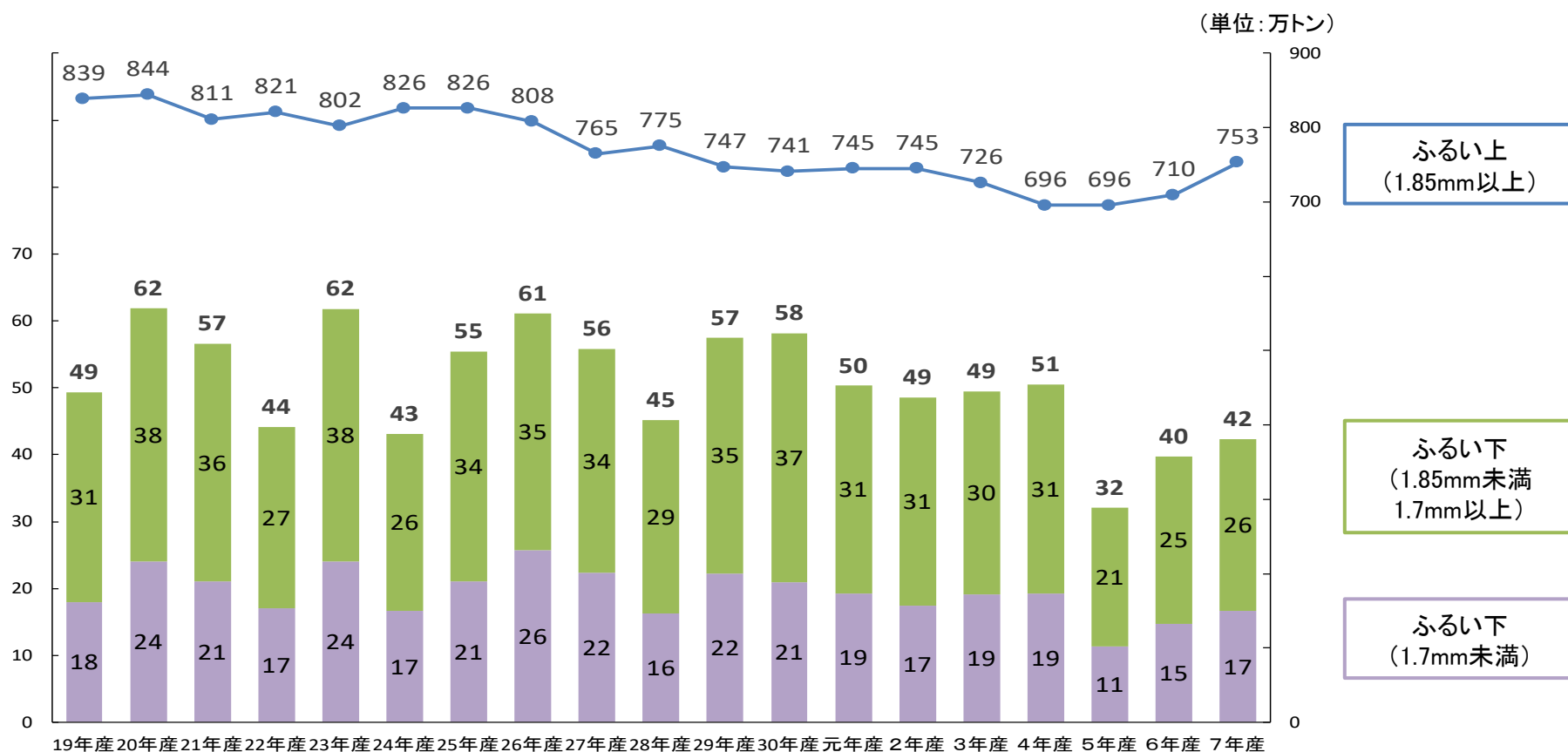
加工用米及び新規需要米：R6年産以前の面積は取組計画の認定面積。R7年産の面積は取組計画の届出面積。

注2 新規需要米の「酒造用米」については、「需要に応じた米の生産・販売の推進に関する要領」に基づき生産数量目標の枠外で生産された玄米であり、平成30年産以降は取りまとめていない。

注3 ラウンドの関係で、新規需要米の合計と内訳の計が合わない場合がある。

ふるい下米の発生量（推計）

- 令和5年産は、記録的な高温等により粒が充実し、ふるい上米の生産量は令和4年産と同程度であったが、ふるい下米の発生量が減少。
- 令和6年産のふるい下米の発生量は40万トン程度と、著しく低水準であった令和5年産に比べて増加したものの、例年よりは少ない水準。
- 令和7年産米のふるい下米の発生量は42万トン程度。全体に占めるふるい下米の割合は5.3%程度であり、令和6年産と同水準。



注1：1.85mm以上ふるい上米の生産量及び1.85mm未満1.7mm以上ふるい下米の発生量は、統計部により公表されているふるい目幅別収穫量（子実用）により推計。

注2：1.7mm未満ふるい下米の発生量は、統計部により公表されている10a当たり粗玄米重と10a当たり玄米重の差に子実用作付面積を乗じて推計。

② 米の生産の状況

令和 7 年産水稻の作付面積及び収穫量

- 令和 7 年産から、生産者の実感に合うよう、生産者が使用しているふるい目幅（1.80mm～1.90mm）で収穫量を公表。
- 令和 7 年産の全国的水稻の生産者が使用しているふるい目幅ベースの収穫量（主食用）は718万1,000 t（前年産に比べ66万2,000 t 増加）。新規需要米や備蓄米等からの転換等があったため、主食用作付面積が136万7,000ha（同10万8,000ha増）となったことに加え、多くの地域で総じて天候に恵まれたため、10a当たり収量（生産者が使用しているふるい目幅ベース）が526kg（同 7 kg増）となったことが要因。全国の作況単収指数は102。
- ふるい目幅1.70mmベースの収穫量（主食用）は746万8,000t（67万6,000t増）。

表 令和 7 年産水稻の作付面積（主食用）及び収穫量（全国農業地域別）

全 国 農 業 地 域	作付面積（主食用）			生産者が使用しているふるい目幅で選別					ふるい目幅1.70mmで選別					作況 単収 指数
	実 数 ①	前年産との比較		10a当たり収量		収穫量 （主食用（生産者ふるい上米））			10 a 当たり収量		収穫量 （主食用（生産者ふるい下米含む））			
				実 数 ②	前年産との 比較	実 数 ③＝①×②	前年産との比較		実 数 ④	前年産との 比較	実 数 ⑤＝①×④	前年産との比較		
		対 差	対 比											
	ha	ha	%	kg	%	t	t	%	kg	%	t	t	%	
全 国	1,367,000	108,000	109	526	101	7,181,000	662,000	110	547	101	7,468,000	676,000	110	102
北 海 道	90,400	6,700	108	549	98	496,300	25,900	106	574	97	518,900	23,400	105	98
東 北	361,100	41,300	113	557	100	2,012,000	236,000	113	583	100	2,103,000	238,000	113	101
北 陸	187,700	11,900	107	517	101	970,300	74,300	108	541	101	1,015,000	76,200	108	101
関 東・東 山	260,700	25,700	111	524	99	1,366,000	122,000	110	541	99	1,411,000	129,000	110	100
東 海	87,000	3,600	104	490	103	425,700	30,100	108	505	103	439,000	31,500	108	103
近 畿	93,500	2,900	103	507	104	473,900	31,900	107	527	104	492,700	33,100	107	105
中 国	92,700	2,300	103	519	104	482,100	32,100	107	538	105	499,400	36,400	108	105
四 国	43,700	1,400	103	495	105	215,800	16,400	108	505	105	220,000	16,400	108	106
九 州	149,500	11,300	108	492	106	736,900	93,700	115	513	105	767,400	91,400	114	106
沖 縄	597	40	107	311	97	1,860	80	104	314	96	1,870	50	103	99

注：1 作付面積（主食用）（①）とは、青刈り面積を含めた水稻全体の作付面積から、備蓄米、加工用米、新規需要米等の作付面積を除いた面積である。

2 生産者が使用しているふるい目幅で選別された10 a 当たり収量（②）については、都道府県ごとに、過去 5 か年に生産者が使用したふるい目幅の分布において、最も多い使用割合の目幅で選別された玄米を基に算出した数値である。

3 収穫量（主食用（生産者ふるい上米））（③）及び収穫量（主食用（生産者ふるい下米を含む））（⑤）については、都道府県ごとの積上げ値であるため、表頭の計算は一致しない場合がある。

4 作況単収指数は、生産者が使用しているふるい目幅ベースで算出した10 a 当たり収量の前年産までの 5 か年中 3 年平均（最高、最低除く）に対する10 a 当たり収量の比率である。

水田における作付意向について（令和8年産第3回中間的取組状況（令和8年6月末時点））①

- 農林水産省では、産地・生産者が主体的に作付けを判断し、需要に応じた生産・販売を行うことができるよう、都道府県別の作付意向を聞き取り、公表。
- 令和8年6月末時点の主食用米の作付意向は136.0万ha（対前年0.7万ha減）。4月末時点から0.3万ha減。

注1：主食用米の生産量は、1.70mmふるい目幅の直近5か年中3か年平均の全国単収（538kg/10a）を用いて計算すると、732万トンに相当。
2：6月末時点の作付意向等を踏まえ、令和8年8月20日（木曜日）まで、生産者から地域農業再生協議会に提出する営農計画書等の変更が可能であることなどから、本調査結果は今後変動が見込まれる。

【主食用米、備蓄米及び戦略作物の作付状況】 (万ha)

年 産	主食用米	酒造好適米	備蓄米	戦略作物								合計
				加工用米	新規需要米	新市場開拓用米 (輸出用米等)	米粉用米	飼料用米	WCS用稲 (稲発酵粗飼料用稲)	麦	大豆	
R4年産	125.1	—	3.6	5.0	20.6	0.7	0.8	14.2	4.8	10.6	8.9	45.1
R5年産	124.2	—	3.5	4.9	20.4	0.9	0.8	13.4	5.3	10.5	8.8	44.5
R6年産	125.9	—	3.0	5.0	17.3	1.1	0.6	9.9	5.6	10.3	8.4	41.1
R7年産	136.7	—	—	4.4	10.8	0.9	0.4	4.6	4.9	9.5	7.5	32.1
R8年産 (6月末時点)	136.0	1.8	3.9	4.5	8.5	1.0	0.6	2.6	4.3	8.6	6.8	28.4
対前年差	-0.7	—	+3.9	+0.1	-2.3	+0.1	+0.2	-2.0	-0.6	-0.9	-0.7	-3.8
4月末時点との差	-0.3	—	+1.2	+0.1	-0.7	+0.0	+0.2	-0.7	-0.2	-0.2	-0.2	-1.0

注1：主食用米、備蓄米及び戦略作物の8年産作付意向は、地方農政局等が6月末時点で都道府県農業再生協議会等に聞き取った面積（麦及び大豆は基幹作の面積）。
2：主食用米の7年産以前の実績は、統計部公表の主食用米の作付面積。
3：酒造好適米は、農産物規格規程（平成13年2月28日農林水産省告示第244号）に規定する醸造用玄米のうち、新市場開拓用米に該当するものを除く。
4：備蓄米の8年産作付意向は、政府買入入札の落札数量（21万トン）を1.70mmふるい目幅の直近5か年中3か年平均の全国単収（538kg/10a）で除して算出。
このため、本資料2～5頁の主食用米及び備蓄米の全都道府県の積上げは、1頁の数値と一致しない。なお、備蓄米の6年産以前の実績は、地域農業再生協議会が把握した面積。
5：加工用米及び新規需要米（新市場開拓用米、米粉用米、飼料用米及びWCS用稲）の6年産以前の実績は、取組計画の認定面積。7年産は取組計画の届出面積。
なお、新規需要米には、青刈り稲・わら専用稲（飼料作物として用いられるもの）を含む。
6：麦及び大豆の7年産以前の実績は、地方農政局等が都道府県農業再生協議会等に聞き取った面積（基幹作）。
7：単位未満で四捨五入しているため、表記上の数値による計算結果と一致しない場合がある。

水田における作付意向について（令和8年産第3回中間的取組状況（令和8年6月末時点））②

【北海道・東北・北陸】

単位：千ha

都道府県	主食用米				酒造好適米		備蓄米		戦略作物																									
				R8意向			R8意向		加工用米		新規需要米		新市場開拓用米 (輸出用米等)		米粉用米		飼料用米		WCS用稲 (稲発酵粗飼料用稲)		麦		大豆		合計									
	R7実績	R8意向	対前年実績		R6実績	R8意向			R7実績	R8意向	R7実績	R8意向	R7実績	R8意向	R7実績	R8意向	R7実績	R8意向	R7実績	R8意向	R7実績	R8意向	R7実績	R8意向	R7実績	R8意向	R7実績	R8意向	R7実績	R8意向	R7実績	R8意向	R7実績	R8意向
北海道	90.4	90.5	→	0.5	1.8	2.5			8.1	9.8	7.6	6.9	2.1	3.0	0.1	0.1	2.3	0.8	3.0	3.0	29.7	26.9	14.8	13.4	60.1	57.0								
青森	43.7	43.1	↘	0.2	4.0	4.1			0.3	0.2	5.2	2.4	0.3	0.4	0.0	0.1	4.2	1.5	0.7	0.5	0.5	0.4	4.3	4.0	10.3	6.9								
岩手	46.9	48.1	↗	0.2	0.6	0.6			0.8	0.7	5.3	4.0	0.4	0.3	0.0	0.0	2.9	1.9	2.0	1.7	3.3	3.0	3.7	3.5	13.1	11.2								
宮城	65.3	66.3	↗	0.2	2.2	2.2			1.8	1.3	6.5	4.5	0.8	0.5	0.1	0.1	3.3	2.0	2.3	1.9	2.2	1.9	8.6	8.0	19.1	15.7								
秋田	81.2	78.6	↘	0.7	2.7	2.7			5.6	6.3	2.5	2.2	0.5	0.7	0.2	0.2	0.8	0.4	1.0	0.9	0.1	0.1	7.3	6.6	15.5	15.1								
山形	57.1	55.1	↘	0.6	3.4	3.4			4.7	4.4	4.8	4.1	0.5	0.5	0.1	0.0	3.1	2.5	1.2	1.1	0.1	0.1	4.0	3.8	13.7	12.5								
福島	67.0	62.6	↘	0.4	5.6	6.3			0.9	0.3	2.4	1.6	0.1	0.3	0.0	0.0	1.4	0.6	0.9	0.7	0.4	0.4	0.8	0.7	4.5	2.9								
新潟	108.6	104.8	↘	1.7	4.7	4.8			6.6	7.2	4.2	3.1	1.5	1.1	0.7	0.8	1.3	0.7	0.6	0.6	0.2	0.2	3.3	2.8	14.4	13.3								
富山	33.7	33.4	→	0.7	1.8	1.5			1.3	1.4	2.6	2.4	0.4	0.4	0.3	0.3	1.5	1.2	0.5	0.5	2.9	2.4	3.6	3.2	10.4	9.4								
石川	22.1	21.3	↘	0.2	0.2	1.5			0.6	0.5	0.4	0.3	0.0	0.0	0.2	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	1.1	0.9	0.8	0.7	2.9	2.4								
福井	23.3	23.5	→	0.5	0.7	0.7			0.8	0.8	1.3	0.9	0.3	0.2	0.1	0.1	0.9	0.5	0.1	0.1	5.0	4.2	0.0	0.0	7.2	5.9								

注1：主食用米、備蓄米及び戦略作物の8年産作付意向は、地方農政局等が6月末時点で都道府県農業再生協議会等に聞き取った面積（麦及び大豆は基幹作の面積）。

2：主食用米の7年産実績は、統計部公表の主食用米の作付面積。

3：主食用米の対前年実績は、7年産実績と比較し、「↗：増加傾向」（1%超増加）、「→：前年並み」（増減1%以内）、「↘：減少傾向」（1%超減少）で分類。

4：酒造好適米は、農産物規格規程（平成13年2月28日農林水産省告示第244号）に規定する醸造用玄米のうち、新市場開拓用米に該当するものを除く。

5：備蓄米の6年産実績は、地域農業再生協議会が把握した面積。

6：加工用米及び新規需要米（新市場開拓用米、米粉用米、飼料用米及びWCS用稲）の7年産実績は、取組計画の届出面積。
なお、新規需要米には、青刈り稲・わら専用稲（飼料作物として用いられるもの）を含む。

7：麦及び大豆の7年産実績は、地方農政局等が都道府県農業再生協議会等に聞き取った面積（基幹作）。

8：戦略作物の8年産作付意向の数値は、7年産実績と比較し、「↗：増加傾向」（1%超増加）、「黒：前年並み」（増減1%以内）、「↘：減少傾向」（1%超減少）で分類。

水田における作付意向について（令和8年産第3回中間的取組状況（令和8年6月末時点））③

【関東・東海】

単位:千ha

都道府県	主食用米				酒造好適米	備蓄米		戦略作物																											
								加工用米		新規需要米				新市場 開拓用米 (輸出用米等)				米粉用米				飼料用米				WCS用稲 稲発酵粗 飼料用稲				麦		大豆		合計	
	R7 実績	R8 意向	対前年 実績	R8 意向	R6 実績	R8 意向	R7 実績	R8 意向	R7 実績	R8 意向	R7 実績	R8 意向	R7 実績	R8 意向	R7 実績	R8 意向	R7 実績	R8 意向	R7 実績	R8 意向	R7 実績	R8 意向	R7 実績	R8 意向	R7 実績	R8 意向	R7 実績	R8 意向	R7 実績	R8 意向					
茨城	66.7	68.5	↗	0.1	0.1	0.2	1.1	1.1	5.7	3.8	0.9	1.0	0.1	0.1	4.2	2.3	0.5	0.5	3.6	3.2	0.7	0.6	11.0	8.7											
栃木	58.1	59.3	↗	0.5	1.1	1.1	1.7	1.2	7.2	5.4	0.0	0.1	0.2	1.6	5.0	2.0	2.0	1.7	6.6	5.7	0.4	0.3	15.9	12.7											
群馬	14.7	14.6	→	0.0	-	-	0.2	0.3	0.9	0.7	0.0	0.0	0.1	0.1	0.2	0.1	0.6	0.5	1.4	1.3	0.1	0.1	2.6	2.4											
埼玉	30.6	30.5	→	0.0	0.0	0.1	0.0	0.0	1.3	1.3	0.0	0.1	0.3	0.5	0.8	0.6	0.1	0.1	2.2	2.3	0.3	0.3	3.8	3.9											
千葉	53.1	54.2	↗	0.0	0.1	0.1	1.5	1.5	3.2	2.0	0.1	0.1	0.0	0.1	2.1	1.0	1.0	0.8	0.4	0.4	0.2	0.2	5.3	4.1											
東京	0.1	0.1	→	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-											
神奈川	2.8	2.8	→	-	-	-	-	-	0.0	0.0	-	-	-	-	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0											
山梨	4.6	4.5	↘	0.0	-	-	0.1	0.0	0.1	0.1	-	0.1	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.1	0.1	0.1	0.1	0.2	0.3											
長野	30.0	29.9	→	0.9	0.2	0.2	0.4	0.4	0.6	0.5	0.2	0.2	0.0	0.0	0.1	0.1	0.2	0.2	2.3	2.1	0.6	0.5	3.9	3.5											
岐阜	20.8	21.2	↗	0.2	0.1	0.1	1.0	0.9	2.1	1.7	0.1	0.1	0.1	0.1	1.7	1.2	0.3	0.3	3.6	3.6	0.2	0.2	6.9	6.4											
静岡	14.7	15.1	↗	0.1	0.0	0.0	0.0	0.1	0.6	0.3	0.0	0.0	0.0	0.0	0.3	0.1	0.3	0.1	0.2	0.1	0.0	0.0	0.8	0.5											
愛知	25.7	25.5	→	0.1	0.1	0.1	0.5	0.6	1.4	1.4	0.0	0.0	0.3	0.3	1.0	0.9	0.1	0.1	5.6	5.2	0.0	0.0	7.6	7.2											
三重	25.7	25.9	→	0.1	-	-	0.1	0.1	1.3	1.0	0.1	0.1	0.0	0.0	0.9	0.6	0.3	0.3	6.7	6.1	0.1	0.2	8.2	7.4											

注1：主食用米、備蓄米及び戦略作物の8年産作付意向は、地方農政局等が6月末時点で都道府県農業再生協議会等に聞き取った面積（麦及び大豆は基幹作の面積）。

2：主食用米の7年産実績は、統計部公表の主食用米の作付面積。

3：主食用米の対前年実績は、7年産実績と比較し、「↗：増加傾向」（1%超増加）、「→：前年並み」（増減1%以内）、「↘：減少傾向」（1%超減少）で分類。

4：酒造好適米は、農産物規格規程（平成13年2月28日農林水産省告示第244号）に規定する醸造用玄米のうち、新市場開拓用米に該当するものを除く。

5：備蓄米の6年産実績は、地域農業再生協議会が把握した面積。

6：加工用米及び新規需要米（新市場開拓用米、米粉用米、飼料用米及びWCS用稲）の7年産実績は、取組計画の届出面積。
なお、新規需要米には、青刈り稲・わら専用稲（飼料作物として用いられるもの）を含む。

7：麦及び大豆の7年産実績は、地方農政局等が都道府県農業再生協議会等に聞き取った面積（基幹作）。

8：戦略作物の8年産作付意向の数値は、7年産実績と比較し、「↗：増加傾向」（1%超増加）、「→：前年並み」（増減1%以内）、「↘：減少傾向」（1%超減少）で分類。

水田における作付意向について（令和8年産第3回中間的取組状況（令和8年6月末時点））⑤

【四国・九州・沖縄】

単位：千ha

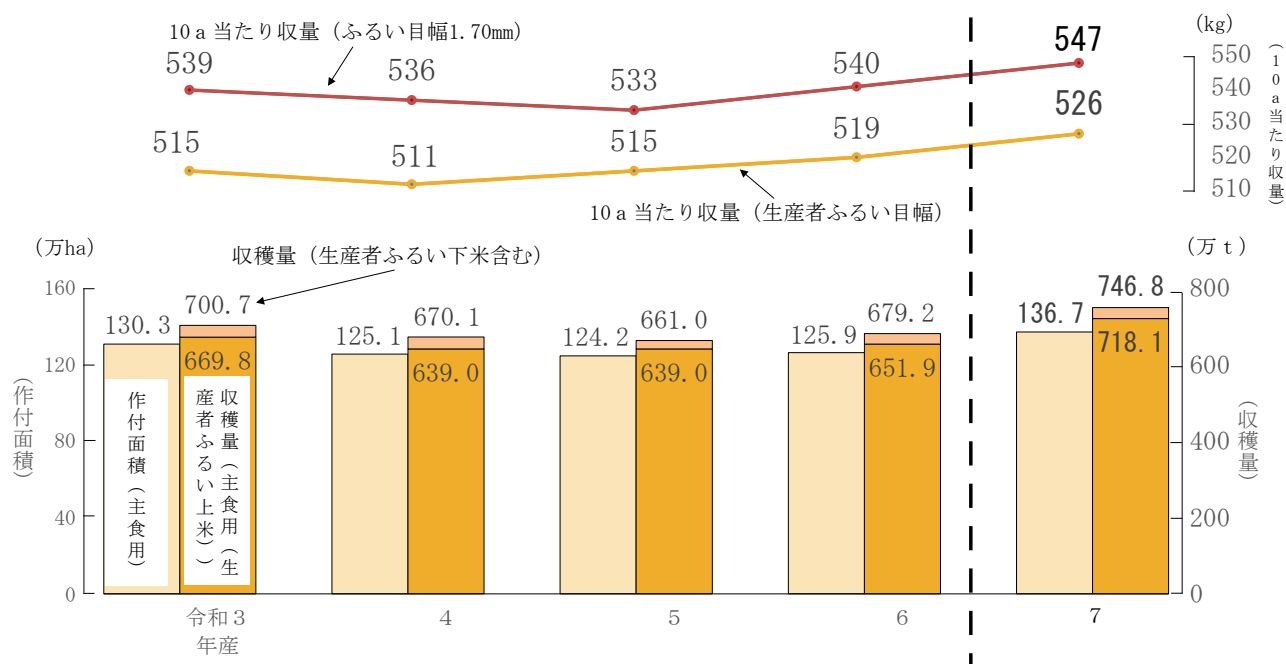
都道府県	主食用米				酒造好適米	備蓄米		戦略作物																			
								加工用米		新規需要米		新市場 開拓用米 (輸出用米等)		米粉用米		飼料用米		WCS用稲 (稲発酵粗 飼料用稲)		麦		大豆		合計			
	R7 実績	R8 意向	対前年 実績	R8 意向																						R6 実績	R8 意向
徳島	10.3	10.3	→	0.1	0.1	0.1	0.0	0.0	0.4	0.3	0.0	0.0	0.0	0.0	0.2	0.1	0.2	0.1	0.0	0.0	0.0	0.0	0.4	0.3			
香川	10.1	10.1	→	0.0	-	-	0.0	0.1	0.4	0.4	0.0	0.0	0.0	0.0	0.1	0.0	0.3	0.3	1.1	1.1	0.0	0.0	1.6	1.6			
愛媛	12.7	12.9	↗	0.0	-	-	0.0	0.0	0.4	0.3	-	-	0.0	0.0	0.2	0.1	0.2	0.2	0.4	0.4	0.3	0.2	1.1	0.9			
高知	10.5	10.7	↗	0.1	0.0	0.0	0.1	0.1	0.8	0.6	-	-	0.0	0.0	0.5	0.3	0.3	0.3	0.0	0.0	0.0	0.0	1.0	0.7			
福岡	34.5	35.2	↗	0.4	0.0	0.0	0.2	0.2	3.1	2.7	0.0	-	0.2	0.3	0.9	0.6	2.0	1.8	1.2	0.9	6.7	6.2	11.2	9.9			
佐賀	23.7	24.5	↗	0.1	-	0.1	0.3	0.3	2.2	1.8	0.0	0.0	0.0	0.0	0.5	0.3	1.8	1.5	0.2	0.2	6.3	5.7	9.0	8.0			
長崎	9.5	9.5	→	0.0	-	-	0.0	0.0	1.5	1.4	0.0	0.0	0.0	0.0	0.1	0.1	1.4	1.3	0.1	0.1	0.2	0.1	1.8	1.6			
熊本	31.9	33.1	↗	0.1	-	0.2	0.3	0.2	8.9	7.6	0.0	0.0	0.1	0.1	0.6	0.4	8.2	7.1	0.6	0.6	1.7	1.5	11.6	10.0			
大分	18.9	19.2	↗	0.0	0.0	0.0	0.1	0.1	3.3	3.0	0.0	0.0	0.1	0.2	1.0	0.7	2.3	2.0	0.6	0.6	0.8	0.7	4.9	4.3			
宮崎	13.5	14.3	↗	0.0	-	-	1.5	1.7	7.6	6.7	0.0	0.0	0.0	0.0	0.8	0.5	6.8	6.2	0.0	0.0	0.2	0.2	9.3	8.6			
鹿児島	17.6	18.0	↗	0.0	-	-	0.9	0.9	3.8	3.2	-	-	0.0	0.0	0.3	0.2	3.4	3.0	0.1	0.1	0.2	0.2	5.0	4.4			
沖縄	0.6	0.6	↗	-	-	-	0.0	0.0	0.0	0.0	-	-	0.0	-	0.0	-	0.0	0.0	-	-	-	-	0.1	0.1			

注1：主食用米、備蓄米及び戦略作物の8年産作付意向は、地方農政局等が6月末時点で都道府県農業再生協議会等に関き取った面積（麦及び大豆は基幹作の面積）。
2：主食用米の7年産実績は、統計部公表の主食用米の作付面積。
3：主食用米の対前年実績は、7年産実績と比較し、「↗：増加傾向」（1%超増加）、「→：前年並み」（増減1%以内）、「↘：減少傾向」（1%超減少）で分類。
4：酒造好適米は、農産物規格規程（平成13年2月28日農林水産省告示第244号）に規定する醸造用玄米のうち、新市場開拓用米に該当するものを除く。
5：備蓄米の6年産実績は、地域農業再生協議会が把握した面積。
6：加工用米及び新規需要米（新市場開拓用米、米粉用米、飼料用米及びWCS用稲）の7年産実績は、取組計画の届出面積。
なお、新規需要米には、青刈り稲・わら専用稲（飼料作物として用いられるもの）を含む。
7：麦及び大豆の7年産実績は、地方農政局等が都道府県農業再生協議会等に関き取った面積（基幹作）。
8：戦略作物の8年産作付意向の数値は、7年産実績と比較し、「↗：増加傾向」（1%超増加）、「→：前年並み」（増減1%以内）、「↘：減少傾向」（1%超減少）で分類。

令和7年産主食用米の収穫量

- 令和7年産の水稻の生産者が使用しているふるい目幅(1.80mm~1.90mm)ベースの収穫量(主食用)は718.1万トンで、前年産に比べ66.2万トン増加した。これは、
 - ① 作付面積(主食用)が、新規需要米や備蓄米等からの転換等があったため、136.7万haで、前年産に比べ10.8万ha増加となったことに加え、
 - ② 全国の10a当たり収量(生産者が使用しているふるい目幅ベース)は、一部地域で5月上旬から6月中旬にかけての気温や日照時間が前年を下回る地域があったものの、多くの地域で総じて天候に恵まれたため、526kgで、前年産に比べ7kg増加したためである。
- 令和7年産の水稻のふるい目幅1.70mmベースの収穫量(主食用)は746.8万トンで、前年産に比べ67.6万トン増加した。

【水稻の作付面積（主食用）、10a 当たり収量及び収穫量の推移（全国）】



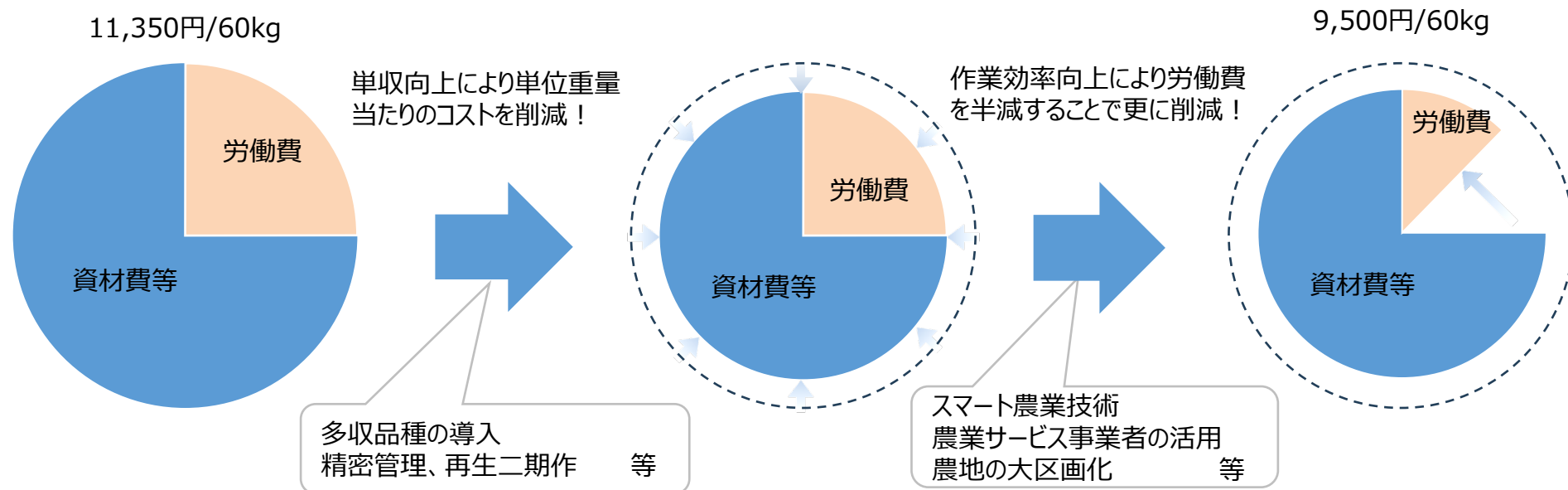
資料：農林水産省大臣官房統計部「作物統計調査 令和7年産水陸稲の収穫量」

- 注：1 作付面積（主食用）とは、青刈り面積を含めた水稻全体の作付面積から、備蓄米、加工用米、新規需要米等の作付面積を除いた面積である。
- 2 10a 当たり収量（生産者ふるい目幅）及び収穫量（主食用（生産者ふるい上米））は、生産者が使用しているふるい目幅で選別された玄米の重量である。
- 3 10a 当たり収量（ふるい目幅1.70mm）及び収穫量（生産者ふるい下米含む）は、ふるい目幅1.70mmで選別された玄米の重量である。

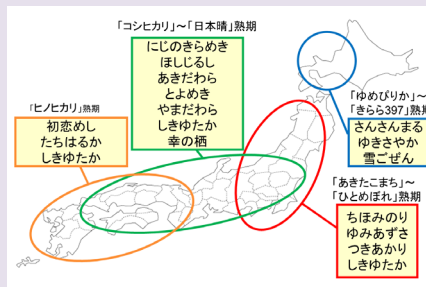
米の生産コスト低減に向けた取組

- 規模拡大による生産コストの削減効果が表れている15ha以上の作付経営体において、更なる生産コストの削減に向け、**コスト全体を削減することが可能となる単収の向上が重要**。特に、**輸出や中食・外食ニーズへ対応するため、多収品種の導入は重要**。
- さらに、今後、一人あたりの経営面積の増加が見込まれることから、**農地の集積・集約、大区画化を進め、スマート農機に適したほ場整備を進めることにより、スマート農機の効果を最大限に発揮し、労働時間を大幅に削減**。

【15ha以上の水稻作付経営体における60kgあたりの生産コスト削減のイメージ】



○ 多収品種

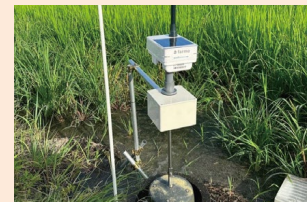


従来品種に比べ、単収が1～2割程度増加。
高温耐性や耐病性を備えた品種もあり、品種転換だけで大きく生産性が向上。

○ スマート農業技術



ドローンによる追肥作業等の省力化



ほ場水管理システムによる見回り時間を削減

ほ場に出向かずとも適切な水管理や肥培管理作業が可能。
労働時間の大幅な削減が見込まれる。

米の生産コスト低減に向けた具体的取組例

- 担い手への農地集積・集約を加速化するとともに大規模経営に適合した省力栽培技術・品種の開発・導入を進め、産業界の努力も反映して農機具費等の生産資材費の低減を推進。

省力・多収栽培技術の導入

● 省力栽培技術

直播栽培

育苗・田植えを省略。

直播栽培に適した水管理と雑草管理ができれば、労力削減とコスト低減につながる。

コーティング無しの直播技術も発展。



無人ヘリやドローンの活用も可能

高密度播種苗栽培

育苗箱数・床土使用量を減らせるため、資材費の低減が可能。田植機への苗供給も少なく省力的。



スマート農業技術の活用

(例)

営農管理システムの導入
→作業のムダを見つけて手順を改善。
水管理システム
→水管理の見回りを削減。

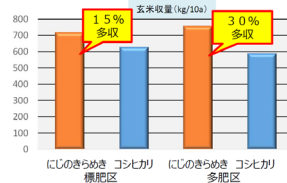


● 多収栽培技術・品種

多収品種

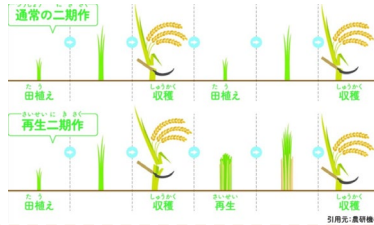
多収品種による増収で、60kg当たりの生産コストを低減。

(品種例)
・つきあかり
・にじのきらめき



再生二期作栽培

収穫後の株から再生して出る稲穂を二期作物として育て収穫。
通常の二期作ほどの労力は不要で、一期作のみと比較して増収につながる。



担い手への農地集積・集約等

● 担い手への農地集積率 7割 (2030年度)

- ・分散錯圖の解消
- ・農地の大区画化、汎用化

生産資材費の低減

農業機械の低価格化

- ・全農では、農業者のニーズを踏まえて機能を絞込んだ仕様を決定し、最も高い要求を満たした農機メーカーから農機を共同購入。
- ・基本性能を絞った海外向けモデルの国内展開



肥料コストの低減

- ・土壌診断に基づく施肥量の適正化（肥料の自家配合等）、精密可変施肥
- ・化学肥料から鶏糞等への転換
- ・共同購入、大口購入による価格交渉
- ・フレキシブルコンテナの利用（機械化による省力化等）



合理的な農薬使用

- ・発生予測による効果的かつ効率的防除
- ・輪作体系や抵抗性品種の導入等の多様な手法を組み合わせた防除 (IPM)
⇒ 化学農薬使用量抑制

未利用資源の活用

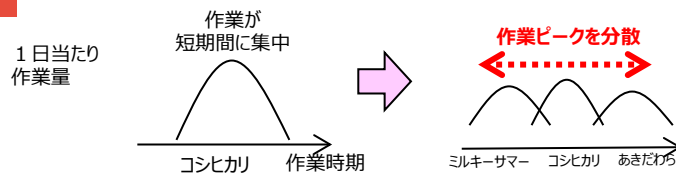
- ・鶏糞焼却灰等の利用



大規模経営への適合

● 作期の異なる品種の組合せ

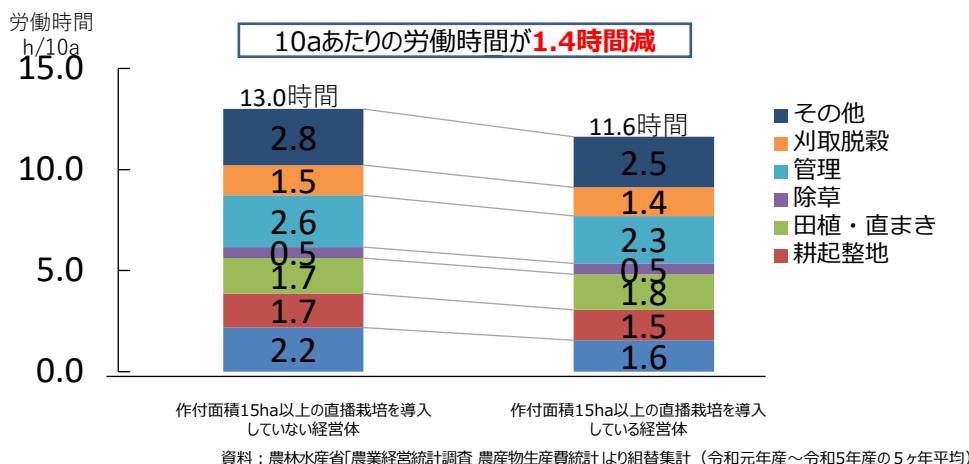
作期を分散することで、同じ人数で作付を拡大でき、機械稼働率も向上



水稻の直播栽培

- 労働負担が大きい田植えを行わないことにより、軽労化が可能となる技術として湛水直播、乾田直播技術が確立済み。
- 近年はこれに加え、栽培期間中に湛水しない節水型乾田直播技術が出現。
- 移植栽培と比較し、収量の安定性が劣るため、取り組む農業者は限られていたが、労働力不足が顕在化する中で徐々に面積が増加。
- 大規模農業者は、春期の作業量が作付け規模決定の主要因の一つになっており、将来的に農業者の減少・更なる大規模化が進む中で、直播は重要な技術。また、収穫期が1～2週間程度遅れることから、移植栽培と組み合わせることにより作業ピークを分散し、担い手1人当たりの経営面積の拡大に有効。

○直播栽培導入による労働時間削減効果



○直播技術の種類

湛水直播（技術確立済）

- ・湛水状態で播種する栽培技術。
- ・**作業負担の大きい田植えが不要**となるため、省力化。

乾田直播（技術確立済）

- ・畑状態で播種し、一定期間後に水を張る栽培技術。
- ・田植えに加え、**代かきも不要**となるため更に省力化。



導入ハードルの低減による普及

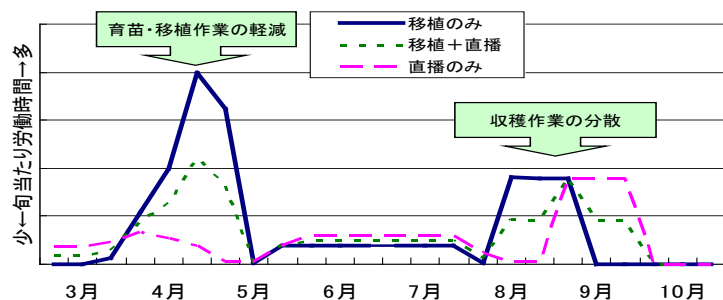
節水型乾田直播（新技術）

- ・畑状態で播種し、苗立後に湛水管理する乾田直播とは異なり、苗立後の灌漑水の使用量を大幅に抑える栽培技術。
- ・田植え、代かきに加え**水管理も省力化**。
- ・従来の水稻栽培とは異なる栽培管理が必要な技術であり、現状収量が極めて不安定。



収量安定化に向け、技術確立が必要

○直播栽培導入による労働時間の変化のイメージ



水稻の直播栽培面積

- 水稻直播栽培は、種籾を水田に直接播種する技術であり、全国で約4.2万ha（令和6年産）の取組。
（全水稻作付面積約151.4万haの約3%）
- 令和6年産の水稻直播栽培面積は、規模拡大を図る担い手における取組増加等により、前年比108%で推移。
- 出芽・苗立ちの不安定性等から、収量は移植栽培に比べて低下する可能性があるため、直播技術に応じた適切な栽培管理が必要。

○ 現在主に取り組まれている方式

直播方法	名称
湛水直播	カルパーコーティング湛水土壤中直播
	鉄コーティング直播
	べんモリ直播
乾田直播	不耕起V溝乾田直播
	プラウ耕鎮圧体系乾田直播【東北地方版】

○ 近年普及が開始されている方式

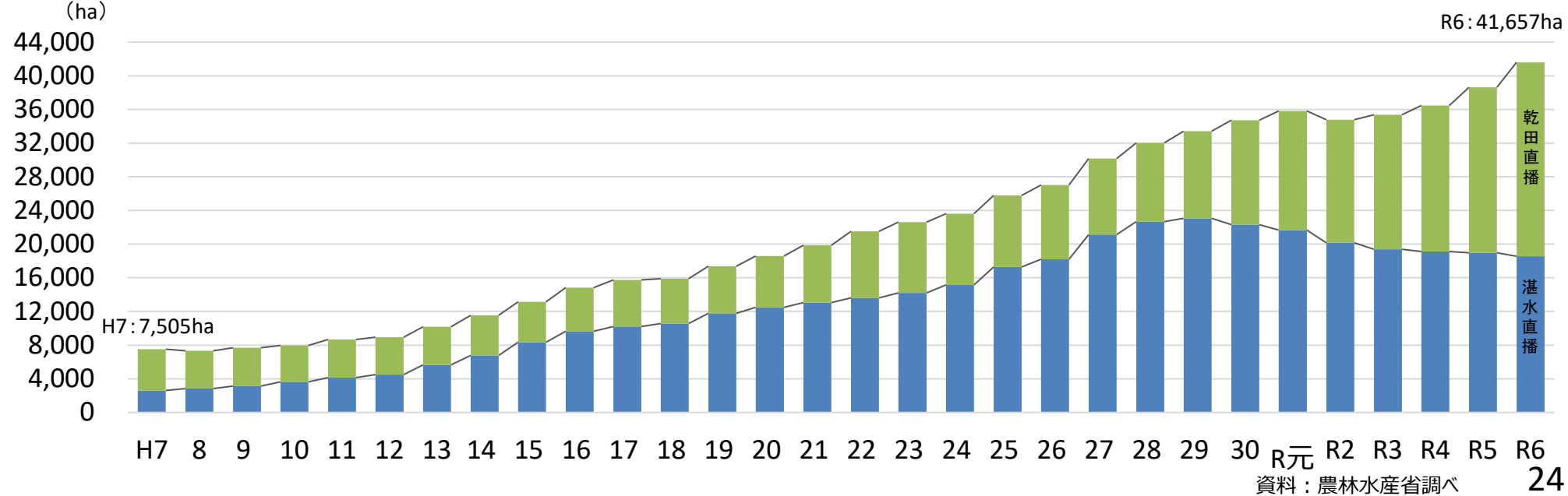
直播方法	名称
湛水直播	リゾケアXL湛水直播栽培
	無コーティング種子代かき同時浅層土中播種
乾田直播	振動ローラ式乾田直播【九州地方版】

○ 主な必要な農業機械

共 通	トラクター、播種機、畔塗り機、溝切り機
湛水直播	代かき機
乾田直播	鎮圧機、ブームスプレーヤー

※ 耕起：サブソイラ、チゼルプラウ、スタブルカルチなど
砕土・整地・均平：ロータリハロー、パワーハロー、レーザーレベラなど

○ 水稻直播栽培面積の推移



<対策のポイント>

担い手の大幅な減少が見込まれる中で、農業者の所得確保及び稲作農業の体質強化を図るためには、**生産コストの低減に対する意識を醸成した上で、多収品種の導入、スマート農業技術の導入や、革新的な技術の検証等**が急務となることから、**米の超低コスト生産の実現に向けた取組・新技術の検証や、大規模化等に伴う労働力不足への対応策ともなる水稻直播栽培への挑戦**を支援します。

<政策目標>

米の生産コストの低減（15ha以上の経営体：11,350円/60kg〔令和5年度〕→9,500円/60kg〔令和12年度まで〕）

<事業の内容>

<事業のイメージ>

1. 稲作の超低コスト生産確立事業 514百万円

稲作の大幅なコスト低減を目指すため、**産地全体で取り組む経営分析・技術実証や、革新的な技術の実証等の取組**を支援します。

- (1) 地域広がり支援タイプ**
- ① **農業者協働実証型**（上限1,000万円/実施主体）
地域の関係者と連携する農業者が、大幅なコスト低減を目指して行う**コスト分析や技術実証等**の取組を支援します。
 - ② **地域モデル構築型**（上限3,000万円/実施主体）
大幅なコスト低減を目指す産地に対して、**地域計画等の単位**で行う**コスト分析や技術実証等**の取組を支援します。
- (2) 新技術現地検証タイプ**
農業者の**革新的な技術の実証、結果の経営・技術分析や、情報交換会の開催等**の取組を支援します。

(関連事業)

食料安全保障強化に向けた水稻の低コスト・多収栽培技術の開発
【令和7年度補正予算】 170百万円

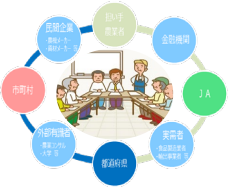
各地域における**乾田直播や再生二期作**に適した多収品種等を選定するとともに、その能力を最大限に発揮するための**極めて低コストな栽培技術**を開発します。また、**節水型乾田直播**の確立に向けた水管理や雑草防除技術等を開発します。

2. 水稻直播栽培導入促進事業 50百万円

1 経営体の作付面積の増加が見込まれる中で、春作業を大幅に省力化できるものの、取組が限定的となっている**直播への挑戦**を支援するため、**専用機器を導入することなく、試験的に播種作業等を外部委託**するために必要な経費を支援します。

【1. 稲作の超低コスト生産確立事業】

(1) **地域広がり支援タイプ**



① 農業者協働実証型
地域の関係者と連携する農業者による大幅なコスト低減に向けた経営分析・技術実証を支援

(2) **新技術現地検証タイプ**



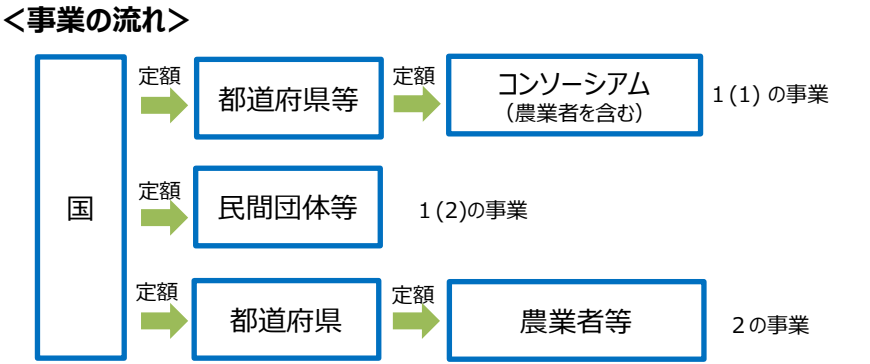
節水型乾田直播 再生二期作 一般品種 超多収品種 多収品種の導入

革新的な技術の実証・効果分析を支援

【2. 水稻直播栽培導入促進事業】



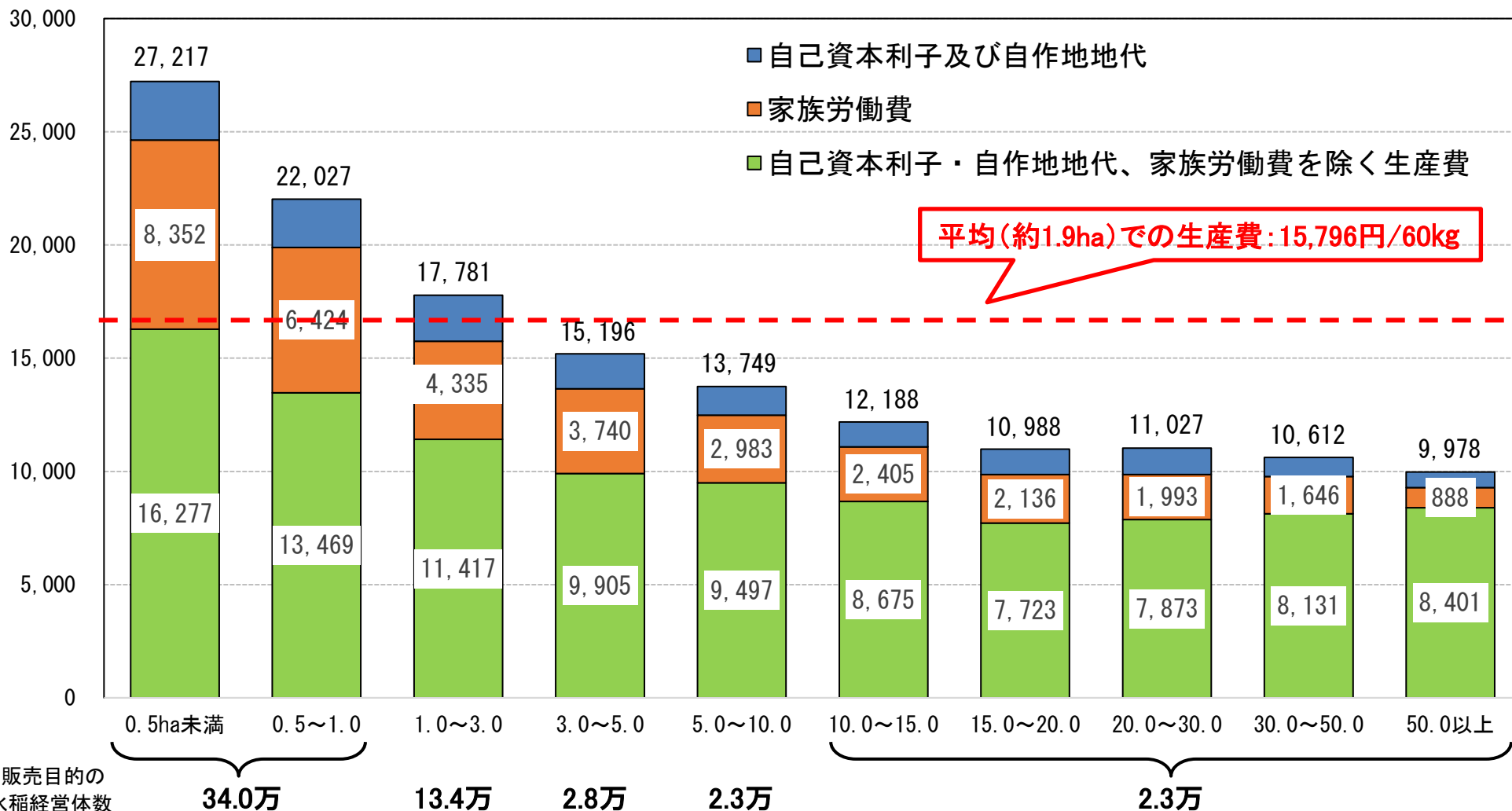
今後の規模拡大等に向けて、農業者の直播の試験的な取組を支援



米の作付規模別60kg当たり生産費（令和6年産）

- 水稻は作付け規模により生産コストが減少していく典型的な作物である。
- 総作付面積が同規模であっても団地化等により、まとまって作付けすることで生産費の低減が見込まれる。

(円/60kg)



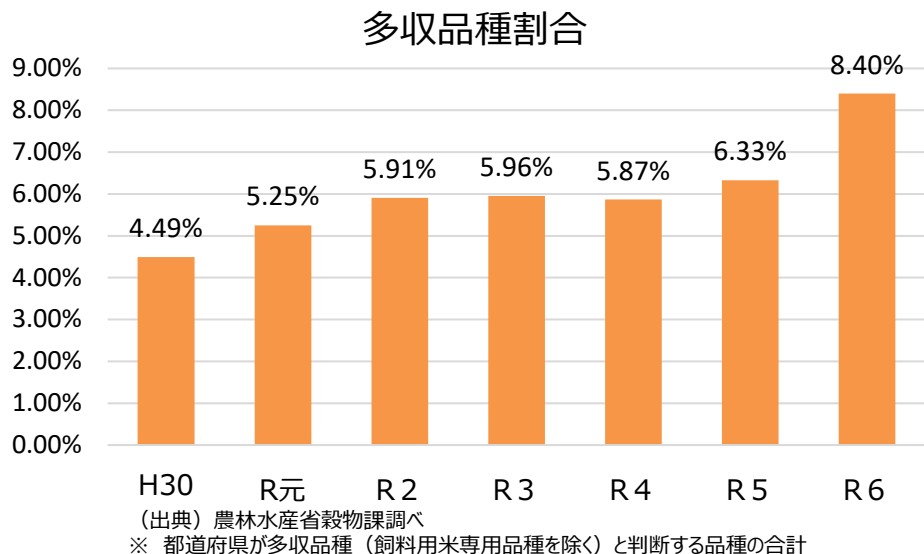
出典: 農産物生産費統計(個別経営体)(組替集計)、農業構造動態調査

注: 作付面積30ha以上かつ10a当たり資本利子・地代全額算入生産費に対する「賃借料及び料金」の割合が50%以上の経営体を除いた個別経営体の数値である。

主食用米の主な多収品種

- 輸出用米、中食・外食用の需要が増加する中で、需要に応じた生産を推進するためには、高単収な多収品種を導入し、農家所得を向上することが重要。
- 多収品種は増加傾向にあり、令和6年産に占める多収品種の割合は8.4%となっている。

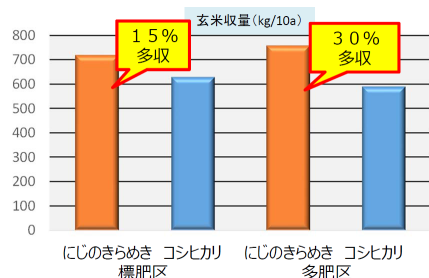
○ 農産物検査数量における多収品種割合の推移



○ 多収品種の例

「にじのきらめき」

- ・大粒で業務用に適する多収の極良食味品種。
- ・高温耐性に優れ、縞葉枯病に抵抗性。
- ・既存の普及品種比10～30%増。



○ 主な多収品種

(千トン)

No.	品種名	数量 (令和6年産)	上位3都道府県
1	にじのきらめき	58.2	茨城、新潟、群馬
2	天のつづ	50.3	福島
3	あさひの夢	24.0	群馬、茨城
4	めんこいな	22.5	秋田
5	ゆきん子舞	22.3	新潟
6	つきあかり	20.1	新潟、福島、岩手
7	あきさかり	15.1	福井、徳島、岐阜
8	アケボノ	14.0	岡山
9	えみまる	12.5	北海道
10	里山のつづ	11.7	福島
11	ほしじるし	11.3	岐阜、茨城、栃木
12	ゆめおぼこ	8.8	秋田
13	ふくまる	8.1	茨城
14	あきほなみ	7.8	鹿児島
15	みずほの輝き	7.7	新潟
16	ちほみのり	7.4	秋田、新潟、福島
17	風さやか	6.2	長野
18	にこまる	5.8	岡山
19	み系358	5.1	宮崎
20	そらきり	4.7	北海道

(出典) 農林水産省穀物課調べ

※1 都道府県が多収品種（飼料用専用品種を除く）と判断する品種のうち数量の多い上位20品種

※2 数量は、農産物検査の数量より推計

米の生産コスト低減に向けた取組について（令和5年度実証事業）

令和5年度『稲作農業の体質強化に向けた超低コスト産地育成事業』取組事例

- 事業実施主体：愛知県米トータル生産コスト低減対策協議会
（県、4市町村、JA、農業者（5経営体）等）
 - 水稻作付面積：148ha（R5年度）

コスト低減効果：R2年度 14,082円/60kg

⇒ **R5年度 11,019円/60kg（▲3,063円/60kg）**

- 主な取組内容【R5年度】（取組2年目）

技術実証に係る取組

『V溝直播＋止水板＋水位センサー＋自動給水装置』

⇒ 育苗時間削減、作期分散による生産性向上、
水管理見回り回数減少による労働費の削減
（慣行：3.9回/週 ⇒ 設置後：1.7回/週）



『AgriLook（生育予測診断システム）＋衛星画像診断』による適所施肥

⇒ 生育不良圃場の把握により、追肥ほ場では、単収が向上

コシヒカリ 追肥なし：466kg/10a、追肥あり：528kg/10a
あいちのかおり 追肥なし：565kg/10a、追肥あり：640kg/10a



生産コスト分析、人材育成に係る取組

- | | | |
|------------------|---|-----------------|
| コンサルタントによる | } | 生産者の
コスト意識向上 |
| ✓ コスト・経営分析 | | |
| ✓ コスト低減・経営改善指導研修 | | |

生産コスト低減の検討、成果普及に係る取組

低コスト生産のための改善検討会の開催、取組成果報告会の開催

- 事業実施主体：佐賀県産米生産コスト低減対策協議会
（県、3市町、農業者（5経営体）等）
 - 水稻作付面積：73ha（R5年度）※中山間地を含む

コスト低減効果：R4年度 13,294円/60kg

⇒ **R5年度 12,313円/60kg（▲981円/60kg）**

- 主な取組内容【R5年度】（取組1年目）

技術実証に係る取組

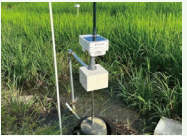
『ドローン播種』

⇒ 種まき、育苗、苗移動、田植え時間の削減
（慣行：228分/10a ⇒ 実施後：55分/10a）



『水位センサー』

⇒ 田植え前水管理、田植え後水管理時間の削減
（慣行：150分/10a ⇒ 実施後：37.5分/10a）



『ラジコン草刈機』

⇒ 堤、畦畔の草刈り時間の削減
（慣行：40分 ⇒ 実施後：28分）



『ロボットトラクター』

⇒ トラクター作業時間の削減
（慣行：90分/10a ⇒ 実施後：45分/10a）



生産コスト分析、人材育成に係る取組

- | | | |
|------------------|---|-----------------|
| コンサルタントによる | } | 生産者の
コスト意識向上 |
| ✓ コスト・経営分析 | | |
| ✓ コスト低減・経営改善指導研修 | | |

生産コスト低減の検討、成果普及に係る取組

低コスト生産のための改善検討会の開催、取組成果報告会の開催



米の生産コスト低減により、

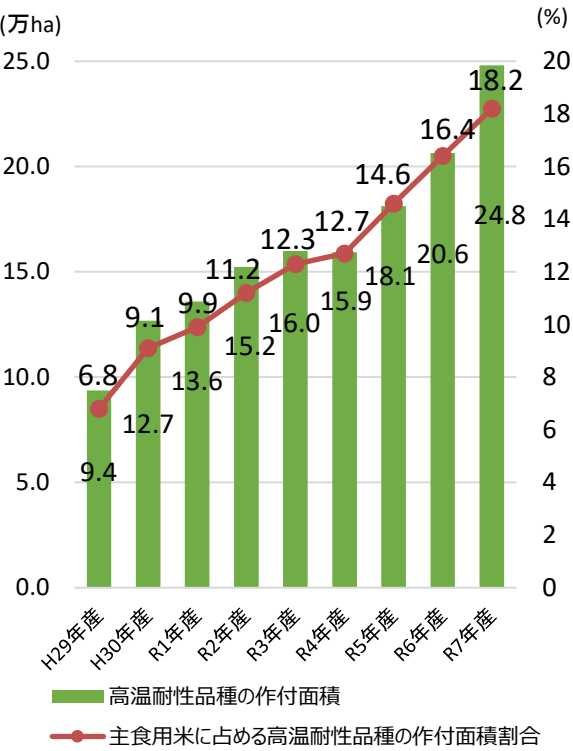
- 主食用米の米価変動に耐え得る生産
- 輸出等の新市場開拓用米の可能性を拡大

- 今後の課題
主食用米の生産を集約し、他作物の生産を拡大

水稻の高温耐性品種

- 高温耐性品種は、高温下でも白未熟粒等による品質低下や不稔等による収量減少が起こりにくい品種をいう。
- 令和7年産の高温耐性品種の作付面積は約24.8万haで、主食用作付面積に占める割合は約18%。
- 気候変動の影響により、今後も長期的な高温傾向が続くおそれがあり、高温耐性品種への転換が求められる。

○ 高温耐性品種の作付状況



出典：農林水産省「令和7年地球温暖化影響調査レポート」
 ※1 高温耐性品種とは、高温にあっては玄米品質や収量が低下しにくい品種で、地球温暖化による影響に適応することを目的として導入された面積について、都道府県から報告があったものを取りまとめたもの。
 ※2 高温耐性品種の作付面積には推計値も含まれる。

都道府県	高温耐性品種が占める割合	主な高温耐性品種	検査数量1位の主食用品種
北海道	—	—	ななつぼし
青森	15.1	はれわた	まっしぐら
岩手	—	—	ひとめぼれ
宮城	9.1	つや姫	ひとめぼれ
秋田	2.3	サキホコレ	あきたこまち
山形	29.5	つや姫	はえぬき
福島	1.8	にじのきらめき	コシヒカリ
茨城	10.1	にじのきらめき	コシヒカリ
栃木	33.3	とちぎの星	コシヒカリ
群馬	9.7	にじのきらめき	あさひの夢
埼玉	28.8	彩のきずな	彩のきずな
千葉	39.2	ふさこがね	コシヒカリ
東京	0.0	はるみ	—
神奈川	9.0	てんこもり	はるみ
新潟	29.4	こしいぶき、新之助	コシヒカリ
富山	25.8	てんたく、富富富	コシヒカリ
石川	33.2	ゆめみづほ、ひやくまん穀	コシヒカリ
福井	44.6	ハナエチゼン、いちほまれ	コシヒカリ
山梨	1.7	にじのきらめき	コシヒカリ
長野	0.7	にじのきらめき	コシヒカリ
岐阜	3.7	にじのきらめき	ハツシモ
静岡	34.3	きぬむすめ	コシヒカリ
愛知	7.2	あいちのこころ	あいちのかおり
三重	1.8	なついろ	コシヒカリ

都道府県	高温耐性品種が占める割合	主な高温耐性品種	検査数量1位の主食用品種
滋賀	12.0	みずかがみ	コシヒカリ
京都	0.8	京式部	コシヒカリ
大阪	25.4	にこまる	ヒノヒカリ
兵庫	9.0	きぬむすめ	コシヒカリ
奈良	0.1	にじのきらめき	ヒノヒカリ
和歌山	40.7	きぬむすめ	きぬむすめ
鳥取	40.8	きぬむすめ	きぬむすめ
島根	47.3	きぬむすめ	きぬむすめ
岡山	29.5	きぬむすめ	アケボノ
広島	19.4	あきさかり	コシヒカリ
山口	22.7	きぬむすめ	ひとめぼれ
徳島	29.5	あきさかり	コシヒカリ
香川	29.2	あきさかり	コシヒカリ
愛媛	26.4	にこまる	コシヒカリ
高知	7.8	にこまる	コシヒカリ
福岡	24.9	元気つくし	夢つくし
佐賀	66.9	さがびより	さがびより
長崎	49.8	なつほのか、にこまる	にこまる
熊本	14.1	くまさんの輝き	ヒノヒカリ
大分	25.7	なつほのか	ヒノヒカリ
宮崎	4.1	夏の笑み	コシヒカリ
鹿児島	24.4	あきほなみ	ヒノヒカリ
沖縄	—	—	ひとめぼれ
全国	18.2		29

販売目的で作付けした水稻の作付面積規模別農業経営体数（平成26年～令和7年）

- 販売目的で水稻作付を行う農業経営体の総数は一貫して減少（平成26年 1,000千戸→令和7年 538千戸）。
- 北海道では10ha以上作付している農業経営体が4割超まで増加（平成26年 26.8%→令和7年 42.6%）。都府県では1ha未満農業経営体数が約2/3を占めるものの、5ha以上作付している農業経営体の数・割合が増加しており（平成26年 35千戸（3.5%）→令和7年 44千戸（8.2%））、大規模農家の割合は増加傾向にある。

	北海道					都府県					
	計	3ha未満	3ha～5ha	5ha～10ha	10ha以上	計	1ha未満	1ha～2ha	2ha～3ha	3ha～5ha	5ha以上
平成26年	14 (100.0)	3 (23.2)	3 (18.1)	4 (31.9)	4 (26.8)	997 (100.0)	707 (70.9)	171 (17.1)	51 (5.1)	34 (3.4)	35 (3.5)
平成27年	13 (100.0)	3 (23.1)	2 (15.6)	4 (31.4)	4 (29.9)	939 (100.0)	660 (70.3)	159 (16.9)	50 (5.3)	36 (3.8)	35 (3.7)
平成28年	13 (100.0)	3 (23.4)	2 (16.4)	4 (27.3)	4 (32.8)	876 (100.0)	599 (68.4)	153 (17.5)	51 (5.8)	34 (3.9)	39 (4.4)
平成29年	13 (100.0)	3 (22.2)	2 (13.5)	4 (31.7)	4 (32.5)	821 (100.0)	556 (67.7)	144 (17.5)	47 (5.7)	34 (4.2)	41 (5.0)
平成30年	13 (100.0)	3 (23.4)	2 (14.8)	4 (28.9)	4 (32.8)	793 (100.0)	531 (66.9)	141 (17.8)	46 (5.8)	34 (4.3)	42 (5.3)
平成31年 (令和元年)	12 (100.0)	3 (22.0)	2 (14.6)	4 (28.5)	4 (34.1)	766 (100.0)	507 (66.1)	138 (18.0)	44 (5.8)	34 (4.5)	43 (5.6)
令和2年	11 (100.0)	2 (19.6)	2 (14.2)	3 (29.3)	4 (37.0)	703 (100.0)	449 (63.9)	131 (18.7)	45 (6.5)	35 (4.9)	43 (6.0)
令和3年	10 (100.0)	2 (19.0)	1 (14.0)	3 (26.0)	4 (40.0)	644 (100.0)	410 (63.6)	121 (18.7)	41 (6.3)	31 (4.8)	42 (6.5)
令和4年	10 (100.0)	2 (20.0)	1 (13.7)	3 (27.4)	4 (40.0)	601 (100.0)	381 (63.4)	111 (18.4)	39 (6.4)	30 (4.9)	41 (6.8)
令和5年	9 (100.0)	2 (17.2)	1 (12.9)	3 (28.0)	4 (41.9)	567 (100.0)	358 (63.1)	105 (18.6)	36 (6.3)	28 (4.9)	40 (7.1)
令和6年	9 (100.0)	2 (17.2)	1 (11.5)	2 (27.6)	4 (42.5)	539 (100.0)	340 (63.0)	100 (18.6)	33 (6.1)	27 (5.0)	40 (7.4)
令和7年	9 (100.0)	2 (18.4)	1 (12.9)	2 (26.1)	4 (42.6)	530 (100.0)	318 (60.0)	101 (19.0)	37 (7.0)	30 (5.7)	44 (8.2)

注：平成27、令和2年、令和7年は、「農林業センサス」、その他の年は、「農業構造動態調査」の調査結果に基づくもの。

（農林業センサスは全数調査であるが、農業構造動態調査は標本調査である。）

ラウンドの関係で計と内訳の合計が一致しない場合がある。

上段（農業経営体数：千戸
下段（割合）：％

夏の高温・渇水に対する農水省の対応

- 高温による農作物の影響軽減のため、高温対策に必要な機械・設備の導入、農業のインフラ整備等を支援。
- 水稻共済では、品質低下も補償する品質方式のほか、収穫量の減少を補償するその他の方式では、品質低下による規格外の被害粒も減収量に含める特例措置が存在。また、収入保険では気象災害特例を措置しており、災害等で収入が減少した年でも基準収入の8割まで補正。

【高温対策に必要な機械・設備等の支援】

○産地生産基盤パワーアップ事業:80億円の内数【R7補正】

- ・高温対策に必要となる機械・設備の導入や堆肥施用による土づくりの実証等を支援(1/2以内、定額)



土づくりの実証



追肥ドローン



色彩選別機

○農業競争力強化基盤整備事業等:625億円の内数【R8当初】

- ・揚水機場、貯水池整備等(1/2等)



貯水池整備

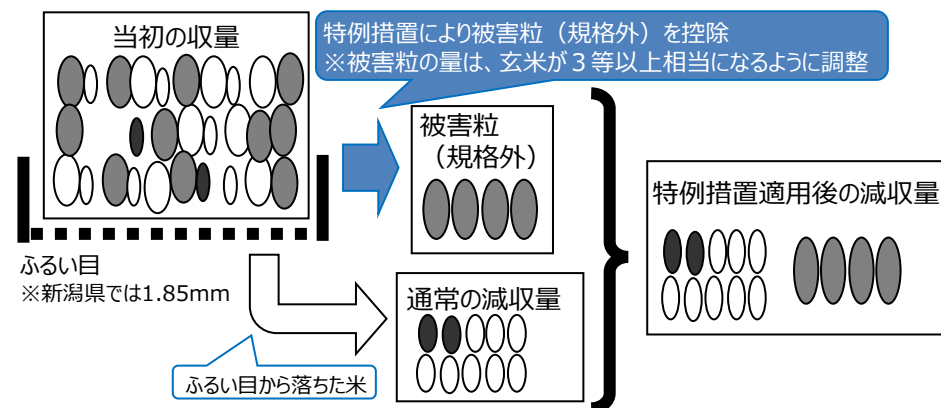
○災害復旧事業:76億円の内数【R8当初】

- ・渇水等により深刻な水田のひび割れが発生した場合に、復旧を支援(1/2等)

【農業保険による支援】

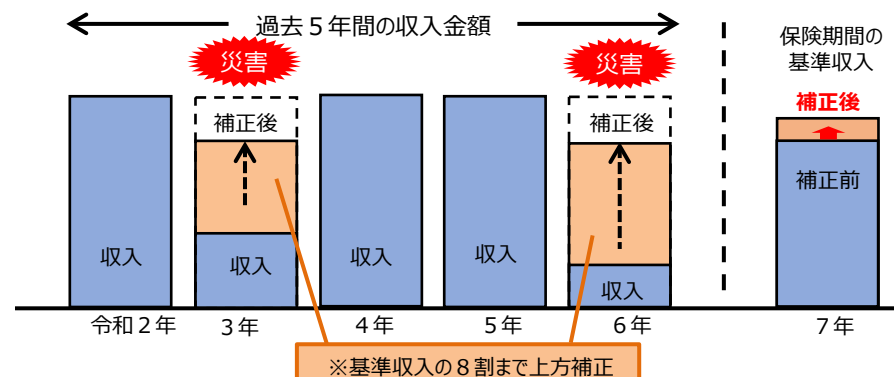
○水稻共済の損害評価の特例措置(農業共済組合からの申請による)

- ・品質低下による規格外の被害粒も減収量に含める



○収入保険に係る気象災害特例

- ・収入保険では気象災害特例を措置しており、災害等で収入が減少した年でも基準収入の8割まで補正



主食用米の事前契約（播種前契約）の状況

- 7年産の仕入計画数量に占める播種前契約（複数年契約を含む）の割合は21%。
- 7年産の仕入計画数量に占める実需者と結びついた播種前契約の割合は5%。

○ 播種前契約の状況

(単位:千玄米トン)

年産	仕入計画数量	播種前契約数量	うち実需者との結びつき		
			計	中食・外食等	小売
	①	②	③	④	⑤
3年産	3,699	1,026 (28%)	184 (5%)	95 (3%)	89 (2%)
4年産	3,451	1,001 (29%)	108 (3%)	69 (2%)	40 (1%)
5年産	3,504	1,115 (32%)	127 (4%)	42 (1%)	85 (2%)
6年産	3,549	1,104 (31%)	123 (3%)	44 (1%)	79 (2%)
7年産	3,548	752 (21%)	187 (5%)	51 (1%)	137 (4%)

○ 近年の播種前契約の履行状況

令和5年産の播種前契約数量に占める販売数量
(令和7年3月時点)の割合は91%

令和6年産の播種前契約数量に占める販売数量
(令和7年3月時点)の割合は77%

注1：調査対象は、年間取扱数量500玄米トン以上の集出荷業者。

2：仕入計画数量は、卸売業者や小売事業者等へ独自に販売を行う米穀の生産年の3月末時点の仕入(集荷)計画数量(見込含む)として調査。

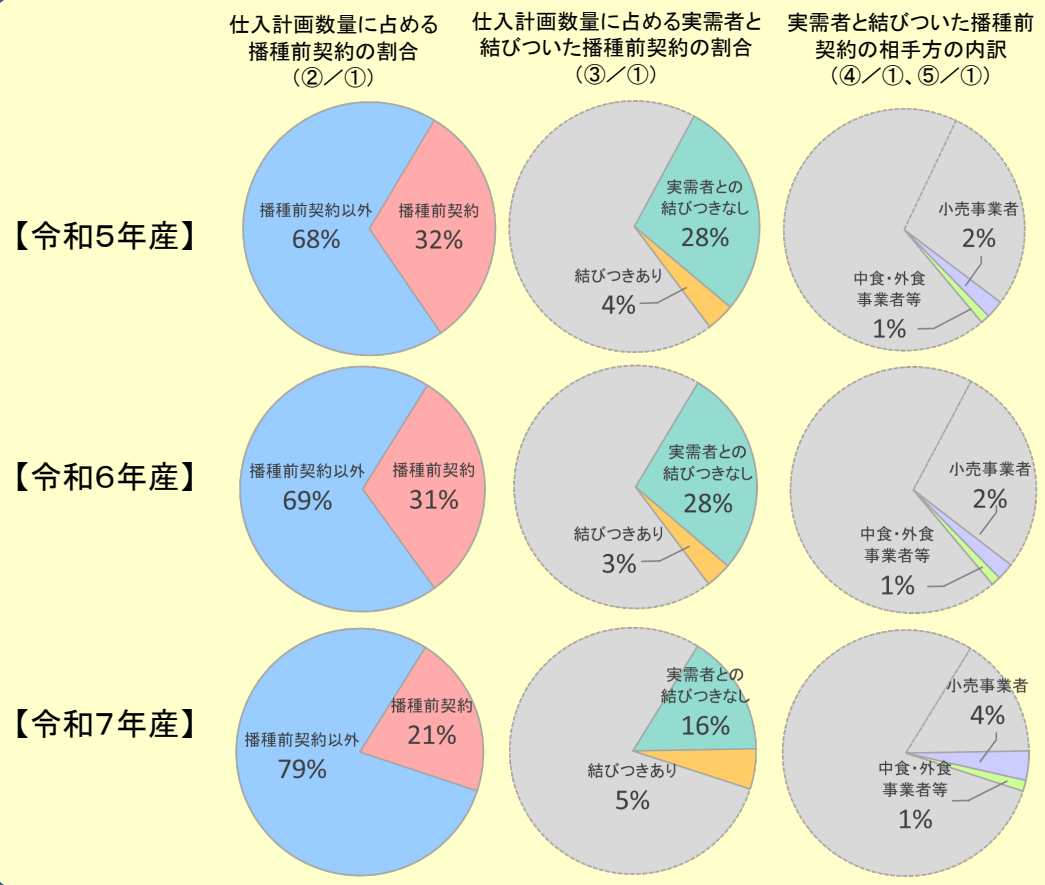
3：播種前契約数量は、生産年の3月末までに締結した事前契約(確認書等により販売数量が決定しているもの)の数量をいう。

4：中食・外食等は、小売以外の実需者(学校給食や事業所給食など)との契約を含む。

5：播種前契約数量に占める販売数量は、販売見込数量を含む。

6：ラウンドの関係で計と内訳が一致しない場合がある。

○ 近年の播種前契約の比率



- 水稻収穫量調査について、統計値が生産現場の実感とかい離があるとの声が多かったことから、生産者の方々や生産者団体、地方自治体と意見交換を実施し、要因を把握。収穫量、作況指数などについて様々なご意見。
- このうち、作況指数については、令和7年産より、近年の高温等気候変動を十分反映するとともに、収穫量全体を対比したものでないことを明確化した指標である作況単収指数に移行。

○作況指数から作況単収指数に移行（9月25日現在公表分～）

旧

～令和6年産

作況指数

収穫量全体を平年と比較した
ものとの認識が多い

$$= \frac{10\text{a当たり収量}}{10\text{a当たり}\textcolor{red}{\text{平年}}\text{収量}} \times 100$$

(過去30年のトレンド)

直近の収量と比較する生産者の実感とズレ

新

令和7年産～

作況単収指数

収穫量全体を対比したものでないことを明確化

$$= \frac{10\text{a当たり収量}}{10\text{a当たり}\textcolor{red}{\text{平均}}\text{収量}} \times 100$$

(前年産までの5年中3年平均)

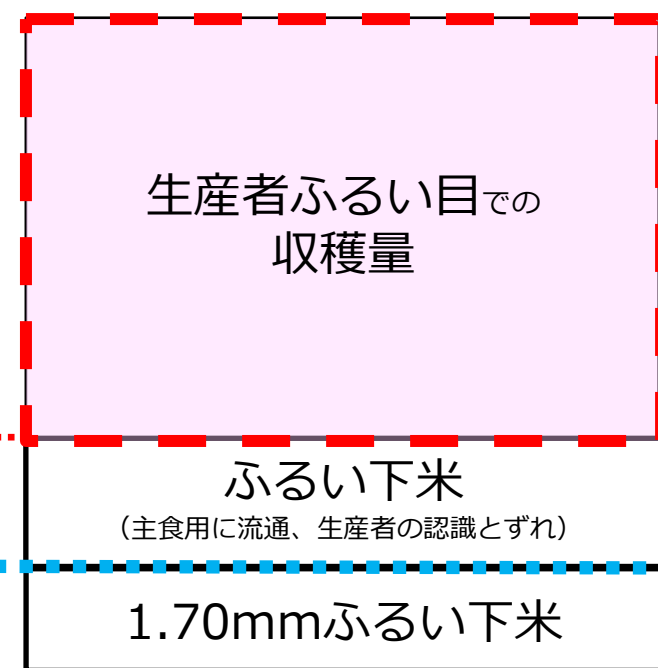
- 令和7年産より生産現場の認識を踏まえ、ふるい目を見直し、新たに生産者ふるい目での主食用収穫量を公表。
- また、高温等が米の供給量に影響を与え得ることを踏まえ、坪刈りサンプルから把握できる白未熟粒や着色粒等の割合を参考情報として公表。

○ふるい目幅の見直し（9月25日現在公表分～）

生産現場の認識を踏まえ、都道府県ごとに最も使用されている**生産者ふるい目（1.85、1.90mm等）**で新たに主食用収穫量を公表しつつ、引き続き**1.70mmの収穫量も公表。**

生産者ふるい目
（1.85mm等）

1.70mm



○白未熟粒、着色粒等の割合公表（10月25日現在公表分～）

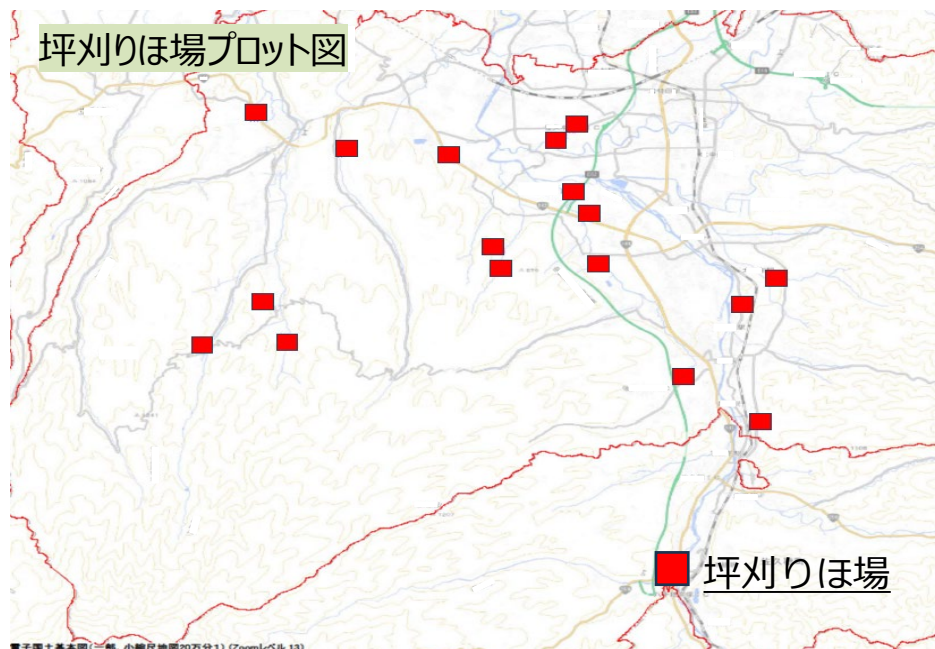
坪刈りしたサンプルを器械にかけ、**白未熟粒、着色粒、胴割れ粒等の割合**を生産者の選別によってはじかれることとなる米の割合の**参考情報として公表。**

- 坪刈りほ場の場所を関係機関に情報提供し、気象や病虫害の被害情報等をきめ細やかに収集し、調査結果に反映することで、調査精度を向上。
- **令和7年産から県や農業団体等の関係機関からの情報収集を強化するほか、令和8年産から生産者からのリアルタイムデータを収集・活用する取組を実施。**

○ 坪刈りほ場の場所を関係機関へ情報提供、被害情報等をきめ細かく収集（令和7年産～）

地図に坪刈りほ場をプロットし、関係機関（県、JA、農業共済）に提供。

調査時期ごとの意見交換を通じて、坪刈り調査が実施されない地域の被害による減収を着実に把握し、調査結果に反映。



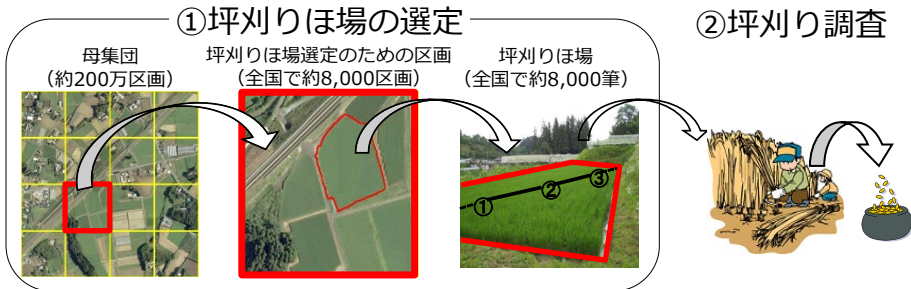
○ 生産者等からのリアルタイムデータの収集・活用（令和8年産～）

生産者等がスマホなどを用いて、リアルタイムで生育状況や被害状況等を投稿できる、オンラインコミュニティ「みのりボイス」を令和8年8月から運用開始。調査取りまとめの際の参考とするため生産現場からきめ細やかに情報を収集。



- 約8,000筆の坪刈り調査に加え、**令和7～8年産において、試行的に生産者等から収穫量データを収集するほか、JA等の乾燥調製施設のデータ**について、JA等に過度な負担をかけることなく統計的に活用可能か検証。
- 調査手法を検証した上で、**令和9年産から、生産者等の収穫量データを活用した調査を本格導入**（調査対象の面積：2千ha→13万ha（全面積の約1割）、数：8千→2.1万）し、**精度を2倍に高めることを目指す**。

○現在：筆ごとの坪刈り調査



約8,000筆（約2千ha）の結果から126万ha※の単収を推計

※令和6年産主食用作付面積。

- ・実際に収穫しているコンバインでの収穫量を調査
- ・面積カバー率の飛躍的拡大

○今後：生産者等の収穫量データの収集

7年産から試行的に生産者等の収穫量データを収集し、調査手法を検証

令和7年産：約600経営体（約2.6万ha）

令和8年産：約5,500経営体（約10.2万ha）

JA等のデータが活用可能か検証

本格導入

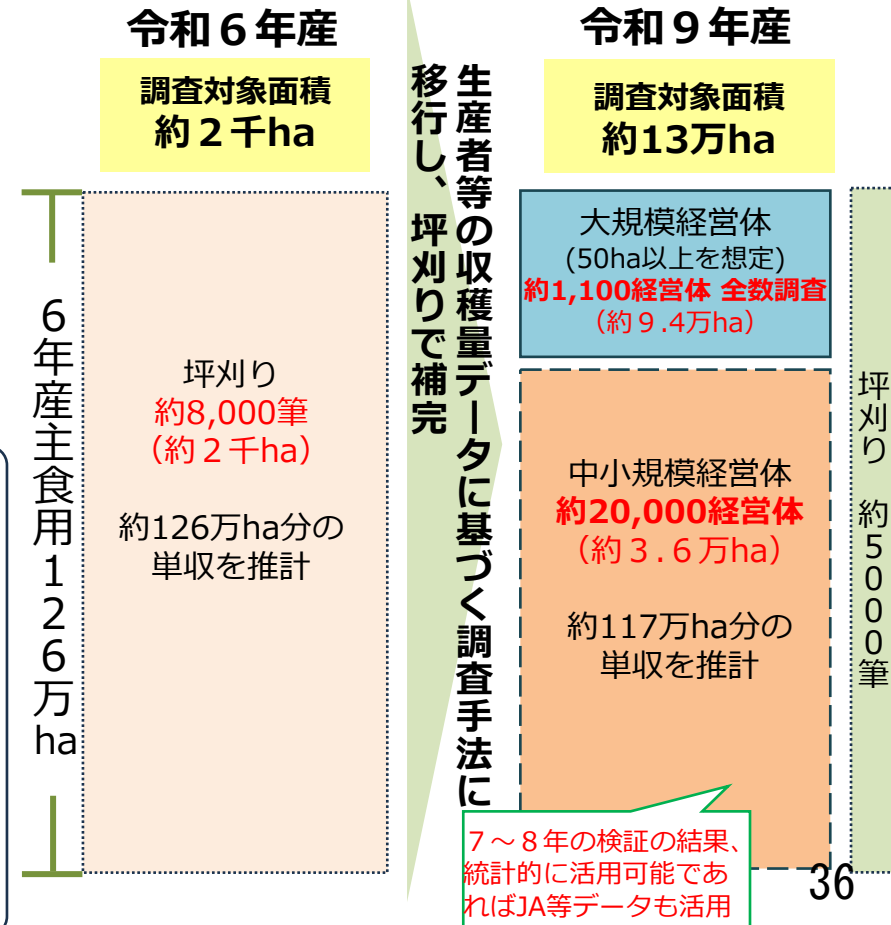
※統計委員会の要承認

令和9年産：約21,000経営体（約13万ha）のデータから単収を推計

※生産者に加え、JAの乾燥調製施設等のデータが統計的に活用可能であれば、活用。

水稲作付面積の1割（約13万ha）をカバーし、調査対象数増（約8,000→約21,000）により精度を2倍に高めることを目指す。

○生産者等の収穫量データによる統計作成の取組イメージ



- 人工衛星データ・AIを活用した水稻の作付面積把握や収量予測により、**将来的な日本全国全ての作付地の人工衛星データを解析する全面積調査を志向し、実証研究を実施。**

○ 人工衛星データ・AIを活用した収量予測

令和7年度

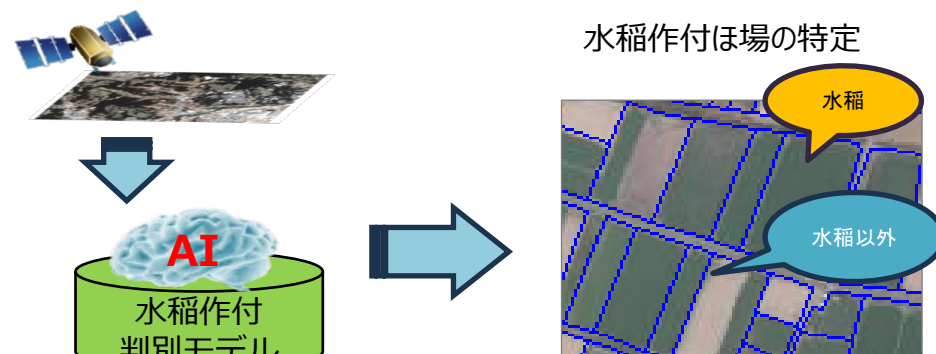
ITベンダーを公募し、ほ場毎の収量データを提供し、人工衛星データ・AIを活用した収量予測の取組を開始（9社）。

令和8年度

令和7年度の実証結果を踏まえ、人工衛星データ・AIを活用した作付面積把握・収量予測の実証研究を実施中。

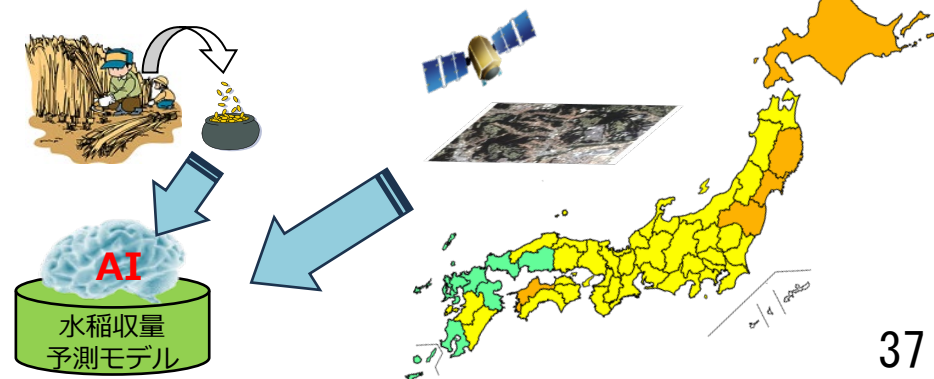
【作付面積把握イメージ】

人工衛星データを解析し、水稻が作付されたほ場を判別し、統計値として活用。



【収量予測イメージ】

人工衛星画像やデータと、坪刈り調査結果をもとに収量予測モデルを作成し、水稻の収量を予測。



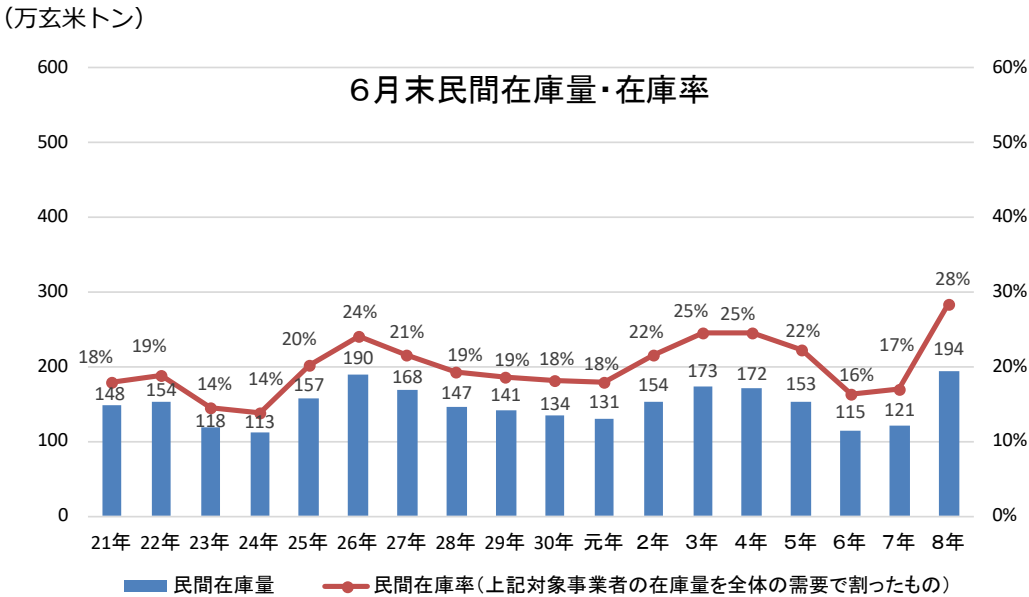
③ 米の流通の状況

令和8年6月末民間在庫量のポイント

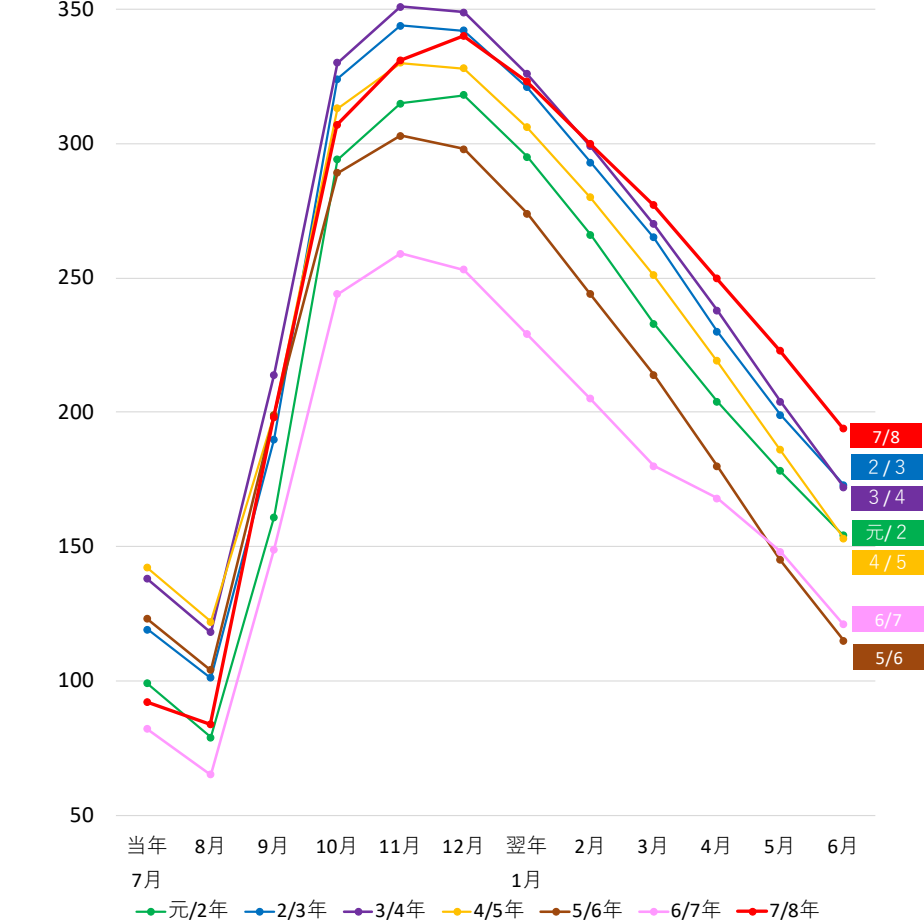
- 令和8年6月末の民間在庫量は対前年同月+72万玄米トンの194万玄米トンと、最も高い在庫水準。
- 段階別にみると、出荷段階は142万玄米トン、販売段階は51万玄米トンであり、販売段階の在庫量は例年の同時期（30～40万トン程度）に比べ高い水準で推移。

○ 出荷・販売段階別の民間在庫量（うるち米）
(万玄米トン)

	出荷段階	販売段階	合計
7年6月末	84	37	121
前年差	±0	+6	+6
8年6月末	142	51	194
前年差	+58	+14	+72



○ 民間在庫量の月別の推移（うるち米）
(万玄米トン)



※22年以前は、政府備蓄米の運営を回転備蓄方式で実施していたため、政府備蓄米がこの他に主食用米として販売されている。
※出荷段階は玄米仕入数量が500トン以上の集荷業者等、販売段階は玄米仕入数量が4,000トン以上の卸売業者等を対象。

米の販売数量及び民間在庫の推移（令和8年6月）

- 年間玄米仕入数量5万トン以上の米穀販売事業者における令和7年7月から令和8年6月の累計販売数量は、対前年比92%（うち中食・外食事業者等向けは対前年比91%、小売事業者向けは対前年比93%）と前年を下回る数量となっている。
- 令和8年6月末現在の全国の民間在庫は、出荷・販売段階の計で対前年差+72万トンの194万トンとなっており、出荷段階は対前年差+58万トンの142万トン、販売段階は対前年差+14万トンの51万トンとなっている。

【米穀販売事業者における販売数量の動向（前年同月比）（速報）】

	6年7月 ～7年6月計	7年 7月	8月	9月	10月	11月	12月	8年 1月	2月	3月	4月	5月	6月	7年7月 ～8年6月計
小売事業者向け	92%	94%	84%	99%	107%	92%	91%	87%	97%	100%	85%	85%	94%	93%
中食・外食事業者等向け	98%	93%	91%	94%	93%	90%	89%	90%	93%	93%	91%	92%	96%	91%
販売数量計	95%	94%	87%	96%	100%	91%	90%	89%	95%	97%	87%	88%	95%	92%

資料：農林水産省「米穀の取引に関する報告」
注1：報告対象業者は、年間玄米仕入数量50,000㌧以上の販売事業者（年間取扱数量約150万㌧（令和7年産主食用米等の生産量747万㌧の約2割））である。
2：上記の数値については、報告対象者が販売している精米の全体の数量の動向を指数化したものであり、個別の取引や産地銘柄毎の動向を表すものではない。
3：令和7年3月以降には、売り渡した政府備蓄米を含む。

【購入数量の推移（家計調査）】

		6年7月 ～7年6月計	7年 7月	8月	9月	10月	11月	12月	8年 1月	2月	3月	4月	5月	7年7月 ～8年5月計
米	購入数量	60,060	4,340	5,310	7,980	7,940	5,030	4,720	3,410	4,660	4,560	4,490	4,590	57,030
	前年同月比	104.9%	99.3%	92.7%	125.7%	103.8%	98.4%	90.6%	90.7%	120.7%	104.1%	99.8%	100.0%	102.7%
パン	購入数量	41,731	3,327	3,508	3,444	3,470	3,504	3,623	3,388	3,253	3,756	3,381	3,696	38,350
	前年同月比	97.3%	96.2%	98.9%	103.1%	102.6%	101.0%	101.4%	101.1%	102.4%	100.1%	90.8%	101.0%	99.8%
めん類	購入数量	34,195	3,251	3,039	2,471	2,615	2,793	3,304	2,844	2,610	2,864	2,574	2,997	31,362
	前年同月比	103.1%	109.6%	96.9%	96.6%	101.2%	105.1%	102.3%	105.8%	101.4%	95.7%	91.1%	97.9%	100.3%

資料：総務省「家計調査」家計収支編 二人以上の世帯

【民間在庫量の推移（出荷＋販売段階）（速報）】

		当年 7月	8月	9月	10月	11月	12月	翌年 1月	2月	3月	4月	5月	6月
6 / 7 年	出荷＋販売段階	82	65	149	244	259	253	229	205	180	168	148	121
	出荷段階	58	44	113	187	200	196	179	159	135	125	109	84
	販売段階	25	21	36	58	59	56	50	46	45	43	40	37
7 / 8 年	出荷＋販売段階	92	84	198	307	331	340	323	300	277	250	223	194
	対前年差	+10	+19	+49	+63	+72	+87	+93	+95	+98	+81	+74	+72
	出荷段階	60	51	144	227	250	261	251	234	208	184	165	142
	対前年差	+2	+7	+32	+40	+50	+65	+71	+74	+73	+59	+57	+58
	販売段階	32	33	53	80	81	79	72	67	69	65	57	51
	対前年差	+8	+12	+17	+23	+22	+22	+22	+21	+24	+22	+18	+14

資料：農林水産省「米穀の取引に関する報告」
注1：水稻うるちもみ及び水稻うるち玄米（醸造用玄米を含む。）の月末在庫量（玄米換算）の値である。
2：報告対象業者は、全農、道県経済連、県単－農協、道県出荷団体（年間の玄米仕入数量が5,000トン以上）、出荷業者（年間の玄米仕入量が500トン以上）、米穀の販売の事業を行う者（年間の玄米仕入量が4,000トン以上）である。
3：期間については、7/8年であれば、令和7年7月～8年6月である。
4：令和7年3月以降には、売り渡した政府備蓄米の数量を含む。

産地別民間在庫の状況（令和8年6月）

（単位：千トン（玄米））

	7年 5月 ① (千玄米トン)	7年 6月 ② (千玄米トン)	8年 5月 ③ (千玄米トン)	対前年 同月差 ④=③-① (千玄米トン)	対前年 同月比 ⑤=③/① (%)	8年 6月 ⑥ (千玄米トン)	対前年 同月差 ⑦=⑥-② (千玄米トン)	対前年 同月比 ⑧=⑥/② (%)
北海道	160.5	133.7	205.3	+ 44.8	+ 27.9%	173.8	+ 40.1	+ 30.0%
青森	101.4	81.4	112.4	+ 11.0	+ 10.8%	95.4	+ 14.0	+ 17.2%
岩手	58.1	49.2	97.6	+ 39.5	+ 68.1%	89.8	+ 40.6	+ 82.5%
宮城	98.3	83.1	120.2	+ 21.9	+ 22.2%	106.2	+ 23.1	+ 27.8%
秋田	123.5	98.6	184.3	+ 60.8	+ 49.2%	159.3	+ 60.7	+ 61.6%
山形	119.8	98.3	140.4	+ 20.5	+ 17.1%	121.6	+ 23.3	+ 23.7%
福島	120.0	95.0	174.5	+ 54.5	+ 45.4%	163.5	+ 68.5	+ 72.1%
茨城	37.3	30.4	83.2	+ 45.9	+ 123.1%	70.9	+ 40.5	+ 133.2%
栃木	67.6	55.8	110.6	+ 43.0	+ 63.6%	96.4	+ 40.7	+ 72.9%
群馬	10.0	8.8	24.0	+ 14.0	+ 140.3%	21.7	+ 12.9	+ 146.8%
埼玉	7.5	6.1	22.4	+ 14.9	+ 198.4%	19.9	+ 13.7	+ 224.4%
千葉	22.4	17.3	46.7	+ 24.3	+ 108.2%	35.9	+ 18.7	+ 108.0%
東京	0.0	0.0	0.0	+ 0.0	-	0.0	+ 0.0	-
神奈川	0.4	0.4	0.4	+ 0.0	+ 0.7%	0.4	+ 0.0	+ 0.6%
山梨	1.7	1.5	2.7	+ 1.0	+ 57.7%	2.5	+ 0.9	+ 59.5%
長野	29.3	26.0	41.1	+ 11.8	+ 40.3%	36.6	+ 10.6	+ 40.7%
静岡	7.0	5.6	11.1	+ 4.1	+ 58.9%	9.3	+ 3.7	+ 65.9%
新潟	135.8	104.8	200.8	+ 65.0	+ 47.9%	172.1	+ 67.3	+ 64.2%
富山	47.7	37.0	53.0	+ 5.3	+ 11.1%	45.1	+ 8.2	+ 22.1%
石川	29.4	23.3	40.7	+ 11.3	+ 38.3%	33.2	+ 10.0	+ 42.8%
福井	27.6	22.2	34.7	+ 7.1	+ 25.8%	29.7	+ 7.5	+ 33.7%
岐阜	11.1	9.5	25.3	+ 14.2	+ 128.6%	22.0	+ 12.5	+ 131.9%
愛知	12.9	10.4	23.4	+ 10.5	+ 80.8%	19.8	+ 9.4	+ 91.1%
三重	10.7	8.7	21.9	+ 11.2	+ 104.4%	17.9	+ 9.2	+ 105.9%

	7年 5月 ① (千玄米トン)	7年 6月 ② (千玄米トン)	8年 5月 ③ (千玄米トン)	対前年 同月差 ④=③-① (千玄米トン)	対前年 同月比 ⑤=③/① (%)	8年 6月 ⑥ (千玄米トン)	対前年 同月差 ⑦=⑥-② (千玄米トン)	対前年 同月比 ⑧=⑥/② (%)
滋賀	18.3	14.2	44.1	+ 25.9	+ 141.5%	38.0	+ 23.7	+ 166.8%
京都	3.7	3.1	6.5	+ 2.8	+ 74.0%	5.4	+ 2.3	+ 75.0%
大阪	0.3	0.2	0.5	+ 0.2	+ 84.3%	0.4	+ 0.3	+ 166.1%
兵庫	15.9	13.6	30.2	+ 14.4	+ 90.6%	27.1	+ 13.6	+ 99.8%
奈良	2.5	2.0	4.8	+ 2.3	+ 93.5%	4.2	+ 2.2	+ 110.6%
和歌山	0.4	0.5	1.3	+ 0.9	+ 212.9%	1.2	+ 0.7	+ 132.3%
鳥取	14.7	12.8	27.7	+ 13.0	+ 88.4%	24.2	+ 11.4	+ 89.6%
島根	10.4	8.7	20.0	+ 9.7	+ 93.1%	17.2	+ 8.6	+ 98.5%
岡山	24.2	22.5	41.6	+ 17.4	+ 71.8%	37.6	+ 15.1	+ 67.2%
広島	12.1	10.0	19.2	+ 7.0	+ 58.0%	16.3	+ 6.3	+ 63.4%
山口	12.4	10.8	21.3	+ 8.9	+ 71.6%	18.8	+ 8.0	+ 73.5%
徳島	2.5	2.0	6.8	+ 4.4	+ 175.7%	6.3	+ 4.3	+ 210.8%
香川	5.8	4.6	9.8	+ 4.0	+ 68.0%	8.2	+ 3.6	+ 78.1%
愛媛	2.9	2.4	7.3	+ 4.5	+ 157.5%	6.5	+ 4.1	+ 175.2%
高知	2.1	1.7	5.4	+ 3.3	+ 155.1%	4.8	+ 3.1	+ 178.6%
福岡	19.8	15.9	40.3	+ 20.5	+ 103.7%	34.0	+ 18.1	+ 113.5%
佐賀	12.5	10.4	27.1	+ 14.6	+ 116.5%	24.4	+ 14.0	+ 134.5%
長崎	3.6	3.1	7.1	+ 3.5	+ 96.6%	5.6	+ 2.6	+ 83.9%
熊本	17.0	13.2	35.9	+ 18.9	+ 111.1%	31.8	+ 18.6	+ 140.5%
大分	6.1	4.9	12.7	+ 6.5	+ 106.9%	11.4	+ 6.4	+ 130.6%
宮崎	2.3	1.8	4.7	+ 2.4	+ 103.4%	3.0	+ 1.2	+ 70.7%
鹿児島	7.7	6.7	16.3	+ 8.6	+ 111.8%	15.0	+ 8.3	+ 124.2%
沖縄	0.0	0.2	0.1	+ 0.1	+ 2,708.2%	0.2	+ 0.0	+ 10.6%
全国	148万ト	121万ト	223万ト	+74万ト	+ 50.2%	194万ト	+72万ト	+ 59.8%

資料：農林水産省「米穀の取引に関する報告」

注：1 水稲うるちもみ及び水稲うるち玄米（醸造用玄米を含む。）の月末在庫量（玄米換算）の値である。

2 報告対象業者は、全農、道県経済連、県単一農協、道県出荷団体（年間の玄米仕入数量が5,000トン以上）、出荷業者（年間の玄米仕入量が500トン以上）、

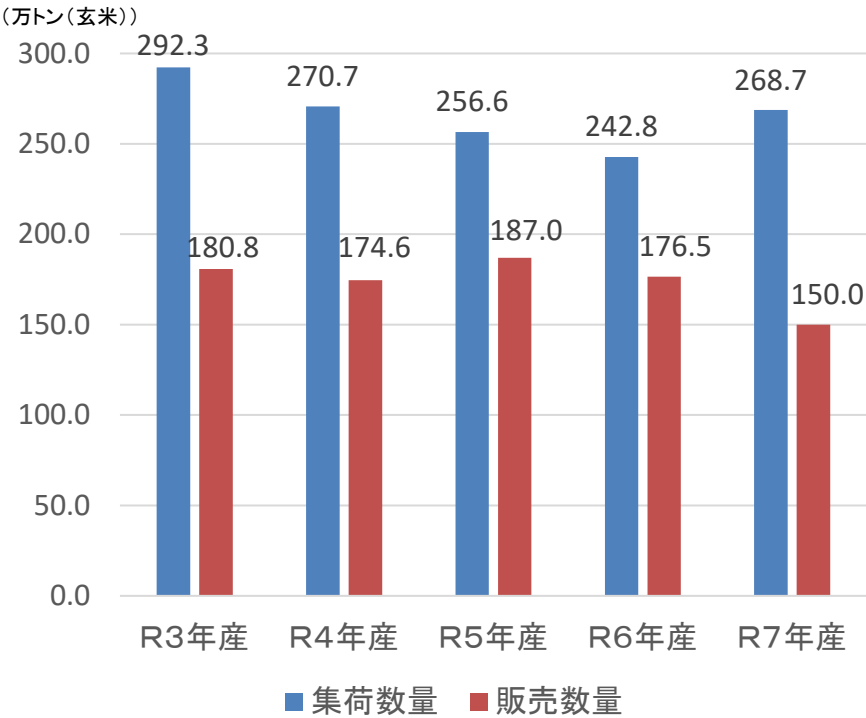
米穀の販売の事業を行う者（年間の玄米仕入量が4,000トン以上）である。

3 売り渡した政府備蓄米の数量を含む。

令和7年産米の集荷業者の集荷・販売状況

- 令和7年産米の集荷数量は、令和8年6月末現在で対前年差+25.9万玄米トンの268.7万玄米トン。
- 一方、集荷業者から卸売業者等への販売数量は、6月末現在で対前年差▲26.5万玄米トンの150.0万玄米トン。

【集荷業者の集荷・販売数量の推移6月末時点】(速報)



資料: 農林水産省「米穀の取引に関する報告」
注: 集荷数量及び販売数量は、年間の玄米仕入数量が5,000トン以上の集荷業者を対象とした当該年産の出回りから令和8年6月までの累計数量。

【集荷業者の集荷数量の前年差】

(単位: 万トン(玄米))

	9月末	10月末	11月末	12月末	1月末	2月末	3月末	4月末	5月末	6月末	7月末	8月末
5年産	90.8	174.9	209.3	236.3	244.0	248.6	251.5	253.6	255.2	256.6	257.3	257.4
6年産	76.7	158.9	191.1	214.2	219.9	223.2	225.0	240.4	241.7	242.8	243.2	243.2
7年産	94.4	185.5	218.4	249.1	256.4	260.9	266.1	266.0	267.1	268.7		
前年差	+17.7	+26.6	+27.3	+34.9	+36.5	+37.7	+41.1	+25.6	+25.4	+25.9		

	3月末	4月末	5月末	6月末	7月末	8月末
うち備蓄米(6年産)	0.3	13.9	14.0	14.0	14.0	14.0

【集荷業者の販売数量の前年差】

(単位: 万トン(玄米))

	9月末	10月末	11月末	12月末	1月末	2月末	3月末	4月末	5月末	6月末	7月末	8月末
5年産	8.8	23.3	38.2	56.2	71.2	91.4	113.7	138.1	162.8	187.0	208.2	226.6
6年産	14.3	29.8	45.0	62.0	77.8	95.7	115.0	139.1	159.4	176.5	194.0	207.4
7年産	11.9	28.7	37.5	50.4	63.3	78.6	100.1	118.1	132.2	150.0		
前年差	▲2.4	▲1.1	▲7.5	▲11.6	▲14.5	▲17.1	▲14.9	▲21.0	▲27.2	▲26.5		

	3月末	4月末	5月末	6月末	7月末	8月末
うち備蓄米(6年産)	0.3	3.8	8.9	12.4	13.9	14.0

精米事業者のとう精数量実績調査結果（とう精数量）について

○ 精米事業者による令和7年7月～令和8年6月のとう精数量は、前年（令和6/7年）の同期と比べ、減少（対前年差▲21.1万玄米トン、対前年比93.8%）。

○ とう精数量の推移（速報）

（千玄米トン）

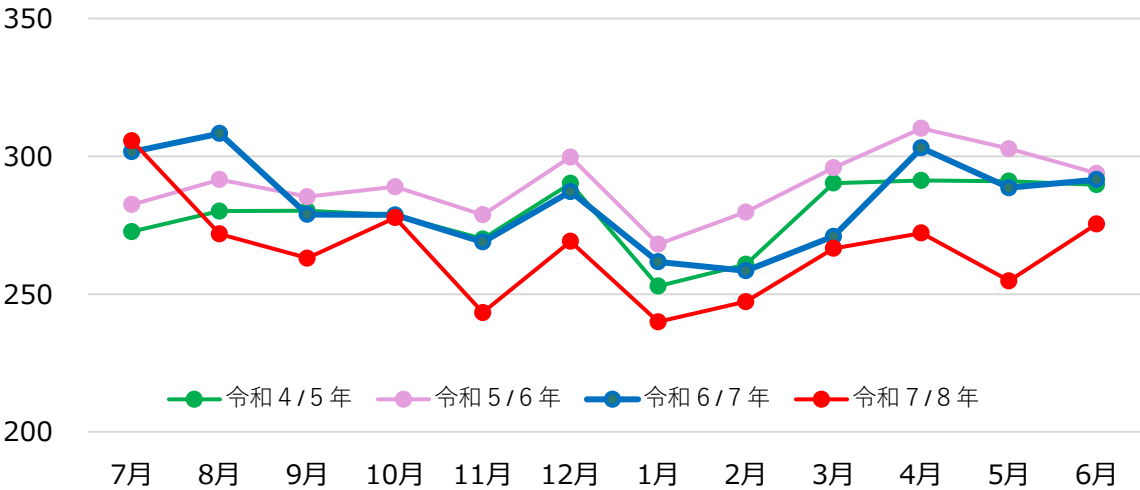
	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	年計	7～6月計	対前年同期差	対前年同期比	対3力年平均同期差	対3力年平均同期比
令和4/5年	272.7	280.1	280.3	278.6	270.0	290.1	252.9	260.8	290.3	291.2	291.0	289.7	3,347.7	3,347.7	—	—	—	—
令和5/6年	282.5	291.5	285.3	288.9	278.8	299.8	268.1	279.7	295.9	310.1	302.8	293.8	3,477.3	3,477.3	+129.6	103.9%	—	—
令和6/7年 （備蓄米除く）	301.7 (301.7)	308.3 (308.3)	278.9 (278.9)	278.7 (278.7)	268.9 (268.9)	287.2 (287.2)	261.7 (261.7)	258.5 (258.5)	271.0 (271.0)	303.1 (271.8)	288.6 (235.7)	291.5 (202.4)	3,398.0 (3,224.7)	3,398.0 (3,224.7)	▲79.3 (▲252.6)	97.7% (92.7%)	—	—
3力年平均	285.6	293.3	281.5	282.1	272.6	292.4	260.9	266.3	285.7	301.5	294.1	291.7	3,407.6	3,407.6	—	—	—	—
令和7/8年 （備蓄米除く）	305.6 (206.9)	271.8 (211.0)	263.0 (233.1)	277.7 (256.1)	243.3 (230.8)	269.1 (261.7)	240.0 (233.8)	247.3 (243.3)	266.6 (264.0)	272.1 (271.2)	254.8 (254.3)	275.5 (275.2)	3,186.8 (2,941.2)	3,186.8 (2,941.2)	▲211.1 (▲283.5)	93.8% (91.2%)	▲220.8 (—)	93.5% (—)

注1：とう精数量は、398の精米事業者の実績を集計した速報値。

注2：とう精数量は、玄米投入量である。

（千玄米トン）

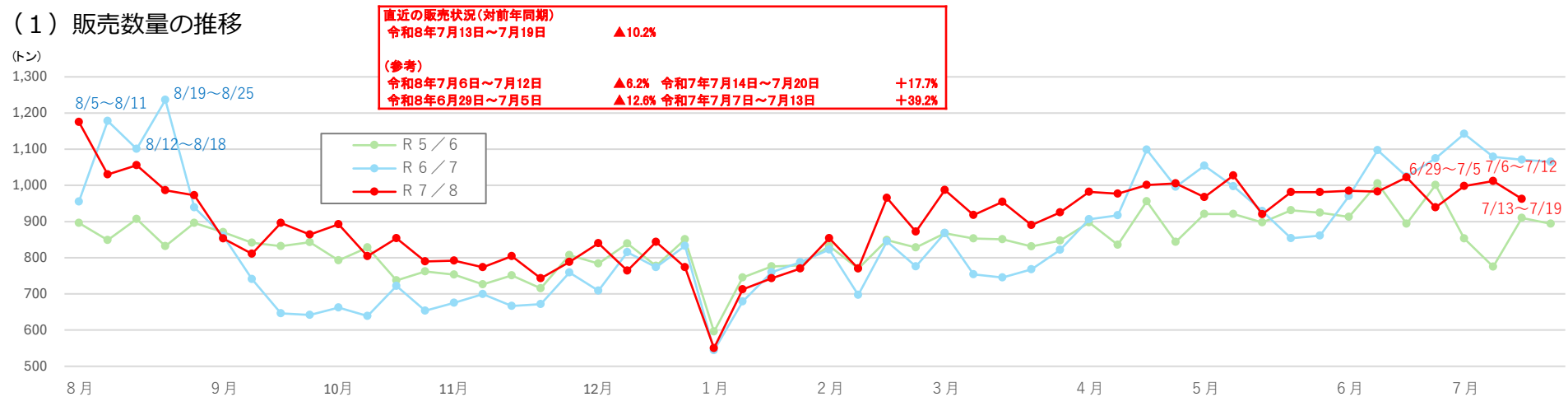
とう精数量の推移



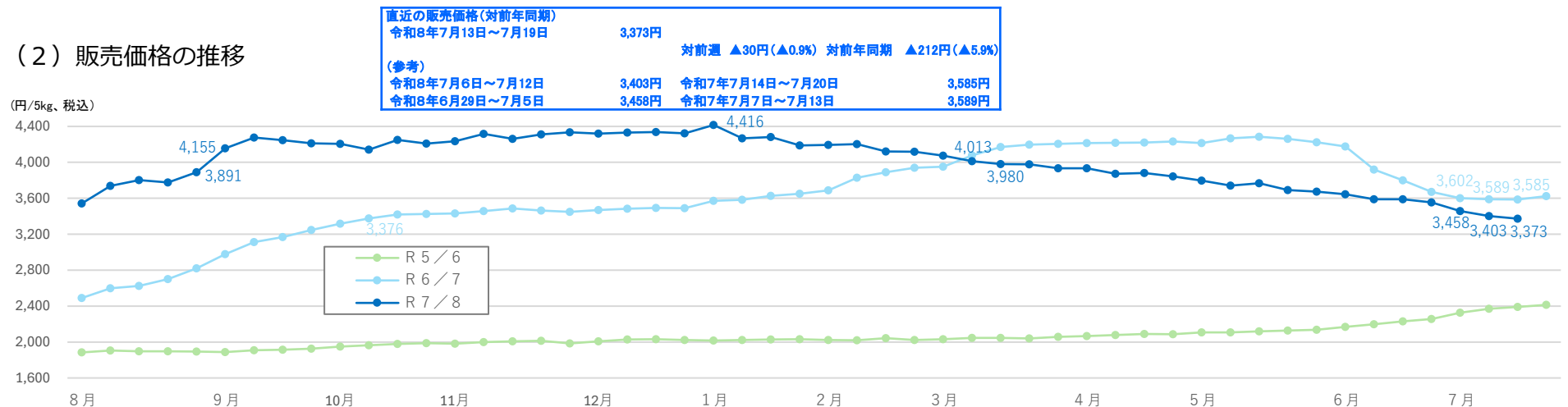
スーパーでの販売数量・価格の推移（POSデータに基づき作成、全国・週次）

- 令和8年7月13日の週の平均価格は、3,373円/5kg（前週比▲30円）。
- 平均価格については、令和7年6月以降、随意契約による政府備蓄米の流通により低下した後、新米の出回り等を背景に上昇。9月以降は4,000円/5kgを上回る水準で推移したが、令和8年1月以降下落基調に転じ、92週ぶりに3,400円を下回った。
- 販売数量については、令和7年6月以降、随意契約による政府備蓄米の流通時期に増加、その後は平年並みに推移し、令和8年2月以降の価格下落局面で、増加基調。

（1）販売数量の推移



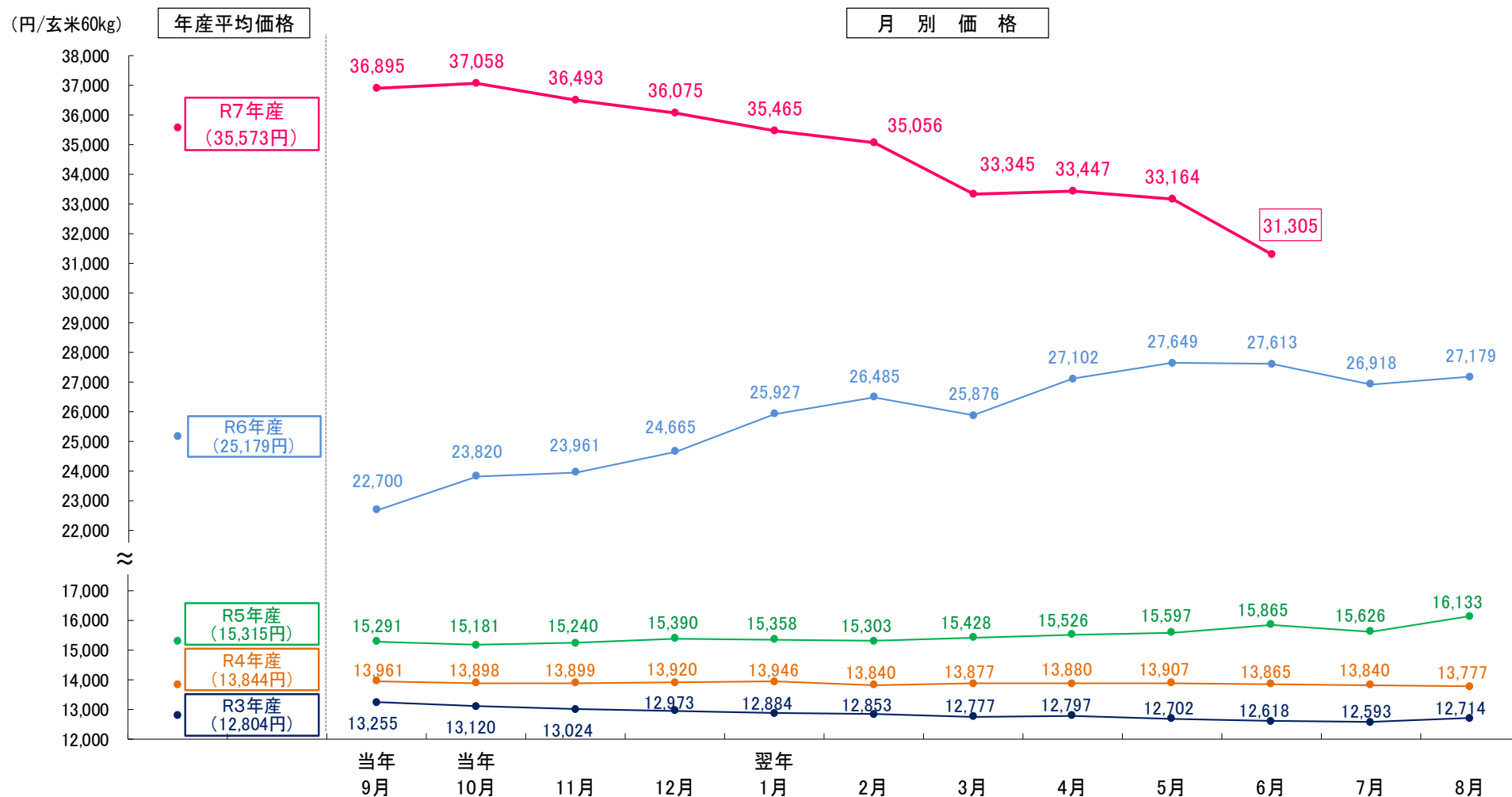
（2）販売価格の推移



資料：(株)KSP-SPが提供するPOSデータに基づいて農林水産省が作成
 注1：(株)KSP-SPが提供するPOSデータは、全国約1,000店舗のスーパーから購入したデータに基づくものである。
 注2：週次データを月ベースに当てはめているため、実際の月とは若干異なる場合がある。
 注3：『ブレンド米等』には、ブレンド米のほか、PB商品等も含まれる。
 注4：ラウンドの関係で対前週比等の数値は一致しないことがある。

相対取引価格の推移(令和3年産～令和7年産)

- 令和7年産米の令和8年6月の相対取引価格は、全銘柄平均で31,305円/玄米60kgとなり、対前年同月+3,692円（+13%）、対前月▲1,859円（▲6%）となったところ。また、取引数量は、9.0万トン（対前年同月比+160%）となった。
- 年産平均価格は35,573円/玄米60kgとなり、対前年+10,394円（+41%）となった。

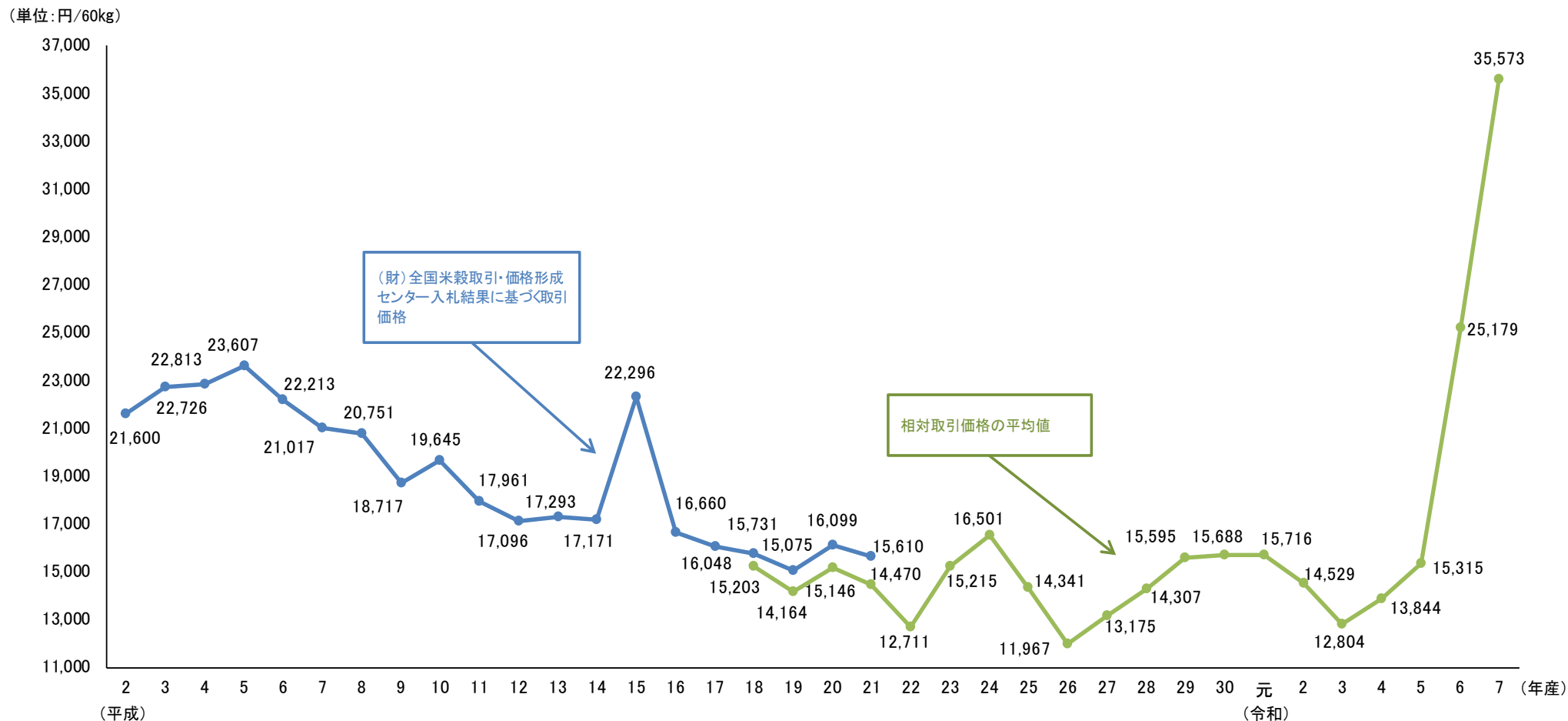


資料：農林水産省「米穀の取引に関する報告」

注1：運賃、包装代、消費税相当額を含む1等米の価格である。

2：グラフ左側の年産平均価格は、当該年産の出回りから翌年10月まで（7年産は出回りから令和8年6月までの速報値）の通年平均価格、右側は月ごとの価格の推移。

長期的な主食用米の価格の動向



資料：(財)全国米穀取引・価格形成センター入札結果、農林水産省「相対取引価格」

注1：価格には、包装代、運賃、消費税相当額等を含む。

注2：年産別平均価格（令和7年産は、出回りから令和8年6月までの速報値）。

※・コメ価格センター取引は、自主流通米の指標価格の形成を図るために実施されていたが、平成16年の食糧法改正により計画流通制度が廃止され、義務上場がなくなったこと等を背景に取引が低調となり、平成21年産をもって取引を中止。

・コメ価格センター取引が低調となったことを受けて、コメ価格センター取引価格の指標性を確認する観点から、相対取引価格について、農林水産省が18年産米から年間取扱数量5,000トン以上の全国出荷団体等と卸売業者の取引価格を調査、公表。その後も米の価格動向を把握するため引き続き実施。

令和7年産米の相対取引価格(令和8年6月の年産平均価格)

(単位: 円/玄米60kg (税込))

産地品種銘柄		令和7年産 〔出回り～ 8年6月〕	令和6年産 〔出回り～ 7年10月〕	価格差 ①－②
①	②	①	②	①－②
北海道	ななつぼし	35,145	27,035	+ 8,110
北海道	ゆめひりか	37,277	28,034	+ 9,243
北海道	きらら397	33,691	26,349	+ 7,342
青森	まつしぐら	33,668	26,297	+ 7,371
青森	はれわた	36,013	-	-
岩手	ひとめぼれ	36,241	24,101	+ 12,140
岩手	銀河のしずく	36,699	24,387	+ 12,312
岩手	あきたこまち	36,700	25,413	+ 11,287
宮城	ひとめぼれ	36,540	24,315	+ 12,225
宮城	つや姫	34,636	24,276	+ 10,360
宮城	ササニシキ	36,068	24,726	+ 11,342
秋田	あきたこまち	36,994	24,806	+ 12,188
秋田	めんこいな	34,672	23,770	+ 10,902
秋田	ひとめぼれ	33,838	22,285	+ 11,553
山形	はえぬき	34,466	25,804	+ 8,662
山形	つや姫	38,904	28,137	+ 10,767
山形	雪若丸	35,019	26,676	+ 8,343
福島	コシヒカリ(中通り)	35,293	27,013	+ 8,280
福島	コシヒカリ(会津)	36,644	26,437	+ 10,207
福島	コシヒカリ(浜通り)	35,621	26,069	+ 9,552
福島	天のつづ	33,409	24,772	+ 8,637
福島	ひとめぼれ	35,173	26,343	+ 8,830
茨城	コシヒカリ	36,890	28,223	+ 8,667
茨城	あきたこまち	35,446	26,462	+ 8,984
茨城	にじのきらめき	33,776	26,785	+ 6,991
栃木	コシヒカリ	36,406	25,295	+ 11,111
栃木	とちぎの星	33,562	24,927	+ 8,635
栃木	あさひの夢	33,420	24,600	+ 8,820
群馬	あさひの夢	33,302	27,033	+ 6,269
群馬	にじのきらめき	29,125	-	-
埼玉	彩のきずな	33,529	23,846	+ 9,683
埼玉	彩のかやき	33,582	26,145	+ 7,437
埼玉	コシヒカリ	35,464	24,746	+ 10,718
千葉	コシヒカリ	36,088	24,169	+ 11,919
千葉	ふさこがね	33,611	23,591	+ 10,020
千葉	ふさおとめ	33,246	23,384	+ 9,862
山梨	コシヒカリ	36,084	19,758	+ 16,326
長野	コシヒカリ	35,425	23,438	+ 11,987
長野	あきたこまち	35,046	23,015	+ 12,031
静岡	コシヒカリ	34,988	23,512	+ 11,476

産地品種銘柄		令和7年産 〔出回り～ 8年6月〕	令和6年産 〔出回り～ 7年10月〕	価格差 ①－②
①	②	①	②	①－②
静岡	きぬむすめ	28,872	22,393	+ 6,479
静岡	にこまる	40,419	24,397	+ 16,022
新潟	コシヒカリ(一般)	37,555	25,636	+ 11,919
新潟	コシヒカリ(魚沼)	41,125	26,517	+ 14,608
新潟	コシヒカリ(佐渡)	37,933	25,253	+ 12,680
新潟	コシヒカリ(岩船)	37,707	25,140	+ 12,567
新潟	こしいぶき	33,964	23,552	+ 10,412
富山	コシヒカリ	35,855	26,635	+ 9,220
富山	てんたかく	34,314	24,725	+ 9,589
富山	富富富	32,685	-	-
石川	コシヒカリ	35,772	23,317	+ 12,455
石川	ゆめみづほ	33,240	21,948	+ 11,292
石川	ひやくまん穀	34,060	-	-
福井	コシヒカリ	33,466	21,494	+ 11,972
福井	ハナエチゼン	32,898	21,166	+ 11,732
福井	あきさかり	32,460	21,213	+ 11,247
岐阜	ハツシモ	36,909	25,448	+ 11,461
岐阜	コシヒカリ	37,902	25,604	+ 12,298
岐阜	ほしじるし	34,222	24,165	+ 10,057
愛知	あいちのかおり	32,081	24,203	+ 7,878
愛知	コシヒカリ	-	-	-
愛知	大地の風	-	-	-
三重	コシヒカリ(一般)	38,813	23,303	+ 15,510
三重	コシヒカリ(伊賀)	39,574	23,672	+ 15,902
三重	キヌヒカリ	36,359	22,429	+ 13,930
滋賀	コシヒカリ	34,616	23,771	+ 10,845
滋賀	みずかがみ	34,861	23,782	+ 11,079
滋賀	キヌヒカリ	33,573	24,177	+ 9,396
京都	コシヒカリ	36,043	22,946	+ 13,097
京都	キヌヒカリ	33,360	20,348	+ 13,012
京都	ヒノヒカリ	34,512	22,074	+ 12,438
兵庫	コシヒカリ	37,661	23,954	+ 13,707
兵庫	ヒノヒカリ	33,146	23,327	+ 9,819
兵庫	キヌヒカリ	33,804	22,613	+ 11,191
奈良	ヒノヒカリ	35,652	21,684	+ 13,968
鳥取	きぬむすめ	34,348	24,575	+ 9,773
鳥取	コシヒカリ	34,728	23,519	+ 11,209
鳥取	ひとめぼれ	34,274	23,777	+ 10,497
島根	きぬむすめ	33,582	19,943	+ 13,639
島根	コシヒカリ	35,423	20,761	+ 14,662

産地品種銘柄		令和7年産 〔出回り～ 8年6月〕	令和6年産 〔出回り～ 7年10月〕	価格差 ①－②
①	②	①	②	①－②
島根	つや姫	33,897	20,464	+ 13,433
岡山	アケボノ	35,204	25,558	+ 9,646
岡山	きぬむすめ	35,571	25,351	+ 10,220
岡山	コシヒカリ	36,271	25,341	+ 10,930
広島	コシヒカリ	34,961	22,696	+ 12,265
広島	あきさかり	33,949	21,511	+ 12,438
広島	あきろまん	34,657	22,305	+ 12,352
山口	コシヒカリ	34,391	22,575	+ 11,816
山口	ひとめぼれ	34,021	22,173	+ 11,848
山口	きぬむすめ	33,582	22,245	+ 11,337
徳島	コシヒカリ	32,235	23,568	+ 8,667
徳島	あきさかり	31,199	22,633	+ 8,566
香川	ヒノヒカリ	34,194	22,552	+ 11,642
香川	コシヒカリ	34,427	22,515	+ 11,912
香川	あきさかり	34,074	22,127	+ 11,947
愛媛	コシヒカリ	36,964	21,469	+ 15,495
愛媛	ひめの凜	-	-	-
愛媛	ヒノヒカリ	36,445	23,901	+ 12,544
高知	コシヒカリ	35,299	22,339	+ 12,960
高知	ヒノヒカリ	34,327	21,367	+ 12,960
福岡	夢つくし	33,394	24,163	+ 9,231
福岡	ヒノヒカリ	32,983	24,616	+ 8,367
福岡	元気つくし	33,450	25,241	+ 8,209
佐賀	さがびより	36,482	22,228	+ 14,254
佐賀	夢しずく	35,727	21,691	+ 14,036
佐賀	ヒノヒカリ	-	-	-
長崎	にこまる	34,723	24,307	+ 10,416
長崎	なつほのか	34,659	24,089	+ 10,570
長崎	ヒノヒカリ	34,504	23,743	+ 10,761
熊本	ヒノヒカリ	35,717	25,821	+ 9,896
熊本	森のくまさん	-	23,519	-
熊本	コシヒカリ	35,421	24,406	+ 11,015
大分	ヒノヒカリ	34,815	24,265	+ 10,550
大分	なつほのか	34,905	24,358	+ 10,547
大分	ひとめぼれ	35,058	24,246	+ 10,812
宮崎	コシヒカリ	36,508	22,600	+ 13,908
宮崎	ヒノヒカリ	36,275	27,076	+ 9,199
鹿児島	ヒノヒカリ	36,658	29,258	+ 7,400
鹿児島	あきほなみ	37,073	32,303	+ 4,770
鹿児島	コシヒカリ	31,679	21,140	+ 10,539
全銘柄平均価格		35,573	25,179	+ 10,394

注1: 農林水産省が調査・公表した出回りからの年産平均価格(令和7年産は出回りから8年6月までの速報値)であり、調査対象事業者は、一定規模以上の集荷業者(年間の販売数量5,000トン以上等)。

注2: 運賃、包装代、消費税相当額を含む1等米の価格である。なお、価格に含む消費税は、軽減税率の対象である米穀の包装代などの品代等は8%、運賃等は10%で算定している。

注3: 「―」については、当該年産において報告対象としていない産地品種銘柄又は取引数量の累計が100トン未満であり、公表を行っていないもの。

米のコスト指標（令和8年4月7日公表）

（円/玄米1kg）（税込）
（玄米から精米の歩留まりを0.9とする）

4段階（生産～小売）の合計は、506.9円/玄米1kg
➡精米換算すると、4段階合計のコスト指標は「2,816円/精米5kg」

（注）コスト指標はコストの積み上げであり、利潤を含まない等、取引価格を示すものではない

生産段階のコスト指標
（20,535円/玄米60kg）

生産 342.3	対前年比+3.4%
肥料費	22.7円 (+3.2%)
農業薬剤費	18.3円 (+1.7%)
賃借料及び料金	28.1円 (+6.3%)
農機具費	70.4円 (+5.0%)
労働費	113.9円 (+3.5%)
その他	88.9円 (+1.6%)

集荷段階のコスト指標
（2,539円/玄米60kg）

集荷 42.3	対前年比+2.9%
---------	-----------

保管料・入出庫料	9.0円 (+1.8%)
運賃	9.1円 (+2.7%)
人件費	6.9円 (+5.7%)
その他	17.3円 (+2.4%)

卸売段階のコスト指標
（2,346円/玄米60kg）

卸売 39.1	対前年比+1.3%
---------	-----------

輸送費	9.2円 (+2.7%)
精米費	15.6円 (-0.6%)
販売費	3.8円 (+2.7%)
管理費	6.9円 (+2.6%)
その他諸費	3.5円 (+2.7%)

小売段階のコスト指標
（4,992円/玄米60kg）

小売 83.2	対前年比+1.8%
---------	-----------

人件費	32.6円 (+2.6%)
物流費	7.8円 (+2.7%)
その他	42.8円 (+1.2%)

生産段階のコスト指標
（19,860円/玄米60kg）

生産 331.0	
肥料費	22.0円
農業薬剤費	18.0円
賃借及び料金	26.4円
農機具費	67.1円
労働費	110.0円
その他	87.5円

集荷段階のコスト指標
（2,469円/玄米60kg）

集荷 41.1	
---------	--

保管料・入出庫料	8.8円
運賃	8.9円
人件費	6.5円
その他	16.9円

卸売段階のコスト指標
（2,315円/玄米60kg）

卸売 38.6	
---------	--

輸送費	8.9円
精米費	15.7円
販売費	3.7円
管理費	6.7円
その他諸費	3.4円

小売段階のコスト指標
（4,902円/玄米60kg）

小売 81.7	
---------	--

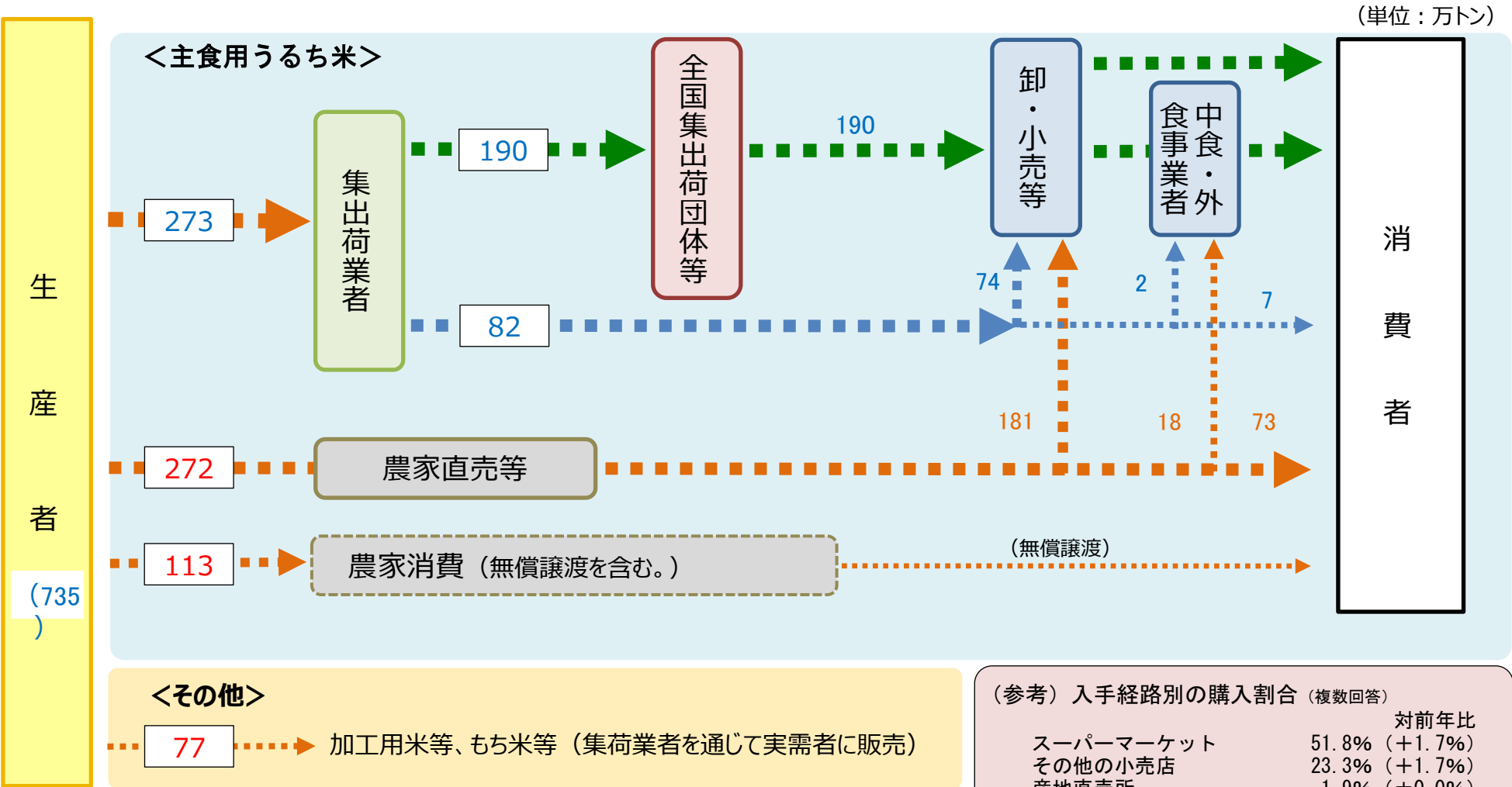
人件費	31.8円
物流費	7.6円
その他	42.3円

4段階（生産～小売）の合計は、492.4円/玄米1kg
➡精米換算すると、4段階合計のコスト指標は「2,736円/精米5kg」

（注）コスト指標はコストの積み上げであり、利潤を含まない等、取引価格を示すものではない

注 四捨五入の関係で各費目の合計や変動額と変動率が一致しない場合がある。

米の流通経路別流通量の状況（令和6年産米）



資料：農林水産省「作物統計」、「生産者の米穀在庫等調査」、「農林業センサス」、「米穀の取引に関する報告」及び全国出荷団体調べ等を基に推計。

注1：集出荷業者には、全集連系を含む（JA等への出荷量273万トンのうち21万トンが全集連系）。

注2：「卸・小売等」には、加工事業者等を含む。

注3：主食用うるち米には、政府が買い入れた備蓄米を含む。

注4：ラウンドの関係で、計と内訳が一致しない場合がある。

(参考) 入手経路別の購入割合（複数回答）

	対前年比
スーパーマーケット	51.8% (+1.7%)
その他の小売店	23.3% (+1.7%)
産地直売所	1.9% (±0.0%)
インターネット	8.3% (▲0.3%)
生産者から直接購入	4.8% (±0.0%)
無償譲渡	14.7% (▲0.6%)

※ 米穀安定供給確保支援機構調べを元に農林水産省で算出（令和6年4月から令和7年3月の年平均）

米の流通の状況（平成16～令和6年産米）

【生産段階】

（単位：万トン（玄米））

年産	生産量		出荷・販売		農家消費等		その他		加工用米等		もち米		減耗	
H16	872	100.0%	636	72.9%	180	20.6%	56	6.4%	12	1.4%	27	3.1%	17	1.9%
17	906	100.0%	653	72.1%	183	20.2%	62	6.8%	13	1.4%	31	3.4%	18	2.0%
18	855	100.0%	631	73.8%	165	19.3%	59	6.9%	15	1.8%	27	3.2%	17	2.0%
19	871	100.0%	632	72.6%	174	20.0%	65	7.5%	17	2.0%	31	3.6%	17	2.0%
20	882	100.0%	636	72.1%	172	19.5%	64	7.3%	16	1.8%	30	3.4%	18	2.0%
21	847	100.0%	624	73.7%	161	19.0%	62	7.3%	16	1.9%	29	3.4%	17	2.0%
22	848	100.0%	594	70.0%	174	20.5%	71	8.3%	22	2.6%	32	3.8%	17	2.0%
23	840	100.0%	604	71.9%	170	20.2%	66	7.9%	16	2.0%	33	3.9%	17	2.0%
24	852	100.0%	616	72.3%	167	19.5%	69	8.1%	19	2.2%	33	3.9%	17	2.0%
25	860	100.0%	626	72.8%	165	19.2%	69	8.0%	21	2.4%	31	3.6%	17	2.0%
26	844	100.0%	616	73.1%	154	18.3%	73	8.7%	27	3.2%	30	3.5%	17	2.0%
27	799	100.0%	579	72.5%	146	18.3%	74	9.2%	25	3.1%	33	4.1%	16	2.0%
28	804	100.0%	582	72.3%	146	18.1%	77	9.6%	26	3.2%	35	4.4%	16	2.0%
29	782	100.0%	569	72.8%	139	17.7%	74	9.5%	26	3.3%	33	4.2%	16	2.0%
30	778	100.0%	576	74.0%	130	16.7%	73	9.3%	28	3.6%	29	3.7%	16	2.0%
R元	776	100.0%	577	74.3%	129	16.6%	70	9.1%	27	3.4%	28	3.7%	16	2.0%
2	776	100.0%	580	74.7%	124	16.0%	72	9.3%	28	3.5%	29	3.8%	16	2.0%
3	756	100.0%	561	74.2%	121	16.0%	74	9.8%	28	3.7%	31	4.1%	15	2.0%
4	727	100.0%	537	73.9%	115	15.8%	75	10.3%	29	4.0%	31	4.2%	15	2.0%
5	717	100.0%	533	74.3%	110	15.4%	74	10.3%	29	4.0%	30	4.2%	14	2.0%
6	735	100.0%	545	74.2%	113	15.3%	77	10.5%	32	4.4%	30	4.1%	15	2.0%

【出荷・販売段階】

（単位：万トン（玄米））

年産	出荷・販売		農協		販売委託		直販		全集連系業者		販売委託		直販		生産者 直接販売等	
H16	636	72.9%	390	44.7%	350	40.1%	40	4.6%	20	2.3%	7	0.8%	12	1.4%	226	25.9%
17	653	72.1%	405	44.7%	352	38.9%	53	5.8%	22	2.4%	8	0.9%	13	1.4%	226	24.9%
18	631	73.8%	384	44.9%	320	37.4%	64	7.5%	21	2.5%	9	1.1%	13	1.5%	227	26.5%
19	632	72.6%	378	43.4%	308	35.4%	70	8.0%	21	2.4%	9	1.0%	13	1.5%	232	26.6%
20	636	72.1%	390	44.2%	303	34.4%	87	9.9%	21	2.4%	8	0.9%	14	1.6%	224	25.4%
21	624	73.7%	372	43.9%	294	34.7%	78	9.2%	22	2.6%	7	0.8%	15	1.8%	230	27.2%
22	594	70.0%	369	43.5%	285	33.6%	84	9.9%	21	2.5%	6	0.7%	15	1.8%	203	24.0%
23	604	71.9%	351	41.8%	266	31.7%	85	10.1%	21	2.5%	6	0.8%	15	1.8%	232	27.6%
24	616	72.3%	352	41.3%	273	32.1%	79	9.3%	21	2.4%	6	0.7%	15	1.8%	243	28.6%
25	626	72.8%	373	43.4%	293	34.0%	81	9.4%	22	2.6%	7	0.8%	15	1.8%	231	26.8%
26	616	73.1%	369	43.7%	285	33.8%	84	10.0%	24	2.8%	9	1.0%	15	1.8%	223	26.5%
27	579	72.5%	344	43.1%	258	32.3%	86	10.7%	22	2.7%	7	0.9%	14	1.8%	213	26.7%
28	582	72.3%	338	42.1%	252	31.3%	86	10.8%	22	2.7%	6	0.8%	16	1.9%	221	27.5%
29	569	72.8%	315	40.3%	234	29.9%	81	10.4%	20	2.6%	5	0.7%	15	1.9%	234	29.9%
30	576	74.0%	298	38.4%	219	28.1%	80	10.2%	19	2.4%	5	0.6%	13	1.7%	259	33.3%
R元	577	74.3%	308	39.7%	231	29.7%	77	10.0%	21	2.7%	6	0.8%	14	1.9%	247	31.9%
2	580	74.7%	312	40.2%	242	31.2%	70	9.0%	21	2.7%	6	0.8%	15	1.9%	246	31.7%
3	561	74.2%	303	40.1%	240	31.7%	63	8.4%	21	2.7%	5	0.7%	15	2.0%	238	31.4%
4	537	73.9%	284	39.0%	220	30.2%	64	8.8%	19	2.6%	4	0.6%	14	2.0%	235	32.3%
5	533	74.3%	279	39.0%	214	29.9%	66	9.2%	20	2.8%	4	0.6%	16	2.2%	233	32.5%
6	545	74.2%	252	34.3%	187	25.5%	65	8.9%	21	2.8%	3	0.5%	17	2.3%	272	37.0%

資料：農林水産省「作物統計」、「生産者の米穀現在高等調査」（22年産以降は「生産者の米穀在庫等調査」）、「農林業センサス」、「米穀の取引に関する報告」及び全国出荷団体調べ等を基に推計。

注：1）「生産者の米穀在庫等調査」（平成21年産までは「生産者の米穀現在高等調査」）における調査対象農家の定義の変更に伴い、平成22年産から推計方法を変更している。
2）生産段階には、このほか、①集荷円滑化対策による区分出荷米（17年産8万トン、20年産米10万トン）、②品質低下に伴う歩留り減（22年産米10万トン）がある。
3）ラウンドの関係で、計と内訳が一致しない場合がある。

米（玄米・精米）の物流合理化について

- 全国的にトラックドライバー不足が深刻化する中、重量物である米は、特に敬遠される傾向。産地から最終消費地まで主食である米を確実に届けていくため、玄米・精米物流が直面する課題の解決が必要。
- また、2024年度からトラックドライバーに時間外労働の上限規制（年960時間）が適用されることから、物流を持続可能なものとするため、パレット・フレコン規格の統一化、鉄道貨物などモーダルシフトを推進。

フレコン流通の取組（玄米物流）

- ・フレコンバッグは紙袋に比べて手荷役が少なく、積み降ろし時間が1/2から1/3に短縮されるが、その普及率は4割。



- 農産物検査規格として「推奨フレコンバッグ」の規格を設定（R2.6.30告示改正、R3.6.1施行）



- 「推奨フレコンバッグ」の普及に向けた現地実証を実施
玄米の推奨規格フレコンを活用した物流効率化実証支援（令和2～4年度）

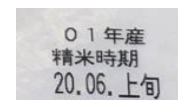
配送リードタイムの改善（精米物流）

- ・各米卸事業者が数多くの種類の商品を、個別に各店舗や各配送センターに向けて納品するため、多頻度・少量配送が常態化。
- ・発注から納品までのリードタイム（発注後○日）や精米年月日から納品までのリードタイム（精米後○日）が短い。



- 「精米年月旬（上／中／下旬）」表示の導入
食品表示基準改正（R2.3.27）により、これまでの「精米年月日」表示に加えて「精米年月旬」表示の利用が可能。

旬表示商品の例



- 配送リードタイムの延長等に関する要請文の発出
米卸団体（全農、全米販）が、小売・量販店、中食・外食、生協の団体に対して、配送リードタイムの緩和、年月旬表示の導入、納品条件の明確化等に関する依頼文を発出（R2.3）。
- 輸送効率の改善に向けた共同配送実証を実施
精米安定供給のための物流実態把握及び改善に関する実証事業（令和4年度）

モーダルシフトの取組

- ・全農においては、休日の運休列車を活用し、米などの専用の貨物列車「全農号」を青森→大阪間で運行。
- ・秋田・新潟・金沢などの途中駅で米などを積み込み、西日本・東海地区などの消費地へ輸送。
- ・12ftコンテナ100基分（500トン）の輸送をトラックから切替。

米流通効率化支援事業

令和7年度補正予算額 200百万円

<対策のポイント>
食料安全保障の確保を図るため、流通構造の合理化・効率化、米流通の透明性の確保等に向け、地域流通を支える**精米事業者等が、多様化する実需者ニーズに対応するための流通等の共同化を推進**する取り組みや、**小売事業者等が、生産性向上に取り組む産地との長期契約に基づく直接取引により、消費者への安定的な供給を推進**する取り組みを支援します。

<事業目標>
米流通の共同化に取り組む共同事業体、産地と連携した販売に取り組む小売事業者を拡大（47事業体、10事業者〔令和12年度まで〕）

<事業の内容>

事業イメージ>

1. 精米事業者等共同化推進事業 90百万円

- ① 精米事業者等共同化調査等事業
多様化する実需者ニーズに対応するため、**精米事業者等が共同事業体を組織し、米流通等の合理化及び効率化に向けた物流等の共同化を推進**するための調査等の取り組みを支援します。
- ② 精米事業者等共同化支援事業
①の**共同事業体による米流通の合理化及び効率化に向けた物流等の共同化モデルを構築**する取り組みを支援します。

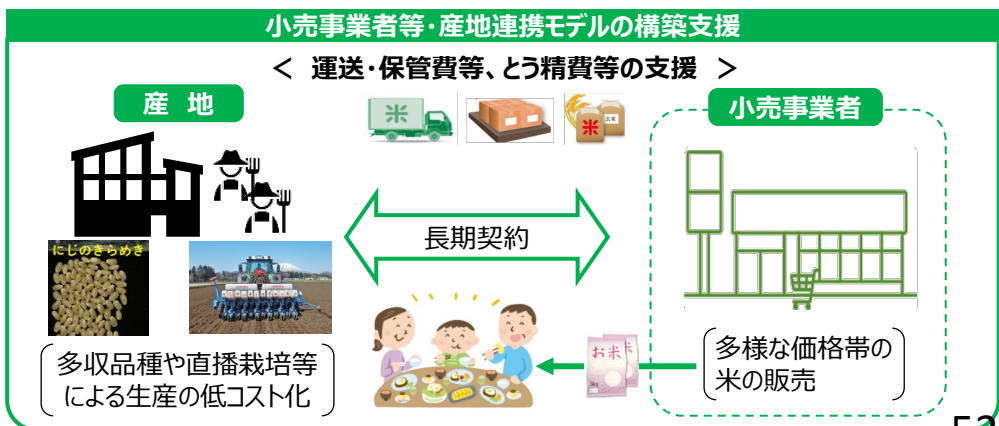
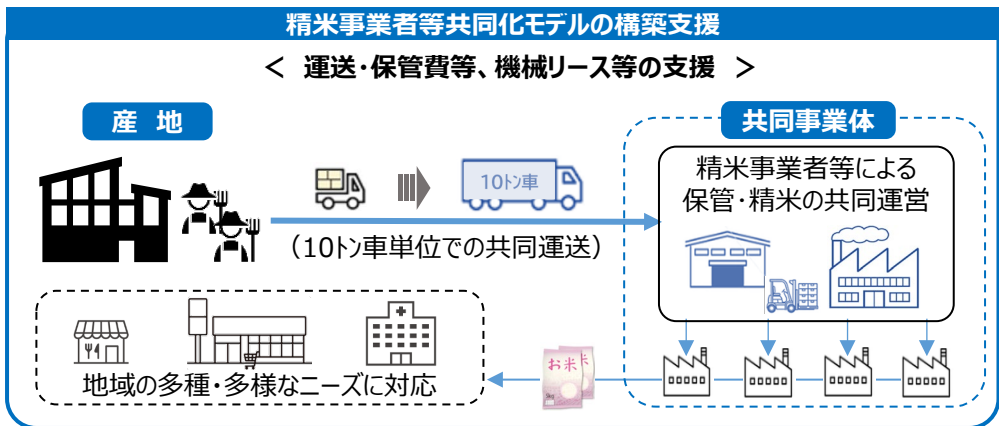
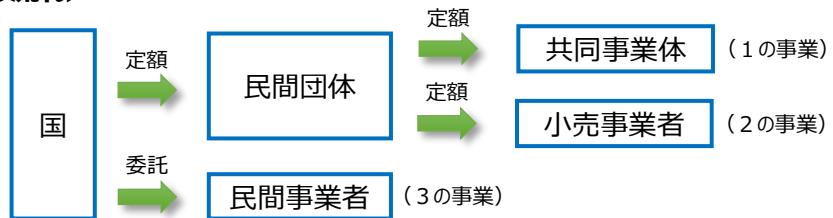
2. 小売事業者等・産地連携モデル化推進事業 100百万円

小売事業者等が、多収品種や直播栽培等、米の生産性向上に取り組む産地と長期契約を締結し、**多様な価格帯の米を消費者に安定供給するための直接取引に繋げるモデルを構築**する取り組みを支援します。

3. 米流通調査管理体制等整備 10百万円

米流通の透明性を確保するためのデータベースを整備します。

<事業の流れ>

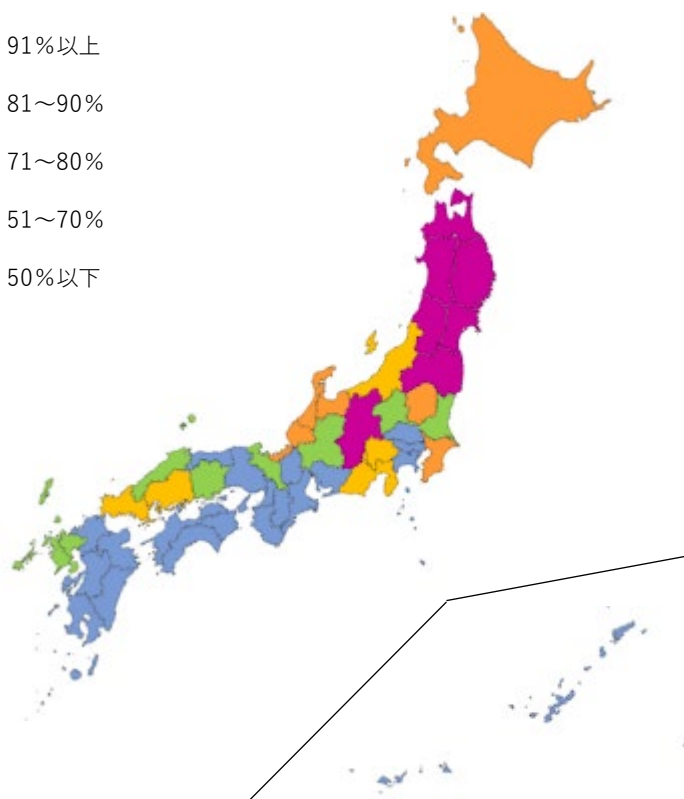


令和7年産水稻うるち玄米の1等比率及び前年産比較（令和8年3月31日現在）

- 令和7年産水稻うるち玄米の3月31日現在の検査数量は、437.9万㌧（令和6年産同期406.2万㌧、前年同期比107.8%、+31.8万㌧）。
- 水稻うるち玄米の3月31日現在の1等比率は、75.7%（前年同期：75.9%）。
- 7年産米の1等比率は昨年と同水準となっており、過去5カ年平均（75.6%）と比較しても例年並みの推移となっている。

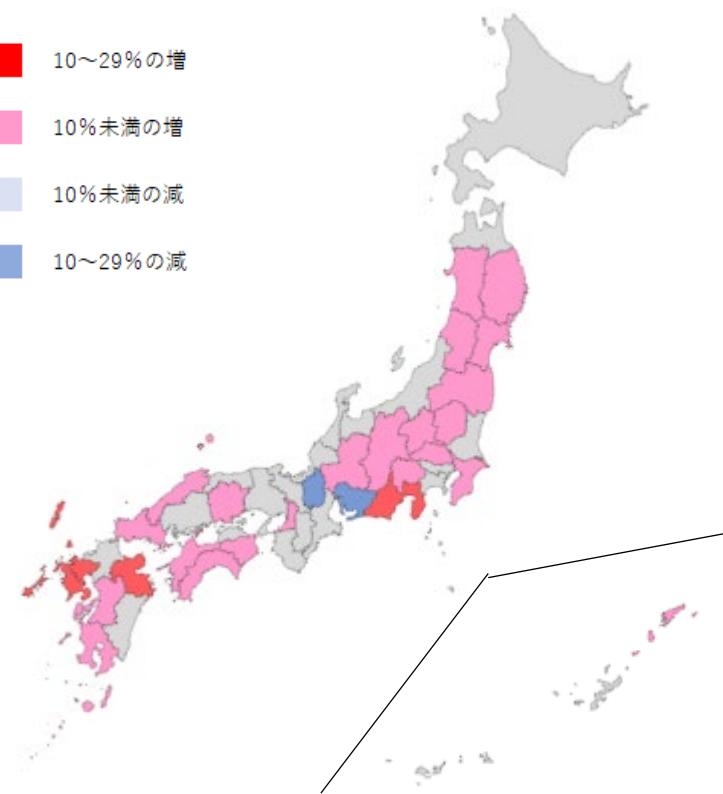
1等比率(7年産・3月末時点)

- 91%以上
- 81~90%
- 71~80%
- 51~70%
- 50%以下



1等比率 6年産との比較(3月末時点)

- 10~29%の増
- 10%未満の増
- 10%未満の減
- 10~29%の減



令和7年産水稻うるち玄米 等級別検査数量（令和8年3月31日現在）

(単位: %)

	等 級 比 率				1 等 比 率	
	1 等	2 等	3 等	規 格 外	前年同期	5力年平均 (R2-R6)
北 海 道	90.8	5.1	2.0	2.1	91.1	90.3
青 森	92.4	6.6	0.6	0.4	93.7	88.3
岩 手	96.8	2.7	0.4	0.1	94.9	94.9
宮 城	92.9	5.1	0.6	1.4	89.8	90.4
秋 田	92.3	5.7	0.8	1.2	88.7	82.5
山 形	93.3	5.7	0.5	0.5	92.8	83.9
福 島	91.4	7.7	0.7	0.2	88.1	88.6
茨 城	54.9	37.2	7.2	0.8	55.4	68.8
栃 木	88.0	10.4	1.1	0.4	86.1	90.2
群 馬	69.1	26.6	4.3	0.1	68.7	78.4
埼 玉	44.5	35.4	12.5	7.7	38.2	51.6
千 葉	84.2	13.7	1.6	0.5	78.3	86.8
東 京	-	-	88.0	12.0	0.8	0.8
神 奈 川	15.8	80.6	3.4	0.1	16.4	27.7
山 梨	73.4	22.8	3.4	0.3	72.9	77.7
長 野	93.6	5.3	0.8	0.2	93.1	94.4
静 岡	72.1	23.2	4.2	0.5	59.3	75.9
新 潟	75.4	22.5	1.1	1.0	77.9	63.9
富 山	88.6	10.1	0.9	0.3	90.7	85.0
石 川	86.8	11.6	1.3	0.3	88.0	86.1
福 井	84.1	9.6	2.2	4.1	88.5	86.9
岐 阜	54.2	39.6	4.4	1.8	47.1	56.2
愛 知	16.3	39.5	35.1	9.1	37.4	49.4
三 重	24.9	67.8	6.8	0.5	26.1	37.0

	等 級 比 率				1 等 比 率	
	1 等	2 等	3 等	規 格 外	前年同期	5力年平均 (R2-R6)
滋 賀	33.9	53.3	11.1	1.7	53.3	63.3
京 都	57.5	30.8	10.6	1.2	64.2	64.3
大 阪	45.0	45.6	9.0	0.4	44.1	46.4
兵 庫	32.6	55.6	11.1	0.7	37.6	48.1
奈 良	20.6	34.6	44.2	0.7	26.5	75.2
和 歌 山	9.8	70.7	18.6	1.0	11.7	27.7
鳥 取	44.6	50.1	4.9	0.4	51.0	55.8
島 根	56.4	34.3	8.0	1.3	54.0	62.5
岡 山	65.8	29.6	3.7	0.9	56.7	66.7
広 島	74.1	21.9	3.4	0.6	78.2	84.2
山 口	77.8	18.8	2.9	0.5	71.5	73.6
徳 島	42.3	48.3	7.6	1.8	33.2	42.7
香 川	14.8	60.7	24.1	0.4	19.5	22.5
愛 媛	38.7	53.5	5.9	1.9	31.0	41.0
高 知	15.9	68.7	12.9	2.4	14.6	17.5
福 岡	18.9	71.8	4.3	5.0	19.8	21.2
佐 賀	64.2	32.6	1.2	2.0	52.5	57.5
長 崎	53.3	41.2	4.4	1.2	42.4	40.8
熊 本	27.9	62.1	7.0	3.0	26.8	30.6
大 分	48.9	40.4	9.8	0.9	37.7	50.0
宮 崎	27.6	35.3	33.5	3.6	29.0	41.8
鹿 児 島	30.6	51.7	15.3	2.3	24.5	34.4
沖 縄	42.6	36.5	18.3	2.6	45.8	51.1
全 国	75.7	19.4	3.6	1.3	75.9	75.6

注 1) ラウンドの関係で計と内訳が一致しない場合がある。
2) 「0」は単位に満たないもの、「-」は事実がないものを示している。
3) 「5力年平均」は、令和2年産から令和6年産の3月31日現在(速報値)による平均値。

④ 米の消費の状況

需要に応じた販売について（低価格帯の需要への生産・販売の拡大）

【買い手の意向と産地の意向のミスマッチ】

用途に応じた米
生産が重要！

買い手の意向

一般家庭用
(高価格帯中心)
70%程度

中食・外食向け
(低価格帯中心)
30%程度

少しでも単価の高
い米を売りたい！

産地の意向

一般家庭用

需要に応じた
生産・販売へ

中食・外食向け

- 主食用米全体の需給は均衡している中、産地においては高価格帯中心の一般家庭用の米を生産する意向が強い。
- 一方、買い手においては、3割を占める低価格帯中心の中食・外食向けなどにも対応した米生産へのニーズがありここにミスマッチが生じている状況。



- 一般家庭用、中食・外食向け各々の需要に応じた生産・販売の取組を進める必要。

（それを行わない場合には、結局、国内主食用米需要全体の一層の減少につながる。）

－取組事例（A市B生産法人）－

- ・ A市はブランド米の産地であるが、B生産法人は中食・外食事業者からのニーズを受け、28年産から多収品種（あきだわら）の作付を開始。
- ・ 一般家庭用より3割多収を実現し、一般家庭用で得られる収入とほぼ同等の収入を確保。

中食・外食向け販売量の状況について①（中食・外食向け販売実態調査結果）

- 産地における中食・外食向けの需要に応じた生産・販売への取組を促すため、産地や銘柄ごとの中食・外食向けの販売割合順位等をマンスリーレポートで公表。
- 〔 令和6年7月から7年6月までの1年間において、年間玄米取扱量4,000トン以上の販売事業者が、精米販売を行った数量のうち、中食・外食向けに販売した数量について調査を実施。〕

販売先割合の推移（全国）

	2/3年	3/4年	4/5年	5/6年	6/7年
中食・外食向け	37%	39%	39%	39%	40%
家庭内食向け等	63%	61%	61%	61%	60%

注：家庭内食向け等は、精米販売量全体から中食・外食向け販売量を差し引いたものである。

中食・外食向けの販売割合が高い上位10県

2/3年		3/4年		4/5年		5/6年		6/7年	
1	群馬 75%	1	群馬 79%	1	福島 69%	1	福島 64%	1	福島 66%
2	福島 68%	2	福島 69%	2	栃木 61%	2	島根 61%	2	岐阜 56%
3	栃木 58%	3	栃木 65%	3	群馬 58%	3	栃木 57%	3	岡山 53%
4	岡山 57%	4	岡山 62%	4	石川 53%	4	徳島 56%	4	宮城 52%
5	愛知 53%	5	山形 50%	5	愛知 52%	5	宮城 55%	5	群馬 50%
6	青森 50%	6	宮城 50%	6	宮城 51%	6	山口 53%	6	岩手 50%
7	山口 49%	7	埼玉 50%	7	山形 49%	7	岐阜 50%	7	栃木 48%
8	岐阜 47%	8	青森 49%	8	岐阜 47%	8	石川 49%	8	山口 48%
9	宮城 47%	9	岐阜 48%	9	岩手 45%	9	鳥取 47%	9	島根 48%
10	山形 44%	10	岩手 45%	10	青森 44%	10	愛知 47%	10	埼玉 48%

注：中食・外食向け販売量が、1,000トン未満の都府県は除いている。

中食・外食向け販売量全体に占める産地品種銘柄別割合（上位20）

2/3年			3/4年			4/5年			5/6年			6/7年			
	産地	品種銘柄	割合	産地	品種銘柄	割合	産地	品種銘柄	割合	産地	品種銘柄	割合	産地	品種銘柄	割合
1	山形	はえぬき	7%	1	宮城	ひとめぼれ	7%	1	宮城	ひとめぼれ	6%	1	宮城	ひとめぼれ	7%
2	宮城	ひとめぼれ	6%	2	山形	はえぬき	7%	2	山形	はえぬき	6%	2	山形	はえぬき	5%
3	青森	まつぐら	5%	3	青森	まつぐら	5%	3	栃木	コシヒカリ	5%	3	栃木	コシヒカリ	5%
4	福島	コシヒカリ	5%	4	栃木	コシヒカリ	5%	4	岩手	ひとめぼれ	4%	4	青森	まつぐら	4%
5	栃木	コシヒカリ	5%	5	北海道	ななつぼし	5%	5	福島	コシヒカリ	4%	5	岩手	ひとめぼれ	4%
6	岩手	ひとめぼれ	4%	6	福島	コシヒカリ	5%	6	青森	まつぐら	4%	6	福島	コシヒカリ	4%
7	北海道	ななつぼし	4%	7	岩手	ひとめぼれ	4%	7	北海道	ななつぼし	4%	7	北海道	ななつぼし	4%
8	新潟	コシヒカリ	3%	8	新潟	コシヒカリ	4%	8	新潟	コシヒカリ	4%	8	新潟	コシヒカリ	3%
9	茨城	コシヒカリ	3%	9	茨城	コシヒカリ	3%	9	茨城	コシヒカリ	3%	9	茨城	コシヒカリ	3%
10	秋田	あきたこまち	3%	10	秋田	あきたこまち	2%	10	秋田	あきたこまち	3%	10	秋田	あきたこまち	2%
11	福島	ひとめぼれ	2%	11	北海道	ゆめぴりか	2%	11	北海道	ゆめぴりか	2%	11	長野	コシヒカリ	2%
12	北海道	ゆめぴりか	2%	12	新潟	こいびき	2%	12	新潟	こいびき	2%	12	富山	コシヒカリ	2%
13	長野	コシヒカリ	2%	13	福島	ひとめぼれ	2%	13	富山	コシヒカリ	2%	13	北海道	ゆめぴりか	2%
14	新潟	こいびき	1%	14	北海道	きらら397	2%	14	福島	ひとめぼれ	2%	14	福島	ひとめぼれ	2%
15	富山	コシヒカリ	1%	15	富山	コシヒカリ	2%	15	北海道	きらら397	1%	15	新潟	こいびき	1%
16	北海道	きらら397	1%	16	栃木	とちぎの星	1%	16	長野	コシヒカリ	1%	16	秋田	ひとめぼれ	1%
17	福島	天のつづ	1%	17	長野	コシヒカリ	1%	17	石川	コシヒカリ	1%	17	石川	コシヒカリ	1%
18	栃木	あさひの夢	1%	18	福島	天のつづ	1%	18	栃木	とちぎの星	1%	18	福島	天のつづ	1%
19	愛知	あいちのかおり	1%	19	千葉	ふさがね	1%	19	愛知	あいちのかおり	1%	19	山形	雪若丸	1%
20	青森	つがるロマン	1%	20	栃木	あさひの夢	1%	20	千葉	コシヒカリ	1%	20	栃木	とちぎの星	1%

注：割合は、各産地品種銘柄ごとの中食・外食向け販売量を、全国の中食・外食向け販売量で除したものである。

＜当データを見る上での留意事項＞

- ▶ 調査対象は、年間玄米取扱数量4,000トン以上の販売事業者（卸売業者等）。
- ▶ 販売事業者が、中食・外食向けに精米販売した数量であり、小売店等に精米販売し、その後、中食・外食に仕向けられたものは含まれていない。
- ▶ 中食事業者は、コンビニエンスストア、スーパー、弁当屋、給食事業等であり、外食事業者は、牛丼、回転寿司等のファーストフード店、ファミリーレストラン、ホテル等宿泊施設等である。
- ▶ 中食・外食向けには、主に米販売業者から供給されるが、家庭内食向けには、米販売業者経由の他に農家直売や縁故米等からも供給されるため、米販売業者からの供給量のみで作成した当データは、中食・外食向けの割合が高くなる傾向がある。

中食・外食向け販売量の状況について②（中食・外食向け販売実態調査結果）

令和6/7年の産地別販売割合

産地	中食・外食向け（産地品種銘柄別内訳）					家庭内食向け等
北海道	35% (103.4)	ななつぼし 18% (53.0)	ゆめりか 8% (23.3)	きんぎょ 2% (7.0)	その他 7% (20.0)	65% (192.9)
青森	43% (57.1)	まじゅり 37% (49.3)	その他 6% (7.8)			57% (75.2)
岩手	50% (68.8)	ひとめぼれ 41% (56.1)	銀河のしずく 5% (6.9)	あきたこまち 1% (1.7)	その他 3% (4.1)	50% (68.4)
宮城	52% (87.4)	ひとめぼれ 45% (75.7)	つや姫 2% (3.7)	サザニシキ 2% (3.9)	その他 2% (4.2)	48% (79.2)
秋田	24% (51.6)	あきたこまち 14% (30.0)	ひとめぼれ 5% (11.3)	めんこいな 3% (6.2)	その他 2% (4.2)	76% (164.1)
山形	46% (74.9)	はえぬぎ 30% (49.5)	つや姫 2% (3.9)	雪若丸 7% (12.2)	その他 6% (9.4)	54% (87.9)
福島	66% (96.2)	ゴジカリ 32% (47.0)	ひとめぼれ 15% (22.6)	天のつば 12% (17.9)	その他 6% (8.8)	34% (50.0)
茨城	37% (49.9)	ゴジカリ 23% (31.8)	あきたこまち 3% (4.5)	にしのきめき 5% (6.4)	その他 5% (7.2)	63% (86.5)
栃木	48% (71.4)	ゴジカリ 28% (41.1)	とちぎの夢 12% (17.4)	あさひの夢 6% (8.9)	その他 3% (4.0)	52% (77.4)
群馬	50% (9.1)	あさひの夢 36% (6.6)	ゆめまつり 6% (1.1)	その他 8% (1.5)		50% (9.0)
埼玉	48% (12.6)	彩のきずな 13% (3.5)	彩のかがやき 9% (2.5)	ゴジカリ 9% (2.4)	その他 16% (4.3)	52% (13.8)
千葉	22% (21.2)	ゴジカリ 8% (7.6)	ふさこがね 10% (9.2)	ふさおとめ 2% (1.7)	その他 3% (2.7)	78% (74.1)
新潟	28% (61.6)	ゴジカリ 18% (39.8)	こしいばき 6% (12.9)	その他 4% (8.9)		72% (158.4)
富山	39% (30.2)	ゴジカリ 26% (20.3)	てんたかく 4% (2.8)	その他 9% (7.1)		61% (47.1)
石川	42% (24.5)	ゴジカリ 17% (9.8)	ゆめみづほ 15% (8.6)	その他 11% (6.1)		58% (33.4)

産地	中食・外食向け（産地品種銘柄別内訳）					家庭内食向け等
福井	33% (18.3)	ゴジカリ 12% (6.7)	ハチチゼン 5% (3.0)	あきさかり 5% (2.8)	その他 10% (5.8)	67% (37.0)
山梨	45% (1.6)	ゴジカリ 39% (1.4)	その他 6% (0.2)			55% (1.9)
長野	38% (22.0)	ゴジカリ 33% (19.1)	あきたこまち 3% (1.7)	その他 2% (1.1)		62% (35.6)
岐阜	56% (12.5)	ハツジモ 29% (6.5)	ゴジカリ 6% (1.2)	ほしじるし 9% (1.9)	その他 13% (2.8)	44% (9.8)
静岡	26% (3.1)	ゴジカリ 10% (1.2)	きぬむすめ 4% (0.5)	にこまる 1% (0.1)	その他 11% (1.4)	74% (8.9)
愛知	39% (9.9)	あいちのかわり 28% (7.0)	ゴジカリ 4% (1.0)	大地の風 0% (0.1)	その他 7% (1.9)	61% (15.4)
三重	46% (15.1)	ゴジカリ 26% (8.6)	キヌビカリ 3% (1.1)	その他 16% (5.3)		54% (17.8)
滋賀	33% (15.0)	ゴジカリ 8% (3.5)	キヌビカリ 6% (2.7)	みずかがみ 2% (1.0)	その他 17% (7.8)	67% (30.8)
京都	27% (2.3)	ゴジカリ 8% (0.7)	キヌビカリ 2% (0.1)	その他 17% (1.5)		73% (6.2)
兵庫	28% (5.7)	ゴジカリ 8% (1.7)	ヒビカリ 10% (1.9)	キヌビカリ 3% (0.6)	その他 7% (1.4)	72% (14.4)
奈良	15% (1.1)	ヒビカリ 14% (1.0)	その他 1% (0.1)			85% (6.4)
鳥取	44% (7.6)	きぬむすめ 20% (3.5)	ゴジカリ 6% (1.0)	ひとめぼれ 10% (1.7)	その他 8% (1.4)	56% (9.7)
島根	48% (11.5)	きぬむすめ 27% (6.5)	ゴジカリ 11% (2.8)	つや姫 2% (0.5)	その他 7% (1.7)	52% (12.5)
岡山	53% (13.4)	アゲボノ 21% (5.4)	きぬむすめ 8% (2.1)	ゴジカリ 2% (0.4)	その他 22% (5.6)	47% (11.9)
広島	39% (9.1)	ゴジカリ 13% (3.0)	あきさかり 12% (2.9)	あきろまん 1% (0.3)	その他 13% (2.9)	61% (14.2)

※ 下段（ ）書きは販売数量（単位：千トン）

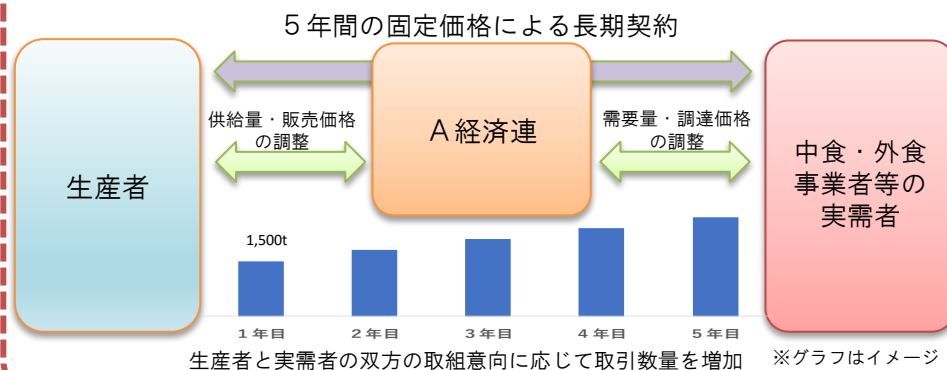
産地	中食・外食向け（産地品種銘柄別内訳）					家庭内食向け等
山口	48% (10.9)	ゴジカリ 6% (1.5)	ひとめぼれ 9% (2.0)	きぬむすめ 16% (3.7)	その他 16% (3.7)	52% (11.8)
徳島	22% (2.1)	ゴジカリ 8% (0.7)	あきさかり 13% (1.2)	その他 1% (0.1)		78% (7.3)
香川	33% (4.1)	ゴジカリ 7% (0.8)	ヒビカリ 18% (2.2)	あきさかり 6% (0.8)	その他 2% (0.3)	67% (8.3)
愛媛	23% (2.3)	ゴジカリ 4% (0.4)	ヒビカリ 5% (0.5)	あきたこまち 4% (0.4)	その他 11% (1.1)	77% (7.8)
福岡	24% (11.4)	夢つくし 4% (1.9)	ヒビカリ 10% (4.7)	元氣つくし 8% (3.8)	その他 2% (1.1)	76% (35.6)
佐賀	45% (13.6)	さがびより 21% (6.4)	夢しすく 15% (4.5)	ヒビカリ 6% (1.9)	その他 3% (0.8)	55% (16.4)
長崎	33% (1.8)	にこまる 18% (1.0)	なつほのか 7% (0.4)	ヒビカリ 5% (0.3)	その他 3% (0.2)	67% (3.6)
熊本	43% (14.0)	ヒビカリ 15% (4.8)	森のくまさん 6% (2.1)	ゴジカリ 4% (1.4)	その他 17% (5.7)	57% (18.6)
大分	21% (2.6)	ヒビカリ 5% (0.7)	なつほのか 6% (0.7)	ひとめぼれ 0% (0.0)	その他 10% (1.2)	79% (9.8)
宮崎	34% (4.7)	ゴジカリ 10% (1.4)	ヒビカリ 11% (1.5)	その他 14% (1.9)		66% (9.2)
鹿児島	29% (3.5)	ヒビカリ 12% (1.4)	あきほなみ 11% (1.3)	ゴジカリ 1% (0.1)	その他 6% (0.8)	71% (8.5)

注：中食・外食向け販売量が、1,000トン未満であった東京、神奈川、大阪、和歌山、高知、沖縄は除いている。

(参考) 中食・外食向けの需要に応じた生産・販売事例

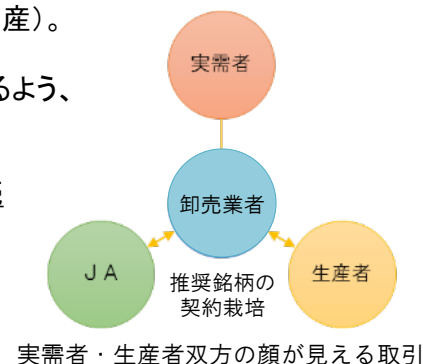
中食・外食事業者等との5年間の長期契約取引の取組

- A経済連では、30年産からの米政策の見直しを機に、生産者にとって経営のメリットとなるとして、実需者サイドの需要量・調達価格と、生産者サイドの供給量・販売価格の調整を行い、30年産から中食・外食事業者等の実需者との5年間の固定価格による長期契約取引を開始している。
- この取組により、
 - ① 生産者サイドは、安定した取引先を確保できるほか、相場変動のリスクを回避できるとともに、将来の経営の見通しを立てることができる
 - ② 実需者サイドは、長期に渡る固定価格での取引によって、原料調達の安定化やコストを平準化することができる
 など、生産者・実需者の双方にメリットのある取引形態となっている。
- この取組は生産者、実需者双方から一定の評価を得られており、双方の取組意向に応じた銘柄や数量に取り組んでいく考え(開始初年度の契約数量は、1,500トン程度)。
また、契約終了の段階で、取引価格や契約年数の検証を行い、契約の継続や取引数量の増加に繋げていくこととしている。



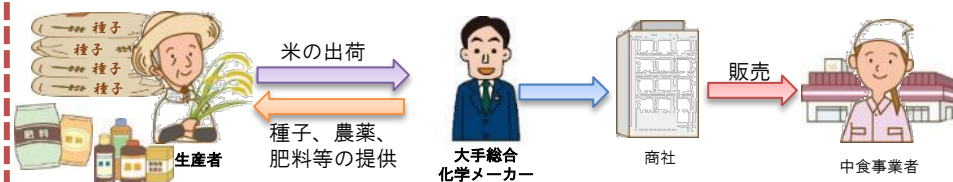
卸売業者と産地の契約栽培による安定取引の取組

- B卸売業者では10年前から、農研機構が開発した自社が奨励する多収性品種や良食味品種を、複数の産地のJAや大規模農業法人と契約栽培し、実需者への安定生産を推進している(現在は、取組産地の増加・作付面積の拡大に伴い、種子を増産)。
- 価格については、安定した取引となるよう、一定の範囲内で設定している。
- 集荷した米は、特定の実需者へ販売されていることから、生産者には、実需者が見える生産であることも契約栽培のインセンティブとなっている。



大手総合化学メーカーのタイアップによる中食・外食向け銘柄の生産

- C農協では、農業関連資材・サービス、関連資材、経営ノウハウを提供する大手総合化学メーカーのD社と中食・外食向けに仕向けられる多収性・良食味品種の契約生産を開始している。
- D社は、契約生産するJA組合員に対して種子・農薬・肥料等の農業資材の提供はもとより、経営ノウハウを指導するほか、生産された米の全量買取を行い、商社を通じて中食事業者(弁当屋・総菜メーカー等)へ販売している。



中食・外食需要への対応（業務用米推進プロジェクト）

- 中食・外食ニーズに応じた米安定取引推進のため、令和6年度から「業務用米推進プロジェクト」を実施。
- 令和6年度については、登録者369者、登録者間のコンタクト数268件。現地セミナー＆交流会（東京・大阪）には、延べ213者が参加。（売り手（農業生産法人等）延べ54者、買い手等（中食・外食事業者の実需者等）延べ159者）

業務用米推進プロジェクトのスキーム

生産者の悩み

- ・ 商談ノウハウ不足
- ・ 契約知見不足
- ・ 相手情報の不足

実需者ニーズ

- ・ 安定調達のための新しい生産者との繋がり
- ・ 受取時期など価格や数量以外での付帯条件

事務局のフォロー

・ 業務用米に関する情報

多収米の品種・栽培技術、低コスト生産の経営モデル、書面契約のノウハウ等の情報を発信。



・ ネットワーク形成

特設サイト上で、他の参加者や団体等とコンタクトが可能。



・ イベント
「業務用米セミナー
& 交流会」

各種セミナーや多収米などの試食コーナー、セミナー講師による個別相談等を実施。



成約事例



生産法人と中食事業者のマッチング

おにぎり、弁当、寿司等を製造し、コンビニ等へ卸している中食事業者が、価値感のある多収米等を求めて参加。中国地方の生産法人と令和7年産の多収米を含めた複数品種（じのきらめき、あきたこまち）約100トン进行成約。

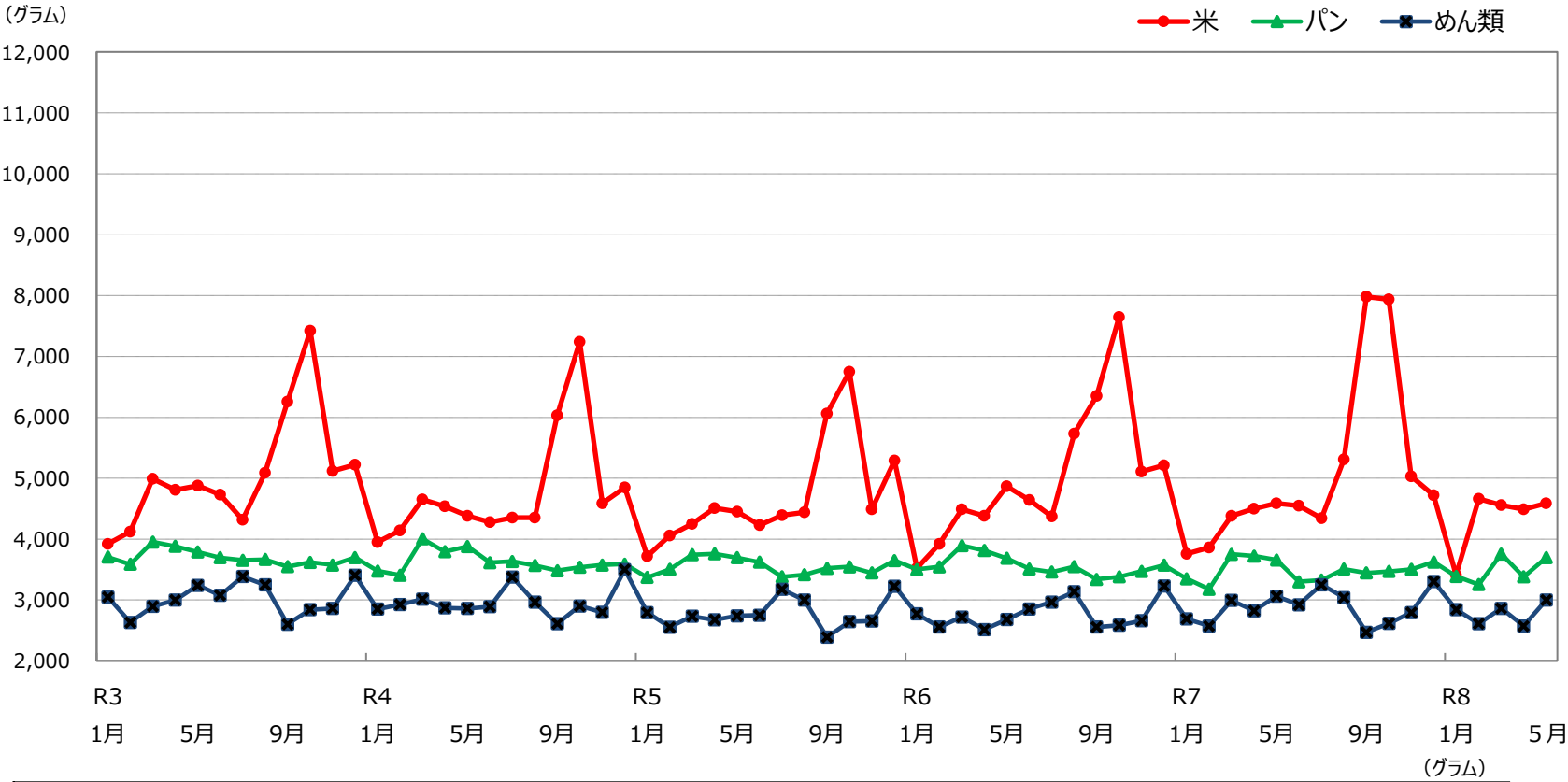


生産法人と卸業者と中食事業者の3者マッチング

おにぎり、総菜などを製造し、自ら店舗販売も行っている中食事業者が、多収米などの業務用米を求めて参加。中国地方の生産法人、及び近畿地方の卸業者で3社契約を結び、令和7年産の多収米「ほしじるし」約10トン进行成約。



家庭における1世帯当たりの米、パン、めん類の購入量の推移



		年間							月間				
		令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年	令和8年1月	2月	3月	4月	5月
米	購入数量	62,200	64,530	60,800	57,380	56,650	60,200	61,310	3,410	4,660	4,560	4,490	4,590
	前年比	94.6%	103.7%	94.2%	94.4%	98.7%	106.3%	101.8%	90.7%	120.7%	104.1%	99.8%	100.0%
パン	購入数量	46,011	45,857	44,345	43,571	42,680	42,702	41,812	3,388	3,253	3,756	3,381	3,696
	前年比	103.3%	99.7%	96.7%	98.3%	98.0%	100.1%	97.9%	101.1%	102.4%	100.1%	90.8%	101.0%
めん類	購入数量	33,169	38,021	36,208	35,557	33,345	33,192	34,521	2,844	2,610	2,864	2,574	2,997
	前年比	97.9%	114.6%	95.2%	98.2%	93.8%	99.5%	104.0%	105.8%	101.4%	95.7%	91.1%	97.9%

資料：総務省「家計調査」家計収支編

(注1) 二人以上の世帯の数値である。

(注2) 令和3年から令和7年については年間の購入数量・対前年比、令和8年は月間の購入数量・対前年同月比である。

(注3) 米は精米ベースである。

(注4) パンは、食パン及び他のパン（菓子パン等）である。

家庭における1世帯当たりの支出金額の推移

(円、%)

	食料		米		パン		めん類		スパゲッティ(パスタ)		カップめん		菓子類		調理食品		一般外食		ハンバーガー	
	前年 (同月)比		前年 (同月)比		前年 (同月)比		前年 (同月)比		前年 (同月)比		前年 (同月)比		前年 (同月)比		前年 (同月)比		前年 (同月)比		前年 (同月)比	
令和元年	965,536	+1.4	23,212	▲4.5	32,164	+5.3	17,713	+2.0	1,170	+0.3	4,727	+10.4	87,469	+4.2	128,386	+4.4	166,712	+3.2	4,576	+11.6
2年	962,373	▲0.3	23,920	+3.1	31,456	▲2.2	20,602	+16.3	1,476	+26.2	5,250	+11.1	85,534	▲2.2	132,494	+3.2	120,921	▲27.5	5,100	+11.5
3年	952,812	▲1.0	21,862	▲8.6	31,353	▲0.3	19,676	▲4.5	1,289	▲12.7	5,400	+2.9	88,195	+3.1	139,876	+5.6	115,296	▲4.7	5,526	+8.4
4年	982,661	+3.1	19,825	▲9.3	32,497	+3.6	20,112	+2.2	1,368	+6.1	5,556	+2.9	94,373	+7.0	145,163	+3.8	138,066	+19.7	5,677	+2.7
5年	1,038,653	+5.7	20,397	+2.9	33,874	+4.2	20,672	+2.8	1,446	+5.7	5,611	+1.0	99,520	+5.5	151,880	+4.6	165,149	+19.6	5,929	+4.4
6年	1,079,228	+3.9	27,196	+33.3	34,609	+2.2	21,214	+2.6	1,533	+6.0	5,881	+4.8	104,417	+4.9	155,977	+2.7	179,992	+9.0	6,467	+9.1
7年	1,138,736	+5.5	42,739	+57.2	34,244	▲1.1	22,048	+3.9	1,573	+2.6	6,006	+2.1	110,527	+5.9	162,964	+4.5	191,587	+6.4	6,941	+7.3
令和8年1月	92,562	+5.5	2,736	+14.8	2,805	+5.6	1,683	+3.5	124	+4.2	511	+3.9	9,152	+8.7	13,470	+5.8	17,039	+12.9	653	+14.4
2月	87,314	+3.5	3,104	+14.8	2,766	+2.6	1,588	▲2.8	119	▲3.3	503	▲1.8	9,311	+6.4	12,694	+4.9	14,157	+6.7	545	+12.4
3月	97,100	+0.6	3,287	+2.5	3,049	+0.2	1,761	▲1.5	147	▲0.7	549	+1.7	10,504	+4.7	13,600	+2.8	17,013	+0.7	602	▲5.3
4月	92,063	+2.9	3,290	▲7.2	2,993	+1.7	1,698	▲5.5	130	▲11.6	479	▲3.0	9,032	+4.8	13,143	+6.2	15,621	+5.9	548	+7.5
5月	99,824	+6.0	3,137	▲10.6	3,081	+3.5	1,902	+1.2	139	+2.2	482	+0.4	9,990	+8.5	13,782	+8.0	18,946	+12.0	615	+1.7

資料：総務省「家計調査」

(注1) 二人以上の世帯の数値である。

(注2) 令和元～7年については年間の支出金額・対前年比、令和8年は月間の支出金額・対前年同月比である。

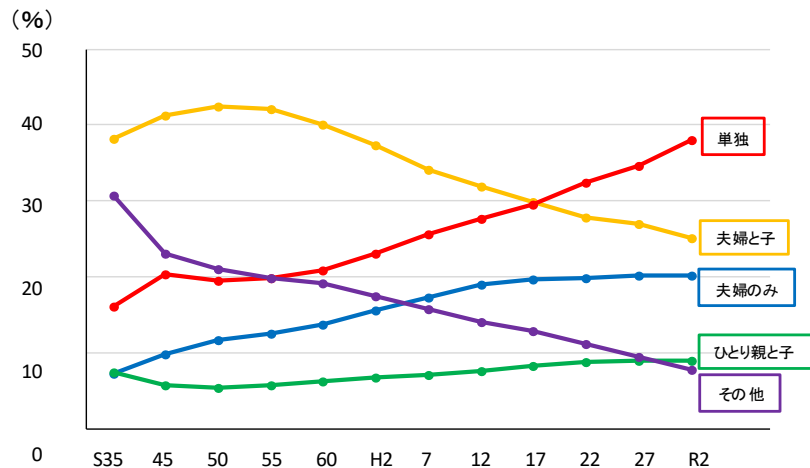
(注3) パンは、食パン及び他のパン(菓子パン等)である。

米の消費における家庭内及び中食・外食の占める割合

○ 世帯構成の変化（単身世帯の増加）や社会構造の変化（共働き世帯の増加）により、食の簡便化志向が強まっており、米を家庭で炊飯する割合が低下する一方で、中食・外食の占める割合は増加。

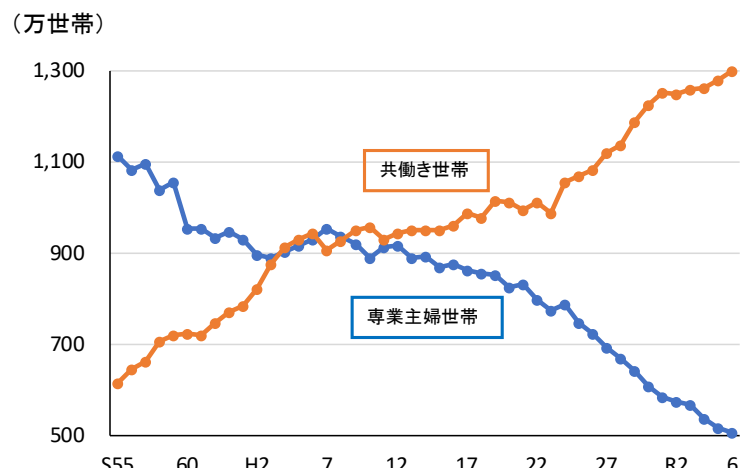
（近年は新型コロナウイルス感染症の影響により中食・外食の割合は減少していたものの、令和6年度はコロナ前の元年度の水準まで回復。）

【家族類型別にみた一般世帯の構成割合の推移】



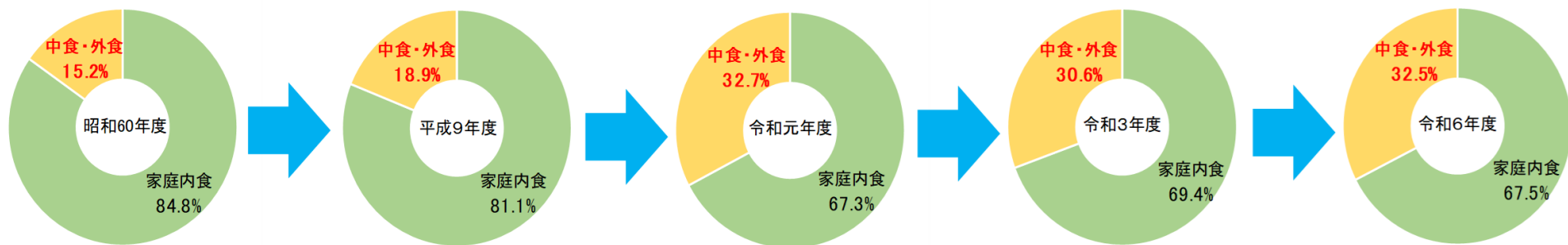
資料：総務省統計局「国勢調査報告」

【専業主婦世帯数と共働き世帯数の推移】



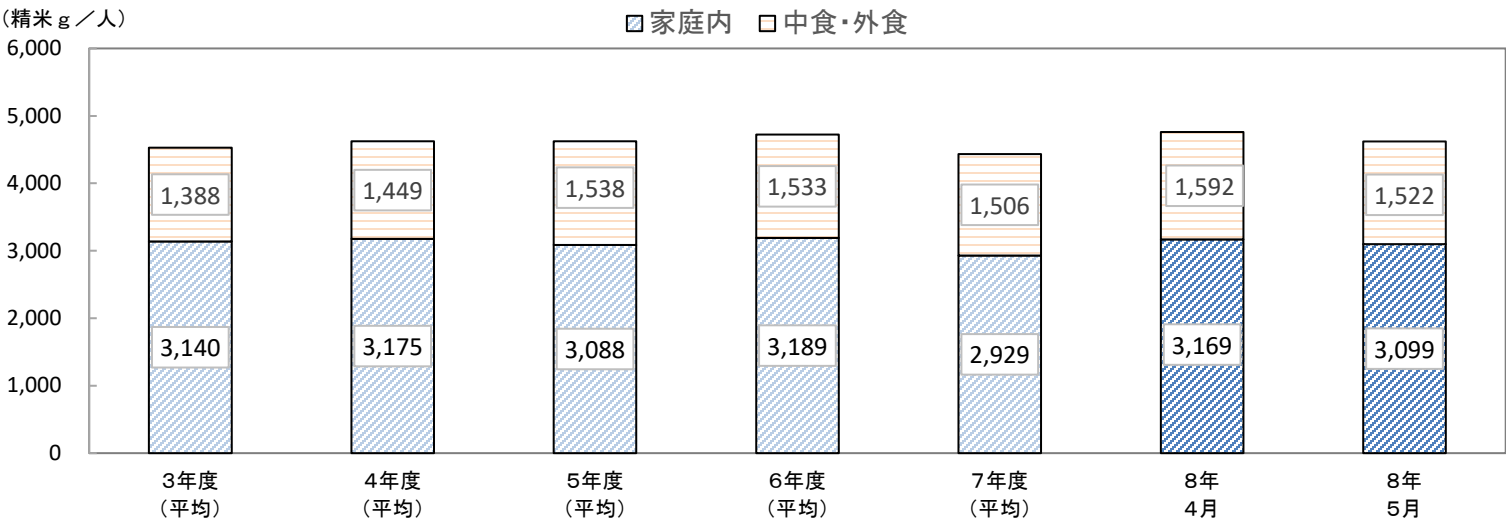
資料：独立行政法人労働政策研究・研修機構「専業主婦世帯と共働き世帯」

【米の消費における家庭内及び中食・外食の占める割合（全国）】



資料 昭和60年度、平成9年度：農林水産省「米の1人1ヶ月当たり消費量」
令和元年度以降：米穀機構「米の消費動向調査」

米の消費動向①（1人1ヶ月当たり精米消費量の推移）（米穀機構による調査）



	精米消費量 (g)					内訳比率 (%)					前年同月比 (%)				
	合計					合計					合計				
		家庭内	中・外食	中食	外食		家庭内	中・外食	中食	外食		家庭内	中・外食	中食	外食
令和3年度	4,529	3,140	1,388	906	482	100.0	69.3	30.6	20.0	10.6	▲4.2	▲4.1	▲4.7	▲5.0	▲4.0
4年度	4,625	3,175	1,449	918	531	100.0	68.6	31.3	19.8	11.5	2.1	1.1	4.4	1.3	10.2
5年度	4,626	3,088	1,538	963	574	100.0	66.8	33.2	20.8	12.4	0.0	▲2.7	6.1	4.9	8.1
6年度	4,722	3,189	1,533	929	604	100.0	67.5	32.5	19.7	12.8	2.1	3.3	▲0.3	▲3.5	5.2
7年度	4,435	2,929	1,506	905	601	100.0	66.0	34.0	20.4	13.6	▲6.1	▲8.2	▲1.8	▲2.6	▲0.5
令和8年 4月	4,762	3,169	1,592	960	633	100.0	66.5	33.4	20.2	13.3	3.3	3.3	3.1	1.7	5.5
5月	4,621	3,099	1,522	906	617	100.0	67.1	32.9	19.6	13.4	6.7	9.0	2.4	0.1	6.0

出典：米穀安定供給確保支援機構「米の消費動向調査結果」

注1：令和8年5月分の有効調査世帯数は1,895世帯。

2：令和3～7年度は各年4月から翌年3月までの平均値である。

3：調査対象世帯の入れ替えや補充による調査結果の補正は行っていないため、調査結果の経年比較等の際には、留意が必要である。

4：家庭内消費量については、調査当月の月初と月末の精米在庫量及び精米購入数量から把握、中食・外食の消費量については、調査当月の家庭炊飯以外で食べた米飯の数量から推計。

5：集計に際しては、地域毎に世帯人員構成比が令和3年度は平成27年国勢調査、令和4～7年度は令和2年国勢調査「世帯人員構成比」に沿うようウェイトバック集計を実施した上で推計。

6：四捨五入の関係で合計と内訳が合わない場合がある。

米の消費動向②（精米購入時の動向）

【購入・入手経路（複数回答）】

（単位：％）

	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	令和8年 4月	5月
デパート	1.6	1.2	1.4	1.1	1.3	1.0	1.0
スーパーマーケット	50.5	50.1	50.1	51.8	52.0	50.3	52.4
ドラッグストア	6.6	5.5	6.9	8.4	7.6	7.2	6.4
ディスカウントストア	3.9	4.8	4.4	3.6	4.1	5.0	4.6
コンビニエンスストア	0.2	0.4	0.3	0.4	0.5	0.2	0.2
生協(店舗・共同購入含む)	6.3	6.0	5.2	5.9	4.8	5.5	5.1
農協(店舗・共同購入含む)	0.8	1.0	1.0	1.3	1.3	1.3	1.2
米穀専門店	2.3	2.3	2.4	2.6	2.6	2.8	2.2
産地直売所	1.2	1.4	1.9	1.9	1.8	1.6	2.5
生産者から直接購入	5.5	4.6	4.8	4.8	5.0	5.5	5.1
インターネットショップ	8.6	8.9	8.6	8.3	10.0	11.2	9.7
家族・知人などから無償で入手	15.0	15.3	15.3	14.7	14.2	11.4	13.0
その他	4.3	4.4	4.6	3.1	3.3	2.8	2.7

出典：米穀安定供給確保支援機構「米の消費動向調査結果」

（注）令和3～7年度は各年4月から翌年3月までの平均値である。

米の消費動向③（精米購入経路別の購入単価、家庭内の月末在庫数量）

【精米購入経路別の購入単価（複数回答）】

	(円/kg)											
	デパート	スーパーマーケット	ドラッグストア	ディスカウントストア	コンビニエンスストア	（生協・店舗・共同購入含む）	（農協・店舗・共同購入含む）	米穀専門店	産地直売所	生産者から直接購入	インターネットショップ	有効調査世帯数
3年度	541	373	357	315	※612	412	※417	485	451	358	471	－
4年度	505	371	328	313	※466	395	393	468	424	347	437	－
5年度	498	400	361	325	※427	414	406	515	435	338	513	－
6年度	711	588	555	526	※680	604	521	634	533	400	683	－
7年度	857	789	718	697	※758	813	749	825	769	543	788	－
令和8年4月	727	735	674	607	※1045	786	703	807	686	532	720	－
5月	802	702	650	617	※1063	760	678	821	758	567	691	－

出典：米穀安定供給確保支援機構「米の消費動向調査結果」
(注1) デパート、スーパーマーケット、生協は、実店舗の購入単価であり、インターネットを利用した購入は含まない。
(注2) 購入単価は消費税を除く本体価格である。
(注3) 表中の※付きの単価は、当該経路での購入割合が有効調査世帯数の1%未満に満たないため参考値とする。

【家庭内の月末在庫数量】

		(kg/世帯、%)													
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	平均	前年比
3年度	月末在庫数量	6.2	6.1	5.8	5.8	5.7	6.2	6.9	7.1	6.9	6.8	6.8	6.7	6.4	▲ 1.5
	平均世帯人員	2.33	2.33	2.33	2.33	2.33	2.33	2.32	2.33	2.32	2.32	2.32	2.32	2.33	－
4年度	月末在庫数量	6.6	6.6	6.4	6.5	6.4	6.3	6.6	6.8	7.0	6.8	6.5	6.6	6.6	3.1
	平均世帯人員	2.21	2.21	2.21	2.21	2.21	2.21	2.22	2.22	2.22	2.22	2.22	2.22	2.22	－
5年度	月末在庫数量	6.0	6.1	6.1	6.0	5.8	5.8	5.9	6.0	6.1	6.0	5.9	5.6	5.9	▲ 10.6
	平均世帯人員	2.21	2.21	2.21	2.21	2.22	2.22	2.21	2.21	2.21	2.21	2.21	2.21	2.21	－
6年度	月末在庫数量	5.9	5.7	5.9	5.6	5.8	6.0	6.4	6.6	6.9	6.6	6.2	6.1	6.1	3.4
	平均世帯人員	2.21	2.21	2.21	2.21	2.21	2.21	2.21	2.21	2.21	2.21	2.21	2.21	2.21	－
7年度	月末在庫数量	6.2	5.9	6.1	6.3	6.3	6.6	6.7	6.7	6.7	6.5	6.4	6.3	6.4	4.9
	平均世帯人員	2.21	2.21	2.21	2.21	2.21	2.21	2.21	2.21	2.21	2.21	2.21	2.21	2.21	－
8年度	月末在庫数量	6.2	6.2											6.2	▲ 3.1
	平均世帯人員	2.21	2.21											2.21	－

出典：米穀安定供給確保支援機構「米の消費動向調査結果」
(注1) 地域ごとの世帯人員構成比が令和3年度は平成27年国勢調査、令和4～7年度は令和2年国勢調査「世帯人員構成比」に沿うようウェイトバック集計を実施した上で集計した。
(注2) 平均世帯人員は、各月の有効調査世帯の平均人員数である。

茶わん 1 杯のお米の値段

- ご飯は経済的な食べ物。
 - 茶わん 1 杯のごはんを炊く前のお米（精米）の重さは 65g 。 5 kg の精米は約 77 杯になるため、 3,589 円（小売価格の平均）のお米を買ってごはんを炊いた場合、 1 杯当たりのお米の値段は約 47 円。 ※
- ※ 茶わん 1 杯のごはんは、精米 65 g 使用、 5 kg 当たり 3,589 円（ P O S データによるコメの平均小売価格（税込、令和 8 年 6 月））で算出。



=



お茶碗約 2.8 杯

ミネラルウォーター（2 リットル） 130 円



コーヒー

=



お茶碗約 2.8 杯

缶コーヒー飲料 130 円

出典：ミネラルウォーターは、総務省「小売物価統計調査（動向編）」による東京都区部における 2025 年平均価格
缶コーヒーは、街中の自動販売機等で販売されている一般的な価格

主食用米の販売動向（米穀卸売業界調査）

〔調査の概要〕

全国米穀販売事業共済協同組合が、米穀の販売・需要動向を多角的に把握することを目的として、同組合会員企業を対象に実施。四半期ごとに継続的に調査。（アンケート回答数 59組合員）

1. 現在（令和8年3月）の米販売量（前年同月との比較）

集計結果	合計	増えた	やや増えた	変わらない	やや減った	減った
	100.0%	23.7%	15.3%	6.8%	15.3%	39.0%

<仕向先別>

（小売店向け）	合計	増えた	やや増えた	変わらない	やや減った	減った
大手スーパー	100.0%	23.7%	15.3%	6.8%	15.3%	39.0%
中小スーパー	100.0%	19.0%	9.5%	11.9%	16.7%	42.9%
米穀専門店	100.0%	20.0%	12.7%	14.5%	7.3%	45.5%
その他	100.0%	3.7%	3.7%	14.8%	13.0%	64.8%

（外食産業向け）	合計	増えた	やや増えた	変わらない	やや減った	減った
外食向け	100.0%	13.6%	4.5%	15.9%	9.1%	56.8%
中食向け	100.0%	7.0%	7.0%	28.1%	29.8%	28.1%
給食向け	100.0%	1.8%	12.3%	29.8%	33.3%	22.8%

2. 米販売の動き：過去3ヶ月前との比較 / 3ヶ月後の見通し

（1）過去3ヶ月前（令和8年12月）と比較した令和8年3月の動き

合計	増えた	やや増えた	変わらない	やや減った	減った	DI値
100.0%	16.9%	11.9%	18.6%	27.1%	25.4%	41.9

（参考）前回調査 令和7年9月と比較した令和7年12月の動き

100.0%	19.6%	8.7%	17.4%	21.7%	32.6%	40.2
--------	-------	------	-------	-------	-------	------

（2）令和8年3月から3ヶ月後（令和8年6月頃）の見通し

合計	増える見通し	やや増える見通し	変わらない見通し	やや減る見通し	減る見通し	DI値
100.0%	3.4%	16.9%	33.9%	30.5%	15.3%	40.7

（参考）前回調査 令和7年12月から3ヶ月後（令和8年3月頃）の見通し

100.0%	4.3%	10.9%	32.6%	37.0%	15.2%	38.4
--------	------	-------	-------	-------	-------	------

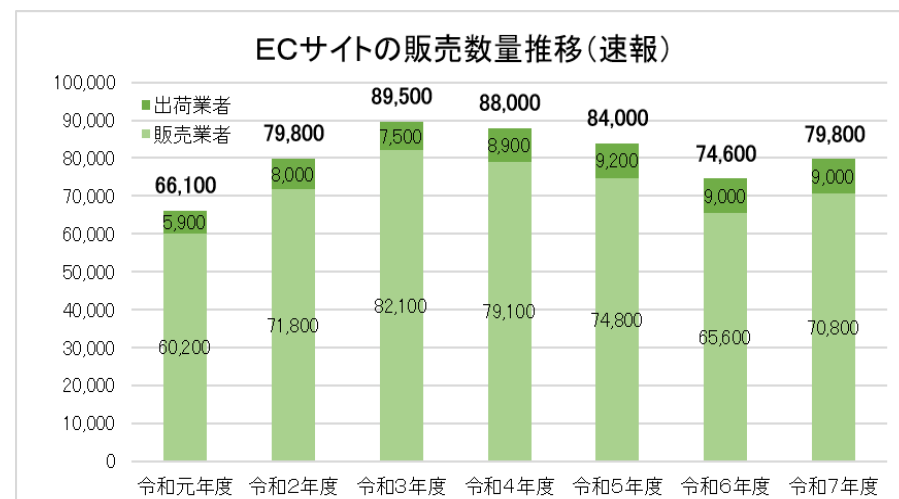
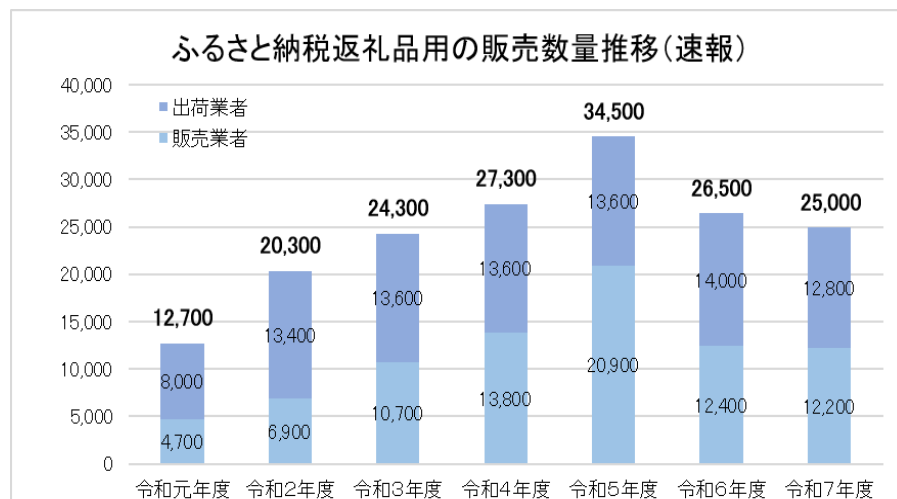
* 1. 赤字は、最頻値及びDI値。
2. DI（diffusion index）の算出方法：内閣府で発表している「景気ウォッチャー調査」方式を採用した。具体的には、5つの回答選択肢に均等に0～1の評価点を与え、各回答の構成比に対応するそれぞれの評価点を乗じ、それらの合計を指数（%ポイント）としてDI値を算出。それが50の場合は横ばい（現状維持）を示す。0に近づくほど販売が低迷傾向にあることを示し、逆に100に近づくほど販売が好調傾向であることを示す。

（算出例）	増えた	やや増えた	変わらない	やや減った	減った
評価点 A	1	0.75	0.5	0.25	0
結果（構成比） B	17.8	20.0	20.0	22.2	20.0
各DI値 C=A×B	17.8	15	10	5.6	0
DI値（合計）	48.4→米販売の動きはほんの少し低迷傾向				

ふるさと納税返礼品用及びインターネット等通信による販売数量の状況について

- 令和7年度におけるふるさと納税返礼品用の販売は2.5万トン（対前年比－6％）。
- 同年度におけるインターネット等通信による販売は8.0万トン（対前年比＋7％）。
- ふるさと納税返礼品用及びインターネット等通信による販売を合わせた数量の約10.5万トンは集荷業者を通じて取引される米の流通量の約4％。

【調査結果】



(単位: 玄米トン)

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
販売数量	12,700	20,300 (+60%)	24,300 (+20%)	27,300 (+12%)	34,500 (+26%)	26,500 (-23%)	25,000 (-6%)
うち出荷業者	8,000	13,400 (+68%)	13,600 (+1%)	13,600 (+0%)	13,600 (+0%)	14,000 (+3%)	12,800 (-9%)
うち販売業者	4,700	6,900 (+47%)	10,700 (+55%)	13,800 (+29%)	20,900 (+51%)	12,400 (-41%)	12,200 (-2%)

(単位: 玄米トン)

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
販売数量	66,100	79,800 (+21%)	89,500 (+12%)	88,000 (-2%)	84,000 (-5%)	74,600 (-11%)	79,800 (+7%)
うち出荷業者	5,900	8,000 (+36%)	7,500 (-6%)	8,900 (+19%)	9,200 (+3%)	9,000 (-2%)	9,000 (+0%)
うち販売業者	60,200	71,800 (+19%)	82,100 (+14%)	79,100 (-4%)	74,800 (-5%)	65,600 (-12%)	70,800 (+8%)

資料 農林水産省「米穀の取引に関する報告」

- ※1 米穀の出荷又は販売事業者のうち、玄米の取扱数量が年間500トン以上の事業者（約1,300事業者）を対象に調査
- ※2 販売数量は100トン未満を四捨五入
- ※3 販売数量はラウンドの関係で計と内訳が一致しない場合がある
- ※4 販売数量のうち、精米販売分は玄米に換算
- ※5 括弧書きは対前年比

米の消費拡大の現状と対策について

- 米の一人当たり消費量は、食生活の変化等もあり一貫して減少傾向が続き、令和6年度は53.4kg。
- 米の消費拡大の施策として、米飯学校給食の推進・定着、多面的な情報発信、新たな需要の取込み、食の外部化への対応、米と健康に着目した情報発信等を実施。

一人当たり消費量の推移

(昭和37年度：118.3kg → 令和6年度：53.4 kg)

米の消費量変化の背景

◎ 人口減少及び少子高齢化

- ・人口減少、高齢化等により1人当たり摂取熱量が減少
(一人当たり摂取熱量：S41年 2,196kcal → R5年 1,877kcal)

◎ 食の多様化

- ・肉料理が増加するなど、食の選択肢が増加
- ・炭水化物の摂取源について、米由来の比率が減少

◎ 世帯構造の変化と食の簡便化・外部化

- ・家庭内炊飯割合の低下、中食外食割合が約3割に増加
- ・単身世帯の増加に伴い、簡便化志向が増加
- ・簡便化志向を捉えた炊飯器や米飯商品群も出現

◎ 中高年層における米消費量の減少

- ・若年層より健康志向が強い中高年層（50_60代）で、米の摂取量が減少

米の消費拡大の施策例

◎ 米飯学校給食の推進・定着

- ・次世代の消費を担うこどもたちへ、米飯学校給食の推進・定着、ごはんを中心とした「日本型食生活」の実践促進



◎ 多面的な情報発信

- ・ホームページ、SNSやYouTube等を活用し民間事業者等と連携した米食の魅力発信
- ・政府広報や他の行政施策と連携した情報発信
- ・展示会や刊行物での情報発信



◎ 新たな需要の取込み

- ・米粉やパックご飯の生産拡大に資する支援
- ・米を利用した新たな商品開発を支援
- ・注目される「おにぎり」の魅力発信



◎ 食の外部化への対応

- ・産地と中食/外食事業者とのマッチングを支援



◎ 米と健康に着目した情報発信

- ・シンポジウムやセミナー等の場で、「米と健康」に着目した情報を発信



米飯学校給食の推進・定着

- 米飯学校給食は、次世代の米消費の主体となる子供たちに、「日本型食生活」を受け継いでもらうためにも重要。
- 米飯学校給食の普及・定着のため、食育授業等の実施支援や政府備蓄米の制度等を運用。

農林水産省の取組

教材等の作成



「米・米粉消費拡大プロジェクト」にて、授業用テキストを作成し、学校関係者・教育関係者に配布。

セミナー講演、米飯給食の事例紹介



教育家庭新聞社主催の学校給食向上セミナーにて米食の魅力を講演。



HPにて自治体の米飯給食事例を紹介。
(写真は静岡県袋井市の給食)

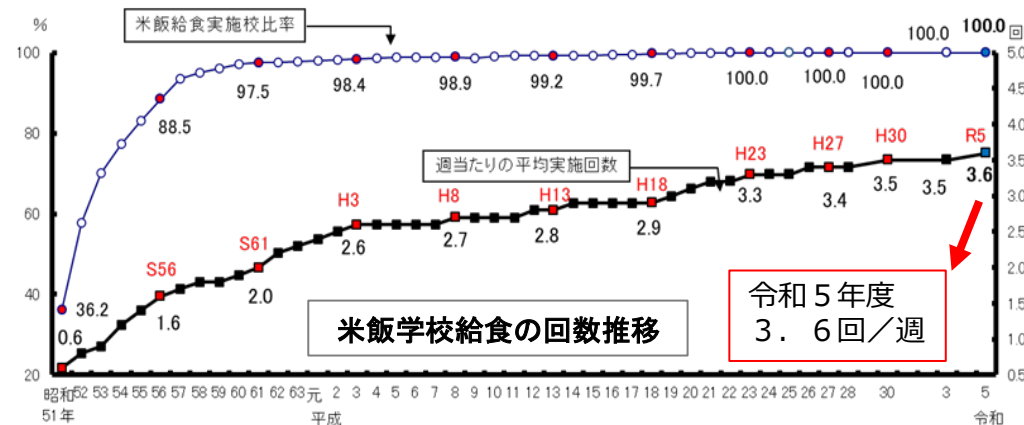
米飯給食の着実な実施に向けた取組

米飯給食の着実な実施に向けた取組
(令和6年度食育白書令和7年6月10日公表) (抜粋)

米飯給食は、子供が伝統的な食生活の根幹である米飯に関する望ましい食習慣を身に付けることや、地域の食文化を通じて郷土への関心を深めること等の教育的意義を持つものです。令和5(2023)年度には、完全給食を実施している学校の100%に当たる28,900校で米飯給食が実施されており、およそ911万人が米飯給食を食べています。また、週当たりの米飯給食の回数は3.6回となっています。

農林水産省では、次世代の米消費の主体となる子供たちに、米飯を中心とした「日本型食生活※」を受け継いでもらうため、米飯給食のより一層の推進を図っています。令和6(2024)年度は、令和5(2023)年度に引き続き米飯給食の拡大に向けた取組への支援として、各学校が米飯給食の実施回数を増加させる場合に、政府備蓄米のを実施しました。

※ ごはん(主食)を中心に、魚、肉、牛乳・乳製品、野菜、海藻、豆類、果物、お茶など多様な副食(主菜・副菜)等を組み合わせた、栄養バランスに優れた食生活



出典: 米飯給食実施状況調査(文部科学省) 注: 米粉パン・麺は含まない。

多面的な情報発信①（ホームページ、各種SNS及びYouTube）

- 平成30年10月から米の消費拡大の取組を応援すべく、「やっぱりごはんでしょ！」運動を開始。
- ホームページ、各種SNS及びYouTubeにより、米に関するイベントや季節食、産地情報などを定期的に発信。

ホームページ

お米をもっと身近に感じていただけるような情報を発信



各種SNS（Instagram・Facebook・X）

郷土料理や季節・行事にちなんだごはんレシピ、お米の炊飯方法等を紹介。



ドライカレー



宮崎県の郷土料理 冷やし汁



ポリ袋を使った炊飯方法



YouTubeチャンネル「BUZZ MAFF（バズマフ）」「maffchannel（マフチャンネル）」



お米と環境についての学びをご家族で視聴いただける内容



チームおにぎりのマスコットが各地を旅しながらおにぎりの様々な知見を学んでいくショート動画



おむすびの日



巨大おにぎり



ライスバーガー
(東京ガスコラボ)

多面的な情報発信②（政府広報や他の行政施策との連携）

- 内閣府政府広報室と連携して「米の消費拡大」に関する広報を実施。
- 朝食欠食改善や朝ごはん啓発のため、食品事業者等と連携し「めざましごはん」キャンペーンを実施。
- 食文化の保護・継承の取り組み、食育活動支援と連携して、主食としての米の魅力や大切さを発信。

政府広報と連携した情報発信



政府広報オンラインマガジン
HIGHLIGHTING JAPAN（2026年2月号）
にて、おにぎりプロジェクトを紹介



政府広報提供ラジオ番組
「杉浦太陽・村上佳菜子 日曜まなびより」
（2026年2/8放送分）
おにぎりと米粉の魅力を紹介

「めざましごはん」による食習慣の情報発信



NPO法人那須子どもホスピスプロジェクト

食品関連事業者が朝ごはん商品群の販促可能ツールとして
「めざましごはん」ロゴマークを無償で使用許諾。「早寝早起
き朝ごはん」運動（文科省等）とも連携して食習慣の情報発信。

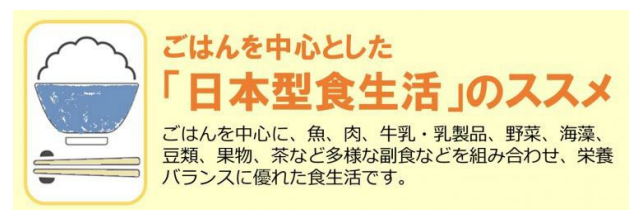
官民協働の「ニッポンフードシフト」との連携発信



官民協働の「食から日本を考える。ニッポンフードシフト」とも
連携し、おにぎり等の米食の魅力を動画や展示会等にて発信



ごはん中心の「日本型食生活」の魅力発信



「日本型食生活」の実践等を促進するため、セミナー開
催等の地域実情に応じた食育関連の情報発信を支援。

※農林水産省「日本型食生活のススメ」
「令和4年度食育白書」 から引用

多面的な情報発信③（展示会や刊行物における情報発信）

- 展示会出展、省内「消費者の部屋」展示等により、消費者と直接交流しつつ米や米食の魅力を発信。
- 書籍や雑誌などの出版物を通じて、幅広く多様な消費者に米や米食の魅力を発信。

展示会出展、「消費者の部屋」での展示等



2025年8/6,7のこども霞が関見学デーにて『お米・米粉の展示』を開催。期間中、事前予約制で開催したミニワークショップには、小泉大臣も参加し、こどもたちと一緒に脱穀体験や米粉のまぜまぜ実験を行った。



『NIPPON FOOD SHIFT Fes in YOKOHAMA』2025年11/22
脱穀&おにぎりワークショップ開催



『GOOD LIFE フェア 2025』
2025年9/26～28
脱穀&米粉ワークショップ開催

大阪・関西万博でのステージ出演



大阪・関西万博2025年6/12 EXPOメッセ「WASSE」の農林水産省「RELAY THE FOOD—未来につなぐ食と風土」の展示内にて、「未来につなぐお米の魅力」と題し、お米についてのセミナー・ワークショップを開催した。



2025年7月10日
商経アドバイス



2023年4/12発行
日本食糧新聞社



2023年8/1発行
商経アドバイス社



2023年9/25発行
NHK出版社



2026年2月号
政府広報オンライン
マガジン

⑤ 米の需給安定・経営安定のための施策

米の需給安定・米生産者の経営安定に関する主要な政策ツール

- 米の需要が減少する中、需要に応じた主食用米の作付けを行うとともに、麦、大豆等の本作化を進める。
- また、産地において、あらかじめ積立てを行い、自主的に需給の安定に向けて、長期計画的な販売や海外用など主食用米の他用途への販売を行う取組に対しても支援。
- 米価の変動等による収入減少については、収入保険又は収入減少影響緩和交付金（ナラシ対策）で対応。

○ 水田活用の直接支払交付金

食料自給率・自給力の向上に資する麦、大豆、米粉用米等の戦略作物の本作化とともに、地域の特色を活かした魅力的な産地づくり、畑地化による高収益作物等の定着等を支援します。

- | | |
|--------------|--|
| 1. 戦略作物助成 | 水田を活用して、麦、大豆、飼料作物等の作物を生産する農業者を支援 |
| 2. 産地交付金 | 地域の作物振興の設計図となる「水田収益力強化ビジョン」に基づく、地域の特色を活かした魅力的な産地づくりに向けた取組を支援 |
| 3. 都道府県連携型助成 | 都道府県が転換拡大に取り組む生産者を独自に支援する場合に、国が追加的に支援 |
| 4. 畑地化促進助成 | 水田の畑地化や畑地化後の畑作物の定着までの一定期間の支援のほか、農地利用の団地化等に向けた関係者間の調整や種子の確保、土地改良区の地区除外決済金等を支援 |

○ 米穀周年供給・需要拡大支援事業

業務用米・新市場開拓用米等の安定取引を拡大するために必要な取組等を支援します。

また、産地において、あらかじめ生産者等が積立てを行い、以下の取組を実施する場合に支援します（値引きや価格差補填のための費用は支援の対象外）。

- | | |
|--------------------------|---|
| 1. 周年安定供給のための長期計画的な販売の取組 | 主食用米を翌年から翌々年以降に長期計画的に販売する取組（播種前契約、複数年契約の場合は、追加的に支援） |
| 2. 海外向けの販売促進等の取組 | 主食用米を海外向けに販売する際の商品開発、販売促進等の取組 |
| 3. 業務用向け等の販売促進等の取組 | 主食用米を業務用向け等に販売する際の商品開発、販売促進等の取組 |
| 4. 非主食用への販売の取組 | 主食用米を非主食用へ販売する取組 |

○ 収入減少のためのセーフティネット

収入保険（青色申告者が対象） 米をはじめ、全ての農産物を対象に、自然災害や価格低下のほか、農業者の経営努力では避けられない様々なリスクによる収入減少を補償します。

農業者ごとに、保険期間の収入が基準収入の9割を下回った場合に、下回った額の9割を上限に補てんします。

農業者は、保険料・積立金等を支払って加入します（保険料の50%、積立金の75%を国庫補助）。

ナラシ対策（認定農業者等が対象） 当年産の販売収入の合計が標準的収入額を下回った場合に、その差額の9割を、国からの交付金と農業者が積みためた積立金で補てんします。補てんの財源は、農業者と国が1対3の割合で負担します。

令和8年産水田活用予算の全体像

○ 令和8年度当初予算と令和7年度補正予算を合わせ、令和8年産における作付転換支援や畑地化に対応可能な予算総額を確保。

令和7年度補正予算

令和8年度当初予算（概算決定）

畑地化支援

④ 畑地化促進事業

（畑地化の取組等への支援）

195億円【R7補正】

畑作物産地形成

③ 畑作物産地形成促進事業

135億円【R7補正】

＜対象作物＞ 麦・大豆、高収益作物（野菜等）、
子実用とうもろこし

麦大豆

⑤ 国産小麦・大豆供給力強化総合対策 50億円【R7補正】 + 0.4億円【R8当初】

① 水田活用の直接支払交付金

2,612億円【R8当初】

② コメ新市場開拓等促進事業 140億円【R8当初】

＜対象作物＞ 新市場開拓用米（輸出用米等）、加工用米、米粉用米、酒造好適米

＜関連予算＞

・ 乾燥調製施設等の導入、ストックセンターの整備等
617億円の内数（新基本計画実装・農業構造転換支援事業）、
80億円の内数（産地生産基盤パワーアップ事業）【R7補正】
+ 217億円（新基本計画実装・農業構造転換支援事業）、
120億円（強い農業づくり総合支援交付金）【R8当初】

・ 米粉の利用拡大支援 20億円（米粉需要創出・利用促進対策事業）【R7補正】
・ 国産飼料の生産・利用拡大
154億円（所要額）【R7補正】 + 18億円の内数【R8当初】
（国産飼料生産・利用拡大緊急対策、飼料備蓄・増産流通合理化事業）

・ 機械・施設等の導入支援
617億円の内数（新基本計画実装・農業構造転換支援事業）、
80億円の内数（産地生産基盤パワーアップ事業）【R7補正】
+ 217億円の内数（新基本計画実装・農業構造転換支援事業）、
120億円の内数（強い農業づくり総合支援交付金）【R8当初】

・ 汎用化・畑地化等に向けた基盤整備
2,265億円の内数【R7補正】 + 3,596億円の内数【R8当初】（農業農村整備事業等）

・ 中山間地域等に対する支援 30億円の内数【R7補正】 + 70億円の内数【R8当初】
（農山漁村振興交付金等）

令和8年産における水田活用予算の見直しの主な変更点

【令和7年産】

水田活用の直接支払交付金【R7当初】

- 戦略作物助成、産地交付金など
 - ・飼料用米（多収品種）/米粉用米への数量払
：標準単価8.0万円（収量に応じて5.5～10.5万円/10a）
 - ・飼料用米（一般品種）への数量払
：標準単価7.0万円（収量に応じて5.5～8.5万円/10a）
 - ・新市場開拓用米の複数年契約※：1万円/10a
※ コメ新市場開拓等促進事業で採択された者が対象 など
- 畑地化促進助成 ※ ①～③はR6補正予算「畑地化促進事業」と同じ趣旨
 - ①畑地化支援 ②定着促進支援
 - ③産地づくり体制構築等支援 ④子実用とうもろこし支援

畑地化促進事業【R6補正】

- 畑地化支援：10.5万円/10a
- 定着促進支援：2.0(3.0※)万円/10a×5年間 ※加工・業務用野菜等
- 産地づくり体制構築等支援
 - ①産地づくりに向けた体制構築支援：1協議会あたり上限300万円
 - ②土地改良区決済金等支援：上限25万円/10a

畑作物産地形成促進事業【R6補正】

- ・対象作物：麦、大豆、高収益作物、子実用とうもろこし
- ・支援単価：4万円/10a（R8年に畑地化する場合は4.5万円/10a）

コメ新市場開拓等促進事業【R7当初】

- ・対象作物：①新市場開拓用米、②加工用米、
③米粉用米（パン・麺専用品種）
- ・支援単価：①4万円/10a、②3万円/10a、③9万円/10a

【令和8年産】

水田活用の直接支払交付金【R8当初】

- 戦略作物助成、産地交付金など
 - ・飼料用米（多収品種）/米粉用米への数量払
：標準単価8.0万円（収量に応じて5.5～10.5万円/10a）
 - ・飼料用米（一般品種）への数量払
：標準単価6.5万円（収量に応じて5.5～7.5万円/10a）
 - ・新市場開拓用米の複数年契約※：1万円/10a
※ コメ新市場開拓等促進事業で採択された者が対象 など
- 畑地化促進助成 ※ ①～③はR7補正予算「畑地化促進事業」と同じ趣旨
 - ①畑地化支援 ②定着促進支援
 - ③産地づくり体制構築等支援 ④子実用とうもろこし支援

畑地化促進事業【R7補正】

- 畑地化支援：7.0万円/10a
- 定着促進支援：2.0(3.0※)万円/10a×5年間 ※加工・業務用野菜等
- 産地づくり体制構築等支援
 - ①産地づくりに向けた体制構築支援：1協議会あたり上限300万円
 - ②土地改良区決済金等支援：上限25万円/10a

畑作物産地形成促進事業【R7補正】

- ・対象作物：麦、大豆、高収益作物、子実用とうもろこし
- ・支援単価：4万円/10a

コメ新市場開拓等促進事業【R8当初】

- ・対象作物：①新市場開拓用米、②加工用米、
③米粉用米（パン・麺専用品種の限定を外し、対象品種を拡大）、
④酒造好適米
- ・支援単価：①4万円/10a※、②3万円/10a※、③9万円/10a※、
④取組年数に応じて最大3万円/10a（1年あたり1万円×最大3年間）
※ 多収品種を作付けする場合は0.5万円/10aを加算
- ・その他：取組メニューに「高温耐性品種の作付け」を追加

○ 水田活用の直接支払交付金等

令和 8 年度予算概算決定額 275,200百万円（前年度 287,000百万円）

<対策のポイント>

食料自給率・自給力の向上に資する麦、大豆、米粉用米等の戦略作物の本作化とともに、地域の特色をいかした魅力的な産地づくり、産地と実需者との連携に基づいた生産性向上等の取組、畑地化による高収益作物等の定着等を支援します。

<政策目標>

- 麦・大豆の作付面積を拡大（麦29.4万ha、大豆16万ha〔令和 5 年度〕→麦32.8万ha、大豆17万ha〔令和12年度まで〕）
- 米（加工用米・新規需要米を含む）の増産（米の生産量791万t〔令和 5 年度〕→ 818万t〔令和12年度まで〕）
- 実需者との結びつきの下で、需要に応じた生産を行う産地の育成・強化

<事業の内容>

1. 戦略作物助成

水田を活用して、麦、大豆、飼料作物、加工用米、WCS用稲、飼料用米、米粉用米を生産する農業者を支援します。

2. 産地交付金

「水田収益力強化ビジョン」に基づく、地域の特色をいかした魅力的な産地づくりに向けた取組を支援します。

3. 都道府県連携型助成

都道府県が転換作物を生産する農業者を独自に支援する場合に、農業者ごとの前年度からの転換拡大面積に応じて、都道府県の支援単価と同額（上限：0.5万円/10a）で国が追加的に支援します。

4. 畑地化促進助成

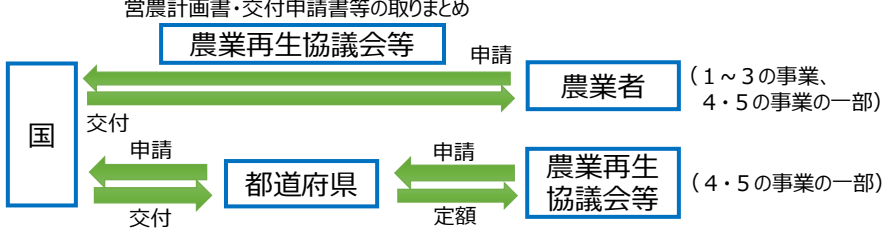
水田を畑として利用し、高収益作物やその他の畑作物の定着等を図る取組等を支援します。

5. コメ新市場開拓等促進事業 14,000百万円（前年度 11,000百万円）

産地と実需者との連携の下、酒造好適米・新市場開拓用米等の生産性向上等に取り組む農業者を支援します。※ 7

※ 7 予算の範囲内で、助成対象となる地域農業再生協議会を決定

<事業の流れ>



<事業イメージ>

戦略作物助成

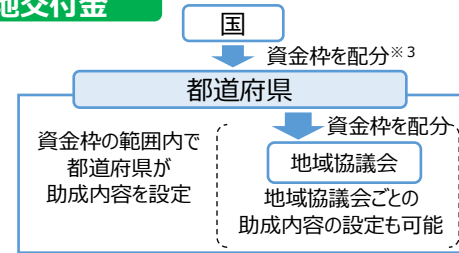
対象作物	交付単価
麦、大豆、飼料作物	3.5万円/10a※1
加工用米	2万円/10a
WCS用稲	8万円/10a
飼料用米、米粉用米	収量に応じ、5.5万円～10.5万円/10a※2

※ 1：多年生牧草について、収穫のみを行う年は1万円/10a
※ 2：飼料用米の一般品種について、標準単価6.5万円/10a（5.5～7.5万円/10a）

<交付対象水田>

- ・ たん水設備（畦畔等）や用水路等を有しない農地は交付対象外。
- ・ 5年水張りルールについては、令和 7 年・8 年の対応として、水稲を作付け可能な田について、連作障害を回避する取組を行った場合、水張りしなくても交付対象とする。

産地交付金



○ 当年産の以下の取組に応じて資金枠を追加配分

取組内容	配分単価
そば・なたね、新市場開拓用米、地力増進作物の作付け（基幹作のみ）	2万円/10a
新市場開拓用米の複数年契約※4（3年以上の新規契約を対象に令和 8 年度に配分）	1万円/10a

※ 3：作付転換の実績や計画等に基づき配分
※ 4：コメ新市場開拓等促進事業で採択された者が対象

畑地化促進助成

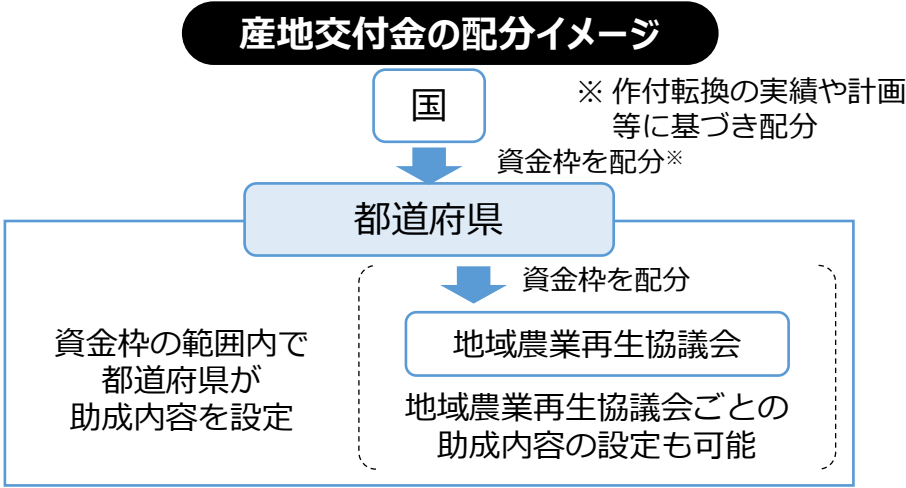
（令和 7 年度補正予算と併せて実施）

- ① 畑地化支援※ 5：7万円/10a
- ② 定着促進支援※ 5（①とセット）：2万円（3万円※ 6）/10a×5年間 ※ 5：対象作物は麦、大豆、飼料作物（牧草等）、子実用とうもろこし、または10万円（15万円※ 6）/10a（一括） ※ 6：加工業務用野菜等の場合
- ③ 産地づくり体制構築等支援
- ④ 子実用とうもろこし支援（1万円/10a）

【お問い合わせ先】農産局企画課（03-3597-0191）

産地交付金の活用による戦略作物の本作化

- 現行の産地交付金は、都道府県や地域農業再生協議会が策定する「水田収益力強化ビジョン」に基づき、地域の特色を活かした魅力的な産地づくりに向けた取組を支援。
- 各都道府県においては、国から配分される資金枠の範囲内で助成内容（対象作物・単価等）を設定。
- 本交付金の活用により、産地では、地域課題に応じて生産性の向上や担い手の確保などの支援を設定し、効果的な取組を実施しているところも見られる。



メリハリをつけた支援単価の設定

- 非主食用米の取組を維持・拡大に向け、**県設定単価を見直し**する事例も存在

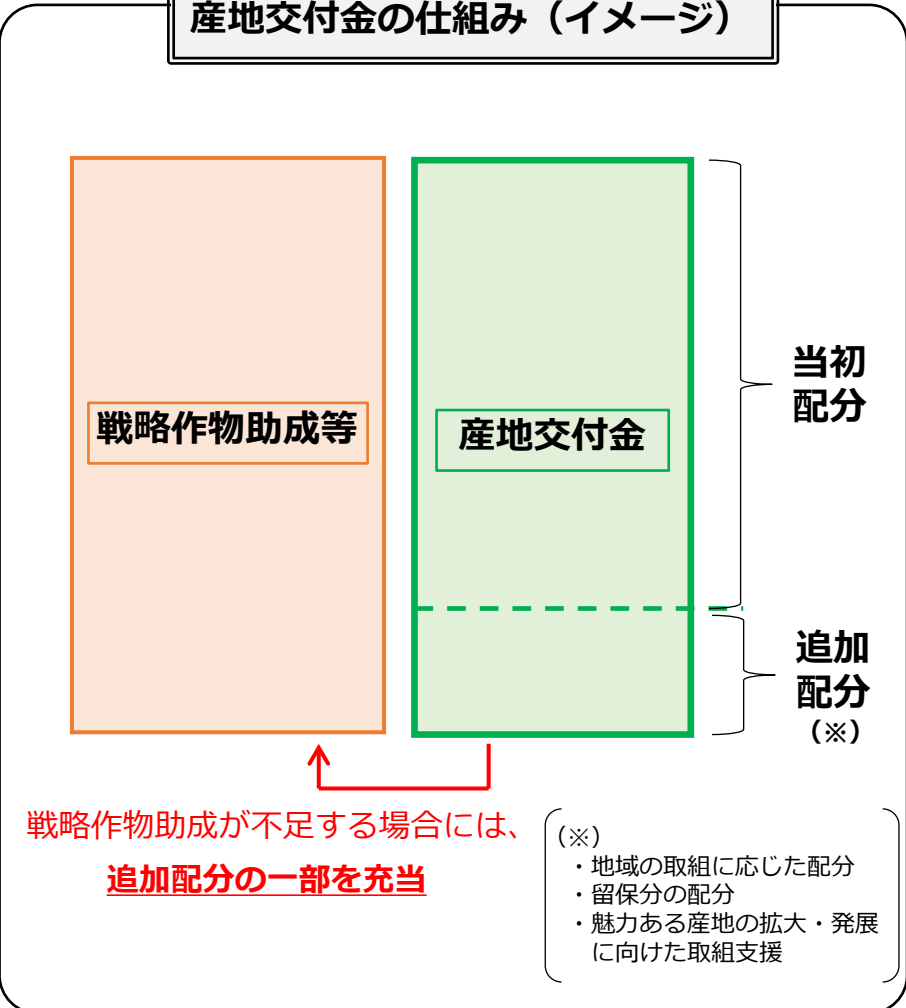
N県協議会の例

令和 6 年産		令和 7 年産	
①加工用米	0.6万円/10a	①加工用米	1.0万円/10a
②新市場開拓用米	0.6万円/10a	②新市場開拓用米	1.0万円/10a
③高収益作物	2.5万円/10a	③米粉用米	1.0万円/10a
④WCS用稲	0.5万円/10a	④WCS用稲	0.5万円/10a

令和 8 年度における産地交付金の配分の考え方について

- 令和 8 年度の産地交付金の**当初配分**は、「各都道府県の前年度の当初配分額」を基本的に維持。
(ただし、畑地化した分の面積については、減額調整を実施)
- 追加配分において、①そば・なたね等の「**地域の取組に応じた配分**」を行い、②戦略作物の作付が拡大した際には残余の一部を戦略作物助成の支払いに充当し、③「令和 8 年度に畑地化の取組を行った面積を考慮した調整」を全て行った上でもなお財源がある場合、**留保分の配分**を行う。さらに財源がある場合、**各都道府県や地域における魅力ある産地の拡大・発展に向けた取組支援**を行う。

産地交付金の仕組み（イメージ）



令和 8 年度の配分方法

1. 当初配分（令和 8 年 2 月に内報、予算成立後に配分）
 - ・ 「各都道府県の前年度の当初配分額」を基本的に維持。
(ただし、「令和 7 年産に畑地化の取組を行った面積」についての減額調整を実施)
2. 追加配分（令和 8 年 10 月下旬頃に配分）
 - ▶ 以下の**地域の取組に応じた配分**を実施
 - ①そば、なたね、新市場開拓用米、地力増進作物（2.0万円/10a）
 - ②新市場開拓用米の複数年契約（1.0万円/10a）
※コメ新市場開拓等促進事業で採択された者が対象
 - ・ 「令和 8 年産の畑地化面積」についての調整
 - ▶ 上記の支払い及び調整並びに戦略作物助成の支払いを行った上で、なお財源のある場合には、**留保分の配分**を実施。
 - ▶ さらに財源がある場合、「**各都道府県や地域における魅力ある産地の拡大・発展に向けた取組支援**」に向けた配分を実施。（詳細別紙）

「魅力ある産地の拡大・発展に向けた取組支援」に向けた産地交付金の配分について

- 令和8年度の産地交付金の配分に当たっては、**当初配分、地域の取組に応じた配分**、（財源がある場合に実施する）**留保分の配分**を行っても**なお、財源がある場合、「各都道府県や地域における魅力ある産地の拡大・発展に向けた取組支援」（特別支援）への配分を行う。**

目的

産地交付金は、その活用により、地域の特色をいかした魅力ある産地を形成していくことが重要。他方で、地域によっては、将来に向かった明確なビジョンが明確に定められていないなどの課題も存在。このため、新たにビジョンを描く取組を一層サポートし、その取組成果を応援する観点から、さらなる配分を検討。

産地化への取組（例）

- ①中山間地域において、地域計画のブラッシュアップを行いつつ、当該産地の品目の生産を拡大（産地化）する取組
- ②都道府県や地域が産地化に取り組む品目について、実需者ニーズに即した生産拡大、品質向上、低コスト化等する取組
- ③海外市場の開拓を進めている品目について、拡大する海外需要に対応した生産拡大、低コスト化等する取組
- ④米粉用米・麦・大豆等の実需者の求める品種への切り替え等する取組

※ 水田収益力強化ビジョンにおいて、上記の例にあげたような取組について、その内容及び目標を定めるとともに、都道府県が主導し、地域農業再生協議会と連携の上、翌年度に取組の結果の検証と改善を行うことを要件とする。

※ これらの取組に限るものではなく、各都道府県や地域の地域の特色をいかした魅力ある産地の拡大・発展の取組に向け、柔軟にご活用ください。

配分方法

予算の範囲内において、上記の取組例等により産地化が進む作物の作付面積の拡大等に応じて、さらに追加で配分。

あくまで財源がある場合に実施するものであることにご留意ください。

令和6年産以降の飼料用米（一般品種）への支援について

○ 令和6年産以降は、一般品種については、

①従来、主食用米の需給緩和局面において、緊急的な作付転換の手段の役割を果たしてきたことを踏まえ、引き続き支援対象にするものの、

②多収品種による作付転換を推進するため、令和6年産～8年産にかけて支援水準を段階的に引き下げることをとする。

	令和6年産	令和7年産	令和8年産
一般品種	- 数量に応じて、 5.5～9.5万円/10a (標準単価 7.5万円/10a) or - 単価7.5万円/10a	- 数量に応じて、 5.5～8.5万円/10a (標準単価 7.0万円/10a) or - 単価7.0万円/10a	- 数量に応じて、 5.5～7.5万円/10a (標準単価 6.5万円/10a) or - 単価6.5万円/10a

※多収品種については数量に応じて5.5～10.5万円／10a（従来どおりの単価）

※一般品種の交付単価については数量払いが基本となるが、一括管理方式による出荷を選択した場合は、交付単価を数量払いとするか、面積払いとするかを地域農業再生協議会単位で選択することが可能。

適切な生産の徹底及び生産性向上に資する取組の強化（飼料作物・WCS用稲）

- 水田活用の直接支払交付金においては、適切な生産を徹底するため、品目ごとに基準を設定し、適切な生産が行われていない可能性が高い場合には、交付金の交付を行わないこととしているところ。
- しかしながら、**飼料作物及びWCS用稲**については要綱上、適切な生産が行われていない可能性が高いと判断する**基準が明確でないため、捨てづくりを防止する観点から、令和7年産から、自然災害等の場合を除き、基準単収の1/2に満たない場合、交付金を支払わないこととする。**

対象品目	適切な生産が行われていない可能性が高いと判断する基準
飼料用米 米粉用米	<u>標準単収値から150kg/10aを減じた値に満たない場合</u> に交付対象外（H26～）
加工用米 新市場開拓用米	<u>当初契約数量の8割に満たない場合</u> に交付対象外（H24～）
麦・大豆	<u>基準単収値の2分の1に満たない場合</u> に交付対象外（R6～）
飼料作物 WCS用稲	<u>基準単収等と比較して明らかに収量が低いと判断する場合</u> に交付対象外  捨てづくりを防止する観点から、 令和7年産から、自然災害等の場合を除き、 基準単収※の1/2に満たない場合、交付金を支払わない。

※会計検査院からの指摘を受け、令和6年産より県農業再生協議会等において設定

水田活用の直接支払交付金（牧草の播種）に係る会計検査院からの指摘事項等について

- 水田活用の直接支払交付金（牧草の播種）について、令和7年度会計検査の対象となっており、北海道・東北において農業再生協議会に対して実地検査が行われてきたところ。
- 当該検査を踏まえ、同交付金に対して、令和7年度会計検査の処置要求が行われ、当省としては、以下のとおり適切に対応する方針。

【会検からの指摘事項（抜粋）】

（改善を必要とする事態）

水活交付金事業について、同一ほ場に対して2年連続で多年生牧草を播種する際に、協議会において播種の妥当性の確認を全く行うことなく播種有り単価を適用している事態は適切ではなく、改善を図る要があると認められる。

（会計検査院による改善の処置要求）

ア 同一ほ場に対して2年連続で多年生牧草を播種する交付対象農業者に播種有り単価を適用する場合には、協議会において交付申請書を確認する際等に播種の妥当性を確認することを実施要綱に明記すること。また、播種の妥当性を協議会において確認できるようにするための具体的な方法等を実施要綱等において定めること

イ アを踏まえて、播種の妥当性の確認に必要となる具体的な方法等を協議会に対して検討して定めるよう指導するとともに、その具体的な方法等の整備状況を確認し、その結果を踏まえて協議会に対して改善に向けた指導等を行うこととする

【当省の対応方針】

アについて

- ① 実施要綱において、2年目連続播種の妥当性の確認が必要である旨を規定。
- ② 通知及びQAにより地域再生協議会が妥当性を判断する際の具体的な確認項目について例示・周知。

イについて

- ① QA等に基づき妥当性の判断・確認のために必要となる具体的な方法を協議会で検討し定めるよう、指導。
- ② 各協議会がQA等に示した趣旨に沿った形で設定しているのかについて、各農政局が確認する。

〔多年生牧草の「播種有り単価」とは「播種から収穫までを行う場合の単価（3.5万円/10a）」を、また、「播種無し単価」とは「播種をせずに収穫のみを行う場合の単価（1万円/10a）」として会検で定義。〕

水田活用の直接支払交付金の交付対象水田の見直しについて

○ H28. 4 予算執行調査の開始

○ H28. 6 予算執行調査の結果公表

- ・ 現況として米の生産ができない農地や米以外の生産が継続している農地を、交付対象から除外すべき
- ・ そのため、除外すべき基準を明確で具体的なものとし、各協議会で厳正な運用が行われるようにすべき

畦畔
(けいはん)



交付対象となっていた水田
(畦畔はない)

○ H29. 1 H29年度における見直し

- ・ 交付対象水田から除く農地の基準を設定
 - ① 湛水設備（畦畔等）を有しない農地
 - ② 用水供給設備を有しない農地、又は、土地改良区内にあっては賦課金が支払われていない農地
- ⇒ 要綱に反映（H29. 4月1日付け政策統括官通知）

○ R3. 12 R3. 12に決定した方針

- ・ 現行ルールの再徹底
- ・ 転換作物が固定化している水田の畑地化を促すとともに、水稻と転換作物とのブロックローテーション体系の再構築を促すため、現場の課題を検証しつつ、今後5年間（R4～R8）に一度も水張が行われない農地は交付対象水田としない方針

水田活用の直接支払交付金の交付対象水田について

交付対象水田の現行ルール

(要綱の抜粋)

1. 交付対象水田の整理・更新

地域農業再生協議会は、毎年7月1日現在で、水田活用直接支払交付金の交付対象とする農地(交付対象水田)を明確にした水田台帳等を整理する。

2. 交付対象水田の範囲

前年度に交付対象水田としたものから、以下に該当するものを除く。

- ・現況において非農地に転用された土地
- ・3年間連続して作物の作付けが行われていない農地
- ・畑地化し水田機能を喪失する等水稻の作付けが困難な農地として、次にいずれかに該当するもの
 - ①たん水設備(畦畔等)を有しない農地
 - ②用水供給設備(用水路等)を有しない農地

〔令和3年12月に決定した方針〕

- ・5年間に一度も水張り(水稻作付)※が行われていない農地

※ 「今後5年間に一度も水張り、すなわち水稻の作付けが行われない農地は交付の対象としない。」

(令和3年12月22日(参)農林水産委員会において金子大臣答弁)

5年水張りルールの具体化

〔令和4年秋に具体化された内容〕

- ・5年間に一度も水張りが行われていない農地は交付対象としない

〔目的〕

- ・転換作物が固定化している水田は、畑地化を促す
- ・水田機能を有する農地において転換作物の生産を行う場合は、ブロックローテーション体系の再構築を促す

- ・ただし、以下に該当するものは、5年間に一度も水張りが行われない場合であっても交付対象水田から除外しない。

- ① 災害復旧に関連する事業が実施されている場合
- ② 基盤整備に関連する事業が実施されている場合

※ ①、②のいずれの場合も、過去の作付けの実績及び将来の作付計画等から、確実に水張りを行うことが確認できる場合は、交付対象とする。

- ・水張りは、水稻作付けにより確認することを基本とする。
- ・ただし、以下のすべてに該当する場合は水張りを行ったとみなす。

- ① 湛水管理を1か月以上行う
- ② 連作障害による収量低下が発生していない

※ 5年を超える間隔でブロックローテーションに取り組んでいるケースについては、実例の検証を継続。

第4 食料、農業及び農村に関し総合的かつ計画的に講ずべき施策

I 我が国の食料供給

1 国内の食料供給

（1）水田政策の見直し

水田政策を、以下の方向で令和9年度から根本的に見直す。

水田を対象として支援する水田活用の直接支払い交付金（水活）を、以下のとおり、作物ごとの生産性向上等への支援へと転換する。このため、令和9年度以降、「5年水張りの要件」は求めない。

※現行水活の令和7年・8年の対応として、水稻を作付け可能な田について、連作障害を回避する取組を行った場合、水張りしなくても交付対象とする。

米については、国内外の需要拡大策、大区画化、スマート技術の活用、品種改良等の生産性向上策等を強力に推進する。輸出を含めた米需要拡大を目指し、新市場開拓用米、米粉用米等を支援する。

国産飼料の生産性向上を図るため、飼料用米中心の生産体系を見直し、青刈りとうもろこし等の生産振興を図る。

麦、大豆、飼料作物については、食料自給力向上の費

用対効果を踏まえて、水田、畑に関わらず、生産性向上に取り組む者の支援へ見直すべく検討する。

有機や減農薬・減肥料等について支援する（主食用米も対象）。

農業者が急減する中で、地域計画の実現に向け、担い手が生産性の向上を伴いながらより多くの離農農地の引受けを進めていけるよう、農地の集約化等への支援制度について、既存制度を見直し、強化する。

産地交付金について、現場の実態を調査・検証した上で、水田・畑に関わらず、中山間地域等の条件不利地域も含め、地域の事情に応じた産地形成が促進される仕組みとする見直しを検討する。

中山間地域等直接支払について、条件不利の実態に配慮し、支援を拡大する。多面的機能支払について、活動組織の体制を強化する。

予算は、現行の水活の見直しや見直しに伴う既存施策の再編により得られた財源を活用する。このように、構造転換に必要な予算をしっかりと確保していく。

現行水活の令和7年・8年の対応について

(1) 水田政策の見直し

水田政策を、令和9年度から根本的に見直す。

水田を対象として支援する水田活用の直接支払交付金（水活）を、作物ごとの生産性向上等への支援へと転換する。このため、令和9年度以降、「5年水張りの要件」は求めない。

※ 現行水活の令和7年・8年の対応として、水稻を作付け可能な田について、連作障害を回避する取組を行った場合、水張りしなくても交付対象とする。

食料・農業・農村基本計画（令和7年4月11日閣議決定）【抄】

● 経営所得安定対策等実施要綱（平成23年4月1日付け22経営第7133号農林水産事務次官依命通知）一部改正新旧対照表

改正後	改正前
(別紙1) 水田活用の直接支払交付金の交付対象農地 2 交付対象水田の範囲 (1) 前年度において水田活用の直接支払交付金の交付対象水田に該当したものの。 ただし、次のいずれかに該当するものを除きます。 ①～③ (略) ④ 令和9年度以降、過去5年間連続して水稻の作付けが行われていない農地 ただし、次に掲げる場合を除きます。 ア・イ (略) なお、次の<u>いずれかに</u>該当する場合は、水稻の作付けが行われたものとみなします。 ア たん水管理を1か月以上実施したことが確認できること <u>イ 令和7年度又は令和8年度において、連作障害を回避する取組（土壌改良資材・有機物（堆肥、もみ殻等を含む。）の施用、土壌に係る薬剤の散布、後作緑肥の作付け、病害虫抵抗性品種の作付けその他地域農業再生協議会等が連作障害を回避する取組であると判断する取組をいいます。）を実施したことが確認できること</u>	(別紙1) 水田活用の直接支払交付金の交付対象農地 2 交付対象水田の範囲 (1) 前年度において水田活用の直接支払交付金の交付対象水田に該当したものの。 ただし、次のいずれかに該当するものを除きます。 ①～③ (略) ④ 令和9年度以降、過去5年間連続して水稻の作付けが行われていない農地 ただし、次に掲げる場合を除きます。 ア・イ (略) なお、次の<u>全てに</u>該当する場合は、水稻の作付けが行われたものとみなします。 ア たん水管理を1か月以上実施したことが確認できること <u>イ 連作障害による収量低下が発生していないことが確認できること</u>

○ コメ新市場開拓等促進事業

令和8年度予算概算決定額 14,000百万円（前年度 11,000百万円）

<対策のポイント>

需要拡大が期待される作物を生産する農業へと転換するため、**実需者との結び付きの下で、新市場開拓用米、加工用米、米粉用米、酒造好適米の生産性向上等に取り組む農業者を支援**します。

<事業目標>

- 実需者との結び付きの下で、ニーズに応じた生産を行う産地の育成・強化
- 米（加工用米・新規需要米を含む）の増産（米の生産量791万t〔令和5年度〕→818万t〔令和12年度まで〕）

<事業の内容>

実需者ニーズに応えるための生産性向上等の取組支援

14,000百万円（前年度 11,000百万円）

産地・実需協働プランに参画する農業者が、実需者ニーズに対応するための**生産性向上等の技術導入を行う場合に、その取組面積に応じて支援**します。

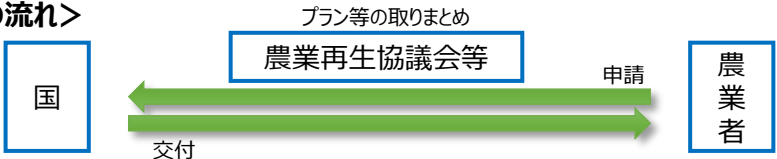
- ① **対象作物**：令和8年産の新市場開拓用米、加工用米、米粉用米、酒造好適米
- ② **交付単価**：

新市場開拓用米	4万円/10a
加工用米	3万円/10a
米粉用米	9万円/10a
酒造好適米	取組年数に応じて最大3万円/10a※5
- ③ **採択基準**：取組面積等の評価基準（ポイント）に基づき、地域協議会単位で、**予算の範囲内で採択**

<留意事項>

- ※1 令和8年産の基幹作が対象です。
- ※2 農業者等が実需者と販売契約を締結する又はその計画を有していることが必要です。
- ※3 本支援の対象となった面積は、令和8年度水田活用の直接支払交付金の戦略作物助成（加工用米、米粉用米）及び都道府県に対する産地交付金の取組に応じた追加配分（新市場開拓用米）の対象面積から除きます。
- ※4 予算額のうち、50百万円を農業再生協議会等の事務費として計上しています。
- ※5 酒造好適米は、生産性向上等の取組年数に応じて「1年あたり1万円/10a×最大3年間」を令和8年度に一括で支援します。
- ※6 都道府県が多収品種と判断する品種を作付けする場合、0.5万円/10aを加算します。（新市場開拓用米、加工用米、米粉用米が対象）

<事業の流れ>



<事業イメージ>

【産地・実需協働プラン】

- ✓ 産地と実需者が連携し、新市場開拓用米、加工用米、米粉用米、酒造好適米について、需要拡大のために必要な生産対策や需要の創出・拡大に係る取組内容、目標等を盛り込んだ計画



実需者ニーズに応えるための生産性向上等の技術導入



〔例〕スマート農業機器の活用



直播栽培



土壌診断に基づく施肥

酒造好適米への支援

（品種の例）

- ・山田錦
- ・五百万石
- ・美山錦
- ・雄町 等



山田錦



（参考）コシヒカリ

（要件1）

- ① 農業者が酒蔵と直接取引を行うこと、または、
- ② 集荷業者を挟む場合には、
 - ・一定のまとまりを持った場において生産されること、もしくは、
 - ・酒米協議会等の安定的な生産に向けた体制が整っていること

（要件2）

- 3年間の長期契約に取り組む場合には、農業者側と酒蔵側との間で、「価格決定の考え方」を予め設定すること

〇 畑作物産地形成促進事業

令和7年度補正予算額 13,500百万円

<対策のポイント>

輸入依存度の高い国産需要のある作物の生産を促し、食料安全保障に資する品目の産地形成を図るため、**実需者との結びつきの下で、麦・大豆、高収益作物、子実用とうもろこしの生産性向上等に取り組む農業者を支援**します。

<事業目標>

- 〇 実需者との結びつきの下で、ニーズに応じた畑作物の生産を行う産地の育成・強化
- 〇 麦・大豆等の作付面積を拡大（麦29.4万ha、大豆16ha〔令和5年度〕→ 麦32.8万ha、大豆17ha〔令和12年度まで〕）

<事業の内容>

実需者ニーズに応えるための生産性向上等の取組支援 13,500百万円

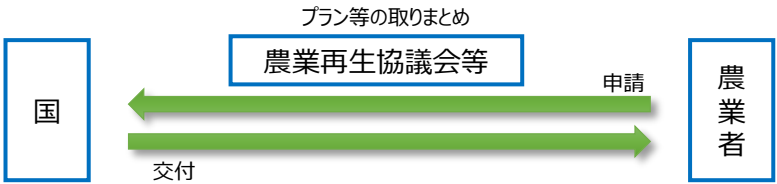
産地・実需協働プランに参画する農業者が、実需者ニーズに対応するための**畑作物の導入・定着に向けた取組や生産性向上等の技術導入を行う場合に、その取組面積に応じて支援**します。

- ① **対象作物**：令和8年産の麦、大豆、高収益作物（加工・業務用野菜等）、子実用とうもろこし
- ② **交付単価**：4万円／10a
- ③ **採択基準**：地域協議会単位で、取組面積等の評価基準（ポイント）に基づき、**予算の範囲内で採択**

<留意事項>

- ※1 令和8年産の基幹作が対象です。
- ※2 農業者等が実需者と販売契約を締結する又はその計画を有していることが必要です。
- ※3 麦、大豆、高収益作物については、加工用等の用途指定があります。
- ※4 本支援の対象となった面積は、令和8年度水田活用の直接支払交付金の戦略作物助成（麦、大豆、飼料作物（子実用とうもろこし））の対象面積から除きます。
- ※5 予算額のうち、40百万円を農業再生協議会等の事務費として計上しています。

<事業の流れ>



<事業イメージ>

【産地・実需協働プラン】

- ✓ 産地と実需者が連携し、麦・大豆、高収益作物、子実用とうもろこしについて、需要拡大のために必要な生産対策や需要の創出・拡大に係る取組内容、目標等を盛り込んだ計画



畑作物の導入・定着に向けた取組



【例】 排水対策（暗渠）



土層改良（客土）



傾斜均平

実需者ニーズに応えるための生産性向上等の技術導入



【例】 スマート農業機器の活用



大豆300A技術
（不耕起播種栽培など）



土壌診断に基づく土づくり

【お問い合わせ先】 農産局企画課 (03-3597-0191)

新市場開拓に向けた水田リノベーション事業（現：畑作物産地形成促進事業）に係る
会計検査院からの指摘事項等について

- 新市場開拓に向けた水田リノベーション事業（現：畑作物産地形成促進事業）については、会計検査院による令和6年度会計検査の対象となっており、令和5年秋以降、各道府県の再生協議会等に対して実地検査が行われてきたところ。
- これらの実地検査を踏まえ、10月28日に農林水産大臣宛てに処置要求及び意見表示の文書が発出。当省として、会計検査院からの改善の処置要求等を踏まえ、一部要件の見直し等、当事業の適切な運用を推進。

会計検査における指摘事項	会計検査を踏まえた処置要求及び意見表示、当省の対応方針
（１）対象取組が低コスト生産等に対する効果を必ずしも十分に期待できるものとはなっておらず、支援が低コスト生産等のために効率的に行われていない 〔対象取組の中に、必要な品質や収量を得るために通常行うべき「基本的な作業」が含まれており、低コスト生産等に対する効果が必ずしも十分に期待できるものとなっていなかった。〕 （２）対象取組の実施状況等が適切に確認されていない 〔作業日誌等の実績確認書類において、助成対象取組を実施した日付、農地、取組面積、取組に用いた資材の使用量等が記録されておらず、実施状況が明確に確認できない事例があった。〕	（会計検査院の処置要求等） （１）対象取組について、低コスト生産等に対する効果が十分に期待できる内容等を検討すること（意見表示） （２）対象取組の実施状況等を適切に確認できるよう、実績確認書類の種類や、実績確認書類、現場等で確認をすべき事項を具体的に定めて、地域協議会等に周知すること（処置要求） （当省の対応） 畑作物産地形成促進事業について、会計検査院の処置要求等を踏まえ、一部の要件や現場確認の改善を実施。

＜対策のポイント＞
水田を畑として利用し、畑作物の本作化に取り組む農業者に対して、畑利用への円滑な移行を促し、畑作物の需要に応じた生産を促進することを目的として、生産が安定するまでの一定期間、継続的に支援（伴走支援）を行うとともに、畑作物の産地づくりに取り組む地域を対象に、関係者間での調整や畑地化に伴う費用負担（土地改良区の地区除外決済金等）等に要する経費を支援します。

＜事業目標＞
麦・大豆等の作付面積を拡大（麦29.4万ha、大豆16万ha〔令和 5 年度まで〕→麦32.8万ha、大豆17万ha〔令和12年度まで〕）

＜事業の内容＞

＜事業イメージ＞

1. 畑地化支援

水田を畑として利用し、畑作物（麦、大豆、飼料作物（牧草等）子実用とうもろこし、そば、野菜、果樹、花き等）の本作化に取り組む農業者を支援します。

2. 定着促進支援

水田を畑として利用して、畑作物の定着等に取り組む農業者を 5 年間、継続的に支援します。

3. 産地づくり体制構築等支援

畑作物の産地づくりに取り組む地域を対象に、関係者間の調整に要する経費や土地改良区の地区除外決済金等を支援します。

畑地化支援・定着促進支援

対象作物	1 畑地化支援 (令和 8 年度単価)	2 定着促進支援 (令和 8 年度単価)
畑作物 (麦、大豆、飼料作物 (牧草等)、子実用とうも ろこし、そば、野菜、果樹、 花き等)	7 万円/10a	・ 2.0 (3.0※) 万円/10a × 5 年間 または ・ 10.0 (15.0※) 万円/10a (一括) (※ 加工・業務用野菜等の場合)

産地づくり体制構築等支援

① 産地づくりに向けた体制構築支援

畑作物の産地づくりに取り組む地域を対象に、団地化やブロックローテーションの体制構築等のための調整（現地確認や打合せなど※）に要する経費を支援（定額（1 協議会当たり上限300万円））

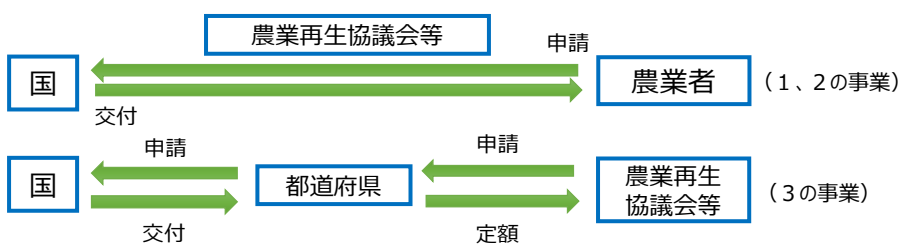
※ 借地の場合には、賃借人（耕作者）が土地所有者の理解を得ることが必要。地域再生協議会において、土地所有者を含めた地域の関係者に対する理解の醸成等の取組を進めていくことが重要。

② 土地改良区決済金等支援

令和 8 年度に畑地化に取り組むことを約束した農業者に対して、畑地化に伴い土地改良区に支払う必要が生じた場合に、土地改良区の地区除外決済金等を支援（定額（上限25万円/10a））



＜事業の流れ＞ 営農計画書・交付申請書等の取りまとめ



留意事項：農業者単位等で、取組面積等の評価基準（ポイント）に基づき、予算の範囲内で採択。

畑地化促進事業について（8年産単価）

- 「**畑地化促進事業**」については、畑作物が連続して作付けされている水田について、麦・大豆、加工・業務用野菜等の需要のある作物の産地化に向け、**畑地化支援・定着促進支援**等により着実に支援する仕組みを措置。本事業により、令和7年産までに合計約5.6万haについて畑地化を行い、畑作物の本作化を推進。
- **令和8年産の支援の単価**については、**先に畑地化に取り組んだ者との公平性**の観点から、いずれも基本となる**7万円/10a**とし、産地化を進めるための**定着促進支援の単価（2.0万円/10a×5年間）は維持**することとする。

◆ 畑地化取組年度による支援金額の違い（畑作物（麦、大豆、飼料作物）の場合）

	令和6年産	令和7年産	令和8年産	令和6～8年以降の支援総額
令和6年産に畑地化実施	畑地化 〔畑地化支援：14.0万円/10a 定着支援：2.0万円/10a×5年間〕	—	—	▶ 14.0万円/10a (+10万円/10a)
令和7年産に畑地化実施	水活受給 〔戦略作物助成：3.5万円/10a〕	畑地化 〔畑地化支援：10.5万円/10a 定着支援：2.0万円/10a×5年間〕	— 先に令和7年産から畑地化に取り組んだ者との公平性の観点から単価引下げ	▶ 14.0万円/10a (+10万円/10a)
令和8年産に畑地化実施	水活受給 〔戦略作物助成：3.5万円/10a〕	水活受給 〔戦略作物助成：3.5万円/10a〕	畑地化 〔畑地化支援：7.0万円/10a 定着支援：2.0万円/10a×5年間〕	▶ 14.0万円/10a (+10万円/10a)

畑地化促進事業の推進状況（令和4年産～7年産）

- 「畑地化促進事業」（R6補正450億円等）は、水田を畑地化して、畑作物の本作化に取り組む生産者を支援する事業であり、(a)畑地化支援（10.5万円/10a）、(b)定着促進支援（2万円/10aほか）、(c)産地づくり体制構築等支援（上限25万円/10a、1協議会あたり上限300万円）を実施。
- 本事業により、R7開始分として、地域の関係機関（土地改良区、農業委員会）や地主等からの同意が得られていることの確認がなされたすべて（約0.78万ha分）の畑地化の取組を新たに支援することとし、正式に採択。

支援内容

- (a)畑地化支援：水田における畑地化※1の取組を支援
- (b)定着促進支援：水田を畑地化して、高収益作物やその他の畑作物の定着等を図る農業者を5年間支援

対象作物	(a)畑地化支援	(b)定着促進支援
高収益作物 (野菜、果樹、花き等)	10.5万円 (10a当たり)	2.0万円×5年間 (10a当たり) ※ 加工・業務用野菜等の場合は3万円/10a
畑作物 (麦、大豆、飼料作物（牧草等）、子実用とうもろこし、そば等)	10.5万円 (10a当たり)	2.0万円×5年間 (10a当たり)

※1 畑地化は、交付対象水田から除外する取組を指す（地目の変更を求めるものではない。）

- (c)産地づくり体制構築等支援：
- ・ 畑地化に伴い土地改良区に支払う必要が生じる経費（地区除外決済金や協力金）を支援（上限25万円/10a）（土地改良区決済金等支援）
 - ・ 団地化やブロックローテーションの体制構築等のための調整に要する経費を支援（1協議会あたり上限300万円）（産地づくりに向けた体制構築支援）

【執行状況（見込み）】

（億円）

取組開始年	R4	R5	R6	R7
状況	交付額	交付額	交付額	採択額
(a)畑地化支援	48	452	247	82
(b)定着促進支援	13	59	130※2	126※2
(c)産地づくり体制構築等支援	—	52	43	21

※2 定着促進支援については、過年度開始分を含めた額を記載

【地域別状況】 ※3

（億円）

	R4	R5	R6	R7
北海道	21	400	265	150
東北	7.4	75	84	47
関東	24	25	26	13
北陸	0.0	2.8	4.5	1.6
東海	0.1	0.3	0.4	0.6
近畿	—	3.3	3.6	2.0
中国四国	0.0	8.0	11	4.0
九州・沖縄	8.6	49	26	11

※3 (a) + (b) + (c) の金額を記載

○水田農業の高収益化の推進＜一部公共＞

＜対策のポイント＞

高収益作物の導入・定着を図るため、「水田農業高収益化推進計画」に基づき、国のみならず地方公共団体等の関係部局が連携し、**水田における高収益作物への転換、水田の汎用化・畑地化のための基盤整備、栽培技術や機械・施設の導入、販路確保等の取組を計画的かつ一体的に推進**します。

＜政策目標＞

水田における高収益作物の導入・定着

＜事業の内容＞

1. 技術・機械等の導入支援

- 「推進計画」に位置付けられた産地における**以下の取組を優先採択で支援**します。
- ① 栽培技術の実証、作柄安定技術の導入等
 - ② 産地の収益力強化等のための農業用機械・施設の導入
 - ③ 水田への果樹の新植や、産地の構造の転換に向けた省力樹形・作業機械等の導入による生産供給モデルの実証等

2. 高収益作物の導入・定着支援

- 「推進計画」に位置付けられた産地における以下の取組を支援します。
- ① **高収益作物による畑地化**（7万円/10a）
 - ② **高収益作物の導入・定着**（2万円（3万円※）/10a×5年間
又は、10万円（15万円※）/10a（一括））
 - ③ **子実用とうもろこしの作付け**（1万円/10a）
- ※ 加工・業務用野菜等の場合

3. 生産基盤の整備

基盤整備事業において、「推進計画」に位置付けられた地区における高収益作物の導入・定着に向けた**汎用化・畑地化等を支援**します。

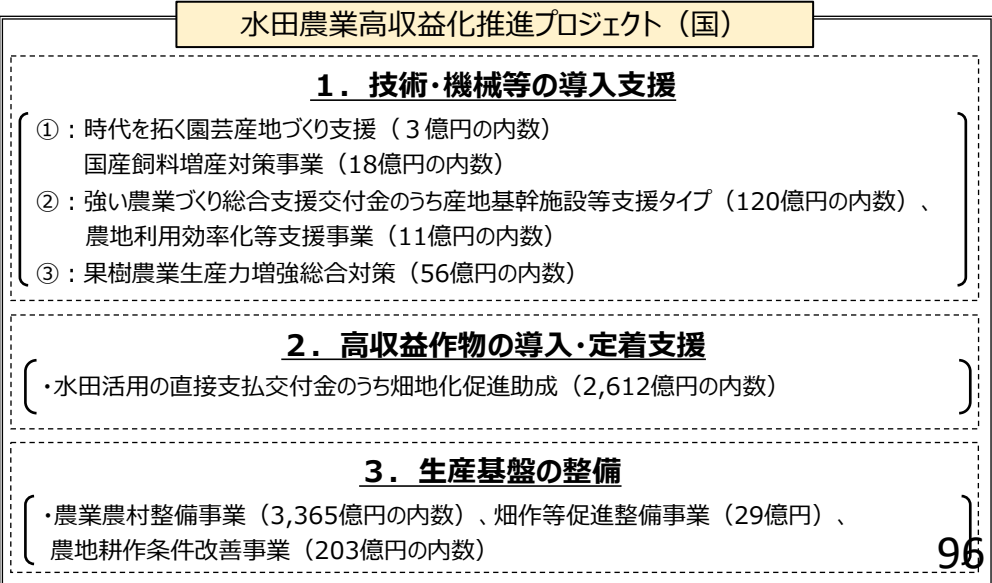
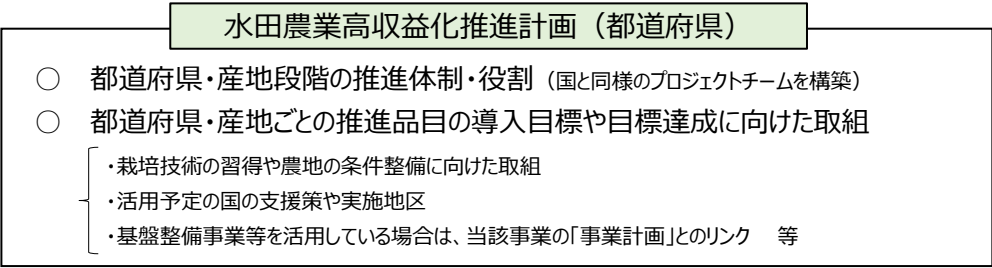
- ① 「推進計画」に位置付けられた地区を優先採択・優先配分
- ② 一定割合以上の高収益作物等の導入を行う場合、農業者の費用負担を軽減

【お問い合わせ先】

（1 ①の事業）	畜産局飼料課	（03-6744-2399）
（1 ①②の事業）	農産局園芸作物課	（03-6744-2113）
（1 ②の事業）	経営局経営政策課	（03-6744-2148）
（1 ③の事業）	農産局果樹・茶グループ	（03-3502-5957）
（2 の事業）	農産局企画課※	（03-3597-0191）
（3 の事業）	農村振興局設計課	（03-3502-8695）

※プロジェクト
の窓口を担当

＜事業イメージ＞



○ 米穀周年供給・需要拡大支援事業

令和8年度予算概算決定額 5,000百万円（前年度 5,000百万円）

<対策のポイント>

生産者、集荷業者・団体の自主的な取組により需要に応じた生産・販売が行われる環境を整備し、産地の判断により、主食用米を長期計画的に販売する取組や海外用など他用途への販売を行う取組等を実施する体制を構築するため、民間主導のコメの周年供給・需要拡大等に対する取組を支援します。

<事業目標>

生産者、集荷業者・団体による自主的な経営判断や販売戦略に基づく、需要に応じた米の生産・販売の実現

<事業の主な内容>

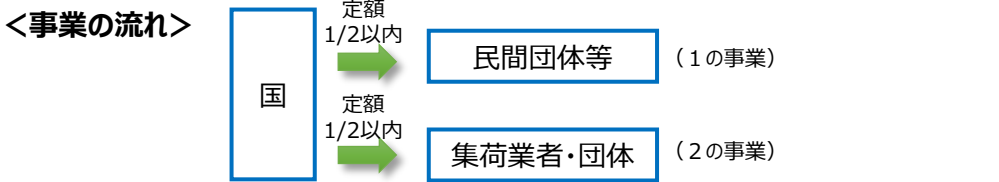
<事業イメージ>

全国事業

1. 業務用米、新市場開拓用米等の安定取引拡大支援
産地と中食・外食事業者等との安定取引を拡大するため、民間団体等が行う業務用米の生産・流通の拡大に向けた展示商談会、新たな需要拡大に向けた商品開発・ニーズに基づく播種前契約のための取組、海外業務用需要などの新たな市場開拓に必要な取組等を支援します。

産地事業

- 2. 周年供給・需要拡大支援**
産地において、あらかじめ生産者等が積立てを行い、以下の取組を実施する場合に支援します。
- ① 主食用米を翌年から翌々年以降に長期計画的に販売する取組（播種前契約、複数年契約の場合は追加的に支援）
 - ② 主食用米を海外向けに販売する際の商品開発、販売促進等の取組
 - ③ 主食用米を業務用向け等に販売する際の商品開発、販売促進等の取組
 - ④ 主食用米を非主食用へ販売する取組

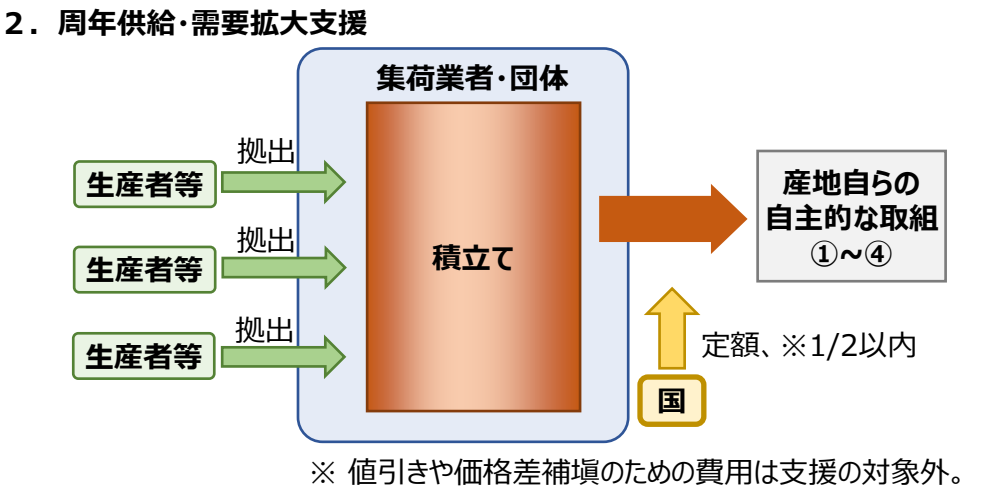


1. 業務用米、新市場開拓用米等の安定取引拡大支援

〔セミナー〕

〔展示商談会〕

〔個別商談会〕



主食用米の需給安定の考え方について

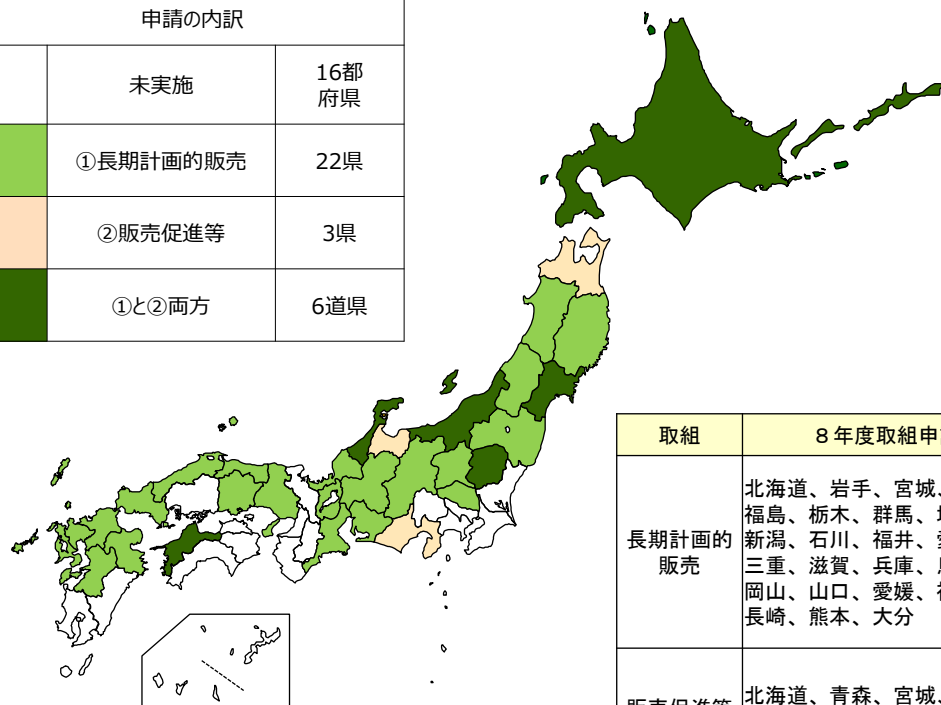
- 米穀周年供給・需要拡大支援事業は、「需要に応じた生産を行ってもなお、豊作等の影響等により、必要な場合」に、**主食用米を長期計画的に販売する取組等を生産者等が自主的に実施するための支援措置**を平成27年度から創設。この支援措置を活用して、**過剰分を長期に販売することで、主食用米の需給の安定を図っていくことが重要。**

(米穀周年供給・需要拡大支援事業：令和8年度予算額：50億円)

- 令和8年度の各産地の**長期計画的販売の取組状況**については、**28道県において32万トン（速報値）が申請。**
- 令和8年度から追加実施した**民間備蓄実証事業**についても、**集荷団体及び卸売業者から5万トンを超える申請**がある状況。

令和8年度米穀周年供給・需要拡大支援事業に取り組んでいる産地

申請の内訳		
	未実施	16都府県
	①長期計画的販売	22県
	②販売促進等	3県
	①と②両方	6道県



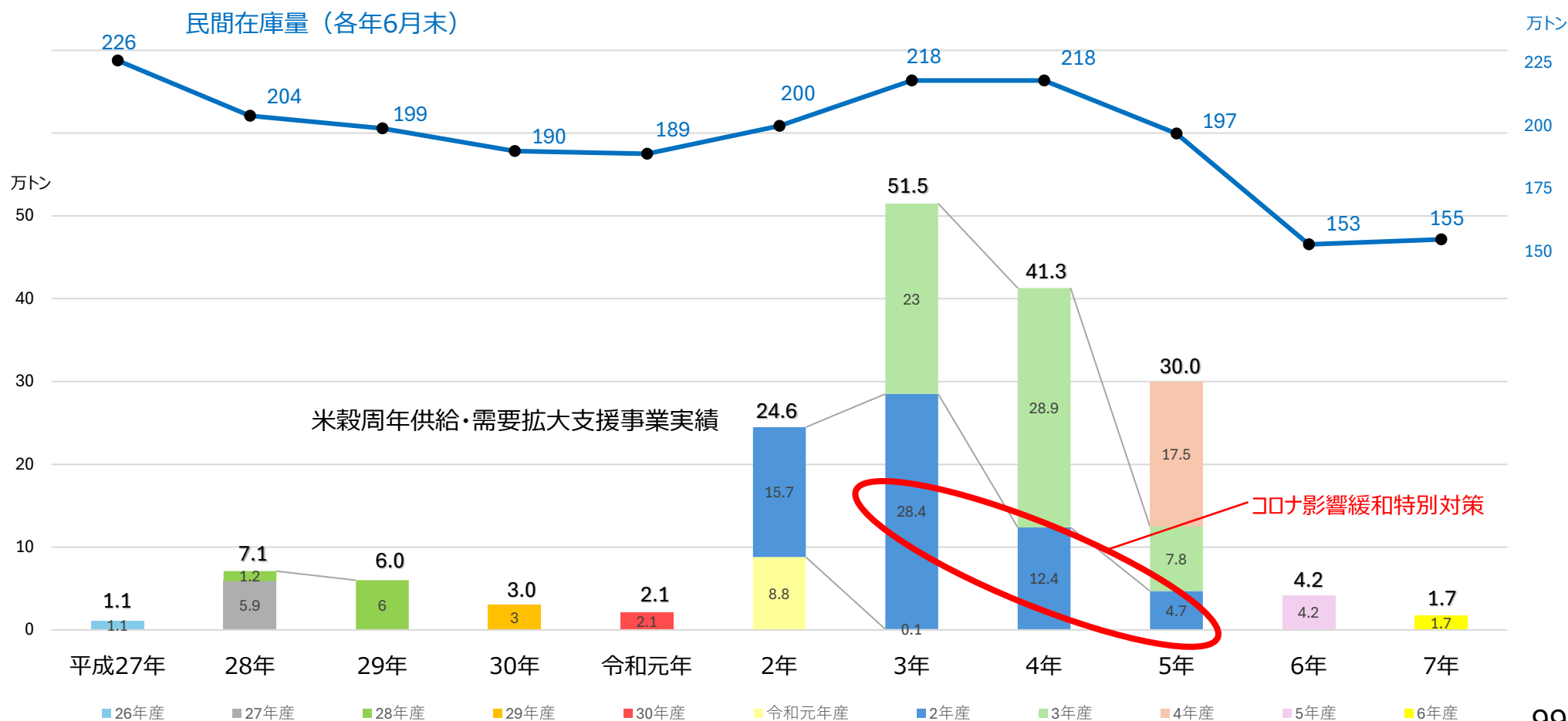
取組	8年度取組申請産地
長期計画的販売	北海道、岩手、宮城、秋田、山形、福島、栃木、群馬、埼玉、長野、新潟、石川、福井、愛知、岐阜、三重、滋賀、兵庫、鳥取、島根、岡山、山口、愛媛、福岡、佐賀、長崎、熊本、大分
販売促進等	北海道、青森、宮城、栃木、静岡、新潟、富山、石川、愛媛

令和8年度民間備蓄実証の申請状況

業態	事業者数	公募数量	申請数量
集荷業者	2	3.0万トン	3.0万トン
卸売業者	7	1.5万トン	2.6万トン
需要者との コンソーシアム	2	0.5万トン	0.5万トン

米穀周年供給・需要拡大支援事業の実績

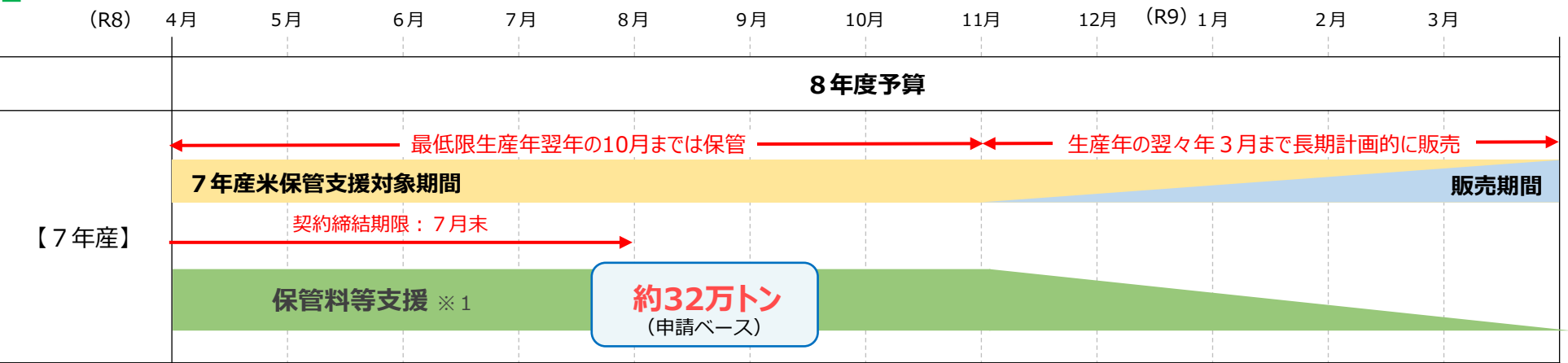
- 新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、外食需要を中心に需要が減少し、需給環境の悪化がみられたため、令和3年度から5年度までの間、米穀周年供給・需要拡大支援事業に加え、令和3年度補正によるコロナ影響緩和特別対策を実施したところ。
- 民間在庫量が多くなる年には、米穀周年供給・需要拡大支援事業が活用されているところ。



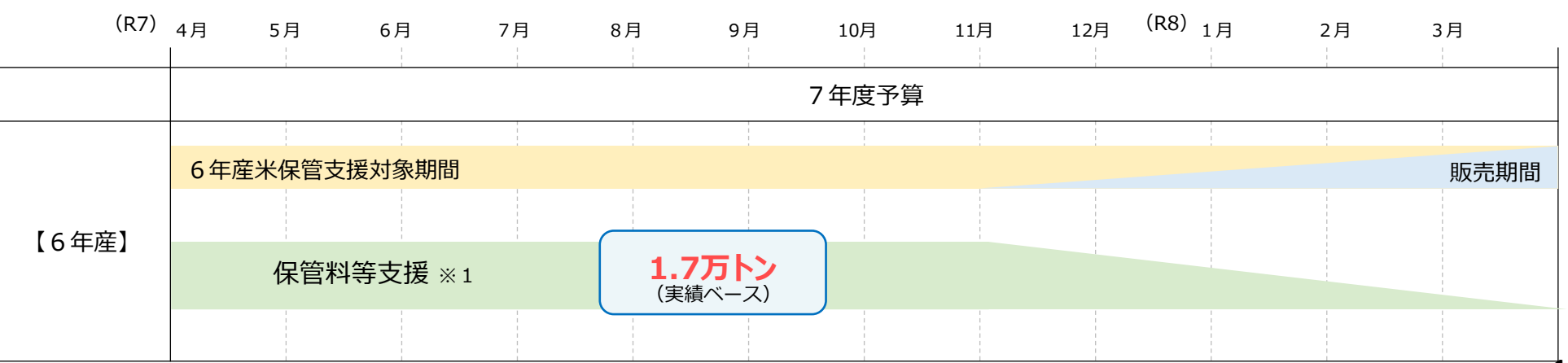
令和 8 年度の保管料支援のイメージ（米穀周年供給・需要拡大支援事業）

- 令和 8 年度の「米穀周年供給・需要拡大支援事業」の長期計画的な販売の取組については、28道県から 7 年産約 32 万トン（速報値）が申請（現在審査中）。
- なお、令和 7 年度の 6 年産取組支援数量は 1.7 万トンとなった。

令和 8 年度保管経費等の支援イメージ



(参考) 令和 7 年度保管経費等の支援イメージ



※ 1 保管料等の支援対象経費（保管料：米穀の保管経費、金利：販売時期が遅れることにより増加する概算金支払に係る借入金の支払利息、集約経費：対象米穀の営業倉庫等への集約運送に要する経費）

米穀周年供給・需要拡大支援事業におけるこれまでの主な取組事例

主な産地	主な取組概要
北海道	【長期計画的販売の取組】 ・ 需要者と連携した生産年の翌年 1 1 月以降の長期計画的な販売 【海外向けの販売促進等の取組】 ・ 海外向け北海道米 P R パンフレットの作成配布 【業務用向け等の販売促進等の取組】 ・ 各種メディア及びイベントを活用した北海道産米の P R ・ 認知度向上に向けた情報収集、データ分析による販路拡大手法の検討
秋田	【長期計画的な販売の取組】 ・ 需要者と連携した生産年の翌年 1 1 月以降の長期計画的な販売 【業務用向け等の販売促進等の取組】 ・ 各種メディア及びイベントを活用した秋田県産米の P R ・ 食味分析データを用いた販売促進パンフレットの作成配布 ・ 外食事業者等が参加する各種商談会での試食等の実施
山形	【長期計画的な販売の取組】 ・ 需要者と連携した生産年の翌年 1 1 月以降の長期計画的な販売 【海外向けの販売促進等の取組】 ・ 海外百貨店等での「つや姫」、「はえぬき」 P R キャンペーンの開催 【業務用向け等の販売促進等の取組】 ・ 各種メディア及びイベントを活用した山形県産米の P R ・ 販路拡大に向けたコンサルティング活動
新潟	【長期計画的な販売の取組】 ・ 需要者と連携した生産年の翌年 1 1 月以降の長期計画的な販売 【業務用向け等の販売促進等の取組】 ・ 各種メディア及びイベントを活用した新潟県産米の P R ・ J R エキナカ店舗との連携による販売促進活動の実施 ・ インターネット調査による新潟県産米の認知度・消費者ニーズ等の把握
石川	【長期計画的販売の取組】 ・ 需要者と連携した生産年の翌年 1 1 月以降の長期計画的な販売 【海外向けの販売促進等の取組】 ・ 現地市場等調査による実需者ニーズの把握や石川県産米パンフレットの作成配布 【業務用向け等の販売促進等の取組】 ・ 各種メディア及びイベントを活用した石川県産米の P R ・ 毎月 2 日を「おにぎりの日」に制定し、これを起点にした試食イベント等の開催

- 農業再生協議会は国からの情報や自らの販売可能数量等を踏まえ、都道府県、市町村段階で地域の生産者団体や担い手と連携し、水田収益力強化ビジョン（地域として水田で、どの作物をどれだけ推進するか）を作成するとともに、その内容を生産現場に周知。
- 国の補助事業により、農業再生協議会の円滑な業務遂行を引き続き支援するとともに、現地確認における衛星画像等の活用など、農業再生協議会の業務効率化の取組についても支援。

農業再生協議会の活動概要

【規模・構成】

（都道府県農業再生協議会：都道府県の区域毎に設置）

- ・ J A等の生産出荷団体
- ・ 農業会議
- ・ 担い手農業者組織
- ・ 行政 など

（地域農業再生協議会：市町村の区域を基本に設置）

- ・ J A等の生産出荷団体
- ・ 農業委員会
- ・ 担い手農家
- ・ 行政 など

国の補助事業により支援

【役割】

- ・ 水田収益力強化ビジョン（地域毎の作付作物推進方針）の作成・周知
- ・ 地域の各作物の作付・需要動向把握
- ・ 経営所得安定対策等交付金の交付事務（交付金対象作物の現地確認、交付金関連情報システム入力）
- ・ 経営所得安定対策等の推進
- ・ 業務効率化の取組
（例：現地確認における衛星画像・ドローン等の活用）など

○ 収入保険制度の実施

令和8年度予算概算決定額 28,996百万円（前年度 39,924百万円）

<対策のポイント>

品目の枠にとらわれずに、農業経営者ごとの収入全体を見て、自然災害による収入減少だけでなく、価格低下なども含めた収入減少を補填する収入保険制度を実施します。

<事業目標>

- 農業保険（農業共済・収入保険）の加入率の向上
- 保険金及び特約補填金の支払を1ヶ月以内に実施した割合（目標：100%）

<事業の内容>

1. 農業経営収入保険料・特約補填金の国庫負担

25,900百万円（前年度 36,887百万円）

① 農業経営収入保険料国庫負担金

保険方式について、農業者が支払うべき保険料の1/2を国が負担します。

② 農業経営収入保険特約補填金造成費交付金

積立方式について、農業者が積み立てる積立金の3倍に相当する金額を国が負担します。

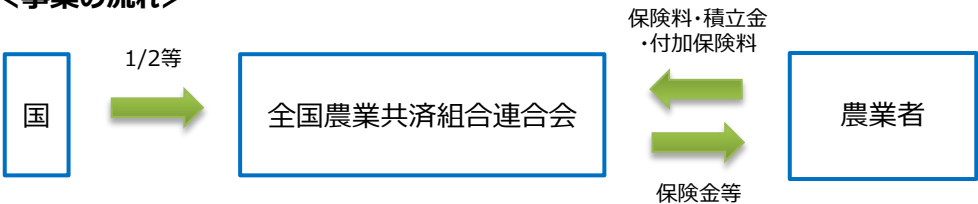
2. 農業経営収入保険に係る事務費

3,096百万円（前年度 3,036百万円）

農業経営収入保険事業事務費負担金

全国農業共済組合連合会（全国連合会）が実施する収入保険制度に関する事務と普及に必要な経費（人件費、旅費、システム運営費、業務委託費等）の1/2以内を国が負担します。

<事業の流れ>



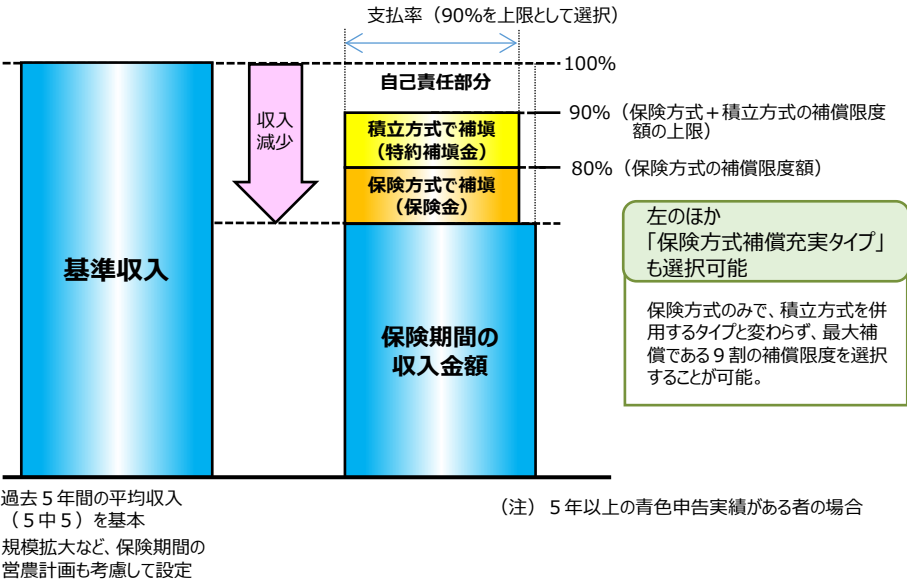
<事業イメージ>

【収入保険制度の仕組みの概要】

収入保険制度は、品目の枠にとらわれず、自然災害による収入減少だけでなく、価格低下なども含めた収入減少を補填する仕組みです。

具体的には、

- ① 青色申告を行っている農業者（個人・法人）を対象に、
- ② 保険期間の収入が基準収入の9割（補償限度額）を下回った場合に、下回った額の9割（支払率）について、「掛捨ての保険方式（保険金）」と「掛捨てとしない積立方式（特約補填金）」の組合せで補填します。



○ 経営所得安定対策

令和8年度予算額（所要額）246,235百万円（前年度 254,092百万円）

<対策のポイント>

諸外国との生産条件の格差から生ずる不利を補正する**畑作物の直接支払交付金**及び農業収入の減少が農業経営に及ぼす影響を緩和する**米・畑作物の収入減少影響緩和交付金**を担い手（認定農業者、集落営農、認定新規就農者）に対して直接交付します（いずれも規模要件はありません。）。

<政策目標>

米・麦・大豆等の土地利用型農業の経営体の経営の安定

<事業の内容>

<事業イメージ>

- 1. 畑作物の直接支払交付金（ゲタ対策）**

（所要額）192,413百万円（前年度 202,384百万円）

諸外国との生産条件の格差による不利がある畑作物を生産する農業者に対して、経営安定のための交付金を直接交付します。
- 2. 米・畑作物の収入減少影響緩和交付金（ナラシ対策）**

（所要額）46,777百万円（前年度 44,604百万円）

米、麦、大豆、てん菜、でん粉原料用ばれいしょの令和7年産収入額の合計が、過去の平均収入である標準的収入額を下回った場合に、その差額の9割を農業者と国が1対3の割合で負担し、補填します。
- 3. 経営所得安定対策等推進事業等**

7,046百万円（前年度 7,104百万円）

農業再生協議会が行う水田収益力強化ビジョン等の作成・周知や経営所得安定対策等の運営に必要な経費を助成します。

畑作物の直接支払交付金（ゲタ対策）

[交付単価]（令和8年産から適用）数量払の交付単価は品質区分に応じて設定

対象作物	平均交付単価	
	課税事業者向け	免税事業者向け
小麦	5,590円/60kg	6,000円/60kg
二条大麦	4,900円/50kg	5,220円/50kg
六条大麦	5,710円/50kg	6,110円/50kg
はだか麦	8,330円/60kg	8,850円/60kg
大豆	10,340円/60kg	10,910円/60kg

対象作物	平均交付単価	
	課税事業者向け	免税事業者向け
てん菜	5,090円/1t	5,380円/1t
でん粉原料用ばれいしょ	14,090円/1t	15,030円/1t
そば	15,930円/45kg	16,730円/45kg
なたね	6,410円/60kg	6,820円/60kg

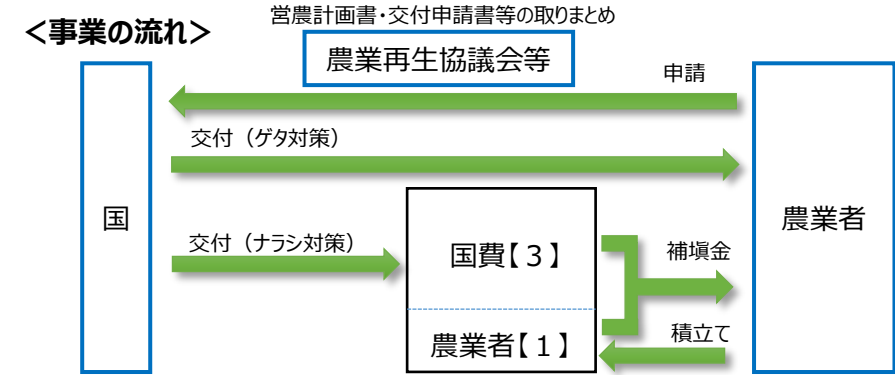
[面積払] 当年産の作付面積に基づき数量払の先払いとして交付
2万円/10a（そばについては、1.3万円/10a）

<交付単価のイメージ>

<数量払と面積払との関係>

米・畑作物の収入減少影響緩和交付金（ナラシ対策）

{ 都道府県等地域単位で算定 } { 農業者ごとに算定 }



- 〇 農家抛出を伴う経営に着目したセーフティネットであり、米及び畑作物の農業収入全体の減少による影響を緩和するための保険的制度です。農業者の米、麦、大豆等の当年産の販売収入の合計（当年産収入額）が、標準的収入額を下回った場合に、その差額の9割を補てんします。

(1) 交付対象者

認定農業者、集落営農、認定新規就農者
(いずれも規模要件はありません)

※ 集落営農の要件は、①組織の規約の作成、②対象作物の共同販売経理の実施、③「農業経営の法人化」及び「地域における農地利用の集積」について、市町村が確実に行われると判断するもの、とします。

(2) 対象農産物

米、麦、大豆、てん菜、でん粉原料用ばれいしょ

【10a当たり標準的収入額とは】

直近5か年の収入額のうち、最高年と最低年を除いた3か年の平均収入額で、品目ごと、地域ごとに計算しています。各年産の収入額は、米であれば、地域の産地品種銘柄のうち、数量の多い上位3銘柄平均販売価格に、地域の実単収を乗じて算出します。

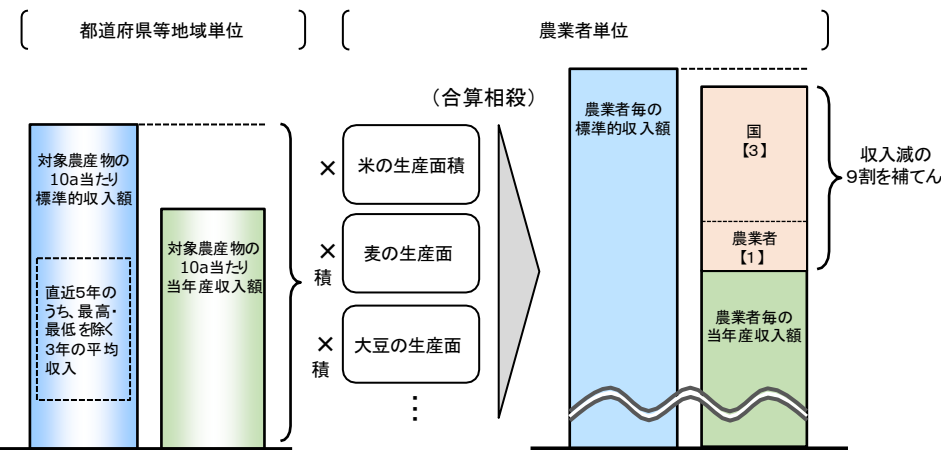
【10a当たり当年産収入額とは】

当年産の収入額として、品目ごと、地域ごとに計算しています。当年産の収入額は、米であれば、当年産の地域の産地品種銘柄のうち、数量の多い上位3銘柄平均販売価格に、当年産の地域の実単収を乗じて算出します。

(3) ナラシ対策の仕組み

$$\text{補てん額} = (\text{標準的収入額} - \text{当年産収入額}) \times 0.9$$

- 〇 補てんの財源は、農業者と国が1対3の割合で負担します。
- 〇 このため、補てんを受けるには、農業者からの積立金の拠出が必要となります。
- 〇 補てん後の積立金の残額は、翌年産へ繰り越されるため、掛け捨てとはなりません。



(4) 収入保険との関係

- 〇 農業者は、収入保険かナラシ対策のどちらかを選択して加入することができます。

⑥ 加工用米・新規需要米等の取組状況

加工用米、輸出用米、米粉用米の需給状況

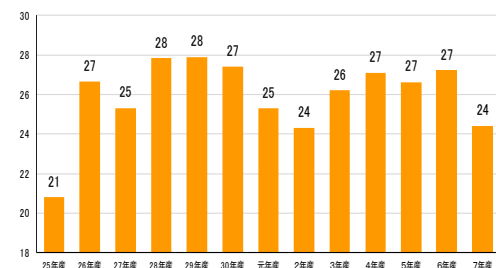
- ・ 8年産に向けて、加工用米、輸出用米、米粉用米等の用途の引き合いが強くなっているところ。
- ・ 基本計画の818万トンの目標達成に向けて、これらの用途向けの米について、需要を逃すことのないよう、国産米を供給していく必要。

加工用米

- ・ 加工用米の生産量は、7年産は24万トン程度に減少。MA米の加工原材料用販売量は、直近2年は、近年と比べて多い水準。
- ・ 従来の加工用米需要への供給の維持・拡大はもとより、ふるい下米等からMA米にシフトした需要を、計画的に生産可能な国産の加工用米へシフトする必要。

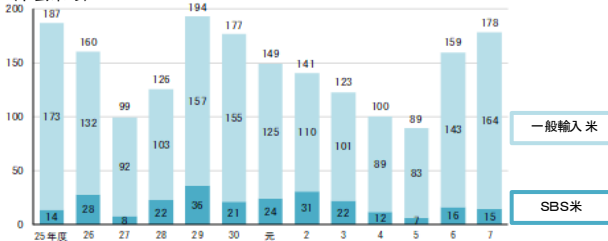
【加工用米の生産量の推移】

(万トン)



【MA米の加工原材料用販売量】

(千玄米トン)



注：年度は米穀年度（前年11月から当年10月まで）

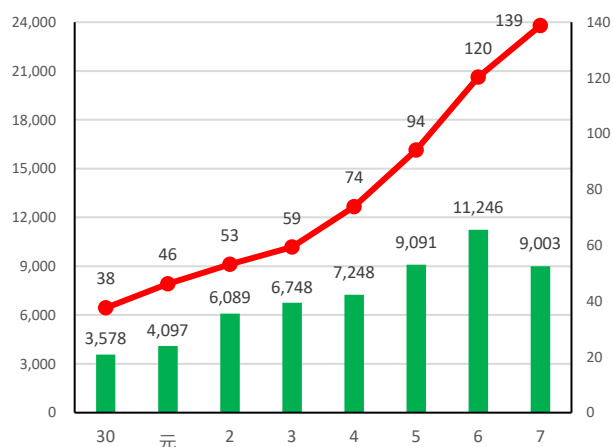
輸出用米

- ・ 米の輸出額は直近5年間で約2.4倍に増加。
- ・ 米の輸出拡大を図ることは、国内の生産基盤を維持する上でも重要であり、更なる生産拡大に取り組む必要。

【輸出用米等の生産面積・輸出額の推移】

(ha)

(億円)



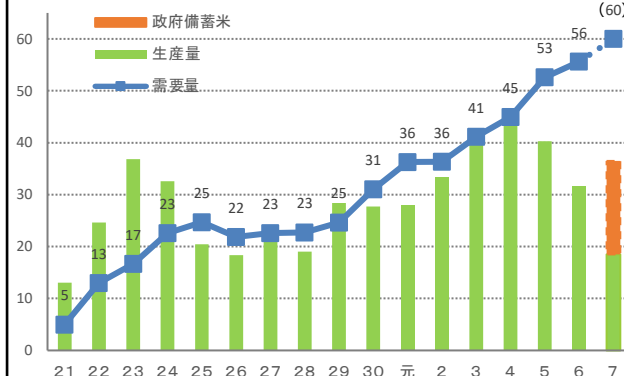
注）農林水産省調べ（生産面積は、新市場開拓用米の面積）及び財務省「貿易統計」（輸出額は政府による援助米を除いた商業用米の輸出額）

米粉用米

- ・ 米粉用米の需要については、国民の米粉に対する認知の高まり等により、堅調に推移。
- ・ 一方、生産量は直近3ヶ年は減少し、需要量とのミスマッチが拡大しており、今後の米粉の供給に支障が出る恐れ。

【米粉用米の生産量・需要量の推移】

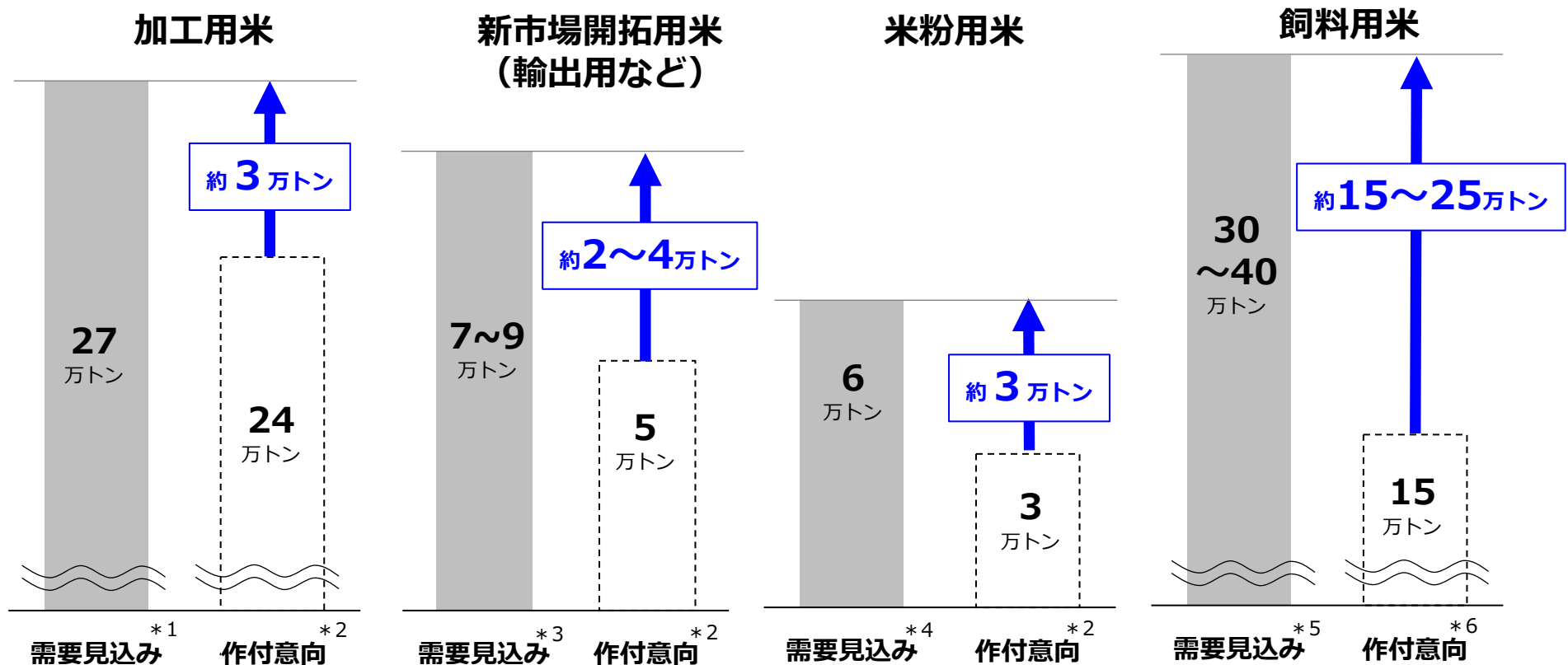
千トン



注）農林水産省調べ（平成21年度の生産量は計画数量、令和7年度の生産量は新規需要米の生産数量見込みの数値。需要量は需要者からの聞き取り。政府備蓄米は、令和7年度の加工原材料向け政府備蓄米販売に新規需要米（米粉用米）として購入申込みのあった数量（令和7年10月末現在））。

需要に応じた多様な米の作付けについて

- 米については、**需要拡大・輸出拡大を図りつつ、供給力を強化することにより、安定供給を図ることが重要。**
- 需要に応じた生産により、**多様な米を作付けしていただくことで、国産米の安定的な供給と基本計画における米の増産目標（791→818万トン）の達成を目指す。**
- 令和8年産について、生産現場からの聞き取り調査では、主食用米以外の**加工用米、新市場開拓用米、米粉用米、飼料用米**について、**増産が可能な状況**（令和8年6月末時点の作付意向調査）。

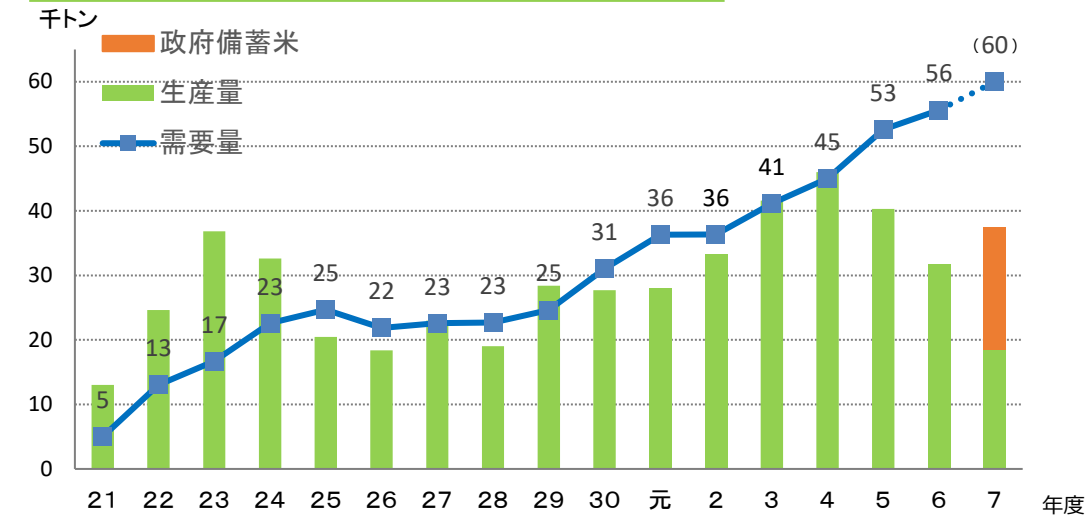


*1 令和4～6年産の生産量の平均 *2 令和8年6月末時点の作付意向調査の面積に平均単収（538kg/10a）を乗じて試算 *3 令和8年輸出需要量見込み（団体聞き取り） *4 令和8年需要量見通し（農林水産省：麦の需給に関する見通し） *5 令和4～6年度に畜産農家から指定配合のうち、国産米の配割指定に基づく利用実績（配合飼料メーカーへの聞き取り）、畜産農家の飼料用米生産者からの直接購入実績（農林水産省による推計）を基に算出 *6 令和8年6月末時点の作付意向調査の面積（2.6万ha）に多収品種を想定した単収（592kg/10a（平均単収の1割増と想定））を乗じて試算

米粉用米の状況

- 米粉の需要は、平成30年以降、グルテンフリーなどの食スタイルが注目され、消費者・需要者において米粉ニーズが高まってきたことや、製粉メーカー等における米粉の特徴を活かした商品開発や規模拡大等の取組により、消費者への米粉の認知度や米粉・米粉製品の購入環境が大きく改善したことで、近年、堅調に推移。（H30年度：3.1万トン→R6年度：5.6万トン）
- 他方で、昨今の主食用米の需給変動等により、米粉用米を含む加工原材料用の国内産米が不足。7年産の作付意向が減少し、価格の高騰や原料確保が困難な状況が続くことが懸念されることから、政府備蓄米を加工原材料向けに約5万トン販売。

米粉用米の生産量・需要量の推移



製粉コストの状況

(kgあたり、税抜)

	原料価格	製粉コスト	販売価格
米粉	50～70円程度 (151円程度) ^{注3)}	100～300円程度	150～370円程度 (250～450円程度) ^{注3)}
小麦粉	70円程度	60～70円程度	130～140円程度

注1) 米粉原料価格は企業購入価格(平均値)(令和6年度)であり、農家出荷価格とは異なる場合がある。
 注2) 米粉販売価格は大手企業から聞き取った業務用価格(令和6年度)。
 注3) 原料価格は政府備蓄米(玄米)の販売価格。販売価格は政府備蓄米の原料価格を踏まえた想定販売価格。
 注4) 小麦粉の原料価格等は令和6年度の数値。

米粉に適した品種の利用拡大

ミズホチカラ (2011年3月品種登録)

製粉時のデンプン損傷が少ないため膨らみやすく、主食用品種に比べ2割以上の増収が期待できるパンに適した品種。

米粉パンの形状比較



米粉用米の生産量に占める専用品種の割合 (%)

R3	R4	R5	R6	R7
11	11	13	15	24

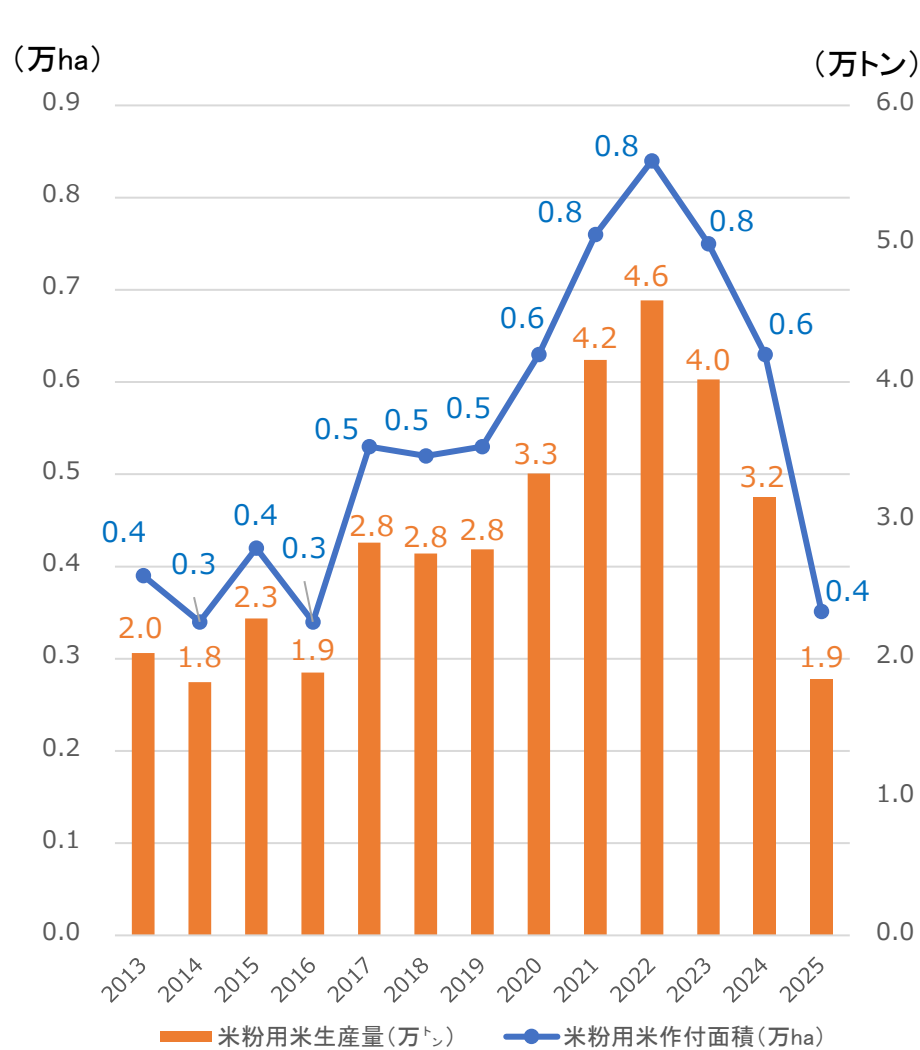
【参考】

製造規模や製品の販売ロット（製造施設の稼働率や輸送費に影響）による米粉の製粉コスト等

- 製造量が年間約300トン以上の製粉企業
 - ・ 大口ロット（フレコン／10トン単位）：100円/kg程度
 - ・ 小口ロット（紙袋／1トン未満）：300円/kg程度
- 製造量が年間約300トン未満の製粉企業
 - ・ 大口ロット（フレコン／1トン単位）：250円/kg程度
 - ・ 小口ロット（紙袋／30 kg単位）：480円/kg程度

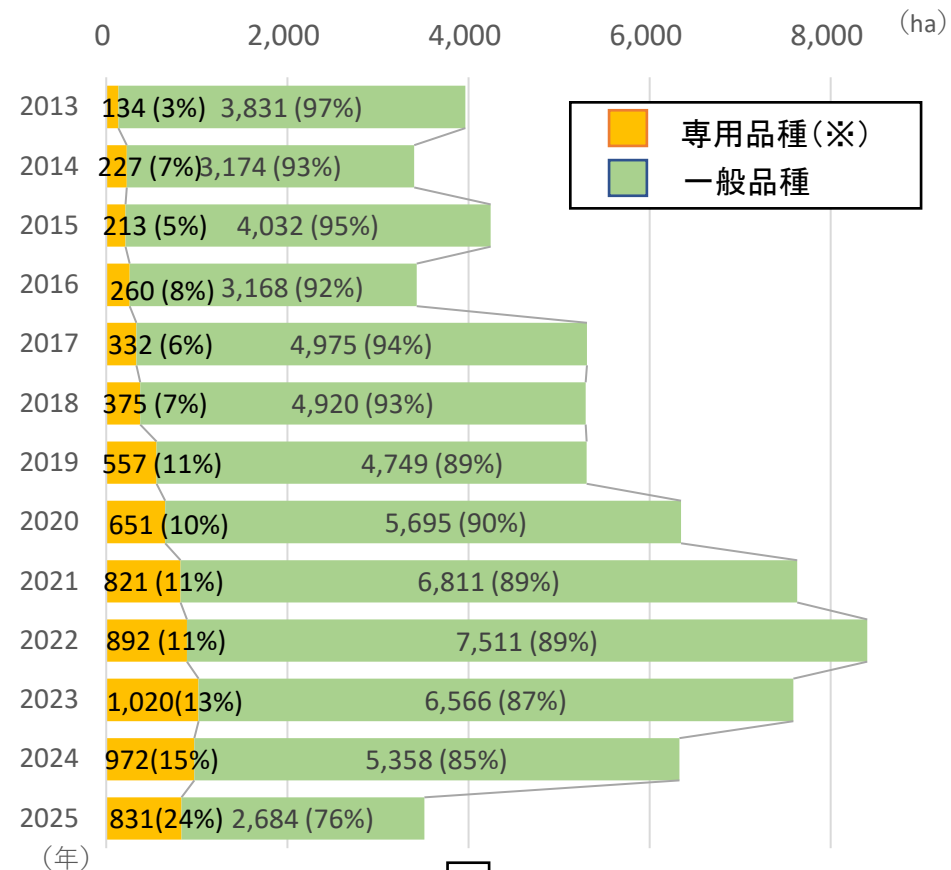
米粉用米の作付面積と生産量の推移、専用品種・一般品種の作付割合

米粉用米の作付面積と生産量の推移



出典：農林水産省調べ。

米粉用米の専用品種・一般品種の作付割合



主食用米への作付切替が進むなか、
専用品種の作付は維持

出典：農林水産省調べ。

※米粉用米の専用品種は、2022年までは多収品種(知事特認品種を除く)、2023年からは、「国の委託試験等によって育成され、パン・麺用向けの加工適性が高いことが確認された品種」及び「各都道府県知事の申請に基づき地方農政局長等が認定した品種(知事特認品種)」を含む。

米粉パン・米粉麺に適した米粉専用品種（1）

- 粉の需要拡大に向けて、原料用米の生産面では、米粉パンに適した「ミズホチカラ」や「笑みたわわ」、米粉麺に適した「亜細亜のかおり」等、各地において加工適性や収量に優れた品種を開発。
- 米粉に適した米粉用米の生産が各地で増加しており、これらを使用した米粉製品が各地で開発。

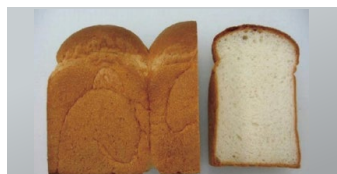
米粉パンに適した品種

ミズホチカラ

- ・「ミズホチカラ」は多収で「ヒノヒカリ」より20日程度遅く成熟する米粉用品種。
- ・収量は、「ヒノヒカリ」より41%多収（686kg/10a）。
- ・米粉パンのふくらみが良く、米粉加工適性に優れる。
- ・栽培適地は、暖地の普通期栽培地帯と温暖地平坦部の早植え地帯（主に九州）。



ミズホチカラ



「ミズホチカラ」の米粉パン

笑みたわわ

- ・「笑みたわわ」は、多収で「ヒノヒカリ」より10日ほど遅く成熟する米粉用品種。
- ・収量は、「ヒノヒカリ」よりかなり多収（677kg/10a）。
- ・米粉の粒径が小さく、損傷デンプンの割合が低い米粉が得られやすく、製粉適正に優れる。
- ・栽培適地は暖地及び温暖地（関東以西）。



笑みたわわ



「笑みたわわ」の米粉パンケーキ

ほしのこ

- ・「ほしのこ」は製粉特性が優れ、米粉原料に向く品種。
- ・パン・洋菓子等として小麦粉の代わりに使える米粉が一般品種より容易に製造可能。
- ・栽培適地は北海道。



ほしのこ



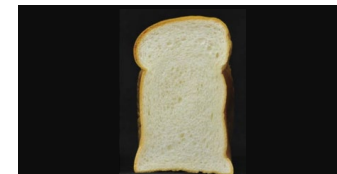
「ほしのこ」の米粉で作ったパン

こなだもん

- ・「こなだもん」の玄米収量は「ヒノヒカリ」とほぼ同じ。
- ・米粉の損傷デンプンが少なく、粒も細かいため、パンが膨らむ。
- ・焼いてから時間が経っても比較的固くなりにくいのが特長。
- ・栽培適地は暖地及び温暖地。



こなだもん



「こなだもん」の米粉パン

米粉麺に適した品種

ふくのこ

- ・「ふくのこ」は、アミロース含有率が27%程度で、従来の高アミロース品種と同様に、米粉麺への加工が可能。
- ・「ヒノヒカリ」と収穫時期はほぼ同じで、2割ほど多収。
- ・栽培適地は、「ヒノヒカリ」の栽培が可能な関東以西の平坦地。



ふくのこ



「ふくのこ」の米粉麺

亜細亜（あじあ）のかおり

- ・「亜細亜のかおり」は、アミロース含有率が32%程度の高アミロース米品種。
- ・「コシヒカリ」よりも収穫期が遅く、標肥栽培で789kg/10aと多収。
- ・米麺に適し、アジア風の米麺としての利用が期待。
- ・栽培適地は、北陸から東海、関東以西。



亜細亜のかおり



亜細亜のかおり

越のかおり

- ・「越のかおり」は、アミロース含有率が33%程度の高アミロース品種。
- ・麺に加工すると茹でても溶けにくく、麺離れが良いので新しい食感。
- ・北陸では「コシヒカリ」、「キヌヒカリ」と同じ中生品種。
- ・収量は「コシヒカリ」よりもやや劣るが、「キヌヒカリ」と同等。



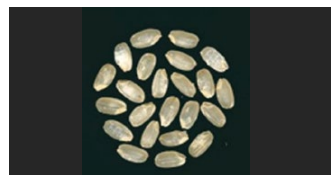
越のかおり



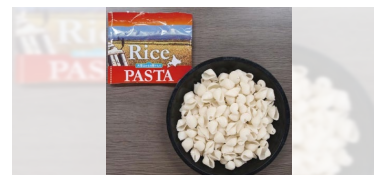
「越のかおり」を使った商品例

北瑞穂（きたみずほ）

- ・「北瑞穂」はやや多収（600kg/10a）の高アミロース米品種。
- ・米粉の加工適性が高く、ライスパスタやクッキーに適している。
- ・栽培適地は北海道。



北瑞穂



「北瑞穂」で試作したライスパスタ

あみちゃんまい

- ・「あみちゃんまい」はアミロース含有率が30%程度の高アミロース米品種。
- ・生育は「コシヒカリ」より早く、「ひとめぼれ」と同等。
- ・栽培適地は、東北中南部、北陸及び関東以西。



あみちゃんまい



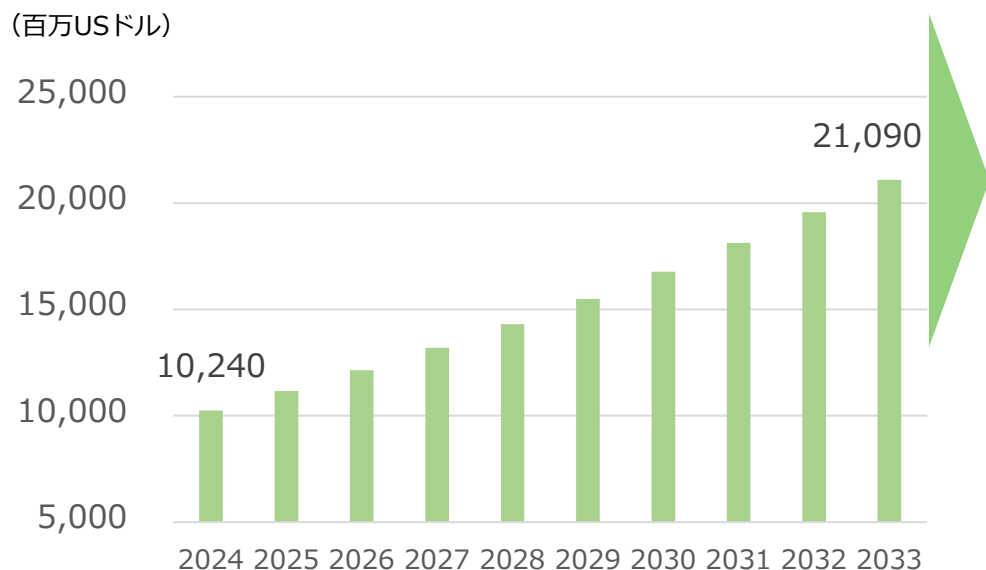
あみちゃんまい

注）これら9品種は需要に応じた米の生産・販売の推進に関する要領（令和5年3月31日一部改正）において米粉専用品種として示された品種。
このほか、米粉専用品種には都道府県知事特認品種も含まれる。

引用：農研機構 2024様々な用途に向くお米の品種シリーズ

世界のグルテンフリー市場規模

アメリカや欧州を中心に、
世界のグルテンフリー市場は順調に拡大しており、
2033年には210億USドルに達する見込み



図：世界のグルテンフリー市場

注：2025年以降は予測値

出所：IMARC Groupの調査資料を基に矢野経済研究所作成

米粉によるグルテンフリー市場の取り込みに向けて

- グルテンフリー市場は、麦類に含まれるグルテンによるアレルギー、セリアック病、グルテン過敏症、ダイエット等に対するニーズにより形成
- 米は成分としてグルテンを含んでいないため、近年、米粉やその米粉を利用した商品の製造に取り組むメーカーも増加
- 平成30年6月から、グルテンフリー表示よりも高い水準をクリアして、グルテン含有「1ppm以下」の米粉を「ノングルテン表示」でアピールする「ノングルテン米粉第三者認証制度」を開始
- また、令和3年6月には、更なる輸出拡大に向けて「ノングルテン米粉の製造工程管理JAS」の認証を開始

ノングルテン米粉表示と欧米のグルテンフリー表示との比較

	ノングルテン米粉表示 ノングルテン米粉第三者認証に基づく使用マーク ノングルテン米粉の製造工程管理JASマーク	欧米のグルテンフリー表示 FDA（米国食品医薬品庁）、EC（欧州委員会）等
目 的	世界最高水準のグルテン含有量検査法を活用したノングルテン表示で高い安心感を提供することにより、日本産米粉をアピール	セリアック病対策 【 セリアック病 】 小麦等に含まれるグルテンに対する免疫反応が引き金となって起こる慢性自己免疫疾患。小腸の粘膜が炎症を起こし下痢等を発症。遺伝性の疾患で欧米人に多いといわれている。
表示の対象	日本産の米粉	自国（地域）内で流通する食品
表示が可能なグルテン含有量の範囲	1 ppm以下	20ppm未満／20ppm以下

米粉需要創出・利用促進対策事業

令和 7 年度補正予算額 2,000百万円

<対策のポイント>

国内で唯一自給可能な穀物である米を原料とした**米粉の需要創出・利用促進**を図るため、**新商品開発、情報発信、製粉企業の規模拡大の取組等を支援**するとともに、原料米の安定供給に向けた**複数年契約の取組**にかかる経費を支援します。

<事業目標>

- 米粉の需要量の増加（5.3万t→13万t〔令和 5 年度→令和12年度まで〕）
- 米粉用米の安定生産・流通の確保（需給マッチングの強化）

<事業の内容>

1. 米粉商品開発等に対する支援

440百万円

米粉の需要を創出するために必要な**国産の米粉や米粉を原材料とする商品開発とその製造・販売に係る取組等**を支援します。

- （例）
- 米粉の特徴を活かした新商品の開発
 - 製造等に必要な機械の開発、導入

2. 米・米粉消費拡大に向けた支援

100百万円

国内で自給可能な**米・米粉や米粉製品の利用拡大に向けた情報発信**や全国各地の関係者が連携した**利用促進等の取組**を支援します。

3. 米粉製品製造能力強化等に対する支援

200百万円

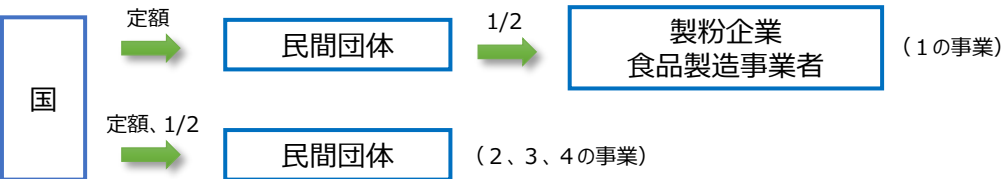
製粉企業・食品製造事業者の施設整備、製造ラインの増設等、米粉の需要創出・拡大に必要な取組を支援します。

4. 米粉原料安定供給に対する支援

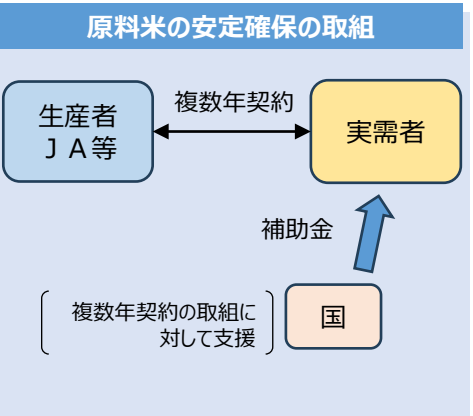
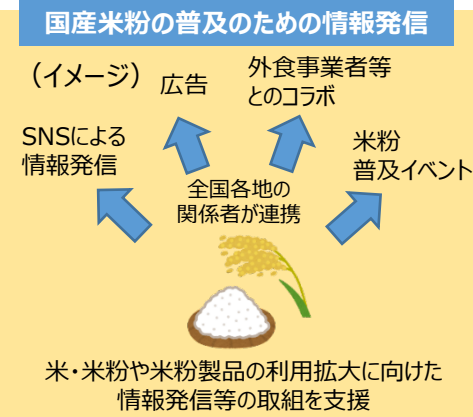
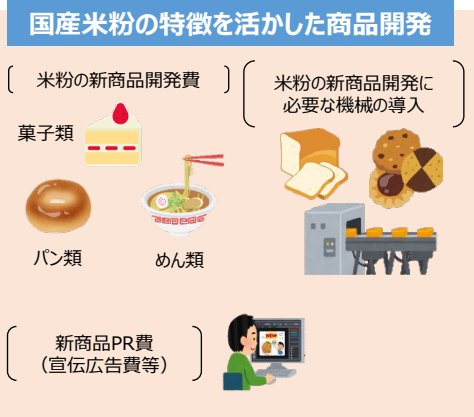
1,260百万円

原料米の安定供給に向けた**複数年契約の取組**にかかる経費を支援します。

<事業の流れ>



<事業イメージ>



(1)米粉商品開発等支援対策事業（ソフト事業）

米粉を原料とする商品開発・製造等に必要な食品製造業者等の取組を支援（1/2補助）

○主な取組事例

交付決定数 [R4補正：83事業者]
[R5補正：57事業者]
[R6補正：83事業者]

事業者名	事業概要
(株)タカキベーカリー (広島県)	米粉の特徴を生かした米粉を使ったパンの新商品の開発、販売
(株)ひよ子 (福岡県)	米粉を配合したクッキー、サブレ、スポンジケーキ、まんじゅう4製品の菓子の開発、販売
(株)中村屋 (東京都)	皮に米粉を配合した中華まんの開発、販売
(株)ファンケル (神奈川県)	米粉ベーグル、米粉パンの開発、販売
木内酒造(株) (茨城県)	ウイスキー自然発酵酵母を活用した米粉パンの開発、販売
(株)龍旗信 (大阪府)	グルテンフリー米粉生麺の開発及び製造卸販売 各種たれと麺とのセット販売及び輸出

(2)米粉製品製造能力強化等支援対策事業（ハード事業）

製粉業者、食品製造業者による米粉・米粉製品の製造、施設整備及び製造設備の増設等を支援（1/2補助）

○主な取組事例

交付決定数 [R4補正：8事業者]
[R5補正：3事業者]
[R6補正：8事業者]

事業者名	事業概要
(株)タイナイ (新潟県)	拡大が見込まれる角食パンの増産及び業務用冷凍パンの新規製造を行うための機械の導入及び建屋の建設
(株)波里 (栃木県)	米粉製造量増産に対応した米粉処理加工機械の導入及び建屋の建設
(株)スワロー食品 (神奈川県)	米粉を使用した春巻きの製造能力向上のために製造ラインを新設
全農パールライス(株) (千葉県)	米粉の新規製造を図るために必要な施設・機械の整備
(株)吉字屋穀店 (山梨県)	米粉・玄米粉・米麺製造能力強化のための機械整備、HACCP対応施設整備

(3)米・米粉消費拡大対策事業（ソフト事業）

・全国事業：全国的な米粉の消費拡大に向けた情報発信等の取組を支援

○主な取組事例

情報サイト、SNSでの情報発信



全国のスーパーマーケット、
外食チェーン店とのコラボレーション



・地域事業(R6補正～)：地域の米粉関係者が連携した取組を支援

○主な取組事例

交付決定数 [R6補正：6事業者]

事業者名	事業概要
(一社)ここテラス みはま (三重県御浜町)	VRを活用した地域イベントによる米粉の普及啓発、地元農家団体・お菓子屋・町役場等と連携した新しい特産品化に向けた情報発信
(株)AGRIKO (東京都) ※新潟県内生産者と連携	米粉用米の生産意欲向上に向けた検討会の実施、全国展開のカフェチェーンと連携した新潟県産米粉商品の試作開発・販売の取組による米粉の魅力の発信

米粉を使用した商品について

○ 令和4年度、令和5年度補正予算「米粉商品開発等支援対策事業」で開発された新商品の一例。

(株) 波里 (栃木県)



米粉

地元産の米粉専用品種「笑みたわわ」を使用。家庭用小袋は米粉が使いやすいようにチャック付きのパッケージに改良。今後は、他の品種でも製品化に取り組むとともに、どのような用途に適しているのか研究を続ける。

【販売ルート】 ECサイト、スーパーマーケット

(株) タカキベーカリー (広島県)



食パン、ロールパン

全国から寄せられたお客様の声に応え、米粉パンに注力。普段の食事に米粉パンを取り入れてもらえる新たな商品を開発。今後もスーパーで手軽に手に入る米粉パンを開発していく。

【販売ルート】 スーパーマーケット

アルファ電子 (株) (福島県)



パスタ

電子・機械部品メーカーが、産学連携事業で地元福島県産「天のつづ」を使用した米粉100%のパスタを開発。まとまりのある、もちもちした食感のパスタを実現。

【販売ルート】 生協による宅配・共同購入等

(株) JR東日本クロスステーション (東京都)



ケーキ、クッキー、レモンケーキ

グルテンフリーケーキのニーズの高まりにより、3種類のクリスマスケーキを開発。クッキーやレモンケーキは、国産米粉が使用されていることが分かりやすいようにパッケージもリニューアル。

【販売ルート】 駅コンビニ、ECサイト

(株) ファンケル (神奈川県)



ベーグル

自社のお米パンブランド「OKOME BAKERY」で、グルテンフリーに対応した2種類のベーグルを開発し、ECサイトで販売。米粉と玄米粉の絶妙な配合でベーグルの特徴であるもちり食感を実現。

【販売ルート】 ECサイト、直販（業務用）

(株) 龍旗信 (大阪府)



米粉生麺

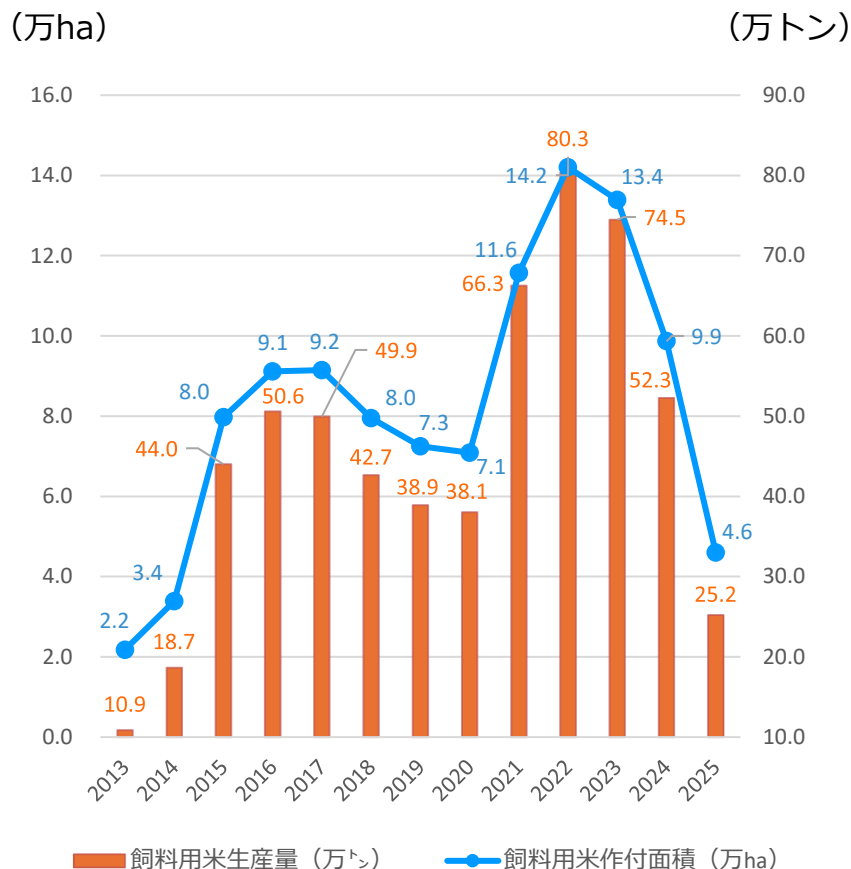
グルテンフリーの米粉麺を開発。グルテンフリーラーメン専門店「RYU-Gu龍旗信」をオープンし、国内外の多くの人から高い評価を得ている。今後は個包装による小売販売も計画。

【販売ルート】 自社外食店舗

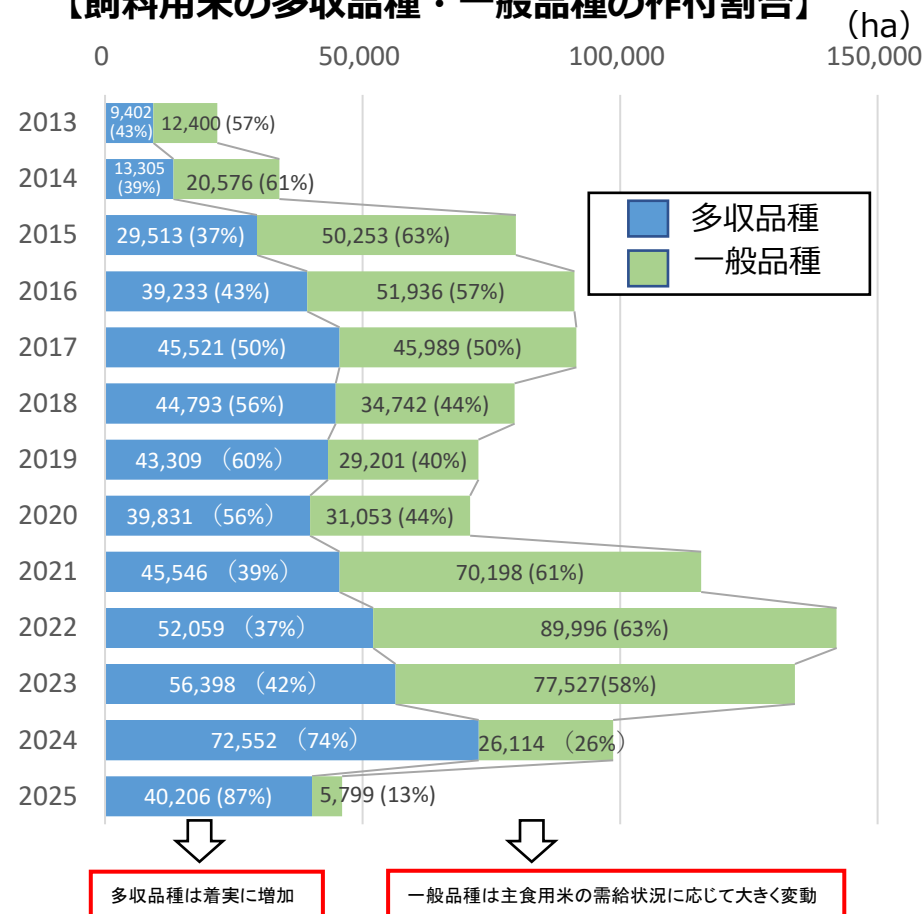
飼料用米の取組状況①

- 令和7年（2025年）産の飼料用米作付面積は4.6万haとなり、令和6年（2024年）産から5.3万ha減少。
- 一般品種の割合は主食用米の需要状況に応じて大きく変動。

【飼料用米の作付・生産状況】



【飼料用米の多収品種・一般品種の作付割合】



出典：農林水産省調べ。

出典：農林水産省調べ。「多収品種」とは「国の委託試験等によって育成され、一般品種と比べ子実の収量が多いことが確認された品種」及び「一般的な品種と比べて子実の収量が多く、当該都道府県内で主に主食用以外の用途向けとして生産されているもので、全国的にも主要な主食用品種でないもののうち、知事の申請に基づき地方農政局長等が認定した品種」である。

飼料用米の取組状況②

- 令和7年（2025年）産の飼料用米作付面積は4.6万haとなり、令和6年（2024年）産から5.3万ha減少。
- 飼料用米の生産の約7割が経営規模（全水稻の作付面積）が15ha以上の大規模農家により担われている。

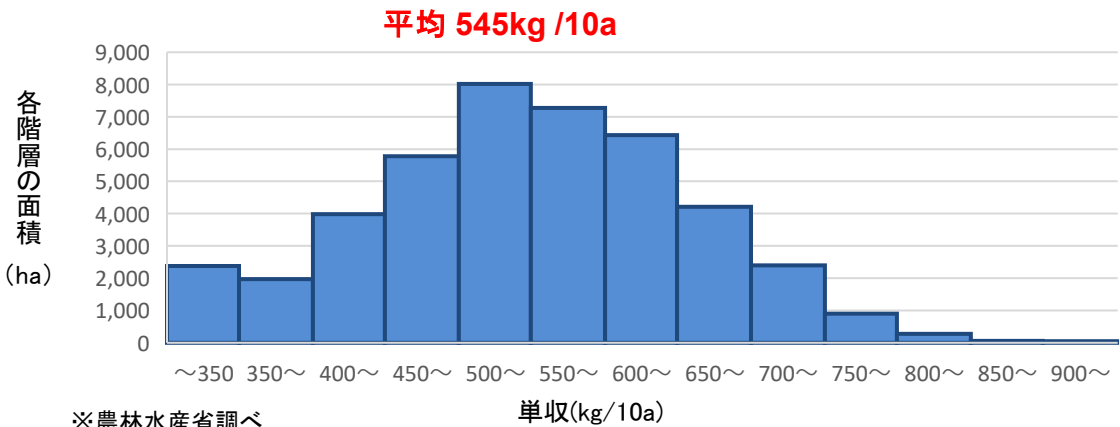
【飼料用米の作付・生産状況】

	H 26	H 27	H 28	H 29	H 30	R 元	R 2	R 3	R 4	R 5	R 6	R 7
飼料用米作付面積（万ha）	3.4	8.0	9.1	9.2	8.0	7.3	7.1	11.6	14.2	13.4	9.9	4.6
うち、多収品種の作付面積（万ha）	1.3	3.0	3.9	4.6	4.5	4.3	4.0	4.6	5.2	5.6	7.3	4.0
割合	39%	37%	43%	50%	56%	60%	56%	39%	37%	42%	74%	87%
うち、区分管理の取組面積（万ha）	2.7	6.0	7.3	7.6	7.0	6.5	6.3	9.1	11.3	10.8	9.1	4.5
割合	80%	75%	80%	83%	88%	89%	89%	78%	80%	82%	92%	97%
飼料用米生産量（万トン）	19	44	51	50	43	39	38	66	80	74	52	25

注：「区分管理」とは、主食用米を生産するほ場とは異なるほ場で飼料用米のみを作付ける手法で、主食用米と同一のほ場で飼料用米を生産する「一括管理」と比べて、多収品種の導入が容易で、飼料用米の定着が期待できる。

○ 飼料用米の単収分布（令和7年産）

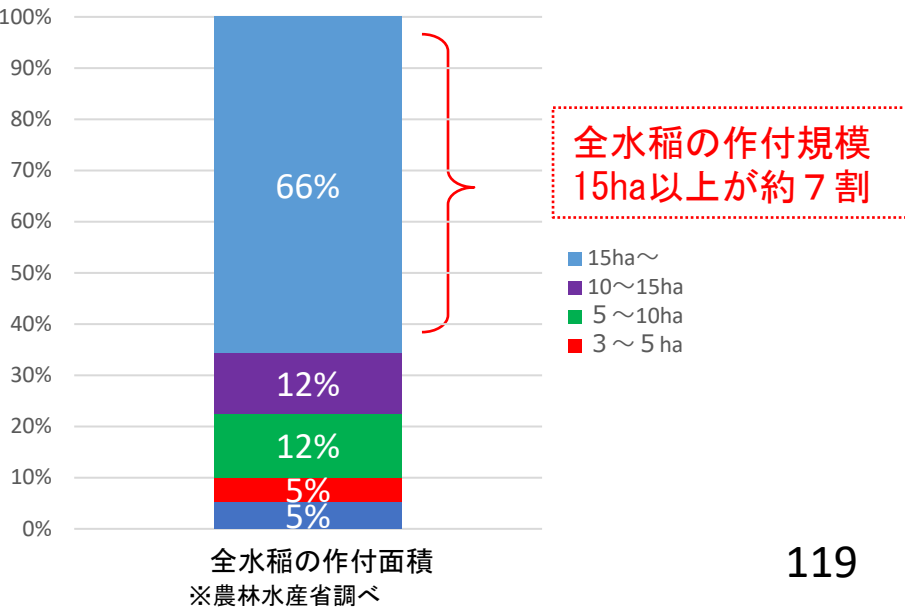
平均単収：545kg/10a



【参考】単収の推移

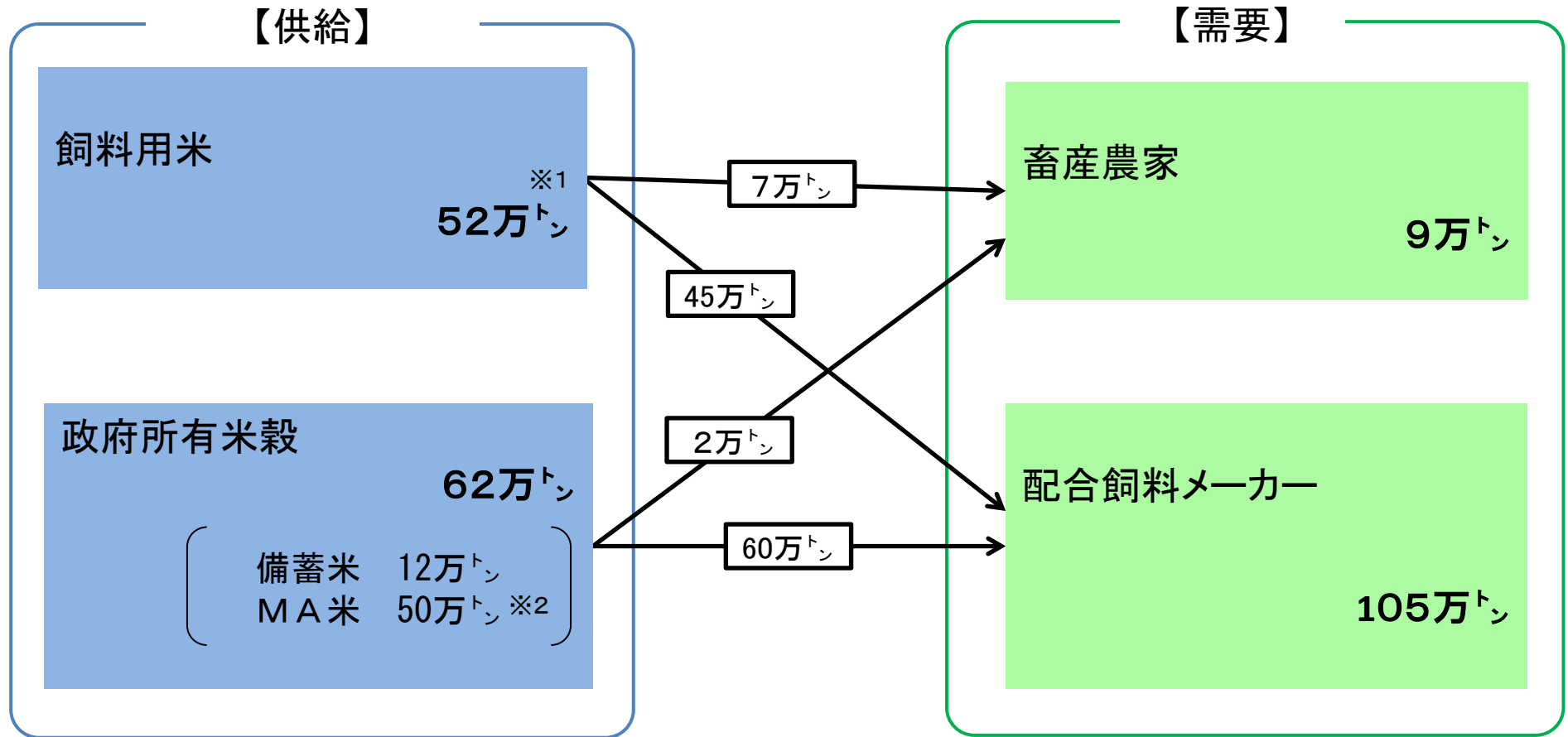
	H29年産	H30年産	R元年産	R2年産	R3年産	R4年産	R5年産	R6年産	R7年産
水稻平年単収	532	532	533	535	535	536	536	537	539
水稻平均単収	534	529	528	531	539	536	533	540	547
飼料用米平均単収	549	538	539	539	575	568	552	526	545

○ 飼料用米生産者の経営規模（全水稻の作付面積）別分布状況（令和7年産）



- 現状、飼料用に114万トンの米が畜産農家・配合飼料メーカーに供給されているところ。

米の飼料用としての供給量（令和6年度）



※1：令和6年産の生産量

※2：数量は実トンベース

注：ラウンドの関係で合計と内訳が一致しない場合がある。

令和7年産飼料用米の出荷方式、品種別面積

	作付面積	出荷方式別面積				飼料用米の品種別面積			
		一括管理	割合	区分管理	割合	一般品種	割合	多収品種	割合
北海道	2,305	27	1%	2,278	99%	73	3%	2,232	97%
青森	4,248	7	0%	4,242	100%	170	4%	4,079	96%
岩手	2,894	40	1%	2,854	99%	111	4%	2,783	96%
宮城	3,330	62	2%	3,268	98%	880	26%	2,451	74%
秋田	809	49	6%	760	94%	128	16%	681	84%
山形	3,109	193	6%	2,916	94%	265	9%	2,843	91%
福島	1,440	35	2%	1,404	98%	76	5%	1,364	95%
茨城	4,173	98	2%	4,075	98%	273	7%	3,900	93%
栃木	5,014	10	0%	5,004	100%	1,734	35%	3,279	65%
群馬	242	12	5%	230	95%	200	83%	42	17%
埼玉	816	20	2%	796	98%	69	8%	747	92%
千葉	2,065	52	3%	2,013	97%	70	3%	1,996	97%
東京	—	—	—	—	—	—	—	—	—
神奈川	7	4	66%	2	34%	4	66%	2	34%
新潟	1,334	126	9%	1,208	91%	124	9%	1,210	91%
富山	1,472	27	2%	1,445	98%	229	16%	1,243	84%
石川	121	2	1%	119	99%	6	5%	115	95%
福井	851	55	7%	795	93%	63	7%	788	93%
山梨	13	1	9%	12	91%	2	15%	11	85%
長野	136	15	11%	120	89%	25	19%	110	81%
岐阜	1,660	112	7%	1,547	93%	249	15%	1,411	85%
静岡	290	3	1%	287	99%	4	2%	286	98%
愛知	971	348	36%	623	64%	454	47%	517	53%
三重	862	59	7%	803	93%	169	20%	693	80%

資料：農林水産省調べ

注1：東京都では飼料用米の作付けはない。

注2：「一括管理」とは主食用米と同一のほ場で飼料用米を生産する管理方法であり、「区分管理」とは主食用米を生産するほ場とは異なるほ場で飼料用米のみを作付ける管理方法である。

注3：「多収品種」とは「国の委託試験等によって育成され、一般品種と比べ子実の収量が多いことが確認された品種」及び「各都道府県知事の申請に基づき地方農政局長等が認定した品種（知事特認品種）」である。

単位：ha

	作付面積	出荷方式別面積				飼料用米の品種別面積			
		一括管理	割合	区分管理	割合	一般品種	割合	多収品種	割合
滋賀	601	40	7%	561	93%	71	12%	529	88%
京都	69	0	0%	69	100%	3	4%	66	96%
大阪	1	1	100%	—	—	1	100%	—	—
兵庫	250	2	1%	248	99%	14	6%	235	94%
奈良	8	0	5%	8	95%	5	62%	3	38%
和歌山	2	—	—	2	100%	—	—	2	100%
鳥取	426	—	—	426	100%	—	—	426	100%
島根	453	—	—	453	100%	18	4%	435	96%
岡山	297	38	13%	260	87%	42	14%	256	86%
広島	113	0	0%	113	100%	6	5%	107	95%
山口	589	—	—	589	100%	10	2%	579	98%
徳島	168	6	3%	163	97%	6	4%	162	96%
香川	60	0	1%	60	99%	10	17%	50	83%
愛媛	160	4	2%	157	98%	10	6%	151	94%
高知	492	8	2%	484	98%	38	8%	453	92%
福岡	937	—	—	937	100%	0	0%	937	100%
佐賀	451	—	—	451	100%	47	10%	404	90%
長崎	76	1	1%	75	99%	19	25%	57	75%
熊本	564	—	—	564	100%	7	1%	557	99%
大分	1,015	—	—	1,015	100%	4	0%	1,011	100%
宮崎	768	4	0%	764	100%	49	6%	719	94%
鹿児島	340	3	1%	336	99%	57	17%	283	83%
沖縄	2	2	100%	—	—	2	100%	—	—
合計	46,004	1,465	3%	44,539	97%	5,799	13%	40,206	87%

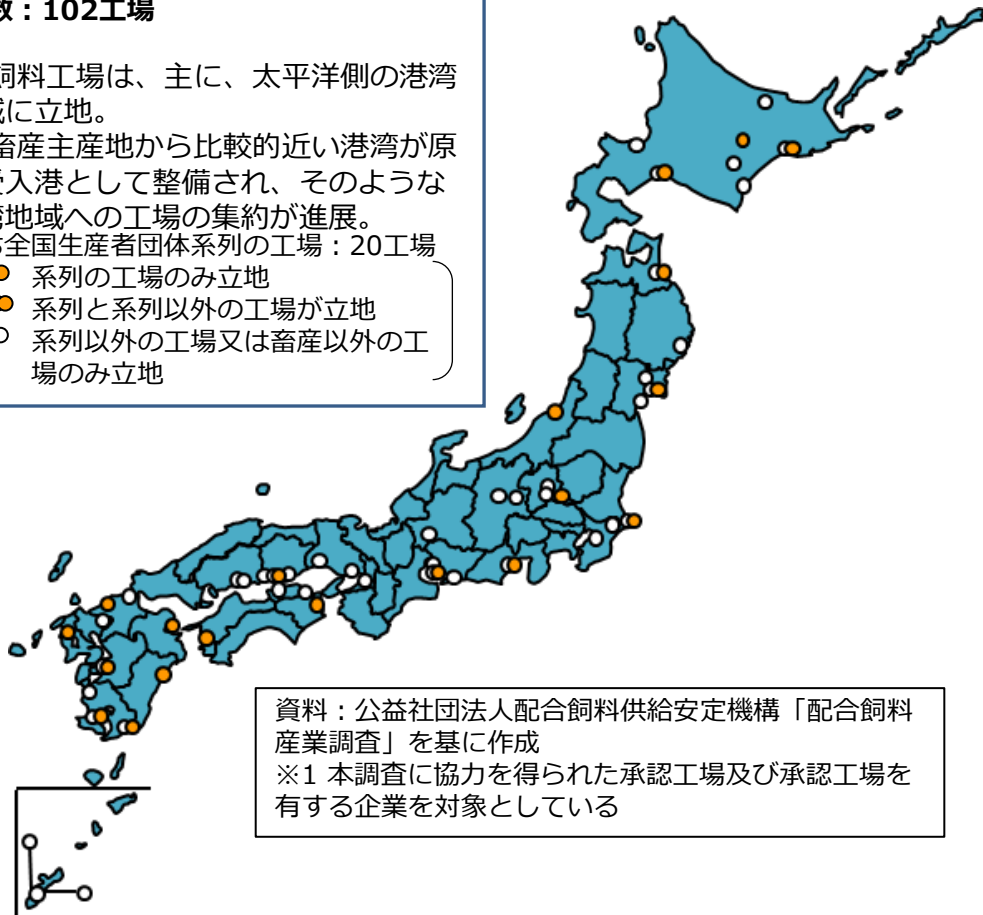
配合飼料メーカーの立地状況と飼料用米の集荷・流通体制

- 飼料用米の産地は全国に存在するが、配合飼料工場は、主に、太平洋側の港湾地域に立地が集中。
- 飼料用米については、生産者団体による飼料用米の集荷・流通体制が確立されていることから、稲作農家自らが需要先の確保や配合飼料工場への供給に携わらずとも、飼料用米の生産に取り組むことが可能。

配合飼料工場の立地状況※1 (令和6年度)

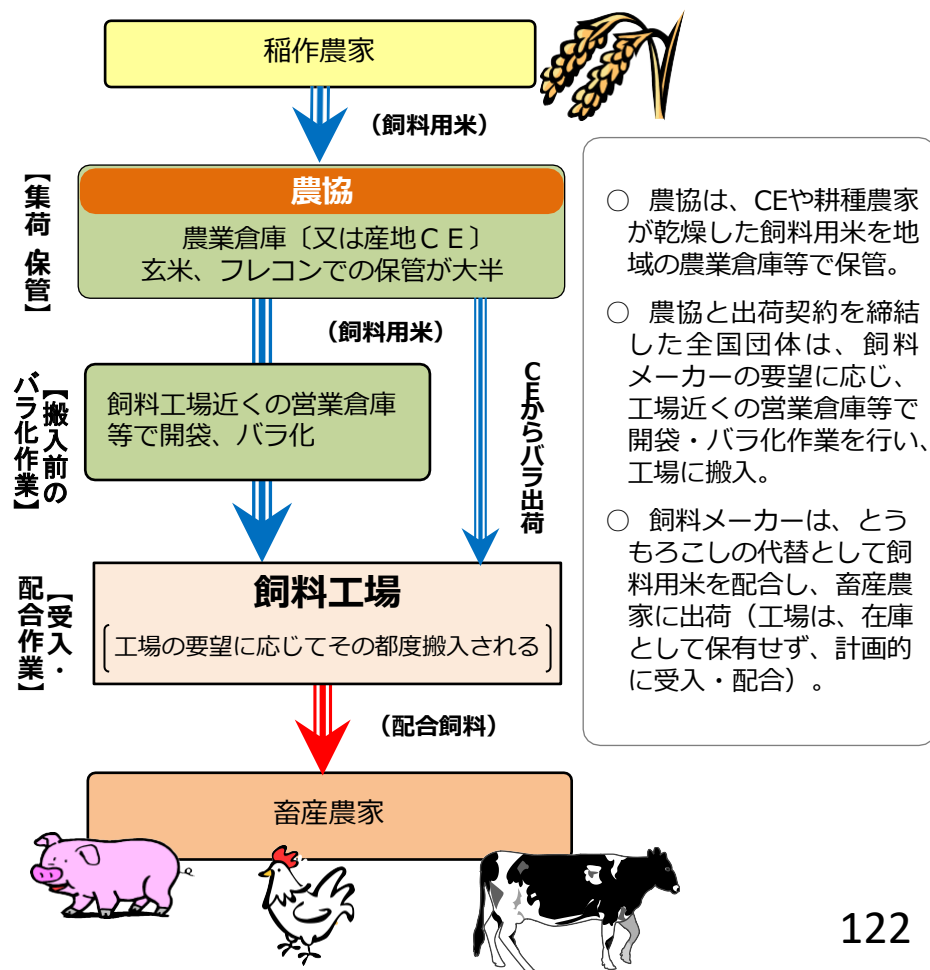
企業数：54社
工場数：102工場

- ・ 飼料工場は、主に、太平洋側の港湾地域に立地。
 - ・ 畜産主産地から比較的近い港湾が原料受入港として整備され、そのような港湾地域への工場の集約が進展。
- うち全国生産者団体系列の工場：20工場
- 系列の工場のみ立地
 - 系列と系列以外の工場が立地
 - 系列以外の工場又は畜産以外の工場のみ立地



資料：公益社団法人配合飼料供給安定機構「配合飼料産業調査」を基に作成
※1 本調査に協力を得られた承認工場及び承認工場を有する企業を対象としている

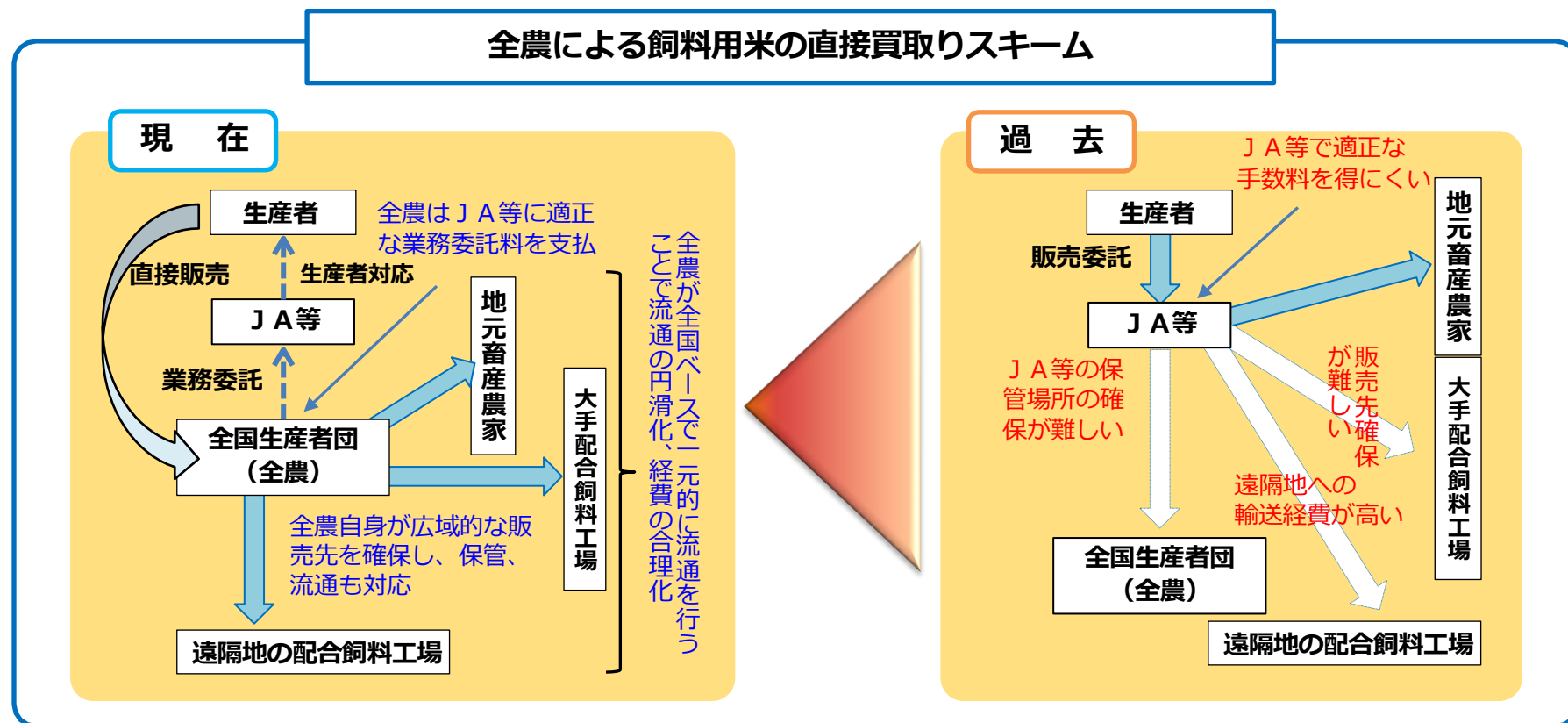
全国生産者団体による飼料用米の集荷・流通体制



飼料用米の流通経費について（全国生産者団体による集荷・流通の場合）

- 全国生産者団体（全農）は、飼料用米を生産者から直接買い取り、自ら保管・流通・販売する仕組みを創設し、運用している。
- 全農に出荷された米の輸送経費は、基本的には輸送距離に応じて高くなるが、契約した運送業者等における帰り荷の有無等も影響するため、輸送距離のみによって決まるものではない。
- 流通経費は、一般的に金利・倉敷料や販売手数料等の他の経費と合わせて計算され、生産者が受け取る販売代金から差し引くことで精算されている。

全農による飼料用米の直接買取りスキーム

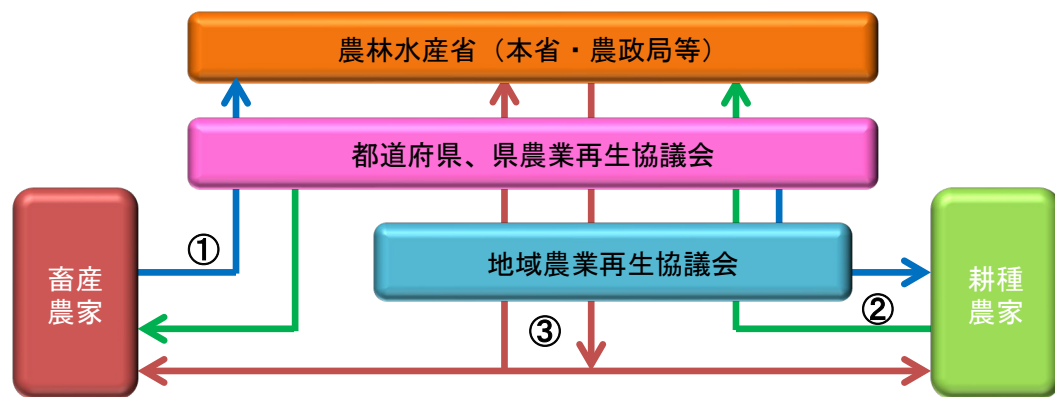


※ 農林水産省では、全国生産者団体（全農）が創設した仕組みの運用を可能とするため、「米穀の出荷販売業者が遵守すべき事項を定める省令」（平成21年11月5日農林水産省令第63号）を一部改正（平成26年11月公布、平成27年2月施行）

- 農林水産省では、畜産農家と耕種農家とのマッチングのため、新規需要の要望を調査しており、令和8年産の飼料用米について、畜産農家から約13,000トン（33件）の希望が寄せられている。
- 飼料用米の実需者からは、配合飼料の主原料であるトウモロコシと同等またはそれ以下の価格での供給、需要に応じた安定的な供給が求められている。

○ 畜産農家とのマッチング

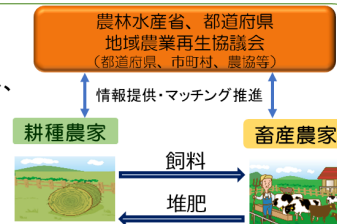
- ① 新たに飼料用米の供給を希望する畜産農家の連絡先や希望数量・価格等の取引条件を聞き取り、需要者情報としてとりまとめ、産地側（地域再生協・耕種農家等）へ提供
- ② 地域（再生協）における飼料用米の作付面積や数量を聞き取り、産地情報として取りまとめ、利用側（畜産農家等）へ提供
- ③ 各関係機関が連携し、マッチング活動を推進



耕畜連携マッチングに参加しませんか

◎ 耕畜連携マッチングとは

農林水産省では都道府県と連携し、飼料作物の耕種農家の供給と畜産農家の需要とを結び付けています。



参加するメリット

- 1 飼料作物の**新たな供給先**を見つけられます
- 2 畜産農家との**直接契約**により**販売価格を決定**できます
- 3 **堆肥の供給**も受けることができます（希望制）
- 4 飼料用とうもろこしを輪作体系に組み込むことで**土壌物理性が改善**します

◎ スケジュール（令和8年産実績）

- ▼9月～10月 畜産農家等の需要量調査
- ▼12月～2月 耕種農家の作付意向調査
- ▼1月～6月 マッチング

○ 多収品種については、「需要に応じた米の生産・販売の推進に関する要領」において、以下の3区分が設けられている。

- ① 国の委託試験等によって育成され、子実の収量が多いことが確認された品種
- ② 一般的な品種と比べて子実の収量が多く、当該都道府県内で主に主食用以外の用途向けとして生産されているもので、国内の流通量に照らして主要ではない品種のうち、知事の申請に基づき地方農政局長等が認定した品種（特認品種）
- ③ コシヒカリ環一号に①又は②を戻し交雑させて育成した品種

多収品種の栽培適地の分布

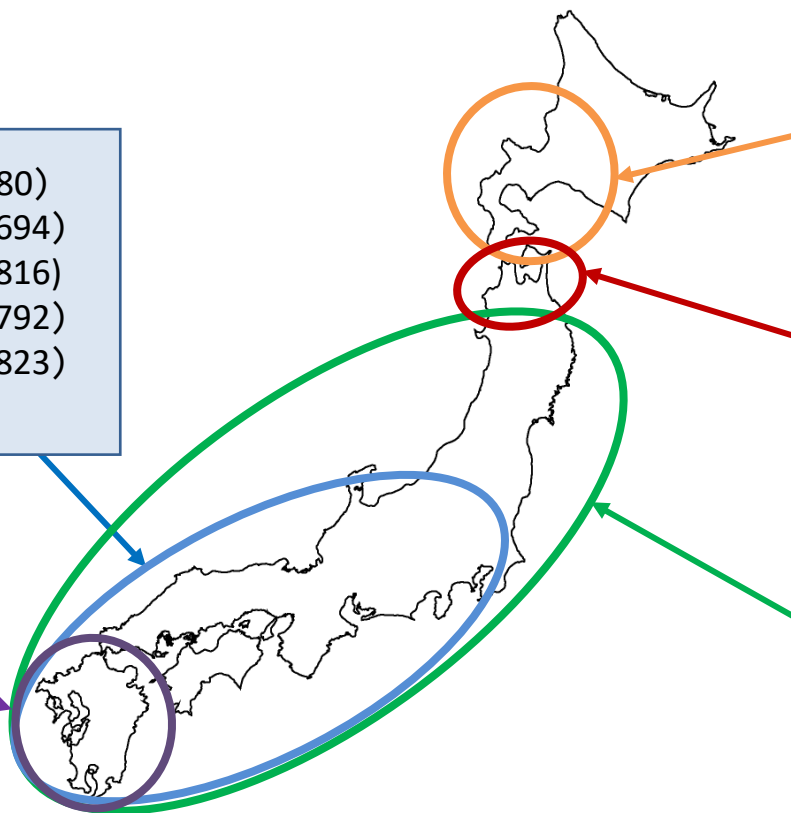
あきいいな (669)	北陸193号 (780)
亜細亜のかおり (759)	ホシアオバ (694)
笑みたわわ (692)	みなちから (816)
オオナリ (762)	もちだわら (792)
クサホナミ (669)	モミロマン (823)
ふくのこ (644)	

ミズホチカラ (728)
モグモグあおば (724)

きたげんき (907)
北瑞穂 (606)
たちじょうぶ (757)

えみゆたか (768)

いわいだわら (842)
ふくひびき (703)
べこあおば (732)
べこごのみ (686)
夢あおば (722)



各都道府県において栽培可能な加工用米・新規需要米等多収品種

(令和7年12月作成)

都道府県	多収品種	特認品種
北海道	きたげんき、北瑞穂、 たちじょうぶ	そらゆたか
青森県	えみゆたか	ゆたかまる
岩手県	いわいだわら、ふくひびき、 べこあおば、べこごのみ、 夢あおば	たわわっこ、つぶみのり、 つぶゆたか
宮城県		東北211号、東北244号
秋田県		秋田63号、たわわっこ
山形県		山形22号、山形糯110号
福島県		アキヒカリ、たちすがた、 まいひめ
茨城県	あきいいな、 亜細亜のかおり、 いわいだわら、笑みたわわ、 オオナリ、クサホナミ、 ふくのこ、ふくひびき、 べこあおば、べこごのみ、 みなちから、もちだわら、 モミロマン、夢あおば	あきだわら、ちほみのり、月の光
栃木県		月の光
群馬県		むさしの26号
埼玉県		
千葉県		
東京都		アキヒカリ、初星
神奈川県		
山梨県		ふくおこし
長野県		あきだわら、月の光、どんとこい
静岡県		アキヒカリ、いただき、亀の蔵、 新潟次郎、ゆきみのり、 ゆきみらい
新潟県	あきいいな、 亜細亜のかおり、 いわいだわら、笑みたわわ、 オオナリ、クサホナミ、 ふくのこ、ふくひびき、 べこあおば、べこごのみ、 みなちから、もちだわら、 モミロマン、夢あおば	アキヒカリ、やまだわら
富山県		アキヒカリ、とよめき、 やまだわら
石川県		あきだわら、シャインパール
福井県		あきだわら、アキヒカリ
岐阜県		タチアオバ、たちはるか、とよめ き、もみゆたか
愛知県		

都道府県	多収品種	特認品種
三重県	あきいいな、 亜細亜のかおり、 いわいだわら、笑みたわわ、 オオナリ、クサホナミ、 ふくのこ、ふくひびき、 べこあおば、べこごのみ、 北陸193号、ホシアオバ、 みなちから、もちだわら、 モミロマン、夢あおば	あきだわら、タチアオバ、 やまだわら
滋賀県		吟おうみ
京都府		あきだわら、やまだわら
大阪府		
兵庫県		あきだわら、兵庫牛若丸
奈良県		
和歌山県		
鳥取県		コガネヒカリ、日本晴
島根県		みほひかり
岡山県		とよめき、中生新千本、 やまだわら
広島県		中生新千本
山口県		あきだわら
徳島県		
香川県		
愛媛県	媛育71号	
高知県	とよめき、たちはるか	
福岡県	あきいいな、 亜細亜のかおり、 いわいだわら、笑みたわわ、 オオナリ、クサホナミ、 ふくのこ、ふくひびき、 べこあおば、べこごのみ、 北陸193号、ホシアオバ、 ミズホチカラ、みなちから、 モグモグあおば、 もちだわら、モミロマン、 夢あおば	ツクシホマレ、タチアオバ、 夢一献
佐賀県		さがうらら、レイハウ
長崎県		夢十色
熊本県		越のかおり、タチアオバ
大分県		タチアオバ
宮崎県		タチアオバ、ひなたみのり、 み系358、宮崎52号
鹿児島県		くいつき、タチアオバ、 ミナミユタカ、夢十色、 夢はやと、ルリアオバ
沖縄県		

飼料用米の利用拡大のための機械・施設整備等に対する支援

- 産地で必要とされている飼料用米保管施設（カントリーエレベーター、飼料保管タンク、飼料用米保管庫等）の整備を支援。なお、施設整備に伴う産地の負担を軽減する観点から地域の既存施設の有効活用を図ることが基本。
- 畜産農家が飼料用米を利用するために必要な機械の導入や施設の整備を支援。

● 強い農業づくり総合支援交付金（令和8年度予算概算決定額：120億円の内数）

稲作農家が受益となる施設

→ 飼料用米の生産拡大に対応するための施設の新設・増築や機能向上を支援。

※ 単独施設での整備も可能だが、周辺に利用率が低い施設があれば、複数施設の再編を行う。

例1：飼料用米のカントリーエレベーターを新設



例2：カントリーエレベーターを増築し、飼料用米にも対応



畜産農家が受益となる施設

→ 自給飼料（飼料用米を含む）生産拡大に対応するために必要な保管・加工施設等の整備を支援。

※ 長期の利用供給に関する協定を締結すること等が条件。

例：TMRセンターに飼料用米保管タンクを増設



● 畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業（令和7年度補正（所要額）：534億円の内数） （畜産クラスター事業）

→ 畜産クラスター計画に基づき、飼料用米の加工・給餌するために必要な機械の導入や調製・保管施設の整備等を支援。

例：米粉砕機、飼料保管タンク、混合機等の導入



飼料用米を活用した畜産物の高付加価値化に向けた取組

- 飼料用米の利活用に際しては、単なる輸入とうもろこしの代替飼料として利用するのみならず、その特徴を活かして畜産物の高付加価値化を図ろうとする取組が見られる。
- 国産飼料であることや水田の利活用に有効であること等をアピールしつつ、飼料用米の取組に理解を示す消費者層等から支持を集めつつある。

日本の米育ち 平田牧場金華豚・三元豚

- 事業者名: 株式会社平田牧場
(山形県酒田市みずほ2丁目)
- 畜産物販売: ネット通販、直営店等
- ブランドの概要

飼料用米を活用した畜産物ブランド化の先駆者として日本最大規模を誇る。大学、研究機関等と連携し、飼料設計や給与技術の改善、肉質向上に取組み、全ての豚が飼料用米を活用(肥育前期15%、後期30%)また、生産・流通・販売まで一貫して行うことで、収益性の高い高付加価値化を図っている。



日本のこめ豚、米っこ桃豚

- 事業者名: ポークランドグループ
(秋田県鹿角郡小坂町)
- 畜産物販売: ネット通販、スーパー等
- ブランドの概要

「農業で幸せになろう」を合言葉に、畜産を中心とした循環型農業を推進。地元産の飼料用米を使用した豚肉を「日本のこめ豚」として全国に販売、また県内のスーパーでは「米っこ桃豚」として販売している。飼養する全ての豚に離乳後から10%、肥育後期には30%の飼料用米を与えている。



オクノの玉子

- 事業者名: 株式会社オクノ(兵庫県加古川市八幡町)
- 畜産物販売: ネット通販、直売所、ホテル等
- ブランドの概要

飼料用米のほか、釧路産サンマ魚粉や赤穂の塩など、厳選した国産原料を自家配合して給与。実需者とは直接契約で年間固定価格で安定取引。ホテル等で定期開催される産直マルシェをプロデュースし、オクノの玉子の素材へのこだわりをPRしている。飼料用米の配合割合は30%。



エムケイさんちのお米豚

- 事業者名: 有限会社エムケイ商事
(宮崎県都城市神之山町)
- 畜産物販売: スーパー、ネット通販等
- ブランドの概要

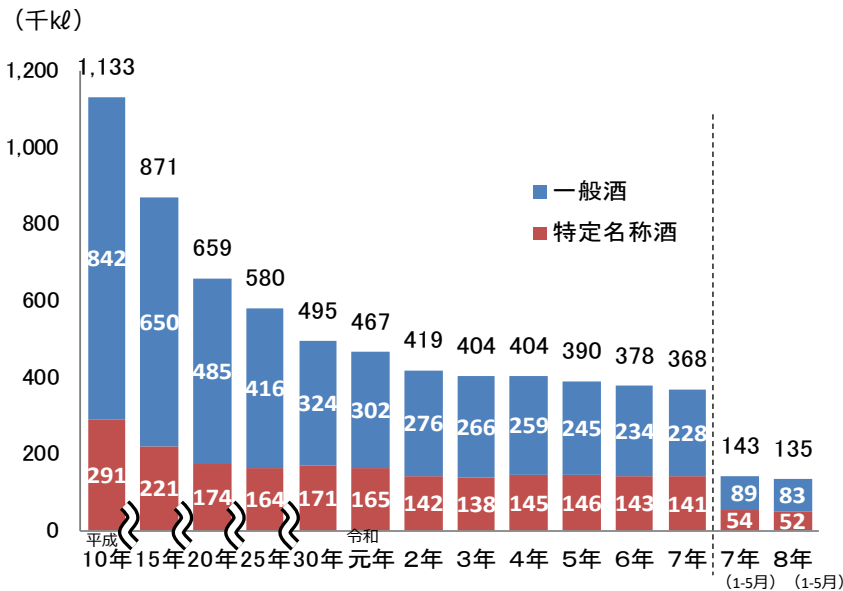
宮崎県都城市を中心とした南九州で収穫された国産飼料用米を主に使用し、集荷・検査・保管、配合飼料メーカーへの輸送・製造、直営農場での豚への給餌まで、一貫した管理体制を実施。「楽天市場ふるさと納税人気お礼の品」2019年年間ランキングで第4位を獲得。飼料用米の給餌割合は20%。



日本酒の需要動向と原料米の使用量について

- 日本酒の国内出荷量については、他のアルコール飲料との競合などにより減少傾向で推移。令和7年の国内出荷量は、特定名称酒、一般酒ともに前年から減少し、日本酒全体では、37万kl（対前年差▲0.9万kl、対前年比▲2.4%）。
- 日本酒原料米の使用量については、平成30年産以降は、日本酒の国内出荷量が減少したことから、18～20万トン程度で推移。
- 日本酒の輸出量については、令和7年は、中国等への輸出増加により、対前年比8%の増加。令和8年（1～5月）は、対前年同期比1%の減少。

○ 日本酒の国内出荷量の推移



資料：日本酒造組合中央会調べ。年は暦年。石川県のデータが令和5年12月以降一部未集計。
注1：国内出荷量は、清酒課税移出数量。
2：日本酒は、一般酒のほか、原料、製造方法等の違いによって吟醸酒、純米酒、本醸造酒等に分類され、これらを総称して「特定名称酒」という。
3：ラウンドの関係で計と内訳が一致しない場合がある。

○ 日本酒原料米の使用量

(単位：千トン)

	平成					令和					
	10年産	15年産	20年産	25年産	30年産	元年産	2年産	3年産	4年産	5年産	6年産
日本酒原料米	405	315	261	243	227	206	180	184	198	192	186
酒造好適米	99	75	77	76	88	83	70	67	73	80	82
加工用米	86	89	74	95	90	85	63	67	71	68	70
その他	220	151	110	72	49	38	47	50	53	45	34

資料：農林水産省による推計値。

○ 日本酒の輸出量の推移

(単位：kl)

	平成 10年	15年	20年	25年	30年	令和 元年	2年	3年	4年	5年	6年	7年	7年 (1～5月)	8年 (1～5月)	対前年同期比
日本酒輸出量	8	8	12	16	26	25	22	32	36	29	31	34	14	14	99%
アメリカ合衆国	1	2	4	4	6	6	5	9	9	7	8	8	3	3	101%
中華人民共和国	0	0	0	1	4	5	5	7	7	6	5	7	3	3	91%
香港	1	1	1	2	2	2	3	3	3	2	2	2	1	1	107%
台湾	4	2	2	2	2	2	2	3	3	3	3	3	1	1	94%
大韓民国	0	0	2	4	5	3	2	2	4	4	5	5	2	2	90%
その他	2	2	3	4	6	6	5	8	10	7	8	9	3	4	112%

資料：「貿易統計」(財務省)。年は暦年。
注：ラウンドの関係で計と内訳が一致しない場合がある。

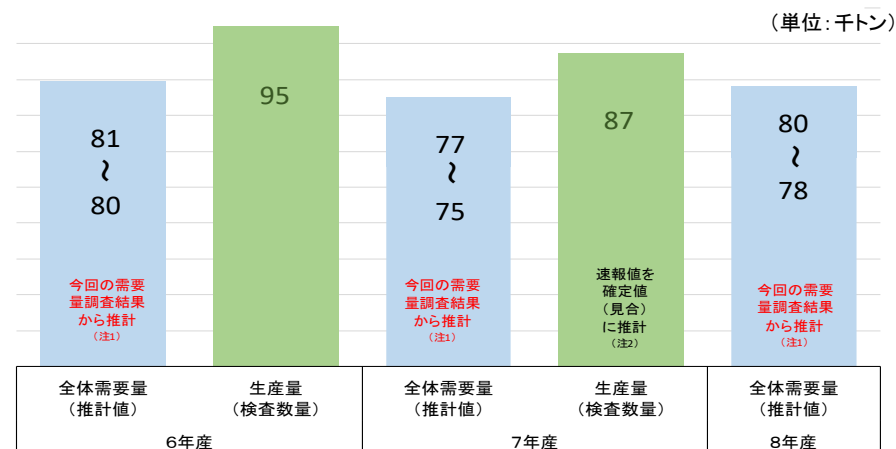
酒造好適米の需要に応じた生産について

- 酒造好適米の需要に応じた生産に向けて、生産及び実需の関係者による「日本酒原料米の安定取引に向けた情報交換会」を毎年開催するとともに、需要に応じた生産を行うための指標として、平成28年度から全酒造メーカーを対象とした酒造好適米等の需要量調査を実施。
- 今回の需要量調査によると、令和6年産の全体需要量（推計値）は80～81千トン程度、令和7年産の全体需要量（推計値）は75～77千トン程度、令和8年産の全体需要量（推計値）は78～80千トン程度と見込まれる。
- 令和6年産及び7年産については、生産量（推計値）が全体需要量（推計値）を上回っているものの、生産及び実需の関係者からは、実際には集荷量のほぼ全てが酒造メーカーと結び付いており、過剰感はないとの声が多く、その差は全体需要量を聞き取り結果（回答率約6割）から推計していることによるものと考えられる。
- 令和8年産については、令和7年産の生産動向及び酒造メーカーからの最新の需要動向等を踏まえ、各産地において、今後、全体需要量の変動する場合があることに留意するとともに、引き続き需要に応じた生産に取り組むことが重要。

調査の実施状況

調査機関	令和7年8月
調査対象	酒造メーカー
回答数	780社
回答率 (数量ベース)	73～74%

酒造好適米の全体需給状況の見通し（推計）



注1: 各年産の全体需要量(今回推計値)は、今回の需要量調査の数量ベース回答率が、令和5年産酒造好適米の全体需要量(79～81千トン)と今回調査の令和5年産の需要量(約59千トン)から約73～74%と推計されるため、各年産の今回調査結果の需要量を当該割合で除することにより算出。

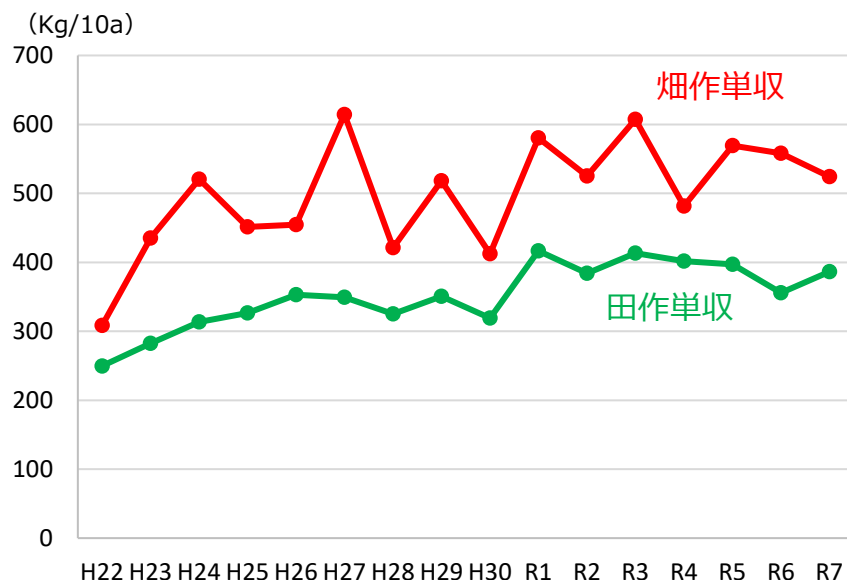
注2: 生産量は、農産物検査数量(醸造用玄米)の値。ただし、令和7年産は、令和8年3月31日現在の速報値を直近3力年の3月31日現在の農産物検査の進捗率により確定値見合いに推計。

⑦ 麦・大豆

小麦・大豆の生産性について

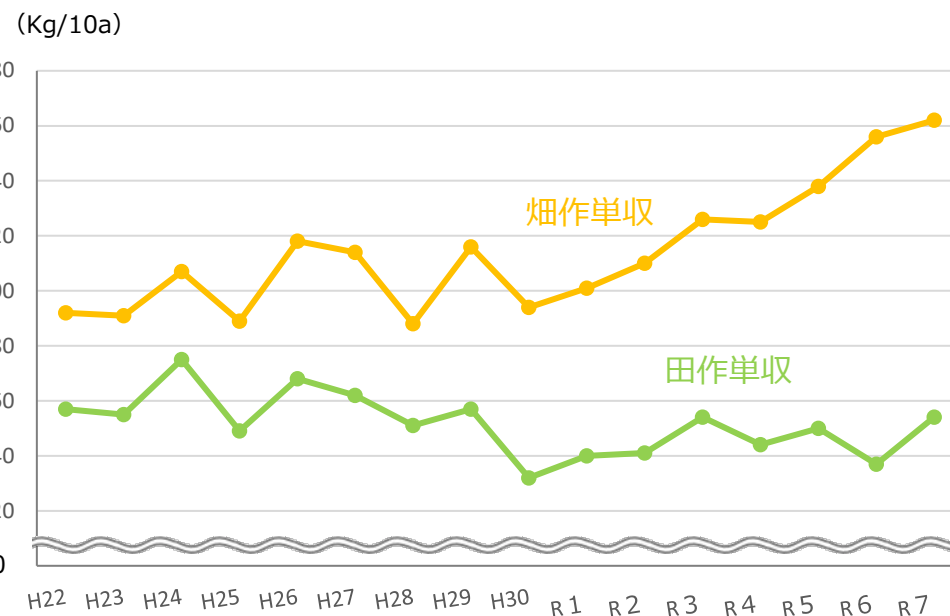
- **小麦の単収**については、年次変動は大きいものの増加傾向。一方で、**田作での単収は畑作に比べて低い水準**となっている。
- **大豆の単収**については、畑作では近年伸びているものの、**田作においては横ばいから減少**と低い水準となっている。

○小麦の単収の推移



	H22	R7	R7/H22
畑作	308kg/10a	524kg/10a	170%
田作	250kg/10a	386kg/10a	154%

○大豆の単収の推移



	H22	R7	R7/H22
畑作	192kg/10a	262kg/10a	136%
田作	157kg/10a	154kg/10a	98%

麦・大豆の生産性向上に向けた対応方向

- 麦・大豆については、**排水対策等の基本技術や新品種の導入等が不十分で、実需者が求める安定的な数量・品質を供給できていない地域も存在。**
- このような状況を踏まえ、麦、大豆の生産性向上に向けては、**排水対策等の基本技術の励行に加え、近年開発された多収性、耐病性等を有する新品種の普及を行い、単収の向上等を図っていくことが重要。**

○ 排水対策等による単収向上

- ・ **水田転換畑では耕盤層や土壌物理性により排水不良となり、湿害が発生**
- ・ **湿害は麦・大豆の単収・品質の低下要因**

各ほ場の条件に応じて、**基盤整備による排水対策や弾丸暗渠、心土破碎**などの排水対策を行うことが重要

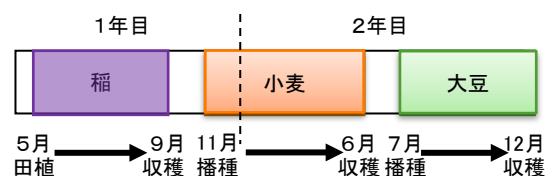
(R6実施率) 麦 : 弾丸暗渠35%、心土破碎19%
大豆 : 弾丸暗渠22%、心土破碎 8%



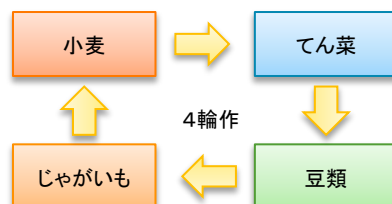
営農排水対策を実施したほ場（左）と未実施のほ場（右）

○ 適切な輪作体系による生産性向上

- ・ **麦・大豆の連作は病害虫や雑草の発生等の連作障害を引き起こすため、輪作（ブロックローテーション等）することが不可欠。**



都府県水田の例



北海道畑作の例

○ 普及が期待される新品種

麦大豆の品種切り替えは十分に進んでおらず、新たな品種に対する期待も高い
例：九州の小麦では、昭和49年育成のシロガネコムギが約40%と最も多い
全国の大豆では、昭和55年育成のフクユタカが約15%と最も多い

小麦「きたほなみR」（北海道）

【主な特性】

- ・ 収量が最大で5割程度低減するとされている縮萎縮病抵抗性に優れ、安定生産を実現
- ・ 日本めん用の小麦として製粉性、製めん性は同等

【今後の普及見通し等】

- ・ 令和6年に出版公表され、今後北海道の「きたほなみ」を全面的に切替予定



左「きたほなみR」、右「きたほなみ」

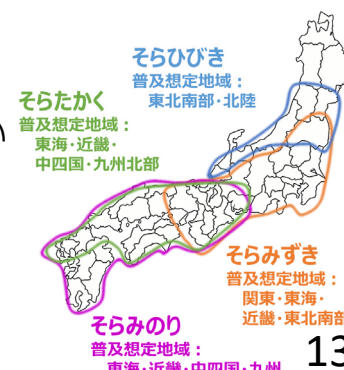
大豆「そらシリーズ」（都府県）

【主な特性】

- ・ **既存品種より21~67%多収**
- ・ 難裂莢性をもちコンバイン収穫でもロスが少ない
- ・ 葉焼病抵抗性、豆腐加工適性を持つ

【今後の普及見通し等】

- ・ 令和5、6年に出版公表され、普及開始
- ・ **令和7年に28県で奨励品種決定試験（予備試験含む）を実施**



麦・大豆ストックセンター整備対策等の成果

- 産地・年産ごとに生産量・品質の変動が大きく、安定供給体制の確立が急務。
- 実需者に対して国産麦・大豆を安定的に供給できる体制を構築することを目的として、豊作時に一定数量を保管し、不作時に供給するためのストックセンターの整備を支援。

◆ これまでに安定供給を目的とした保管庫を18件整備、延べ保管能力は約5.6万トン

麦・大豆保管施設整備事業（R2補正、R3補正）	採択件数	10件	総交付額	15.4億円
国産小麦安定供給強化対策（R4予備費）	採択件数	1件	総交付額	3.0億円
麦・大豆ストックセンター整備対策（R4補正、R5補正）	採択件数	6件	総交付額	14.2億円
新基本計画実装・農業構造転換支援事業（R6補正）	採択件数	1件	総交付額	2.2億円

<整備事例>

○佐賀県農業協同組合（R4補正）

【構造】定温倉庫：3,657㎡
保管能力：6,042 t
【所在地】佐賀県佐賀市

○東海・大豆コンソーシアム（R4補正）

【構成員】
・有限会社古田商店
・株式会社互明商事
・全国農業協同組合連合会
【構造】定温倉庫：688.5㎡
保管能力：1,000 t
【所在地】愛知県名古屋市

○北海道産麦コンソーシアム（R2補正）

【構成員】
・ドーブン
・江別製粉、横山製粉、木田製粉
・北海道製粉工業協同組合
・北海道農業協同組合中央会
・ホクレン農業協同組合連合会
・北海道農政部
【構造】定温倉庫：3,000㎡
保管能力：6,000t
【所在地】北海道石狩市

○大豆安定出荷コンソーシアム（R3補正）

【構成員】
・北海道グレインカンパニー
・オホーツク十勝豆づくり部会
・片岡商店
・高田商店
・あいち醸造社
【構造】定温倉庫：1,632㎡
保管能力：2,545 t
【所在地】北海道網走郡美幌町

○国産麦安定供給体制強化構築に向けたコンソーシアム（R2補正）

【構成員】
・山本忠信商店
・事業協同組合チホク会
【構造】コルゲート定温サイロ（750t×8基）
保管能力：6,000t
【所在地】北海道音更町



○ 小麦・大豆の国産化の推進

令和 8 年度予算概算決定額 36百万円（前年度 35百万円）
〔令和 7 年度補正予算額 7,008百万円〕

＜対策のポイント＞
産地と実需が連携して行う**小麦・大豆の国産化を推進**するため、施肥・防除体系の構築等による**生産性向上**や**増産**を支援するとともに、国産麦・大豆の安定供給に向けた**ストックセンター等の再編集約・合理化**や民間主体の**一定期間の保管等**、**新たな生産・流通モデルづくり**や更なる利用拡大に向けた**新商品開発**等を支援します。

＜事業目標＞〔令和 5 年度→令和12年度まで〕
○ 小麦生産量の増加（109万t→137万t） ○ 大麦・はだか麦生産量の増加（23万t→26万t） ○ 大豆生産量の増加（26万t→39万t）
○ 国産小麦・大豆の保管数量（小麦：28,774 t→ 90,000t、大豆：6,258t→ 25,500t）

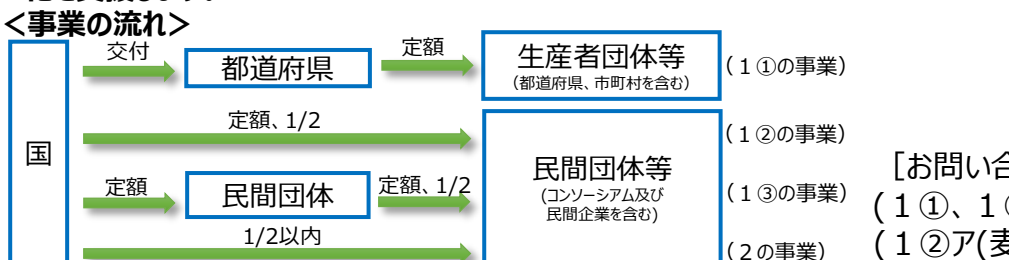
＜事業の内容＞

1. 国産小麦・大豆供給力強化総合対策 36百万円（前年度 35百万円）
〔令和 7 年度補正予算〕5,008百万円

- ① 生産対策（麦類生産技術向上事業）
麦の生産性向上を目指す産地に対し、**施肥・防除体系の構築等**を支援します。
- ② 流通対策
ア 麦・大豆供給円滑化推進事業
国産麦・大豆を**一定期間保管**するなど、安定供給体制を図る取組を支援します。
イ **新たな生産・流通モデルづくり事業**
麦の品質向上や極多収大豆の種子生産に加え、新品種の導入、フレコンの本格導入、実需者の加工試験など、**新たな生産・流通モデルづくり**を支援します。
- ③ 消費対策（麦・大豆利用拡大事業）
国産麦・大豆の利用拡大に取り組む食品製造事業者等に対し、**新商品開発**等を支援します。

2. 新基本計画実装・農業構造転換支援事業のうち
麦・大豆ストックセンターの再編集約・合理化

〔令和 7 年度補正予算〕2,000百万円
国産麦・大豆の安定供給を後押しするため、**ストックセンター等の再編集約・合理化**を支援します。



＜事業イメージ＞

①生産対策

麦の施肥・防除体系の構築
（定額（2,000円/10a以内））

生産性向上の推進（定額）

②流通対策

・ ストックセンター等の整備（1/2以内）
・ 一定期間の保管等（定額、1/2以内）
・ 新たなモデルの実証（定額、1/2以内）

③消費対策

新商品の開発等（定額、1/2以内）

麦・大豆の国産化を一層推進

〔お問い合わせ先〕
（1 ①、1 ②ア(大豆)、1 ②イ、2 の事業） 農産局穀物課 (03-6744-2108)
（1 ②ア(麦)、1 ③の事業） 農産局貿易業務課 (03-6744-9531)

(参考) 国産小麦・大豆を使用した商品について

○ 国産小麦・大豆を利用した商品の開発が広がり、様々な商品が全国の店頭に並び始めている。

国産小麦

【フジパン株式会社】

フジパン（株）では、持続可能な原材料への取り組みとして、2024年から代表ブランドの「本仕込」にも国産小麦を10%使用。



【敷島製パン株式会社】

敷島製パン(株)では、食料自給率向上へ貢献する取り組みとして、2008年から国産小麦を使ったパン作りをスタートし、多数の商品を発売。



【シマダヤ株式会社】

シマダヤ（株）では、社会・環境に配慮した商品づくりの観点から、中華麺・焼きそばの国産小麦の使用を推進。



国産大豆

【マルコメ株式会社】

マルコメ（株）では、国産大豆の利用拡大に向けた取り組みとして、2023年から基幹商品である「粧美人」の大豆原料を100%国産に切り替えるとともに、大豆ミートについても100%国産大豆の商品を製造・販売。



【相模屋食料株式会社】

豆腐メーカーの相模屋食料（株）では国産大豆の使用量を年々増やしているところであり、今後についても、国産大豆を使用した製品を増やす考え。



【太子食品工業株式会社】

太子食品工業（株）では、豆腐を手軽に楽しめる新しい商品として国産大豆を使った豆腐バーを2023年2月に発売。2024年3月には大豆原料を100%国産にし、さらに美味しく進化しリニューアル。



⑧ 政府備蓄米等について

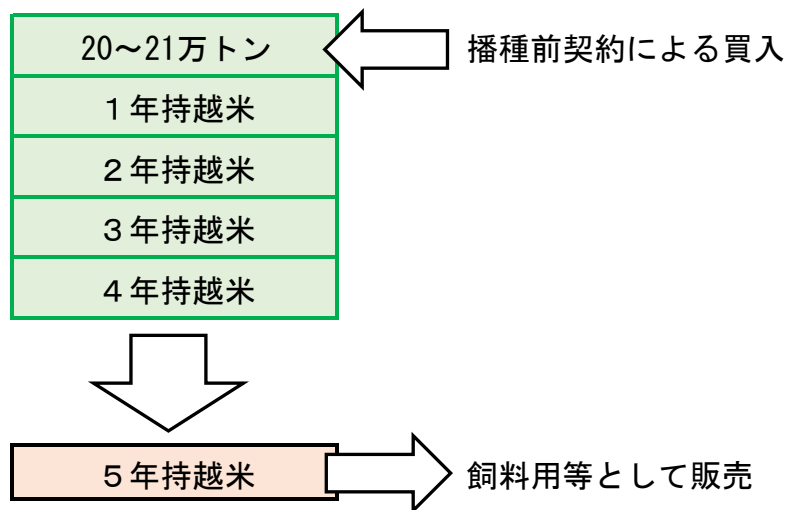
政府備蓄米の運営について

- 政府米の備蓄については、適正備蓄水準を100万トン程度として運用（10年に1度の不作（作況92）や、通常程度の不作（作況94）が2年連続した事態にも国産米をもって対処し得る水準）。
- 備蓄運営については、政府による買入・売渡が市場へ与える影響を避けるため、通常は主食用途に備蓄米の販売を行わない棚上備蓄を実施。
- 基本的な運用としては、適正備蓄水準100万トン程度を前提とし、毎年播種前に20万トン～21万トン（※）買入れ、通常は5年持越米となった段階で、飼料用等として販売。

※ 基本的な買入数量については、従来、毎年20万トン程度とし、CPTPP協定後は豪州枠の輸入量に相当する量を加えた21万トン程度としてきたが、会計検査院の指摘を踏まえ、今後、豪州枠の輸入量に相当する量の買入れは、実際に豪州から輸入される数量に見合った規模となるよう見直し。これに即して備蓄運営が行われれば、基本的な買入数量は20万トン～21万トンとなる。

基本的な政府備蓄米の運用

原則20～21万トン × 5年間程度 → 100万トン程度



政府備蓄米の現在の在庫状況

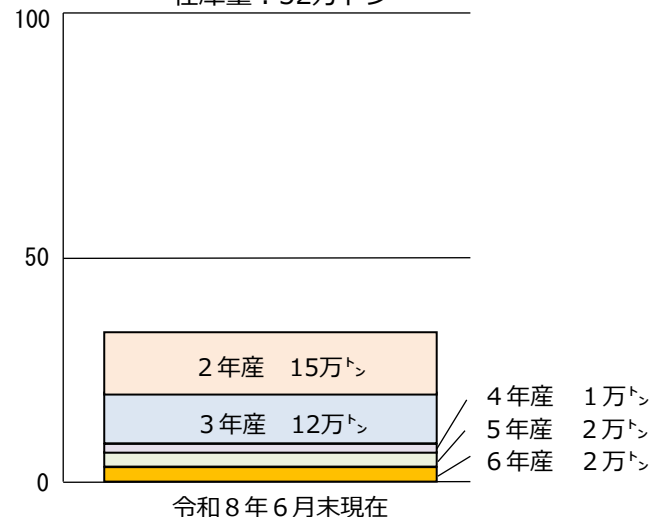
※ 令和7年3月以降の買戻し条件付き売渡し31万トン、随意契約による売渡し28万トン、加工原材料用への売渡し5万トンにより、令和8年6月末在庫は32万トン。

【最近の買入数量】

令和2年産	21万トン
令和3年産	21万トン
令和4年産	20万トン
令和5年産	19万トン
令和6年産	16万トン

【現在の備蓄状況】

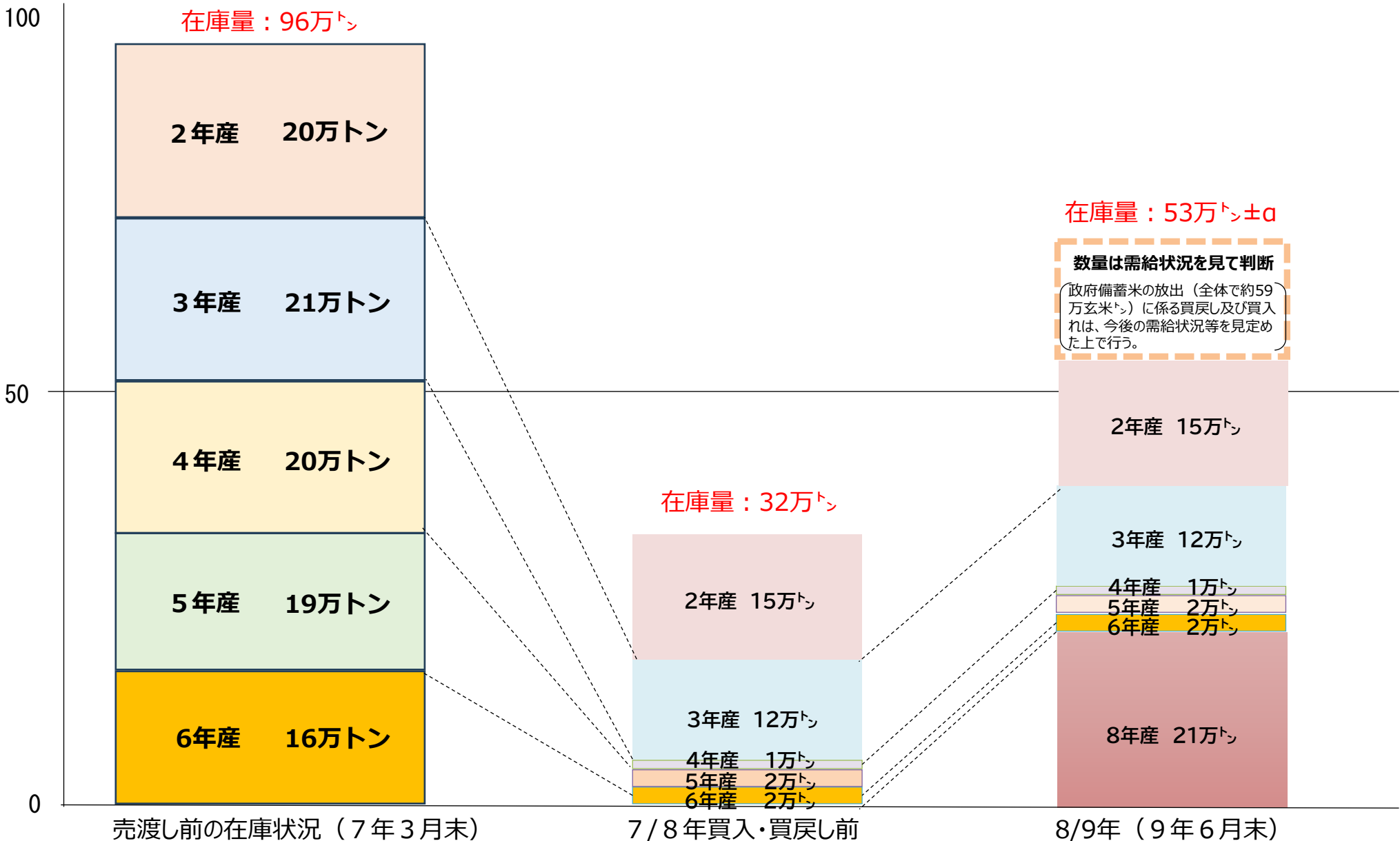
在庫量：32万トン



注1：令和7年産米の買入れは、中止。

注2：ラウンドの関係で在庫量と内訳が一致しない場合がある。

政府備蓄米の在庫状況について



※ 買戻し条件付き売渡し31万トン（契約数量ベース）、随意契約による売渡し28万トン（申込確定数量ベース）、加工原材料用への売渡し5万トン（申込申請数量ベース）、計64万トン

日本における穀物等の備蓄（備蓄水準とその考え方）

- 現在、米、食糧用小麦、飼料穀物について国として備蓄事業を実施。
- 備蓄水準は、
 - ・ 自給している米については、「国内の不作に対し（緊急輸入等せず）に国産米でもって対処し得る水準」、
 - ・ 多くを輸入に依存している食糧用小麦と飼料穀物については、「不測時に、代替輸入先からの輸入を確保するまでの期間に対処し得る水準」を確保することを基本に設定。

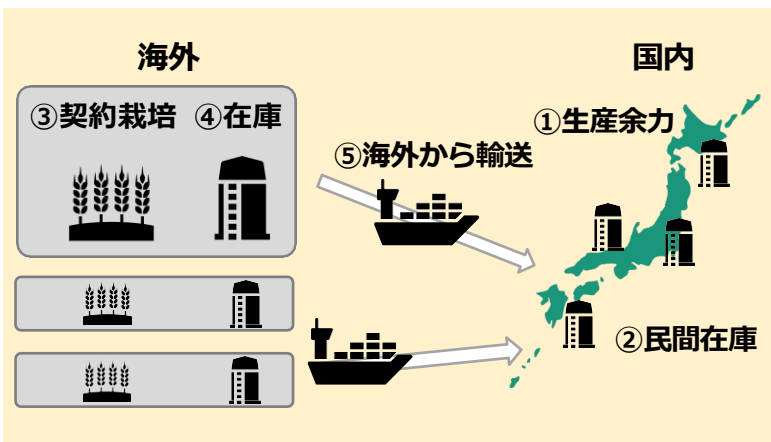
	品目	備蓄水準	備蓄水準の考え方
国産	米	100万トン程度	10年に1度の不作（作況92）や、通常程度の不作（作況94）が2年連続した事態にも、国産米をもって対処し得る水準 ・ 2001年当時の需要量をベースに設定 （2011年の回転備蓄方式から棚上備蓄方式への変更時に、引き続き100万トン程度として設定）
輸入	食糧用小麦	国として 外国産食糧用小麦の需要量の2.3カ月分 （90万トン程度）	過去の港湾ストライキ、鉄道輸送等の停滞による船積遅延の経験等を考慮した水準 ・ 代替輸入に4.3カ月程度必要 ・ すでに契約を終了し、海上輸送中の輸入小麦の量は2カ月分程度 ・ 差し引き2.3カ月分程度の備蓄が必要
輸入	飼料穀物	100万トン程度	不測の事態における海外からの供給遅滞・途絶、国内の配合飼料工場の被災に伴う配合飼料の急激なひっ迫等に対処し得る水準 ・ 過去に備蓄を活用した最大実績は75万トン（東日本大震災時） ・ 海上輸送中の飼料穀物約100万トンが存在しており、備蓄飼料穀物とあわせて2カ月程度のストックとなり、この間に代替輸入国への変更等が可能
輸入	食品用大豆 2010年度をもって廃止	需要量の約1カ月分 （1981～1994年度は8万トン） 廃止直前の2010年度は約2週間分の3万トン	過去の国際的な供給不安、輸出規制等を考慮した水準 （1974年の備蓄事業開始以降、一度も備蓄の放出が行われていないこと等を理由に2010年度をもって廃止）

日本における穀物等の備蓄（効果的・効率的な備蓄の考え方、備蓄の負担）

- 備蓄には倉庫における保管経費などが必要であり、コストがかかる仕組み。過去に大豆の備蓄事業が廃止された理由も、財政支出に伴う政策効果が疑問視されたため。
- 全てを国内の倉庫で保管するという考え方ではなく、①国内の生産余力、②国内の民間在庫、③海外の生産農地（日本向け契約栽培）、④海外の倉庫の在庫、⑤海外からの輸送過程等を含め、総合的な備蓄として評価すべきではないか。

総合的な備蓄の考え方

- ① 国内の生産余力
 - ② 国内の民間備蓄
 - ③ 海外の生産のうち（日本向け契約栽培）
 - ④ 海外の倉庫の在庫
 - ⑤ 海外からの輸送過程
- 等を含め、総合的な備蓄として評価



品目 備蓄水準	経費負担等の考え方 (2021年度 決算額)	備蓄1トン当たりの 2021年度決算額 (追加的費用) ※
米 100万トン程度	・ 備蓄分の所有権は国 ・ 備蓄は100%国費 売買及びその管理を委託 保管経費等：約113億円 売買損益：約▲377億円	約4万9,000円/ト 注：買入費を含むことに留意
食糧用小麦 国として 外国産食糧用小麦の 需要量の2.3カ月分 (90万トン程度)	・ 備蓄分の所有権は企業に移転 ・ 国家備蓄として、製粉企業等が 需要量の2.3カ月分を備蓄した場合に、 1.8カ月分の保管経費を100%助成 保管経費等：約42億円	約4,700円/ト
飼料穀物 100万トン程度	・ 備蓄分の所有権は企業 ・ 配合飼料メーカー等が事業継続計画に に基づき実施する飼料穀物備蓄に対し、 その費用の一部（約75万トンの保管経費の 1/3以内等）助成 保管経費等：約15億円	約1,900円/ト
食品用大豆 需要量の約1カ月分 (1981～1994年度は8万トン) 廃止直前の2010年度は約 2週間分の3万トン 2010年度をもって廃止	・ 備蓄分の所有権は企業 ・ 国の大豆備蓄計画等に基づいて実施 する食品用大豆の保管経費を100%助 成 保管経費等：約3億円 (2010年度予算額)	約10,000円/ト 注：2010年度予算額ベース 141

※ 2021年度決算額を備蓄水準で単純に除して算出した値

政府備蓄米の買戻し条件付売渡しの状況

- 買受者に対する主食用としての備蓄米の売渡しを、政府が当該買受者から一定期間後（原則として売渡しから5年以内（双方協議の上延長することも可能））に当該備蓄米と同等同量の国内産米の買入れを行うとの条件を付した上で販売。
- 併せて、①地域ごとの需給状況、スーパー等の小売事業者などの調達状況や学校給食等向けの円滑な供給などにも配慮した円滑な流通確保及び消費者への安定供給に向けた対応や、②米トレサ法、食品衛生法等の遵守・取引先への働きかけについて、集荷業者、卸売業者、小売業者等に対して通知（3月14日発出）。
- さらに、政府備蓄米の取引をするにあたって、地域ごとの需給状況にも配慮した供給とともに、卸売業者の販売先の業態、規模の大小、既存の取引先か否かに限らず、事業者と協議を進め、市場への供給を早急に拡大する等、円滑な流通の確保に一層努めてもらうよう、米の流通関係者に対して通知（4月30日発出）

<政府備蓄米の買戻し条件付売渡しの状況>

販売対象者

以下の条件を全て満たす者

- ・ 年間の玄米仕入量が5,000トン以上の集荷業者
- ・ 8月末までの卸売業者等への販売の計画・契約を有する者（入札の際に当省に販売計画等を提出）

販売価格

今般の政府備蓄米の販売にあたっては、「財政法」及び「予算決算及び会計令」に基づき、現在の価値（市場価格等）により最低販売価格を設定し、競争入札を実施。

卸売業者等への販売状況の報告・公表

- ・ 買受者から販売数量・金額を隔週で農林水産省へ報告
- ・ 報告内容は当省で取りまとめ、農林水産省HPで公表

販売対象米穀・数量

申込上限数量：「売渡予定数量」×「申請者の集荷数量のシェア」に基づき

上限を設定

対象米穀：令和6年産米、5年産米

対象数量：第3回（4月）まで：31万トン

【入札結果】

第1回入札（執行日：3月10日～12日、公告日：3月3日）

契約数量：141,796トン 落札価格：21,217円/60kg → 3月18日以降引渡し

第2回入札（執行日：3月26日～28日、公告日：3月19日）

契約数量：70,336トン 落札価格：20,722円/60kg → 4月11日以降引渡し

第3回入札（執行日：4月23日～25日、公告日：4月16日）

契約数量：100,164トン 落札価格：20,302円/60kg → 5月14日以降引渡し

※落札価格は、各回において落札された販売区分の加重平均

随意契約による政府備蓄米の売渡しの状況

- 小売業者向けに、政府備蓄米を定価による随意契約により売渡し。（6月20日より対象者を拡大し、中食・外食（給食等）事業者を追加）
- **買戻し条件**については、今回は**小売業者等に対する売渡しであることから求めないこととするが**、備蓄水準を計画的に回復する観点から、今後環境が整った際には、今回の随意契約による売渡し数量と同量を今後買い入れる方針。
- 今回の売渡しについては、「**政府備蓄米を安価で安定的に供給する**」ことを**目的に実施**することから、会計法第29条の3第4項の「**契約の目的が競争を許さない場合**」に該当するものとして**随意契約により売渡し**。

＜随意契約による政府備蓄米の売渡しの状況＞

販売対象者

- ① 大手小売業者
（年間 10,000トン以上の取扱数量（見込み含む））
- ② 中小小売業者
（年間 1,000トン以上、10,000トン未満の取扱数量（見込み含む））（これらの共同購入を含む）
- ③ 精米能力を有する米穀小売店
（これらの共同購入を含む）
- ④ 中食・外食（給食等）事業者
（これらの共同購入を含む）

販売価格（税抜）

令和4年産：11,010円／60kg
令和3年産：10,080円／60kg
令和2年産：9,140円／60kg

買受者からの販売状況の報告・公表

- ・ 販売数量・金額を隔週で農林水産省へ報告
- ・ POSデータを毎週報告（④には求めない）
- ・ 報告内容は当省で取りまとめ、農林水産省HPで公表

販売対象米穀・数量(9月30日時点)

- (1) 5月26日・27日申込受付
＜対象・数量＞
① 大手小売業者 22万トン（4年産20万トン、3年産2万トン）
→申込確定：200,638トン [59社]
（4年産187,940トン、3年産12,698トン）
- (2) 5月30日～申込受付
＜対象・数量＞
② 中小小売業者：6万トン（3年産）
③ 精米能力を有する米穀小売店：2万トン（3年産）
→申込確定：②28,074トン [185社] ③10,531トン [269社]
- (3) 6月11日～申込受付
＜対象＞
① 大手小売業者、② 中小小売業者、③ 精米能力を有する米穀小売店
④ 中食・外食（給食等）事業者（6月20日～申込受付）
＜数量＞
3年産10万トン、2年産10万トン
うち3年産10万トンと中小小売業者向けの残余の約2万トン（3年産）を先行
〔して売渡し
→申込確定：①16,913トン [15社] ②5,192トン [56社] ③7,766トン [140社]
④10,862トン [182社]〕
合計 申込確定数量 279,976トン [906社]

※数量は玄米ベース

令和8年産政府備蓄米の買入れについて

- 令和8年産の政府備蓄米の買入れについては、下記のとおり、従来通り一般競争入札により、21万トンを対象として、「年明け1月以降、数回程度入札を実施」と示していたところ。

買入れの方法

公平性・透明性を確保する観点から、従来通り一般競争入札により実施（基本指針に規定）

入札の参加資格者

国内産米穀の買入契約に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格を有する者

買入価格・落札者の決定

予算決算及び会計令に基づき、取引の実例価格、需給の状況、履行の難易、数量の多寡、履行期間の長短等を考慮して適正に予定価格を定め、低価の入札者から落札者を決定。

対象米穀・数量

対象米穀 国内産米穀（水稻うるち玄米（1～3等））

対象数量・年産 21万トン（8年産）

入札結果・予定

第1回入札（公告：3月13日、入札：4月14日）	落札数量	11,710トン	
第2回入札（公告：4月15日、入札：4月28日）	落札数量	159,722トン	
第3回入札（公告：4月30日、入札：5月26日）	落札数量	32,757トン	
第4回入札（公告：5月27日、入札：6月9日）	落札数量	3,332トン	合計 207,521トン

政府備蓄米の売渡しに係る買戻し及び買入れについて

- 買戻し条件付き売渡し及び随意契約による売渡しに係る買戻し及び買入れは、流通関係者の予見性の確保及び年産構成の平準化の観点から、対象となる約59万トンを経後の需給状況等を見定めた上で実施。

買入れの方法

＜買戻し条件付き売渡しに係る買戻し＞
随意契約（一般競争入札による政府備蓄米の買受者の中から、見積合せにより契約相手を決定）

＜随意契約による売渡しに係る買入れ＞
一般競争入札

開始時期

今後の需給状況等を見定めた上で実施

参加資格者

＜買戻し条件付き売渡しに係る買戻し＞
一般競争入札による政府備蓄米の買受者

＜随意契約による売渡しに係る買入れ＞
国内産米穀の買入契約に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格を有する者

買入価格・落札者の決定

＜買戻し条件付き売渡しに係る買戻し＞
見積合せにより契約相手を決定

＜随意契約による売渡しに係る買入れ＞
予算決算及び会計令に基づき、取引の実例価格、需給の状況、履行の難易、数量の多寡、履行期間の長短等を考慮して適正に予定価格を定め、低価の入札者から落札者を決定

対象米穀・数量

対象米穀 国内産米穀（水稻うるち玄米（1～3等））

対象数量・年産 全体で約59万トン

※年産は実施時期による

東日本大震災を踏まえての災害時に対応した備蓄

精米備蓄事業

《背景》

- ・東日本大震災発生後に、被災地から応急食料としての精米の供給要請
- ・大消費地である首都圏において一時的に米の品薄状態が発生

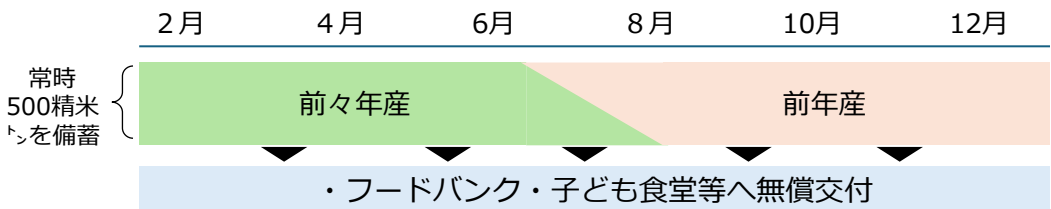
《具体的な実施スキーム》

- 平成24年度から、政府が買い入れる備蓄米の一部を活用して精米（無洗米）形態での備蓄を実施
- ・備蓄量：500トン（東日本大震災発生～4月20日までの被災地向け精米供給量に相当）
- ・実施主体：政府所有米穀の販売等業務の委託を受けた民間団体等
- 備蓄米は、更新前にフードバンク等へ

《対応実績》

- ・平成28年4月の「熊本地震」発生を受け、27年産約86トンを供給

備蓄用精米の切り替え（イメージ）



* 備蓄用精米の切り替えの時期はイメージ。各年度の在庫状況によって変更します。

食味等分析試験及び販売実証の結果概要

○ 食味等分析試験の結果概要（平成24年産～平成30年産において実施）

備蓄期間	理化学分析			食味評価	
	水分(%)	脂肪酸度(mg)	濁度(ppm)	基準米との比較による総合評価	主観による絶対評価
基準米	14.3	3.0	12.0	-	-
2ヶ月	14.6	3.2	11.4	-0.1	3.5
4ヶ月	14.3	4.8	14.5	-0.6	2.7
6ヶ月	14.1	5.7	14.6	-0.3	2.8
8ヶ月	14.2	5.3	16.4	-1.1	2.2
10ヶ月	14.3	6.8	17.1	-1.4	2.0
12ヶ月	14.4	7.6	14.9	-1.3	2.0
14ヶ月	14.2	7.6	15.0	-1.4	1.9
16ヶ月	14.2	7.8	13.4	-1.5	2.0
18ヶ月	14.3	8.4	13.9	-1.7	1.8

- ※1 食味等分析試験（理化学分析及び食味評価）は、分析機関に委託（食味評価（官能試験）は20名のパネリストにより実施）。
- ※2 精米備蓄を実施した産地品種銘柄の平均（ただし、胚芽の残存が多く見られ、無洗米形態での備蓄可能期間を調べる本試験の試料に適さなかった産地品種銘柄を除く）。
- ※3 備蓄用精米（無洗米）は、温度15℃以下、湿度60～65%（目安）の低温倉庫で保管。
- （参考）・水分は、農産物規格規程における精米（完全精米・一等）の基準が15.0%以下とされている。
・脂肪酸度は、貯蔵期間の経過に伴い上昇することが知られている（特段の基準はなし）。
・無洗米の濁度は、40ppm以下とされている（米穀公正取引推進協議会の濁度基準による）。
・基準米との比較による総合評価は、基準米を0として、±4の9段階で評価（“-1”は「わずかに不良」）。
・主観による絶対評価は、「5. 非常においしく食べられる」、「4. おいしく食べられる」、「3. 普通に食べられる」、「2. 少し劣るが食べられる」、「1. 受け入れられない」の5段階で評価。
⇒ 15℃以下で保管した場合、精米後12ヶ月経過しても食味は大幅に低下しないという結果

○ 販売（非主食用への販売）の概要

令和8年2月現在

販売開始	備蓄期間	提示数量(t)	申込数量(t)	落札数量(t)	販売期間
R5年3月	12ヶ月	71	398	71	1ヶ月
R5年4月	9・12ヶ月	72	326	72	1ヶ月
R5年7月	13ヶ月	85	175	85	1ヶ月
R5年9月	13ヶ月	53	381	53	1ヶ月
R5年11月	13ヶ月	61	473	61	1ヶ月
R6年3月	13ヶ月	153	923	153	1ヶ月
R6年7月	13・14ヶ月	54	331	54	1ヶ月
R7年2月	15・16・17・19ヶ月	208	1237	208	1ヶ月

⇒ 販売時期の需給・価格によって、応札意欲や応札価格が影響されている。

CPTPP 豪州枠に係る会計検査院からの指摘について

- CPTPPにおいて設定されたコメの豪州枠については、TPP大綱に基づき「国別枠の輸入量に相当する国産米を政府が備蓄米として買い入れる」ことで当該国別枠の輸入量の増加による主食用米の需給及び価格に与える影響を遮断。
- 今般、会計検査院から、豪州枠の取扱い（枠数量に対する輸入数量が10分の1程度にとどまっている実態）について、「対策として見合っていない規模の備蓄米を買い入れている状況の下、当該施策が効果的、効率的に実施されるよう、施策の実施状況や効果の発現状況について引き続き検証し、定期的に点検・見直しを進めていくこと」との指摘を受けたところ。

【これまでの豪州枠及び豪州産米の輸入実績】

（単位：実トン）

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
枠数量	2,000（※）	6,000	6,000	6,240	6,480	6,720
輸入数量	1,120	3,459	595	620	520	6,198
消化率	56%	58%	10%	10%	8%	92%
備蓄米買入れ		令和元年1月 令和元年産 8,000実トン (9,000玄米トン)	令和2年1月 令和2年産 6,000実トン (7,000玄米トン)	令和3年1月 令和3年産 6,240実トン (7,000玄米トン)	令和4年1月 令和4年産 6,480実トン (7,000玄米トン)	令和5年1月 令和5年産 6,720実トン (8,000玄米トン)

注1：協定が平成30年12月に発効したため、平成30年度は6,000実トンを年度の残余の月数で按分した数量（※）。

注2：初年度（平成30年度）の国別枠輸入の対策として、翌年産（令和元年産）の備蓄米買入れにおいて当該国別枠相当分を上乗せした数量の買入れを実施。

【会計検査院からの指摘抜粋】

会計検査院法第30条の3の規定に基づく報告書

「農林水産分野におけるTPP等関連政策大綱に基づく施策に関する会計検査の結果について」

第3 検査の結果に対する所見

2 所見

(2) 施策の実施状況及び施策の実施による効果の発現状況について

イ 経営安定対策に係る施策の実施状況及び施策の実施による効果の発現状況

(7) 政策別の施策の実施状況及び施策の実施による効果の発現状況

a 米の経営安定対策に係る主要施策において、対策として見合っていない規模の備蓄米を買い入れたり、また、米、麦及び甘味資源作物の経営安定対策に係る主要施策において、定量的な成果目標が設定されていなかったりしている状況の下、当該3品目に係る施策が効果的、効率的に実施されるよう、施策の実施状況や効果の発現状況について引き続き検証し、定期的に点検・見直しを進めていくこと

総合的なT P P等関連政策大綱に基づく豪州枠に係る備蓄米の運営方法の見直し

- 会計検査院からの豪州枠の取り扱いについての指摘を踏まえ、実際に豪州から輸入される数量に見合った規模の買入れとなるよう見直し。
- 具体的には、これまで「枠数量」（4～3月）を事前（当該年産を播種前契約）に買い入れていたところ、令和6年産米からは、「実際の輸入数量」（1～12月）を事後（翌年産を播種前契約）に買い入れ。

	令和5年産米までの対応 【令和5年産米買入時の例】	令和6年産米からの対応 【令和6年産米買入時の例】
豪州 枠数量	R5年4月 令和5(2023)年度 R6年3月 枠数量 6,720実トン	R5年4月 令和5(2023)年度 R6年3月 枠数量 6,720実トン
実際の 輸入数量	R5年4月～R6年3月 輸入実績 X	R5年1月 R5年1～12月 輸入実績 Y R5年12月
備蓄米 買入数量	R5年1月 R5年産米 6,720実トン (8,000玄米トン)	R6年1月 R6年産米 Y実トン (Y' 玄米トン)

MA米及び政府備蓄米の加工原材料用途への販売について

- MA米の加工原材料用途への販売数量は、国産加工原材料用米穀（ふるい下米等）の供給量の減少を受け、前年から大幅に増加した令和6年度に引き続き、令和7年度においても、約16万トンと近年の販売数量と比べて多い水準。令和7年11月から令和8年6月までの販売数量は、前年同期比▲8%。
- 加工用米の生産量の減少やふるい下米発生量の減少に伴う国産加工原材料用米穀の不足に対して、政府備蓄米を、令和6年度に1万トン、令和7年度に約5万トン販売。

■MA米の加工原材料用途への販売数量の動向（速報）

（単位：実トン、%）

		11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	計
販売数量計	2年度	12,741	12,272	10,450	15,045	14,973	6,957	7,768	8,571	5,820	6,396	11,530	9,651	122,174
	3年度	11,101	11,010	10,830	9,626	10,459	7,274	6,474	7,932	6,036	6,150	8,833	8,013	103,738
	4年度	7,929	10,265	7,932	8,056	10,421	5,247	5,986	5,975	5,016	6,318	8,170	5,337	86,653
	5年度	5,920	7,504	6,252	7,644	8,584	4,151	5,004	6,025	4,810	6,276	11,123	8,006	81,299
	6年度	9,577	10,712	10,015	12,687	15,352	11,466	13,986	14,271	8,694	9,374	14,736	11,045	141,914
	7年度	14,589	14,319	7,503	15,058	14,147	11,942	11,311	15,563	13,744	11,133	15,705	13,648	158,662
	(前年比)	(152%)	(134%)	(75%)	(119%)	(92%)	(104%)	(81%)	(109%)	(158%)	(119%)	(107%)	(124%)	(112%)
	8年度	14,317	14,112	9,490	11,376	15,445	8,717	8,747	13,398					95,602
	(前年同期比)	(98%)	(99%)	(126%)	(76%)	(109%)	(73%)	(77%)	(86%)					(92%)

注1：年度は米穀年度（前年11月から当年10月まで）。
注2：令和8米穀年度は速報値。

■政府備蓄米の加工用途向け販売実績

（単位：玄米トン）

販売年度 （販売米穀）	販売数量
平成24年度 （平成18年産米）	43,843
平成25年度 （平成18年産米）	26,854
令和6年度 （令和2年産米）	10,000
令和7年度 （令和2年産米）	52,172

注1：政府所有備蓄備蓄用精米の加工用途向け販売実績は除く。
注2：令和7年度の販売数量は、令和8年2月20日時点の契約数量。

加工原材料用向け政府備蓄米の販売について（令和7年度）

- 令和6年産加工原材料用米穀の取引価格の高騰に加え、ふるい下米の発生量の減少により、加工原材料用の国内産米が不足。また、7年産の加工用米の作付意向が減少し、加工原材料用米穀の価格の高騰や原料確保が困難な状況が続くことが想定されることから、政府備蓄米を加工原材料向けに随意契約により販売。

＜随意契約による政府備蓄米の加工原材料向け販売＞

販売開始時期

令和7年8月1日から、申込受付開始（令和7年10月末まで）

販売対象者

「米穀の買入れ・販売等に関する基本要領」（平成21年5月29日付け21総食第113号総合食料局長通知。）第4章I第2の1の(2)及び(3)に規定する加工原材料用の買受資格を有する者であって、加工用米若しくは新規需要米（米粉用米）の令和4年産から6年産までのいずれかで取組実績があり、かつ令和7年産の加工用米若しくは新規需要米（米粉用米）について、取組計画のある者（今回の政府備蓄米の購入契約数量以上に令和8年産の加工用米若しくは新規需要米（米粉用米）の購入を希望する者に限る。）であること。
ただし、産地の都合で令和7年産の取組計画が立てられなかった者については、取組実施主体との取引ができなかった旨の証明をもって申し込みができるものとする。

販売対象用途

加工原材料用の使用用途：基本要領第4章I第1の2の(2)の各号に掲げる使用用途。

- ア 酒類用（焼酎用、泡盛用（沖縄県下の買受資格者に販売する場合に限る。）リキュール類用、スピリッツ用、みりん用、ビール用、雑酒用又は純粹酵母用）
- イ 調味料用（味噌用、食酢用、醤油用、こうじ（清酒用こうじは除く。）用、たれ調味料用、もろみ（清酒用もろみは除く。）用又は香辛料用）
- ウ 菓子用（米菓用又は和菓子用）
- エ 米穀粉用（上新粉やみじん粉等の米穀粉用、乳児穀粉用、玄米粉用又はビーフン粉用）
- オ 加工品用（甘酒用、玄米茶用、漬物もろみ用、朝食シリアル用、乳児食用、ライススターチ用、味米用、いり玄米スープ用又は水産練製品用）
- カ 小麦粉混入製品用（米穀粉入りめん用又は米穀粉入りフライ用）
- キ その他農産局長が必要と認める用途（※）

（※）清酒用、加工米飯用（肉又は魚、甲殻類、軟体動物その他の水棲動物の混入割合が3%以上（仕込時）である密封包装したレトルト米飯、冷凍米飯等であって、2ヶ月以上の保存に耐えられるもの）、ビタミン強化米用、アルファ化米又はアルファ化米を原料とする製品用、包装もち用又は米穀粉混入製品用

販売対象米穀・数量等

対象米穀：令和2年産政府備蓄米
（玄米（水稻うるち玄米1・2等）、精米）

対象数量：7万5千トン（玄米5万2千トン、精米2万3千トン）
※申込数量：5万トン

申込限度数量：加工用米及び新規需要米（米粉用米）の令和4年産から6年産までのいずれかの取組契約実績と7年産の取組計画数量の差（7年産不足分）を上限とする。

販売価格：玄米 151,840円／トン（税抜き）
精米 187,460円／トン（税抜き）

引渡期間：令和7年8月21日～令和8年2月末

政府備蓄米の無償交付(こども食堂・こども宅食、フードバンクへの支援)

背景・目的

○学校給食における **ごはん食の拡大を支援**するための政府備蓄米の**無償交付制度**の枠組みの下、こども食堂・こども宅食、フードバンクにおいて**食育の一環としてごはん食の推進を支援**。

こども食堂・こども宅食(事業内容等)

〔こども食堂・こども宅食〕

(支援対象) **ごはん食の提供又は食材としてお米を提供・配付する団体・運営者の取組**

(支援要件) 食事の提供やお米を配付する際などに、ごはん食の魅力を伝えるなどの**食育の取組を行うこと**

(支援上限) 団体ごとに一申請当たり600kg(年度内に合計5回の申請が可能)

(申請先)

(株)アイヴィジット(委託機関)

フードバンク(事業内容等)

〔フードバンク〕

(支援対象) **食育活動を支援するフードバンク**

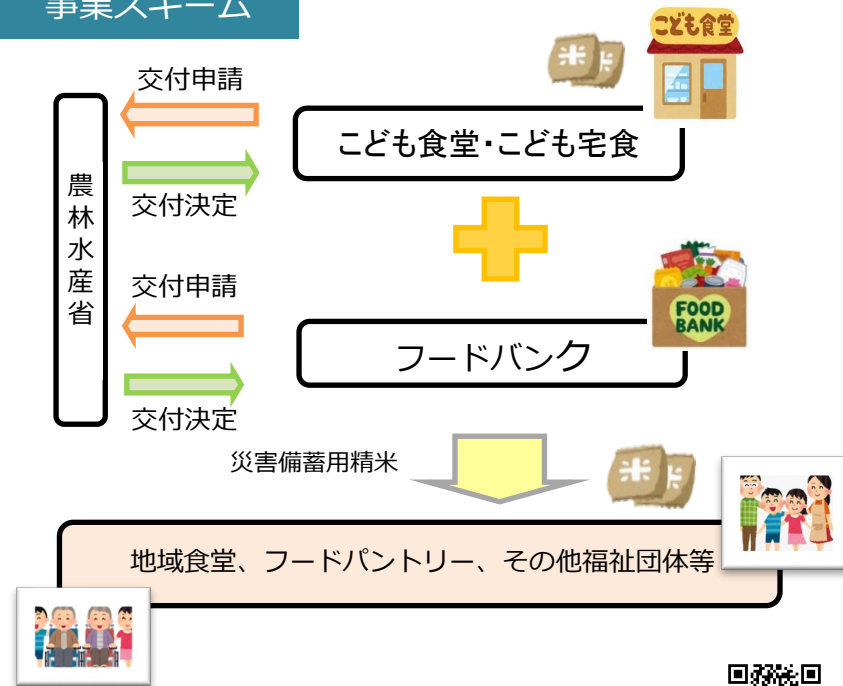
(支援要件) ①法人格を有していること、②団体として1年以上の活動実績があること、③「食品寄附ガイドライン」に基づく**食品の取扱いを行っていること**、④**地方公共団体と連携した取組を行っていること**など

(支援上限) 申請団体ごとに、当該団体における**前年度の食品取扱実績の1/5以内(50トンを上限)**

(申請先)

農林水産省ホームページにおいて公表

事業スキーム



お問い合わせ先

申請様式等、詳しくはこちら ▶▶



担当先	連絡先	担当先	連絡先
農産局穀物課 米麦消費拡大推進室	03-3502-7950	東海農政局 生産振興課	052-223-4623
北海道農政事務所 業務管理課	011-330-8808	近畿農政局 生産振興課	075-414-9021
東北農政局 生産振興課	022-263-1111	中国四国農政局 生産振興課	086-224-9411
関東農政局 生産振興課	048-740-0403	九州農政局 生産振興課	096-300-6223
北陸農政局 生産振興課	076-232-4302	内閣府 沖縄総合事務局 生産振興課	098-866-1653

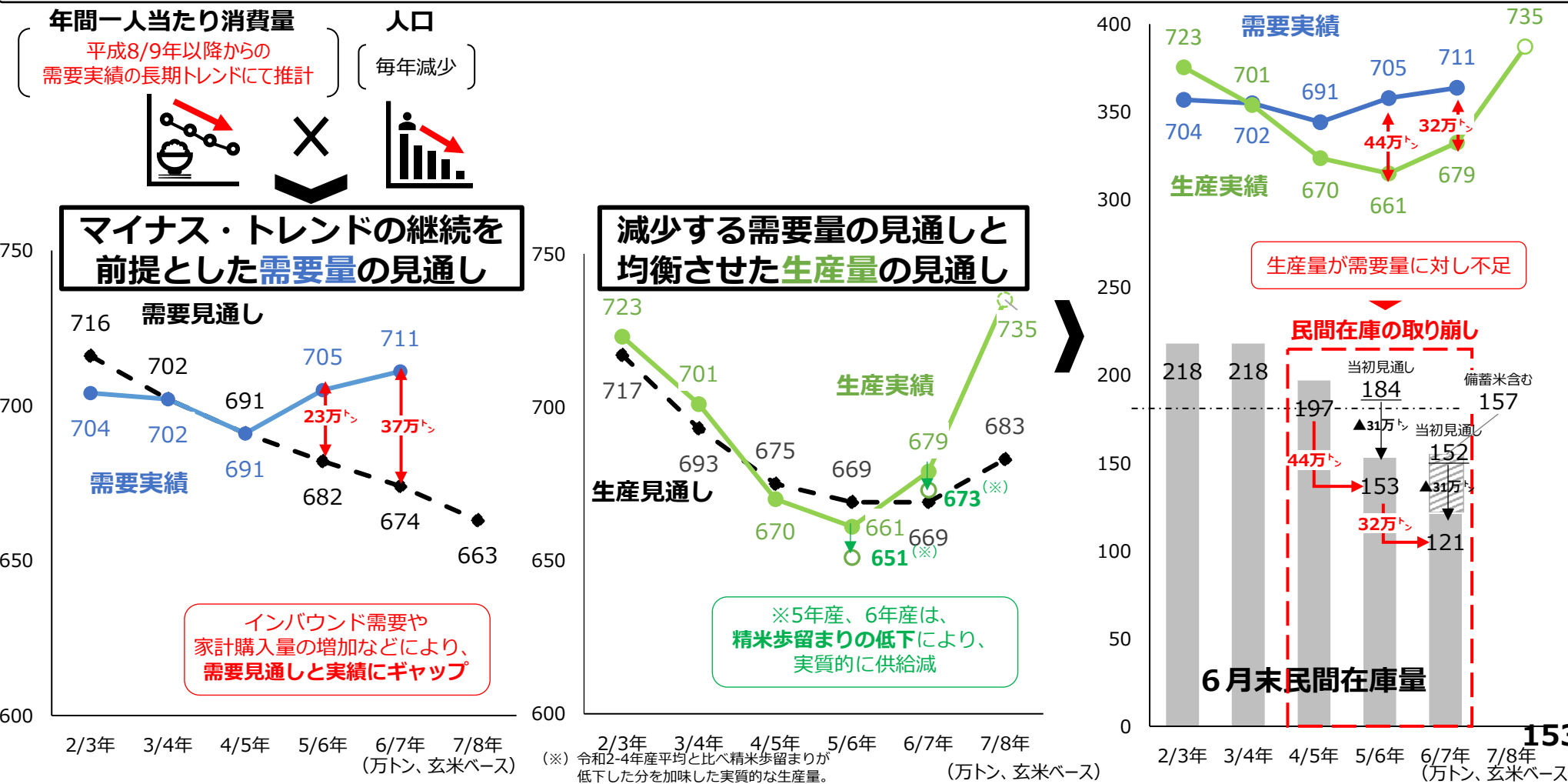
※上記以外の各都道府県(地域拠点)の連絡先は、農林水産省のホームページをご覧ください

⑨ 食糧法改正案について

今般の米価高騰の要因と対応の検証（生産量は足りていたのか）

- 人口減少等による**需要のマイナス・トレンド**を前提に、これに**均衡**するよう**需要量と生産量の見通し**を作成。
- 高温障害等により**精米歩留まりが悪かった**ことから、玄米ベースでの必要量が増加したこと（供給面の要因）に加え、**インバウンド需要や、家計購入量の増加**などにより、実際の生産量及び在庫量から計算した**需要量(玄米ベース)**は、令和4/5年と比較して、令和5/6年、令和6/7年は増加。
- この結果、**生産量は需要量に対し不足し、民間在庫を取り崩し、需要量に見合う供給量を確保せざるを得なかった**。

毎年秋、食糧部会に諮問して、翌年の主食用米等の**需給見通し（需要量の見通し、生産量の見通し等）**を作成



今般の米価高騰の要因と対応の検証、今後の方向性

《検証》

- (1) **農林水産省**は、人口減少等による**需要のマイナス・トレンドの継続**を前提として、翌年産の需要量の見通しと生産量の見通しを作成（令和4年秋・令和5年秋）。また、生産量の見通しにおいても、精米歩留まりが低下していることを考慮していなかった。
- 他方、実際の生産量及び在庫量から計算した需要量(玄米ベース)は、令和4/5年と比較して、令和5/6年、6/7年は増加。また、精米とう精数量から推計した需要量（精米ベース）でも、令和4年産と比較して、令和5・6年産は増加。
- その要因は、高温障害等により精米歩留まりが悪かったことから、玄米ベースでの必要量が増加したこと（供給面の要因）に加え、インバウンド需要や、家計購入量の増加など一人当たり消費量の増加によるものと考えられる。
- この結果、生産量は需要量に対し不足（令和5/6年：40～50万トン程度（需要量比：6～8%程度）、令和6/7年：20～30万トン程度（需要量比：4～5%程度））し、民間在庫を取り崩し、需要量に見合う供給量を確保せざるを得なかった。
- (2) 民間在庫は、多くが既に売り先が決まっているものであり、緊急事態に対応できるバッファーになり得ない状況。民間在庫の減少に伴い、流通段階では、次年度の端境期に米が不足するとの不安から競争が発生。卸売業者等では、新規の調達ルートを開拓したり、同業者間で取引するスポット市場を通じて、比較的高い価格の米を調達。
- (3) これらが米価高騰の要因となる中、農林水産省は、**生産量(玄米ベース)は足りているとの認識**の中で、
- ①**流通実態の把握に消極的**であり、**マーケットへの情報発信や対話も不十分**。
 - ②**政府備蓄米**についても、不作時に備蓄米を放出するというルールの下、**放出時期が遅延**。
- こうした対応の下で、卸売業者等の不安感を払拭できず、更なる価格高騰を招致。

《今後の方向性》

- ①需給の変動にも柔軟に対応できるよう、**官民合わせた備蓄の活用**や、耕作放棄地も活用しつつ、増産に舵を切る政策への移行
- ②**農地の集積・集約、大区画化**や、スマート農業技術の活用、新たな農法（節水型乾田直播等）等を通じた**生産性の向上**
- ③米国の関税措置による影響を分析しつつ、増産の出口としての**輸出の抜本的拡大**
- ④**精米ベースの供給量・需要量や消費動向の把握等**を通じた、**余裕を持った需給見通しの作成**と消費拡大
- ⑤**流通構造の透明性の確保のための実態把握や流通の適正化**を通じた消費者・生産者等の納得感の醸成
- ⑥作物ごとの生産性向上等への転換、環境負荷低減に資する新たな仕組みの創設等を通じた水田政策の見直し（令和9年度）等

※赤線部分は、食糧法の改正により措置することを検討している事項。

○ 流通構造の透明性確保のための実態把握の強化等

① 在庫量、出荷・販売取扱量等の流通情報の把握など実態把握強化を検討する

- ・ 届出対象の追加（加工・中食・外食事業者を届出対象に追加）
- ・ 報告対象事業者の拡大（取扱数量の規模要件の引下げ）
- ・ 定期的な情報把握（定期報告の義務付け、報告対象事業者の規模に応じた報告頻度の見直し）
- ・ 報告内容の拡大（在庫量、出荷・販売取扱量とその見込量、取引価格、精米数量等）

② 届出事業者等の違反を抑止し、是正するための適確な情報把握を担保する措置を検討する

③ 生産者から消費者までが客観的に判断するための材料として、市場動向について、より密に情報発信を行う

○ 今後の備蓄政策について、さらに早急に検討を進める

① 生産量の減少以外の不足要因にも対応できるよう、食糧法を改正し、備蓄の定義（目的）を見直すとともに、その水準について、③・④の制度設計も踏まえつつ、検討する

② 事前契約による令和8年産備蓄米の政府買入れは21万玄米トンを予定。政府備蓄米の放出（全体で約59万玄米トン）に係る買戻し及び買入れは、今後の需給状況等を見定めた上で行う

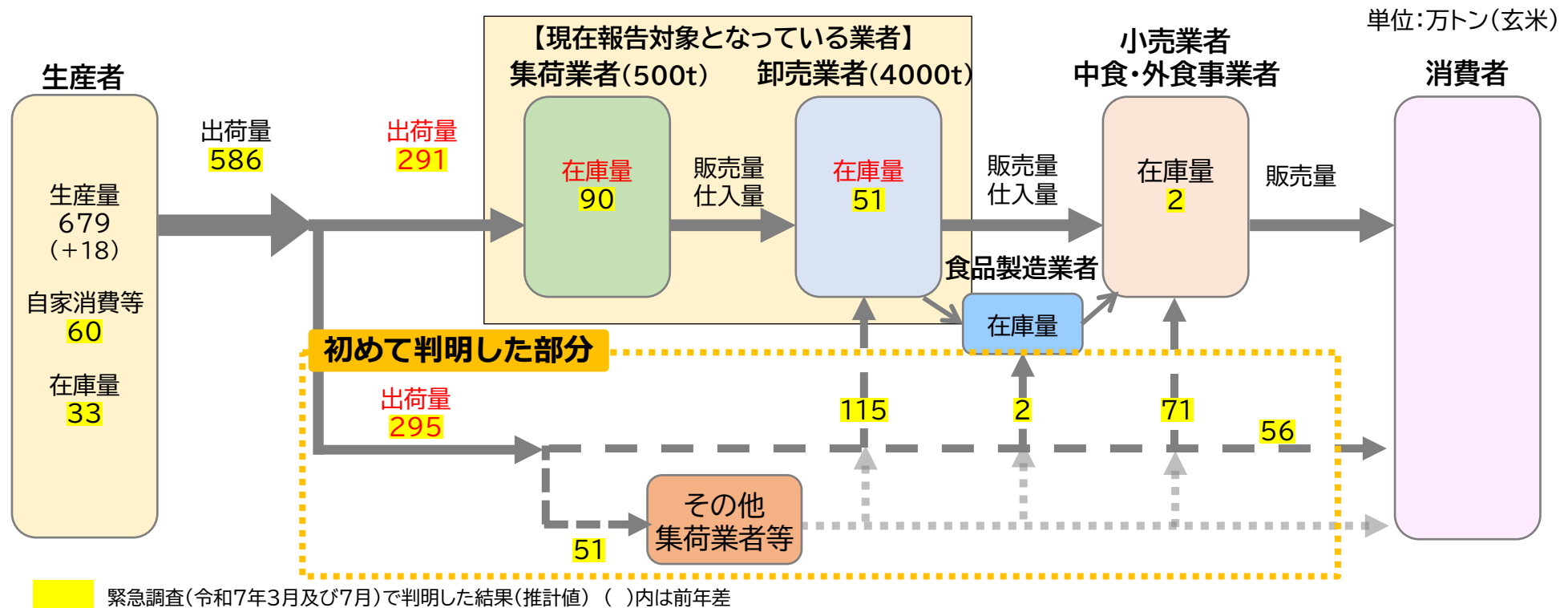
③ 政府備蓄について、今般の備蓄米の売渡しにおける課題の検証を踏まえ、備蓄期間、売渡しの方法、倉庫の地域偏在等について、より円滑な備蓄米の供給の観点から、その運営を見直す

④ 民間備蓄について、官民の役割分担と運営方法等につき、民間事業者の意見も踏まえた上で、その具体的な仕組みについて検討する

緊急調査で明らかになった令和6年産米の流通状況【推計】

- 集荷業者以外の業者等への出荷量が全体の約半分を占め、**流通が多様化していることが明らか**になり、これらの業者から卸売業者や小売業者、中食・外食事業者への販売が一定程度存在。他方で、**その他集荷業者等の在庫量等は把握できていない状況**。
- **流通実態を、時間的経過を含め的確に把握するためには、従来からの把握では調査項目等が不十分**。

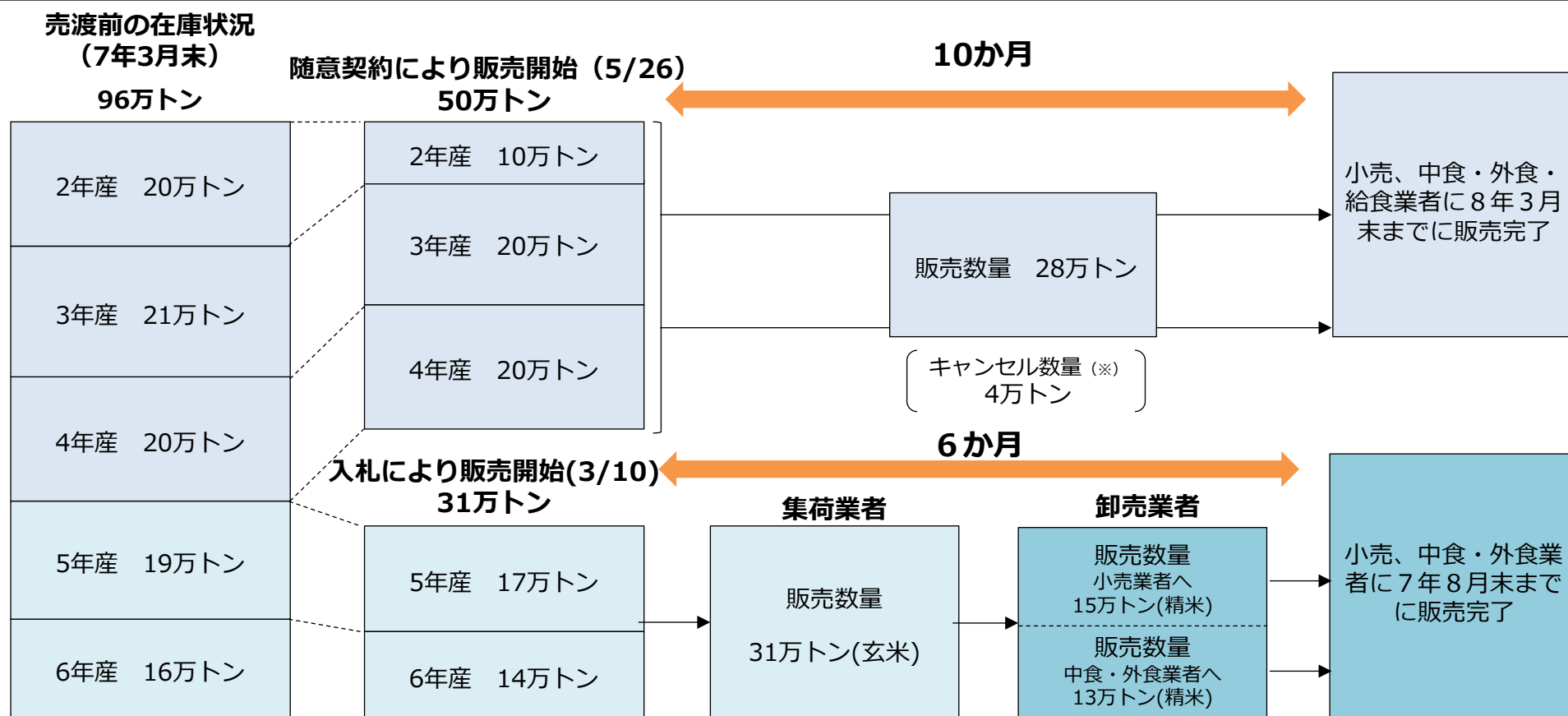
令和6年産米の流通状況（令和7年6月末の調査で判明）



- ※1 生産者の在庫数量等に関する聴き取り調査の結果から、2020年農林業センサスの作付規模の階層別作付面積のシェアを用いて、生産者全体の在庫量等を推計。
- ※2 集荷業者以外の業者等の業種別の出荷量は、生産者の在庫数量等に関する聴き取り調査の生産者直接販売等の推計値(295万トン)に、出荷先の業種別割合を乗じて算出。
(消費者への販売量は、消費者直売等とふるさと納税の計であり、その他集荷業者等への出荷量は、集荷業者(系統外)、農業生産法人等及びその他の計である。)
- ※3 その他集荷業者等の51万トンの販売先は未確認。

政府備蓄米の売渡し

- 政府備蓄米については、**入札により31万トン販売、随意契約により28万トン**それぞれ販売。
- 入札による政府備蓄米は、**小売等への販売に6か月**。公告期間を原則10日取る必要や、多数の者への売渡しに係る**混乱等を避けるため川上の集荷業者に販売**せざるを得ず、**川下事業者への売渡しに一定の時間**を要した。
- 随意契約による政府備蓄米は、**小売等への販売に10か月**。紙袋形態で保管されている米の**処理**や**多数の者への売渡し手続きを国が行う**こととなった結果、**手続きに一定の時間を要した**もの。



※ キャンセル数量は、数量確定後の要望によりキャンセルとなった数量。28万トンの外数。

主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律の一部を改正する法律案の概要

背景

- 今般の米価高騰の要因及び政府備蓄の売渡しの対応を検証する中で、農林水産省が**多様化する流通実態を適確に把握できていなかった**ことや、**政府備蓄は売渡手続に時間を要し、機動性を欠く**という課題が明らかとなった
このような課題に対応し、米の安定供給を確保するためには、
 - ① **外食・中食を含め流通業者の取引実態を幅広く把握**するとともに、
 - ② **官民を挙げた備蓄体制を構築**し、備蓄米の機動的放出を可能にする必要
- 米の需要を拡大し、これに応じた生産を推進するためには、**米の需要の減少を前提とした生産調整に関する規定を見直す**必要

法律案の概要

1. 多様化する流通実態の把握強化

- (1) 届出事業者の拡大
 - ・ 米穀の出荷・販売業者に加え、**加工・中食・外食の事業者を追加**（第9条関係）
- (2) 定期的報告の義務化、罰則の強化
 - ① (1)の事業者に対し、**国への定期的な在庫量、出荷・販売量等の報告**を義務化（第11条関係）
 - ② 届出・定期報告等の適正性を担保するため、**罰則を措置**（第56条第2号、第58条、第59条第1号及び第2号並びに第62条第1号関係）

2. 備蓄制度の見直し

- (1) 目的の見直し（第3条第2項関係）
 - ・ **生産量の減少による供給不足**に加えて、**需要量の増加等による供給不足**にも備えて保有できるよう、備蓄の目的を見直し。
- (2) 民間備蓄制度の創設
 - ① 基準保有量の米穀の常時保有（第33条の2から第33条の6まで関係）
 - ・ 政府備蓄に加え、**一定規模以上の民間事業者**に対して、**基準量以上の米穀の保有を義務付け**
 - ・ 各事業者の基準量は、**前年の取引数量の100分の10を超えず**、かつ、**民間備蓄の総量が政府備蓄の100分の25を超えない**範囲で算定方法を省令で定める
 - ・ 基準量以上の米穀を常時保有していない場合には、**常時保有することを勧告・命令**

主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律の一部を改正する法律案の概要

(2) 民間備蓄制度の創設

② 民間備蓄の譲渡し（第33条の7関係）

- ・ 米穀の供給が不足し、政府備蓄に比べ民間備蓄の方が迅速に譲り渡すことができる場合には、**基準量を引き下げ、必要に応じて供給が不足している地域等への譲渡しを要請・勧告・公表・命令**

③ 財政上の措置等（第48条の2関係）

- ・ 米穀の常時保有が円滑に行われるよう、政府は、**必要な財政上の措置**等を講ずることを明記

④ 罰則の措置（第56条第1号、第59条第3号及び第60条関係）

- ・ ①の常時保有命令違反、②の譲渡し命令違反等に対する**罰則を措置**

3. 需要に応じた生産の促進

(1) 生産調整方針の廃止（改正前第2条、第5条から第7条まで及び第9条第1号関係）

- ・ 米の需要減少を前提とした「米穀の需給の均衡を図るための生産調整の円滑な推進」なる規定や、国による**生産調整方針の認定規定を廃止**

(2) 需要に応じた生産に係る責務規定の新設（第5条関係）

- ・ **生産者は需要に応じた生産に主体的に努力すること、政府は農地の大区画化や輸出等需要開拓により需要に応じた生産を促進すること**等を明記

4. 目的規定の見直し（第1条関係）

- ① 生産調整に代えて**米穀の需要に応じた生産**を規定すること、**民間備蓄**制度を創設することに合わせ、**目的にも追加**。
- ② 米穀価格形成センターの規定の廃止と併せ、「需給の安定を図り、及びこれを通じて価格の安定化を図る」旨を明確化。

施行期日

公布の日から起算して1年を超えない範囲内において政令で定める日。

ただし、2(1)は公布の日、2(2)は公布の日から起算して2年を超えない範囲内において政令で定める日。

⑩ 米の輸出・輸入

米・米加工品の輸出実績の推移(2020年～2026年 5月)

- 米・米加工品の輸出実績（2026年 1～5月）は輸出数量26,793トン（対前年同期比－8％）、輸出金額293億円（対前年同期比＋6％）となり、輸出金額は2024年 1月以降、29ヶ月連続して対前年同期比を上回る。
- うち米の輸出実績（2026年 1～5月）は輸出数量17,139トン（対前年同期比－11％）と減少したものの、輸出金額63億円（対前年同期比＋14％）となり、輸出金額は2022年 2月以降、52ヶ月連続して対前年同期比を上回る。

品 目 名			2020年	2021年	2022年	2023年	2024年	2025年		2026年		(参考) 主な輸出先国・地域
								対前年比		1～5月	対前年同期比	
米・米加工品 (①+②+③+④+⑤)	数量 (原料米換算)	トン	36,569トン	45,959トン	53,931トン	58,472トン	67,922トン	70,529トン	+4%	26,793トン	-8%	アメリカ 中国 香港 台湾 韓国
		金額	億円	524億円	613億円	576億円	636億円	677億円	+7%	293億円	+6%	
	①米	数量	トン	19,781トン	22,833トン	28,928トン	37,186トン	45,112トン	+3%	17,139トン	-11%	香港 (13,522) アメリカ (9,896) シンガポール (6,361) 台湾 (3,329) タイ (2,862)
		金額	億円	53億円	59億円	74億円	94億円	120億円	+15%	63億円	+14%	
	②パックご飯等 (加工米飯を含む)	数量	トン	1,205トン	1,129トン	1,384トン	1,593トン	2,298トン	+24%	1,077トン	-1%	アメリカ 台湾 香港 オーストラリア シンガポール
		原料米換算	トン	634トン	594トン	727トン	837トン	1,208トン	+24%	566トン	-1%	
		金額	億円	7億円	6億円	8億円	10億円	19億円	+34%	8億円	+9%	
	③米粉及び米粉製品 (米粉麺等)	数量	トン	249トン	88トン	173トン	101トン	123トン	-21%	51トン	+4%	台湾 アメリカ ドイツ タイ フランス
		原料米換算	トン	308トン	108トン	213トン	125トン	152トン	-21%	63トン	+4%	
		金額	億円	0.7億円	0.6億円	1.0億円	0.8億円	1.0億円	-13%	0.4億円	-4%	
	④米菓 (あられ・せんべい)	数量	トン	4,222トン	5,141トン	4,523トン	4,565トン	4,656トン	-13%	1,531トン	-4%	アメリカ 台湾 香港 サウジアラビア 韓国
		原料米換算	トン	3,589トン	4,370トン	3,845トン	3,880トン	3,958トン	-13%	1,302トン	-4%	
		金額	億円	45億円	56億円	55億円	61億円	66億円	-9%	24億円	+5%	
	⑤日本酒 (清酒)	数量	㌔リットル	21,761 ㌔リットル	32,052 ㌔リットル	35,894 ㌔リットル	29,194 ㌔リットル	31,054 ㌔リットル	+8%	13,712 ㌔リットル	-1%	中国 アメリカ 香港 韓国 台湾
		原料米換算	トン	12,257トン	18,054トン	20,218トン	16,444トン	17,492トン	+8%	7,723トン	-1%	
		金額	億円	241億円	402億円	475億円	411億円	435億円	+6%	198億円	+3%	
米・パックご飯・ 加工米飯・米粉及び米粉製品 (①+②+③)	数量 (原料米換算)	トン	20,723トン	23,535トン	29,868トン	38,148トン	46,472トン	48,192トン	+4%	17,768トン	-11%	アメリカ 香港 シンガポール 台湾 タイ
	金額	億円	60億円	66億円	83億円	105億円	136億円	159億円	+17%	71億円	+13%	

資料：財務省「貿易統計」（政府による食糧援助を除く。）
 注 1：米粉は2019年より、米粉麺等は2020年より貿易統計にて輸出実績を集計・公表。
 注 2：米粉及び米粉製品のうち米粉製品の原料米換算は米粉100%として推計。
 注 3：「（参考）主な輸出先国・地域」は2025年の輸出金額上位 5 か国・地域を記載。米に関しては、2025年の輸出数量（トン）を記載。
 注 4：「米・米加工品」及び「米・パックご飯・加工米飯・米粉及び米粉製品」の値は、ラウンドの関係で一致しないことがある。

商業用の米の輸出数量及び輸出金額の推移(2020年～2026年 5月)

○ 2025年の米の輸出数量は対前年比3%増の46,573トン、輸出金額は対前年比15%増の13,880百万円

	2020年		2021年		2022年		2023年		2024年		2025年		2026年 (1～5月)	
	数量 トン	金額 百万円	数量 トン	金額 百万円	数量 トン	金額 百万円	数量 トン	金額 百万円	数量 トン	金額 百万円	数量 トン	金額 百万円	数量 トン	金額 百万円
輸出合計	19,781 (+43%)	5,315 (+42%)	22,833 (+15%)	5,933 (+12%)	28,928 (+27%)	7,382 (+24%)	37,186 (+29%)	9,411 (+27%)	45,112 (+21%)	12,029 (+28%)	46,573 (+3%)	13,880 (+15%)	17,139 (-11%)	6,266 (+14%)
香港	6,978	1,796	8,938	2,118	9,880	2,344	11,301	2,630	13,474	3,267	13,522	3,571	4,232 (-23%)	1,330 (-4%)
アメリカ	1,989	565	2,244	625	4,459	1,169	6,883	1,768	8,784	2,527	9,896	3,140	3,574 (-12%)	1,395 (+10%)
シンガポール	3,696	785	4,972	1,025	5,742	1,201	5,593	1,153	6,406	1,353	6,361	1,545	2,534 (+1%)	769 (+39%)
台湾	2,004	622	1,907	575	2,532	716	3,116	877	3,577	1,016	3,329	1,037	1,221 (-7%)	427 (+7%)
タイ	555	145	625	162	1,045	256	1,299	307	1,787	461	2,862	812	1,255 (+10%)	402 (+27%)
カナダ	205	62	210	69	382	104	1,629	394	2,138	546	1,902	567	915 (-8%)	349 (+23%)
オーストラリア	1,074	334	893	283	1,245	390	1,204	386	1,351	460	1,253	480	589 (+4%)	278 (+31%)
イギリス	451	131	332	104	526	162	587	193	853	290	1,093	416	346 (-12%)	169 (+16%)
ドイツ	144	58	185	68	239	81	582	186	867	269	749	275	462 (+54%)	217 (+108%)
アラブ首長国連邦	58	25	96	45	130	49	389	116	487	172	590	218	163 (-44%)	73 (-27%)
フランス	112	49	173	72	237	93	395	135	473	172	553	209	249 (-13%)	127 (+22%)
スペイン	7	4	13	10	87	28	544	135	675	182	579	191	269 (-9%)	115 (+35%)
その他	2,508	739	2,245	778	2,424	789	3,664	1,131	4,240	1,316	3,884	1,420	1,330	617

資料：財務省「貿易統計」（政府による食糧援助を除く。）

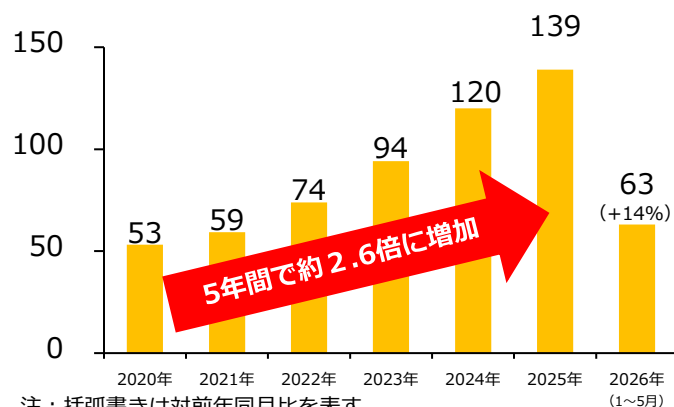
注1：2025年1～12月の輸出金額上位国・地域を記載。

注2：（ ）内は対前年同期増減比である。

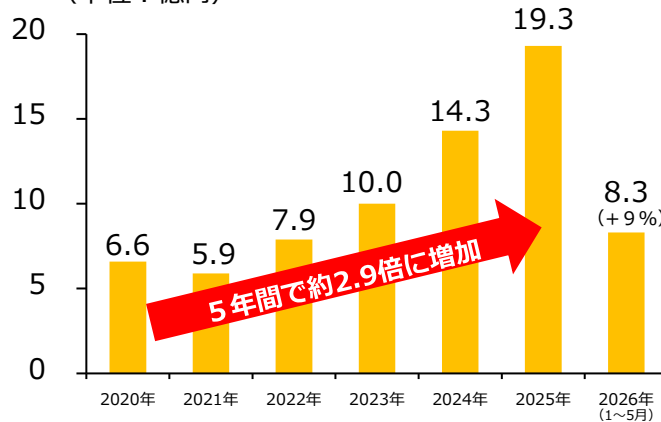
米・パックご飯等・米粉及び米粉製品の輸出実績の推移(2020年～2026年 5月)

- 米については、海外における**日本食レストランやおにぎり店などの需要開拓**を進めた結果、**アジアのほか、北米や欧州向けも大きく増加**。2025年の輸出額は139億円、輸出量は46,573トン。
- パックご飯等については、**アメリカを中心にEC・小売店等からの需要が増加**。2025年の輸出額は19.3億円、輸出量は2,853トン。
- 米粉及び米粉製品（米粉麺等）については、**グルテンフリー需要の高まりにより増加**。2025年の輸出額は1.0億円、輸出量は97トン。

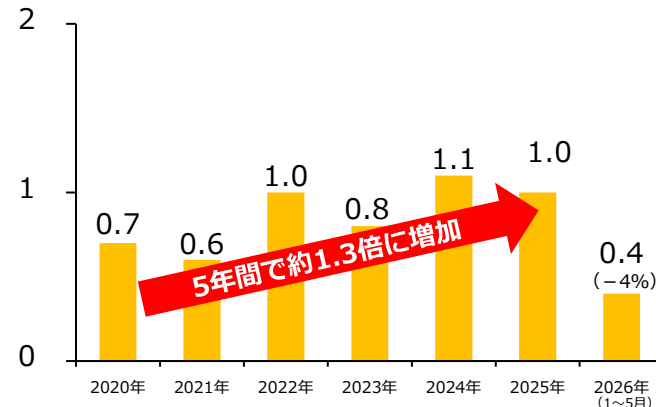
● 米の輸出実績
(単位：億円)



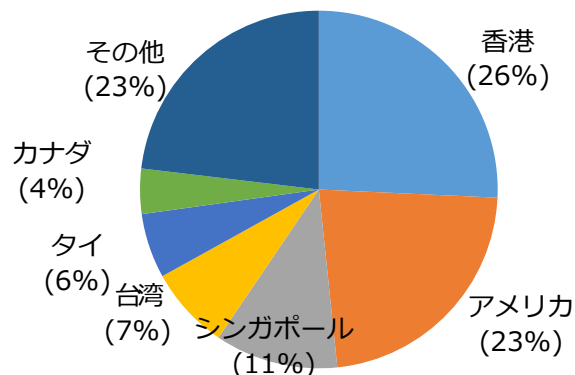
● パックご飯等の輸出実績
(単位：億円)



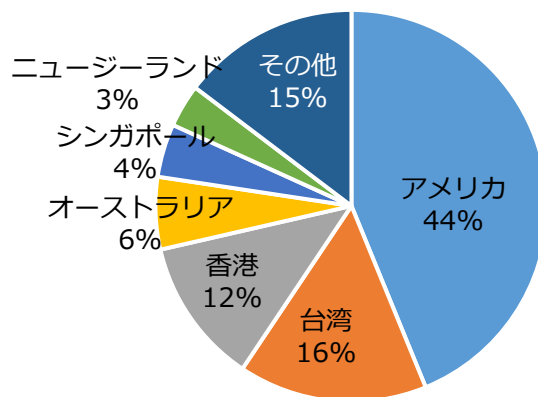
● 米粉及び米粉製品（米粉麺等）の輸出実績
(単位：億円)



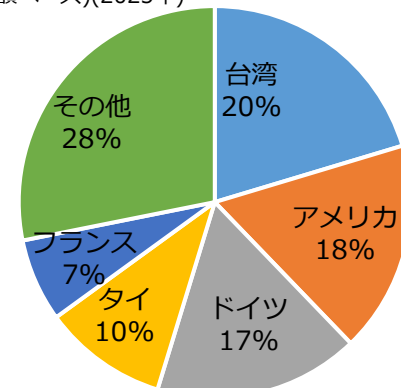
■ 米の輸出先国・地域内訳 (金額ベース)(2025年)



■ パックご飯等の輸出先国・地域内訳 (金額ベース)(2025年)



■ 米粉及び米粉製品（米粉麺等）の輸出先国・地域内訳 (金額ベース)(2025年)



- 人口減少に伴う国内需要の減少が見込まれる中、生産基盤を強化し、食料安全保障を確保するため、成長する**海外の食市場**を取りこむことが重要。
- このため、**農林水産物・食品の輸出拡大**に加え、**食品産業の海外展開、インバウンドによる食関連消費の拡大**に向けた施策を強化し、輸出拡大との相乗効果を通じて**海外から稼ぐ力**を強化するための戦略を策定（令和7年5月最終改訂）

1. 農林水産物・食品の輸出拡大（2030年5兆円）

①日本の強みを最大限に発揮するための取組

- 海外で評価される強みがある31の**輸出重点品目、ターゲット国・地域**について**輸出目標を設定**
- **新市場の開拓、輸出先の多角化**
- 地理的表示（GI）やコンテンツの活用により、**高付加価値化**
- **優良品種を守り、新品種を育成・普及を進めるための法制度を検討**

②マーケットインの発想で輸出にチャレンジする事業者の支援

- **マーケットインの発想※**に基づき低コストの生産等ができる**大規模輸出産地**の育成・展開
- 国内から現地まで一貫してつなぐ**戦略的なサプライチェーン**を構築し、横展開

※ 海外市場で求められるスペック（量・価格・品質・規格・認証）の産品を専門的・継続的に生産販売しようとするもの。

③政府一体となった輸出の障害の克服

- 輸出先国・地域における**輸入規制の撤廃・緩和**に向けて**政府一体となった協議**を実施
- 我が国の強みである、優れた品種や技術、特有の食文化等の**知的財産を守り「稼ぎ」に変えるための知的財産対策の強化**

2. 食品産業の海外展開（2030年3兆円）

- 海外現地の**専門家**による規制や税務対応の支援、**コールドチェーン**構築の推進

3. インバウンドによる食関連消費の拡大（2030年4.5兆円）

- 地域の食材や歴史・文化を**ストーリー**にして**旅マエ・旅ナカ・旅アト**で効果的に外国人にアプローチ

1. 国別輸出額目標

国名	2024年実績※	2030年目標※	国別のニーズ・規制に対応するための課題・方策
合計	136億円	922億円	—
米国	32億円	216億円	- 西海岸・東海岸の主要都市や日系事業者だけでなく、中部などの地方都市の市場の開拓及び非日系のレストランやスーパーを中心とした商流構築の拡大が課題 - 中食・外食などの日系企業の海外展開を促進し、日本産米の利用拡大を図る - 品目団体・JETRO・JFOODOが連携し、寿司やおにぎり等の米を使った日本食のプロモーションや商流構築を推進することで、上記課題の克服を図る - 有機食品への関心の高まりを切り口に有機米の販売促進を図る
E U ・ 英 国	13億円	176億円	- 日本食の需要拡大にあわせて、日本産米のプロモーション等を実施しているが、輸出実績は小規模で現地に十分浸透していない - 中食・外食などの日系企業の海外展開を促進し、日本産米の利用拡大を図る - 品目団体・JETRO・JFOODOが連携し、米を使った日本食のプロモーションや商流構築を推進することで、寿司やおにぎり等の切り口で各国における非日系を含めた市場開拓・拡大を図る - 品目団体による展示会への出展や商談会の開催のほか、他品目との連携による顧客の深掘りや、拡大するグルテンフリー市場において米粉・米粉製品の需要開拓を図る - 容器・包装等の各種規制への対応に必要な取組を支援する - 英国のCPTPP加入に伴う関税撤廃を追い風に更なる輸出拡大を図る - 有機食品への関心の高まりを切り口に有機米の販売促進を図る
シンガポール・台湾・香港	61億円	141億円	- 輸出事業者が日系外食店・小売店を中心に需要を開拓しているが、一部では日本産米同士の競合が生じている - 他国産ジャボニカ米が安価で販売されており、価格による競争は限界 「冷めてもおいしい」といった日本産米の特性を訴求し、既存の販路に加え、非日系のレストランやスーパーとの商流やECサイトなど新たな販路の構築により更なる需要開拓を図る - 高級外食店・小売店に加え、手軽に食べられることが人気のおにぎり等のプロモーションを通じて日本産米の更なる市場開拓を図る
中国	0.8億円	128億円	- 指定精米工場及び登録くん蒸倉庫の追加や原発事故に伴う輸入規制の即時撤廃を、政府一丸となって強く働きかける - くん蒸対応の不要なパックご飯の需要拡大、認証の取得や必要な機械・設備の導入等を支援 - 中食・外食などの日系企業の海外展開を促進し、日本産米の利用拡大を図る - インバウンド向けを含め、日本料理店等をターゲットとしたプロモーションやバイヤー招へい等を通じた商流構築を推進
カナダ	6億円	104億円	炊飯の習慣が必ずしも一般的ではない中で、より簡便に日本産米を食べることが可能なパックご飯の需要拡大を図りつつ、寿司等の日本食の広がりに応じた日本産米の需要開拓を図る
その他（中東、豪州等）	24億円	157億円	- 中食・外食などの日系企業の海外展開を促進し、日本産米の利用拡大を図る - インバウンドによる食消費の拡大を通じた輸出拡大との好循環の形成を図る

※ 四捨五入の関係で内訳の計と合計が一致しないことがある

2. 輸出産地の育成・展開

育成すべき輸出産地	
【現状（2024年）】フラッグシップ輸出産地 6 産地 【目標（2030年）】フラッグシップ輸出産地30産地を目指す	
現状・課題	方策
- 供給が追いつかず、旺盛な海外需要に応えきれしていない - 他国産に比べ割高で、国際競争力も十分でない	農地の大区画化等の基盤整備、農地の集積・集約化による分散錯圃の解消等の生産基盤の強化の推進、官民をあげた多収品種の普及・開発の拡大、スマート農業等と低コスト生産技術の導入・定着、輸出産地の規模拡大等に伴う精米施設・乾燥調製施設の整備等により、低コストで生産できる大規模輸出産地の形成や海外需要のある有機米の作付け拡大を推進

3. 加工施設等の整備及び認証の取得

現状・課題	方策
- 輸出先国・地域の規制等への対応が十分進んでいない - 物流における低コスト化や輸送効率の改善が十分行われていない	- パックご飯や加工米飯について、輸出先国・地域の規制に対応するための国際認証等の取得や輸出向け生産に必要な機械・設備の導入等を支援 - 生産者と輸出事業者等のマッチングを促進する等、生産から販売までの国内外一貫したサプライチェーンの構築を推進 - 国内流通も含め、低コスト化や作業効率の改善につながる産地から精米工場への推奨フレコンによる出荷や鉄道へのモーダルシフトを推進

4. 品目別団体を中心とした販路開拓

現状・課題	方策
- 更なる輸出拡大が見込める主要輸出先国・地域での新たな購買層の深掘りや輸出事業者の進出が不十分な国・地域での市場開拓が不十分 - 海外における日本産米の理解醸成が十分でない	（一社）全日本コメ・コメ関連食品輸出促進協議会（全米輸）による輸出国・地域のマーケット情報の収集・発信、プロモーション活動を実施。実施に際しては、他の品目団体や輸出支援プラットフォームとも連携 - 現地ニーズを踏まえた商品提案や商流構築を行うため、現地にエージェントを設置 - 輸出支援プラットフォーム等とも連携して、消費者と事業者に対し、日本産米の多様性や特徴をPRするなど、マーケットに応じた訴求を図る - インバウンドによる食消費の拡大を通じた輸出拡大との好循環の形成を図る

全日本コメ・コメ関連食品輸出促進協議会（全米輸）の概要

- 米・米関連食品の海外需要の開拓・拡大のため、オールジャパンでの輸出を促進する全国団体（一般社団法人全日本コメ・コメ関連食品輸出促進協議会（全米輸））を平成27年8月13日に設立。
- 令和4年12月5日付けで輸出重点品目となっている「**コメ・パックご飯・米粉及び米粉製品**」の認定品目団体（※）として認定。

（※品目団体の認定制度は、輸出促進法に基づき、輸出重点品目ごとに、生産から販売に至る関係者が連携し輸出の促進を図る法人を、その申請に基づき、所管大臣が認定品目団体として認定するもの。令和7年5月30日付けで改訂された「農林水産物・食品の輸出拡大実行戦略」において、輸出重点品目は「米・パックご飯・加工米飯・米粉及び米粉製品」に変更。）

○目的

- （1）我が国の良質な米・米関連食品の海外での需要の開拓・拡大を図り、世界のマーケットに届けるため、オールジャパンで取り組むべき共通課題の洗い出し・解決に向けた協力体制を構築すること。
- （2）米、米関連食品輸出の拡大を通じて、我が国のコメ生産者の所得向上に資すること。
- （3）米、米関連食品の輸出拡大に向けて、協議会会員間の相互の情報収集、共有を通じ、各種連携を促進し、必要に応じて輸出事業の共同展開に資すること。

○代表理事：木村 良（きむら りょう）

○会員数：129（令和8年6月30日現在）

米輸出事業者、生産者団体等：84（クボタ、全農、神明、木徳神糧、千田みずほ、ホクレン等）、蔵元等：12、米菓メーカー等：9、パックご飯メーカー等：3、米粉メーカー等：9、その他：12（食品機器メーカー、外食事業者等）



農林水産大臣から認定証を授与される木村理事長（中央）

○問い合わせ先（事務局）

ホームページ <https://zenbeiyu.com/jp/>

電話番号：03-5643-1720 FAX：03-5643-1721

メールアドレス jimukyoku@zenbeiyu.or.jp

所在地：東京都中央区日本橋小伝馬町15-15 食糧会館 6F



THIS IS
JAPAN QUALITY
日本のおいしい米。

全米輸による海外需要開拓の取組例

ANUGA 2025食品展示会への出展(ドイツ)(2025年10月)

欧州最大級の食品・飲料見本市であるANUGA 2025において全米輸ブースを出展（来場者数：約15万人、出展社数：約8,000社）。

現地バイヤーや食品関係者に日本産米・米関連食品の魅力をアピールし、購買意欲を醸成。会員のマーケティング活動と販路開拓を支援しつつ、持続可能な輸出モデルを構築。EU圏内で高まるおにぎりブームを活かし、おにぎりプロモーションを通して日本産米シェア拡大。



▲展示会会場の様子



▲おにぎりプロモーションの様子

UAE（ドバイ）におけるプロモーションイベント（2024年12月）

現地で輸入卸業者や小売店を招聘し、日本産米や関連食品の商談会を実施。

さらにドバイ総領事公邸で試食会を含むプロモーションイベントを開催し、現地事業者の商品を紹介。数々の現地事業者との商談が実現し、参加会員企業から成果含め前向きな反応が得られている。

事業実施後も更なる成約獲得に向けて、フォローアップを実施。



▲プロモーションイベントの様子



▲商談ミーティングの様子

アメリカにおける他品目団体等との連携事業（2024年10月）

重点市場であるアメリカでの新たな販路開拓を目的に、マイアミ、ヒューストンにおいて、日本養殖魚類輸出推進協会やJETRO・JFOODOと連携した取組を実施。

日本産米とぶり・たいなどの水産物が持つ個々の強みを掛け合わせた相乗効果により、単品では実現し得ないコンテンツパワーを創出し、寿司を中心とした知名度の高い人気料理を通じて日本産食材の魅力を最大限訴求。また、SNS等を活用した日本産食材のPRキャンペーンやレストランでのプロモーション（to C）とビジネスマッチング（to B）を連動させ、効果的な商流構築を図った。



▲ビジネスマッチングの様子



▲プロモーションイベント（寿司の提供）の様子

各国・地域で広がりを見せる「おにぎり」

- おにぎりは、テイクアウトが可能で片手で手軽に食べられ、外食に比べコストパフォーマンスも高く、さらに健康食として、今後あらゆる地域で需要が拡大するポテンシャルを有する。
- アジアのみならず北米、欧州、大洋州等の地域でおにぎりブームが到来。専門店の出店が相次ぐほか、スーパーマーケットやテイクアウト店での取り扱いも急増。
- 冷めてもおいしいなど、日本産米ならではの特性が最大限に生きる商材であり、日本産米の輸出拡大において極めて有効なコンテンツ。

(2026年7月時点)

(株) イワイ (アメリカ・フランス)



(店舗数：5店舗)

- アメリカ (NY、NJ、CA) とフランス (パリ) におむすび専門店「**おむすび権米衛**」を展開。
- **玄米形態で輸出し現地店舗で精米**することで、精米したての米を使ったおむすびを消費者へ提供。
- 国内外店舗を問わず、**店舗で使用される全ての米を生産者と直接契約**。
- コロナ禍によるテイクアウト需要で売上げが加速。

百農社 (香港、アメリカ)



- 香港のオフィス、ショッピングモール、地下鉄駅構内等において、おむすび専門店「**華御結**」及び「**OMUSUBI**」を150店舗、おむすび自動販売機を160台展開。
- 米は全て日本産を使用。品質の均一化・多店舗展開に対応するため、**おむすびは全て自社工場で製造**。
- 2026年5月には**アメリカ (ロサンゼルス)** で1号店を開店。

(株) パン・パシフィック・インターナショナルホールディングス (シンガポール・香港・マカオ・台湾・マレーシア・アメリカ)



(店舗数：22店舗)

- **DON DON DONKI**店内で、握りたてのおにぎりとおにぎり用の米を提供する日本産米専門店「**富田精米 (シンガポール・マレーシア・香港・マカオ・台湾)**」「**安田 (やすだ) 精米 (香港・台湾・アメリカ (ハワイ・グアム・カリフォルニア))**」を展開。
- おにぎりを食べてもらう**飲食業**と日本産米を買ってもらう**物販業**が併存する従来にない**ハイブリッド型**。
- **玄米輸出、現地精米**をすることで、鮮度の高い日本産米を提供。

KNT-CTホールディングス (株) (アメリカ)



- 旅行会社として**日本の食材と日本産米の魅力**を海外へ向け発信し、地域創生を目指す「**コメイノベーション事業**」を開始。
- フードトラックでの、おにぎりのテスト販売を経て、「**ONIGIRI SUN**」をロサンゼルスにオープン。
- 玄米輸出、現地精米した日本産米で、**握りたてのおにぎり**を提供。具材には鮭・明太子・昆布等の定番に加え、大豆ミートそぼろ等、**ヴィーガンにも対応**。飲料にも日本発の玄米デカフェを提供。

(店舗数：1店舗)

コメ海外市場拡大戦略プロジェクト

- 「コメ海外市場拡大戦略プロジェクト」は、米の輸出量を飛躍的に拡大すべく、平成29年9月に立ち上げ。
- 本プロジェクトは、目標及び取組方針を掲げて米・米加工品の輸出拡大に取り組む事業者・産地が参加可能なプラットフォームであり、参加者への支援を実施。

《国による支援》
・ 戦略的輸出事業者と戦略的輸出基地（産地）等が連携して実施する取組を後押し
・ （新たに）輸出に取り組む事業者・産地に対するマッチング・相談等サポート
・ 輸入規制についての情報発信

支援

戦略的輸出基地 （158産地※）

海外マーケットに対応可能な、質、数量、価格の面で競争力を有する米の生産を推進。



戦略的輸出事業者 （卸、輸出商社など90事業者※）

輸出拡大の目標、当該目標達成のためのターゲット国・地域・市場及び取組方針を掲げ戦略的に海外市場を開拓。



連携

連携

農林水産物・食品
輸出支援プラットフォーム
（在外公館、JETRO海外事務所、
JFOODO海外駐在員）

認定農林水産物・
食品輸出促進団体
（一般社団法人 全日本コメ・
コメ関連食品輸出促進協議会）

※ 2026年 6月30日現在

産地と輸出事業者が一体となった
マーケットイン型の海外需要開拓

輸出目標の達成に向けた
米・米加工品輸出の飛躍的増加

主な米の輸出産地①

- 海外の規制やニーズに対応して継続的に輸出に取り組む手本となる「フラッグシップ輸出産地」の拡大を図り、2030年に30産地を目指す。（「農林水産物・食品の輸出拡大実行戦略」において、育成すべき米輸出産地の目標として設定。）
- 年間1,000トン超の米輸出を目標とする30産地を中心に、低コスト生産等の取組を支援し、競合する他国産米との国際競争力を高めていく必要。

年間1,000トン超の米輸出を目標とする30産地（令和8年1月末現在）

- ・ 30産地で、令和6年の米の輸出量約45,000トンの9割をカバー。
- ・ フラッグシップ輸出産地は9産地（**青色の産地**）。
- ・ それらの産地では、多収性品種の導入等による低コスト生産と大ロット安定供給できる。産地形成が実現されているところ。

北陸

新潟県

新潟クボタグループ
全農新潟県本部
新・新潟米ネットワーク

富山県

みな穂農業協同組合
全農富山県本部

石川県

全農石川県本部

福井県

福井県農業協同組合

近畿

滋賀県

全農滋賀県本部
滋賀蒲生町農業協同組合

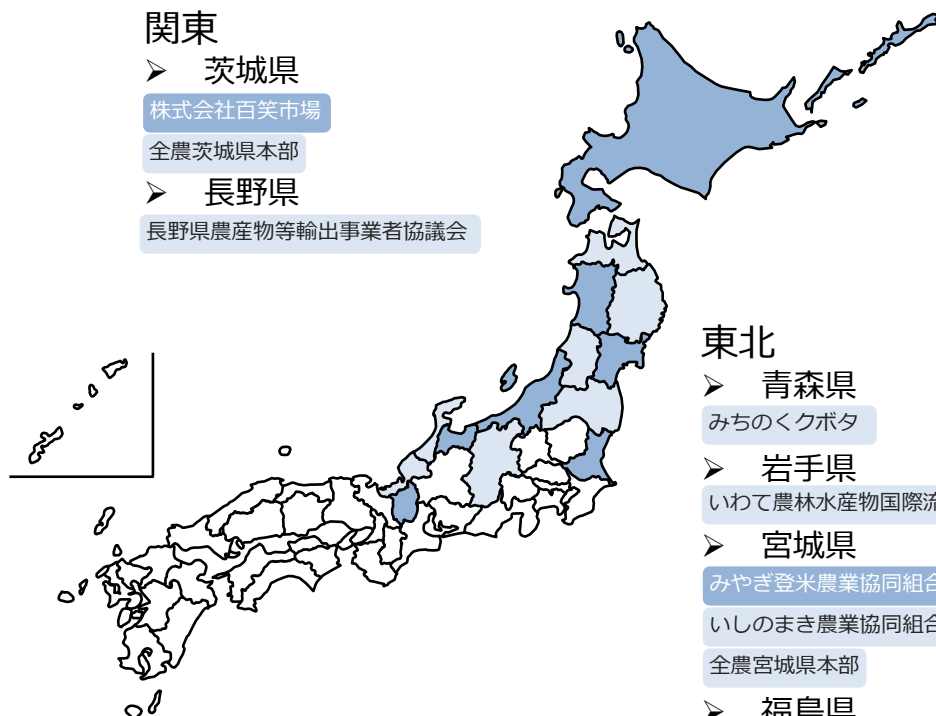
関東

茨城県

株式会社百笑市場
全農茨城県本部

長野県

長野県農産物等輸出事業者協議会



北海道

ホクレン農業協同組合連合会
新篠津村農業協同組合
松原米穀契約生産者組合
東川町農業協同組合
芦別RICE
北海道産米輸出促進協議会

東北

青森県

みちのくクボタ

岩手県

いわて農林水産物国際流通促進協議会

宮城県

みやぎ登米農業協同組合
いしのまき農業協同組合
全農宮城県本部

福島県

J Aグループ福島米輸出連絡会議

秋田県農畜産物輸出促進協議会
「グローバルリーチAKITA」

秋田ふるさと農業協同組合
大潟村農産物・加工品輸出促進協議会

南東北サンシャインファーム
鶴岡市農業協同組合

庄内こめ工房
全農山形県本部

注）輸出量の割合は、各産地から聞き取った実績を積み上げたものを基に計算。

主な米の輸出産地②

ホクレン農業協同組合連合会

【取組内容】

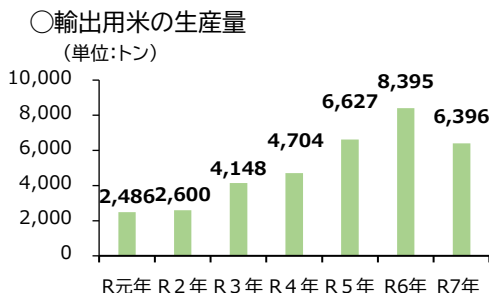
国内需要への安定供給に取り組む一方で、将来的な国内需要の減少傾向を見据え、平成27年からコメの輸出を開始。

食味等の品質バランスへの影響も考慮しながら、**直播栽培**の拡大や**多収品種の開発・普及**により生産コストの削減に継続的に取り組んでいる。

また、**北海道米の良食味のアピール**、認知度向上の取組により、輸出拡大を推進。

【生産実績】

令和7年の生産量は6,396トンで、北米、台湾、香港、タイ、シンガポール等に輸出。



とめ みやぎ登米農業協同組合

【取組内容】

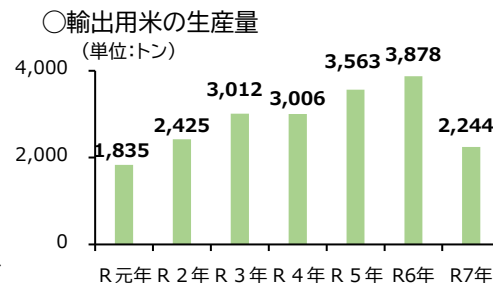
主食用米の消費減少や、海外における日本食レストランの増加等もあり、平成29年に、**大手米卸の提案をきっかけ**に輸出を開始。

「コメ新市場開拓等促進事業」も活用して、つきあかり等の**多収性品種の導入**と併せて、**耕畜連携による堆肥の有効活用**を図り低コスト生産を推進。

【生産実績】

R7年度の目標として掲げていた3,000トンをR3年度に達成。

令和7年の生産量は2,244トンで、香港、米国、シンガポール等に輸出。



しんしのつむら

新篠津村農業協同組合

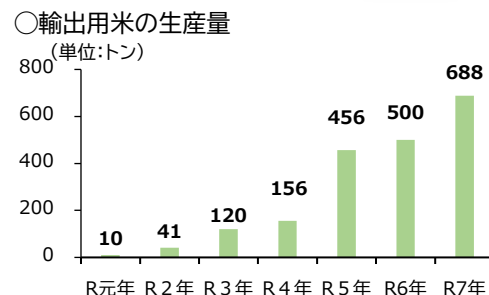
【取組内容】

平成26年より、東京のおむすび店からのアメリカ出店の話を契機に輸出を開始。

健康や安全・安心に対する関心が強まり、クリーン農業への期待は一段と高まってきているため、安全・安心で美味しい農産物の供給に向けて、**組合員全員が栽培履歴の記録**を行うとともに、**GABA米の生産**や化学肥料や農薬の使用を減らすための取組を推進。土づくりについても、**稲わらの堆肥化**を図るなど、環境との調和に配慮。

【生産実績】

令和7年の生産量は688トンで、米国、フランス、シンガポール、台湾等に輸出。



ひやくしょういちば 株式会社百笑市場

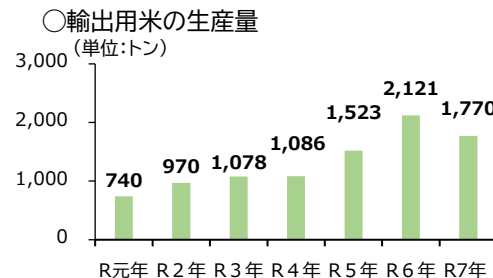
【取組内容】

国内米の需給安定、生産農家の所得向上に資するため、日本産米の海外における需要の増加を背景として、平成28年より輸出を開始。

「コメ新市場開拓等促進事業」も活用し、**多収性品種**(にじのきらめき、ハイブリッドとうごうシリーズ)の**契約栽培**や**「茨米」ブランドの展開を推進**。そのほか、ドローンによる**直播・病害虫防除等の省力・低コスト化の取組を推進**。

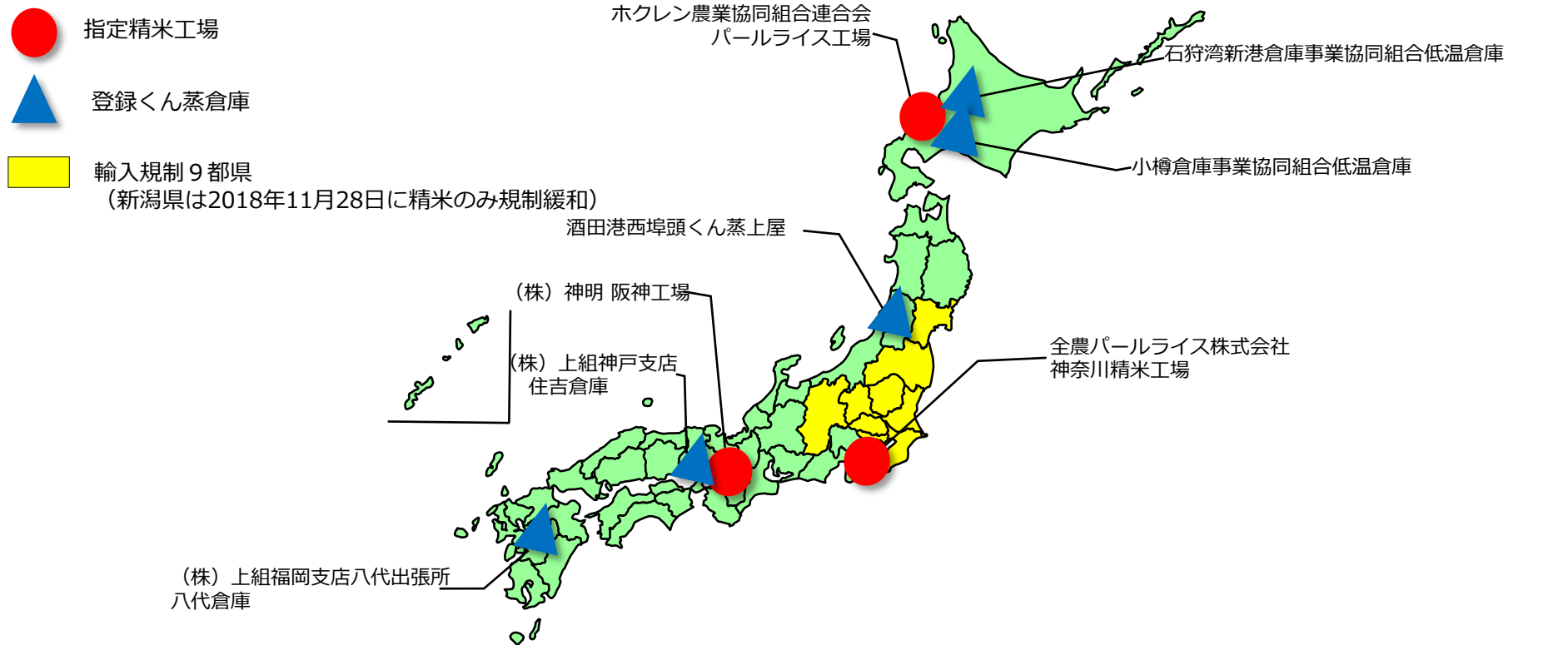
【生産実績】

令和7年の生産実績は約1,770トンで、32カ国以上に輸出している。



(参考) 中国向け米輸出の状況

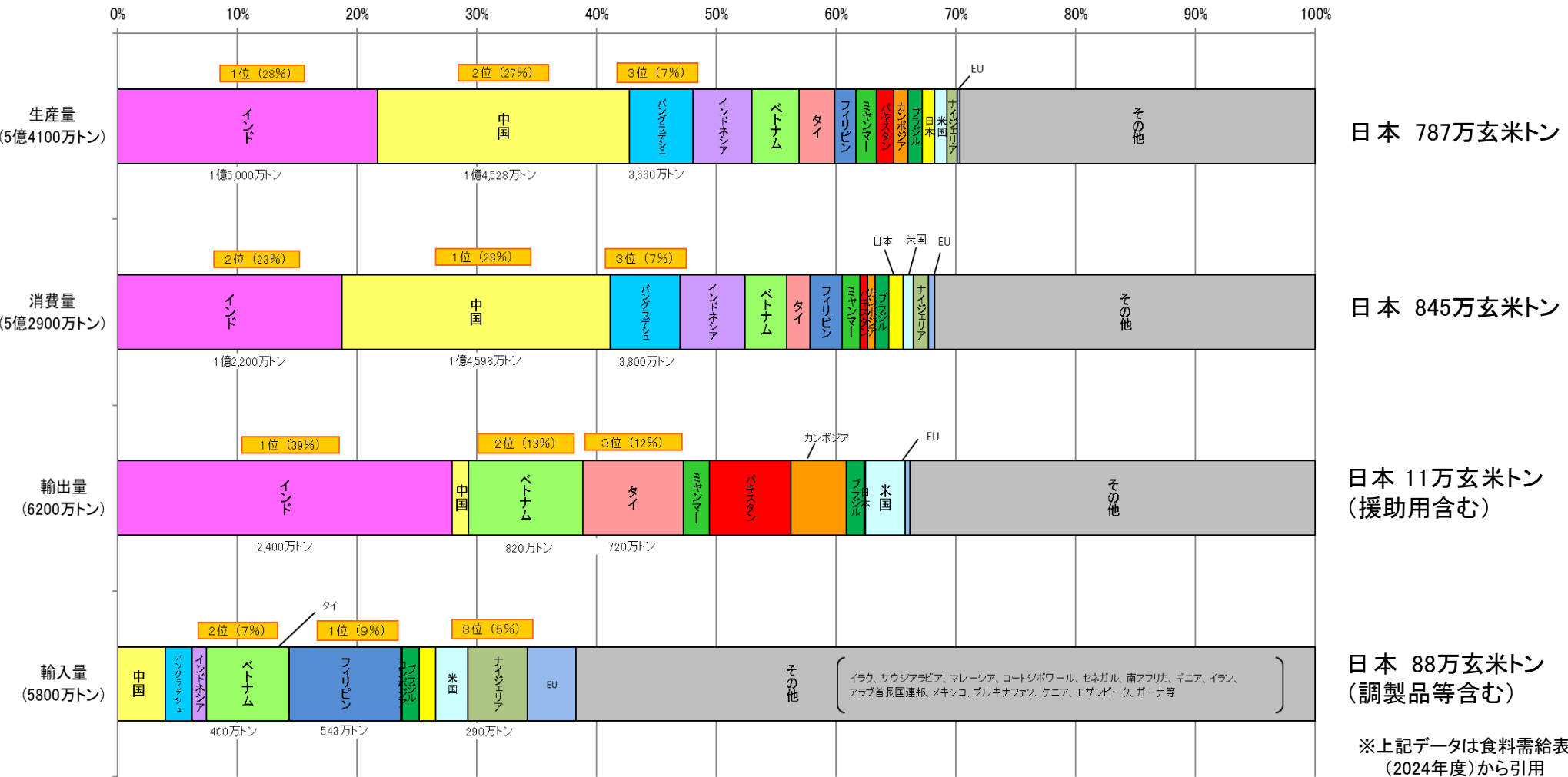
- 中国向けに精米を輸出するためには、指定精米工場における精米及び登録くん蒸倉庫におけるくん蒸が必要。
- 現在、指定精米工場は3か所、登録くん蒸倉庫は5か所。(2018年5月の日中首脳会談後、精米工場2施設及びくん蒸倉庫5施設が追加。)
- また、福島第一原子力発電所事故により、9都県産米の輸出が停止。(2018年11月に、新潟県産の精米の規制のみ緩和。)



中国向け 精米輸出実績	2017年	2018年	2019年	2020年	2021年	2022年	2023年	2024年	2025年	2026年 (1～5月)
数量(トン)	298	524	1,007	1,002	575	764	526	172	59	12
金額 (百万円)	97	211	363	321	219	262	170	64	30	7

世界のコメ需給の現状（主要生産国、輸出国等）

- 世界のコメ生産量は約 5 億精米トン（うち日本は約1.4%）。第 1 位はインド（1.5億トン）で全体の約 30%を占める。
- 世界のコメの輸出量は、約 6 千万精米トン。このうち、第 1 位はインドで全体の約40%を占める。



コメ輸出国の動向

- コメの生産に占める貿易の割合（貿易率）は、他の農産物に比べて低く、このため、国際価格は変動しやすい。
- 我が国は、輸出大国であるタイや、米国、豪州、中国等からミニマムアクセス米として毎年77万トンを入力。

中国

- ・ 世界最大のコメ生産国。一方、近年は、輸入量も多くなっている。
- ・ 日本向けには、主に中粒種を輸出。安全性に対する懸念等を背景に、2013年以降は、SBSによる短粒種の輸出は大幅に減少。

インド

- ・ 世界最大のコメ輸出国で、世界のコメ輸出の約4割を占める。
- ・ 2023年7月に、一部の高級品種を除く白米の輸出を停止したが、2024年9月に解除。

ベトナム

- ・ インド、タイと並ぶコメ輸出国。

タイ

- ・ インドと並ぶコメ輸出国。
- ・ 日本向けにも長粒種を輸出。

米国

- ・ コメは、南部の一部とカリフォルニアで生産。
- ・ 大規模経営による商業的農業。国内消費が少なく、輸出に関心（生産の約半分を輸出）。
- ・ 日本向けはカリフォルニアの短・中粒種。
- ・ カリフォルニアでは、2022年に干ばつにより生産量が減少し、価格が1,650ドル/トン※まで高騰していたが、2023年以降は生産量が回復し、2026年2月時点の価格は950ドル/トン※まで下落。

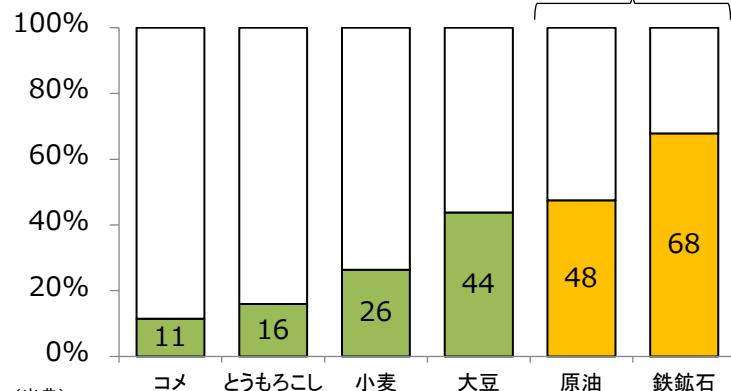
※ USDA「Rice Outlook: February 2026」のカリフォルニア産中粒種FOB価格。

豪州

- ・ 主に中粒種を生産し、日本にも輸出。
- ・ 生産量は、干ばつにより大きく減少する年もある。

○ 主な農産物の貿易率

(参考)



(出典)

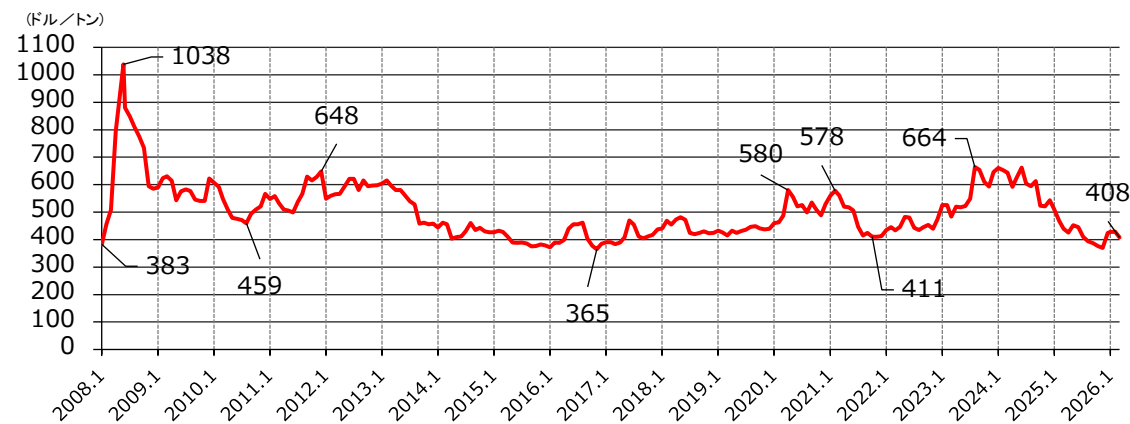
コメ、とうもろこし、小麦、大豆：PSD(米国農務省)(2026年3月時点)(2025/26年の数値)

原油：「Statistical Review of World Energy 2025(EI)」

鉄鉱石：「2025 World Steel in Figures(World Steel Association)」(2023年の数値)

(注) 貿易率＝世界の輸出入量／世界の生産量×100

○ コメの国際価格(タイ米輸出価格)の推移



出典：タイ国貿易取引委員会 注1：うるち精米 長粒種2等相当の月初価格 注2：最新のデータは2026年3月の価格(408ドル/トン)。

経営規模・生産コスト等の内外比較

- 我が国と輸出国の間には、国土条件の制約などにより、国内生産者の努力だけでは埋めることのできない農業生産性の格差が存在。
- 米の生産コストは、米国と比較して4.1倍の差（2024年）。
- 我が国では、トラクタや自脱型コンバインのほか、田植機といった各工程に係る専用機を多くの生産者が保有し、自ら作業。一方、米国では、基本的にはトラクタと普通型コンバインを所有し、播種や防除、施肥作業は専門業者に委託。

○ 農業経営規模(国際比較)

[農家(農業経営体)の経営規模(他の先進国との比較)]

	日本 (2024年)	米国 (2025年)	EU (2020年)	豪州 (2022年)
平均経営面積(ha)	3.6	189.8	17.1	4202.6

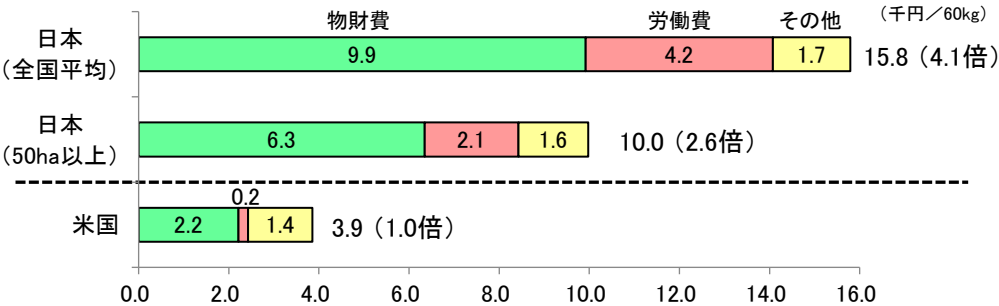
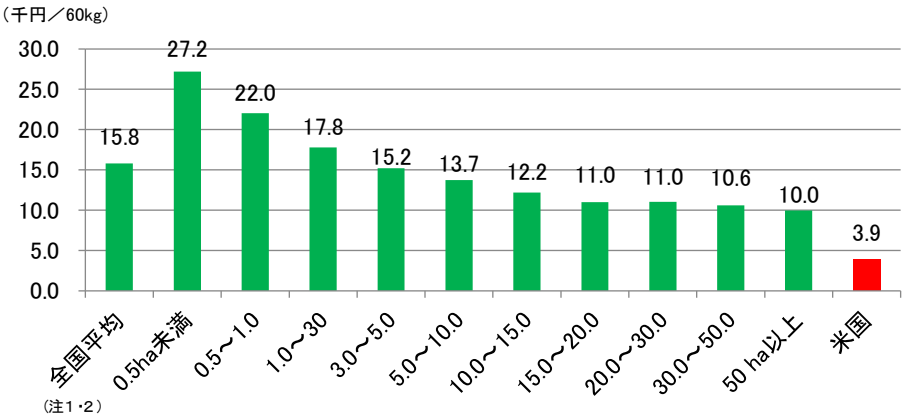
出典: 日本は、「令和6年農業構造動態調査」
日本以外の国・地域は、
米国は、「Farms and land in Farms 2025 Summary」(米国農務省)
EUは、「Key figures on the European food chain 2024 edition」(欧州委員会)
豪州は、「Agricultural Commodity Statistics 2023」(豪州農業資源経済局)
注: 日本は農業経営体1経営体当たりの経営耕地面積。
豪州は、全経営耕地面積を、農家個数で除した値である。

- ・ 日本(コメ農家(農業経営体)の平均): 約2ha
- ・ 米国(カリフォルニア州のコメ農家の平均): 約147ha
- ・ 豪州(ニュー・サウス・ウェールズ州の平均): 約74ha
- ・ 中国(黒龍江省のコメ農家(国営農場所属)の平均): 10ha程度
(※300haを超える農家もある)

出典: 日本は、「2025年 農林業センサス」(農林水産省)
米国は、「2022 CENSUS OF AGRICULTURE」(米国農務省)
豪州は、「Statistical Summary (2025 Crop)」(ニュー・サウス・ウェールズ州政府)
中国は、民間研究報告より
注: ()内は日本に対する倍率である。

日本の農業経営規模に比べ、EUは約5倍、米国は約53倍、豪州は約1,167倍。
コメ農家については、米国(カリフォルニア州)は約74倍。

○ 米国とのコメ生産コストの比較(2024年)



資料: USDA「Commodity Costs and Returns」(2024)、1US\$=151.37円(国際通貨基金)
農林水産省農産物生産費統計(個別経営体)(組替集計)
注1: 生産コストは資本利子・地代全額算入生産費。
注2: 農林水産省農産物生産費統計(個別経営体)(組替集計)における集計対象のコメ農家の平均作付面積は1.9ha。
経営耕地面積30ha以上かつ10a当たり資本・利子地代全額算入生産費に対する「賃借料及び料金」の割合が50%以上の経営体を除いた個別経営体の数値である。

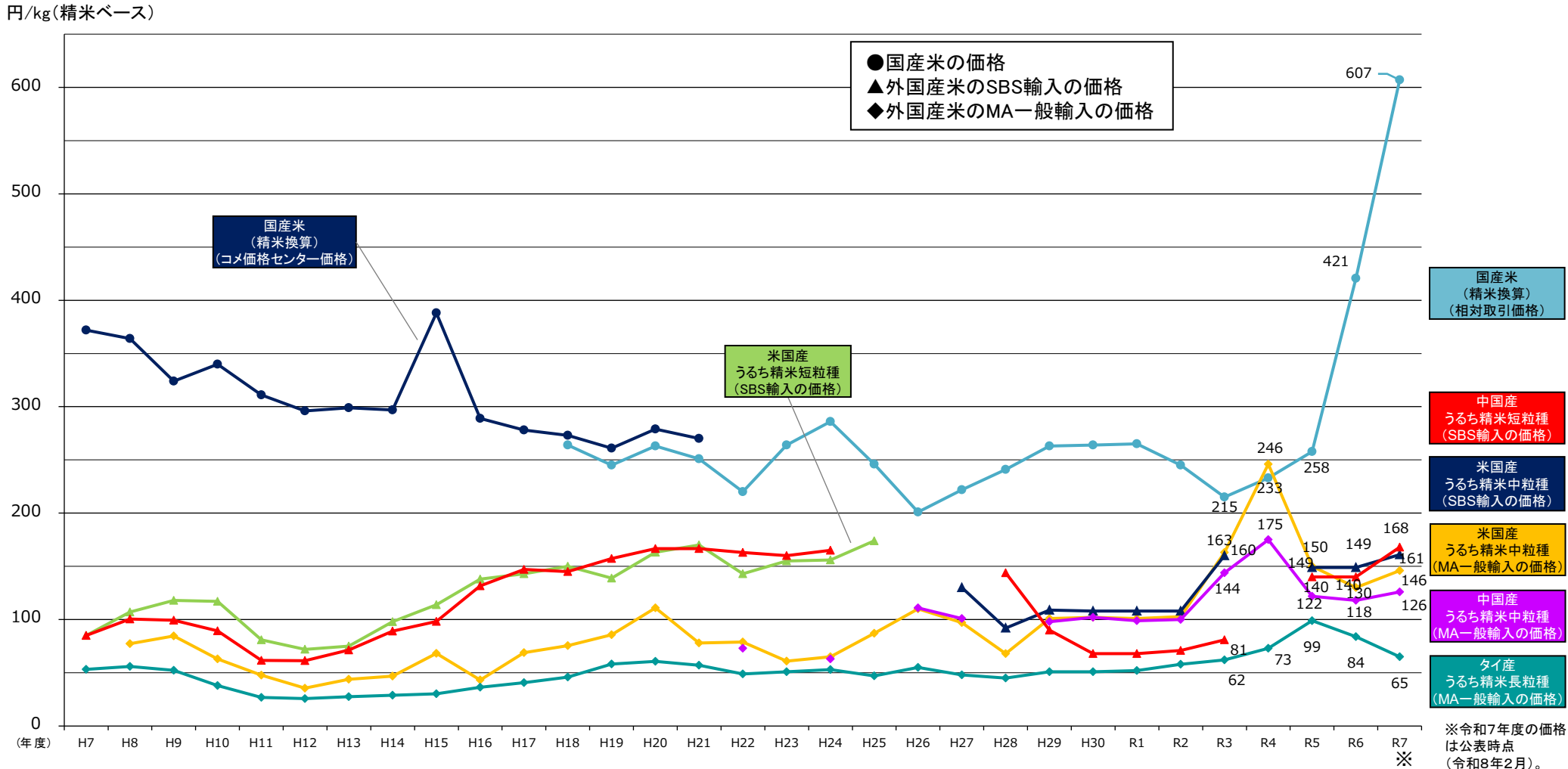
日米の水稻栽培法の主な違い

- 我が国は、0.3～0.5ha区画を中心とした水田に合う中型機械による稲作が行われているのに対して、米国の稲作は広大な農地に簡易に畦を造成した大区画（10ha区画程度）で、種もみを飛行機で直接、播種する等、栽培法が大きく異なり、効率性に大きな格差。

	日本	米国(カリフォルニアの典型的生産法)
経営規模 [1ha=10,000m ²]	水稻作付面積 全国平均 1.8ha  北海道 9.5ha  1区画規模 ～1ha程度 	約320ha 〔 約1.8km×1.8km相当 東京ドーム約70個相当 〕 1区画規模 ～10ha程度 
トラクター	 20～50馬力 〔 30馬力：0.2ha/時 〕	 95～225馬力 →購入又はリース 〔 200馬力：1.2ha/時 〕
播種・育苗・移植直播	 ハウス内等で播種・育苗 → 田植機により移植 〔 4～10条植： 0.2～0.45ha/時 〕	 種もみを飛行機から 直接播種 →専門業者に外部委託
収穫	 自脱型コンバイン 〔 3～6条刈： 0.15～0.3ha/時 〕	 大型コンバイン →購入又はリース 〔 刈幅6m：1ha/時 〕

コメの内外価格差

- 米国産中粒種の価格は、令和4年度は干ばつの影響で上昇したが、令和5年度以降は下落。
- 国産米の価格は令和6年度以降上昇し、国産米と外国産米との価格差が大幅に拡大。



注1: コメ価格センター価格は、消費税等を含まないものであり、玄米の価格(年産ベース)を精米換算(とう精代等は含まない)したもの。(全銘柄加重平均価格)

注2: 相対取引価格は、消費税等を含まない価格を試算したものであり、玄米の価格(年産ベース、当該年度の出回りから翌年の10月(令和7年度は出回りから令和8年4月までの価格)を精米換算したもの。(全銘柄加重平均価格)

注3: SBS輸入の価格は政府買入価格(年度ベース)であり、港湾諸経費を含む(加重平均価格)。平成26年度の米国産うち精米短粒種、令和4年度の米国産うち精米中粒種、25年度～27年度及び令和4年度の中国産うち精米短粒種の輸入実績はない。

注4: MA一般輸入の価格は政府委託契約価格(年度ベース)であり、港湾諸経費を含まない(加重平均価格)。平成21年度以前及び平成23、25、28年度の中国産うち精米中粒種の輸入実績はない。

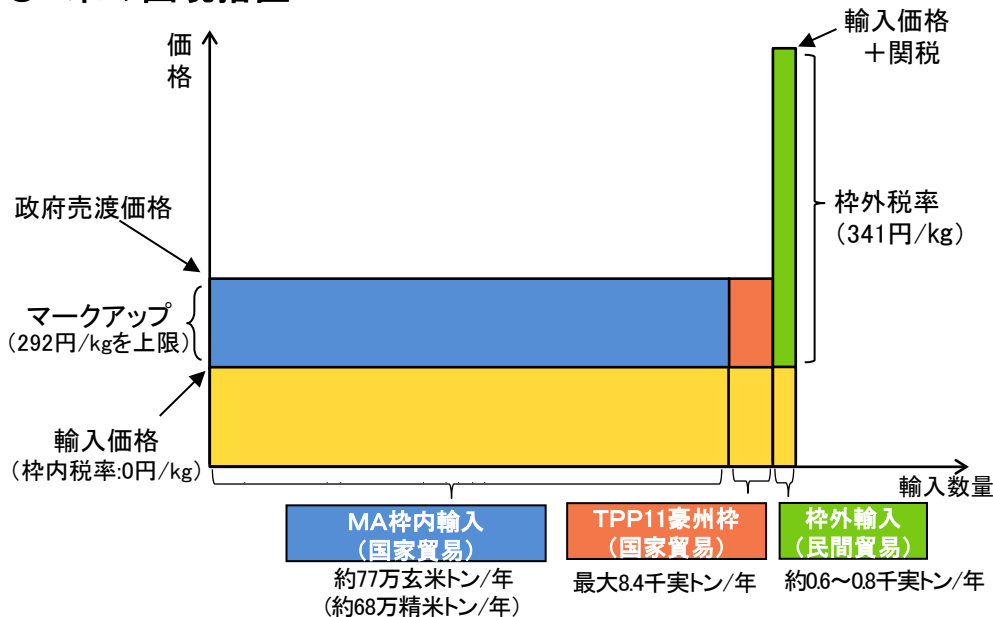
注5: 為替レートは「International Financial Statistics」(IMF)。

※令和7年度の価格は公表時点(令和8年2月)。詳細は各注に記載。

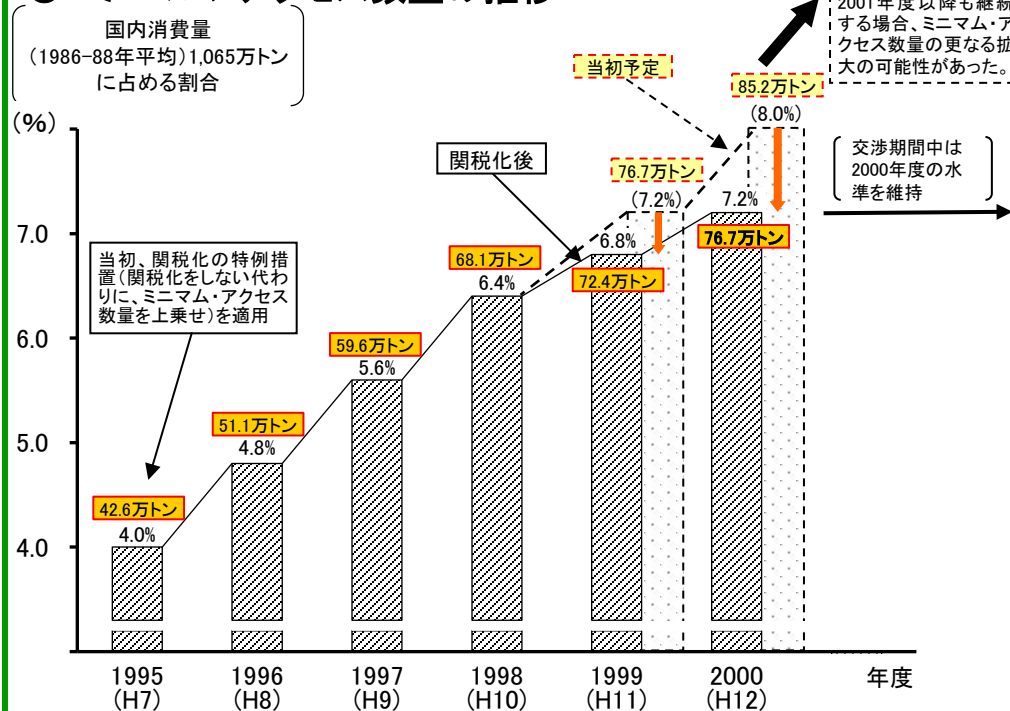
コメの輸入制度

- ガット・ウルグアイ・ラウンド合意（WTO協定）に基づき、それまで輸入がほとんど行われていなかった米についても、最低限の輸入機会を提供することとし（ミニマム・アクセス米（MA米））、1995年度以降、ミニマム・アクセス数量（現在は77万玄米トン）について、無税の輸入枠（関税割当）を設定。
- MA米については、国産米に極力影響を与えないようにするため、国が一元的に輸入して販売（国家貿易）。
- TPP11協定においては、国家貿易制度を維持し、豪州向け国別枠（関税割当）を設定。
- MA米及びTPP11豪州枠以外の輸入には、高水準の枠外税率を設定。

○ 米の国境措置



○ ミニマム・アクセス数量の推移（数量：玄米ベース）



- 当初、関税化を行わない代わりに「4%→8%(5年)[毎年0.8%増加]」という上乘せされたMA数量を設定。
 - 1999年に関税化したことに伴い、毎年増加率は0.4%に半減し、MA米の数量(2000年度時点)は当初予定されていた85.2万トンから76.7万トンに縮減。
 - MA米以外の輸入には、高水準(341円/kg)の枠外税率を設定。
- 179

- MA米を受け入れた際、政府として「米のミニマム・アクセス導入に伴う転作の強化は行わない」との方針を決定。
- ミニマム・アクセスは輸入機会の提供だが、MA米については国が輸入を行う立場にあり、通常の場合にはミニマム・アクセス数量の全量を輸入。

○ ガット・ウルグアイ・ラウンド合意受入時の閣議了解 (細川内閣)

ガット・ウルグアイ・ラウンド農業合意の実施に伴う 農業施策に関する基本方針(抜粋)

平成5年12月17日
閣 議 了 解

(別紙)

対策項目

1 米の生産・供給安定対策

米のミニマム・アクセス導入に伴う転作の強化は行わないこととし、引き続き、安定的な国内生産が可能となり、国民への安定供給を確保できるよう、中期的観点に立った備蓄と用途に応じた需給均衡を確保することができる新たな米管理システムを整備する。

○ MA輸入に関する政府統一見解

ウルグアイ・ラウンド農業協定におけるコメのミニマム・アクセス機会の 法的性格に関する政府統一見解

- (1) コメについて、ウルグアイ・ラウンド農業協定に基づき、ミニマム・アクセス機会を設定する場合、我が国が負う法的義務の内容は、コメの国内消費量の一定割合の数量について輸入機会を提供することである。
- (2) ただし、コメは国家貿易品目として国が輸入を行う立場にあることから、ミニマム・アクセス機会を設定すれば、通常の場合には当該数量の輸入を行うべきものと考えている。
- (3) しかし、我が国が輸入しようとしても、輸出国が凶作で輸出余力がない等客観的に輸入が困難な状況もありえないわけではなく、かかる例外的なケースにおいて、現実に入力される数量がミニマム・アクセス機会として設定される数量に満たなかったとしても、法的義務違反が生じるものではないと理解している。

(平成6年5月27日に衆議院予算委員会で公表。当時の内閣は羽田内閣)

食料供給困難事態対策法等における位置付け

○食料供給困難事態対策の実施に関する基本的な方針（抜粋）

Ⅳ 各段階における対策

1 本部設置期間以外の期間において実施する措置の総合的な推進

食料供給困難兆候が発生する前の段階における対策

（２）総合的な備蓄の推進

ア 特定食料

国内で自給可能な米穀については、食糧法にのっとり、「米穀の需給及び価格の安定に関する基本指針」に基づいて国が主食用米を備蓄しているほか、民間在庫が150万～200万トン程度存在していると見込まれる。これらにより平時需要の約2割（140万トン）以上を確保可能であることから、食料供給困難事態の目安である全国的に供給が2割以上減少する事態にも対応可能となっている。これらの対応によってもなお、国民が最低限度必要とする食料の供給が確保されず、又は確保されないおそれがある事態に至った場合にはミニマム・アクセス米を活用することとし、その具体的方法を事前に検討する。

○食料供給困難事態対策法（抜粋）

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一～二 略

三 食料供給困難兆候 干害、冷害その他の気象上の原因による災害、植物に有害な動植物又は家畜の伝染性疾病の発生又はまん延その他の事象が生じたことにより、特定食料の供給が大幅に不足し、又は不足するおそれがあるため、特定食料の安定供給の確保のための措置を講じなければ食料供給困難事態の発生を未然に防止することが困難になると認められる事態をいう。

四 食料供給困難事態 特定食料の供給が大幅に不足し、又は不足するおそれが高いため、国民生活の安定又は国民経済の円滑な運営に支障が生じたと認められる事態をいう。

第十二条 （略）

3 本部長は、食料供給困難事態において、国民が最低限度必要とする食料の供給が確保されず、又は確保されないおそれがあると認めるときは、その旨の公示をし、及びその旨を国会に報告するものとする。

(参考) 平成5年産米の不作に伴う緊急輸入の経緯

- 平成3年の不作（作況指数95）以後、持越在庫の水準が低かったことに加え、平成5年に大不作となったこと（平成5年10月末政府在庫水準23万トン、作況指数74）で、国産米だけでは国民が必要とする米の供給ができない事態が発生。
- このため、平成5年から平成6年にかけて、**アメリカ、中国、オーストラリア及びタイから合計259万トンの緊急輸入**を実施。
- 平成5年12月から緊急輸入米の売却を行ったが、猛暑による消費減、平成6年産米（作況109）の出回り、輸入米に対する嗜好・品質の問題等により、需給が大幅に緩和する中で、平成6米穀年度（RY）における販売数量は161万トンに留まった。**持越在庫98万トンについては、飼料用、援助用等に処理。**

○平成6RYにおける緊急輸入米の国別・用途別売却数量

(単位：万トン)

	買入数量	売却数量			H6.10末在庫
			主食用	加工用	
米国	55	43	43	-	12
中国	108	54	49	5	54
豪州	19	16	16	-	3
タイ	77	48	35	13	29
合計	259	161	143	18	98

○平成6年10月末時点の持越在庫(98万トン)の処理状況

(単位：万トン)

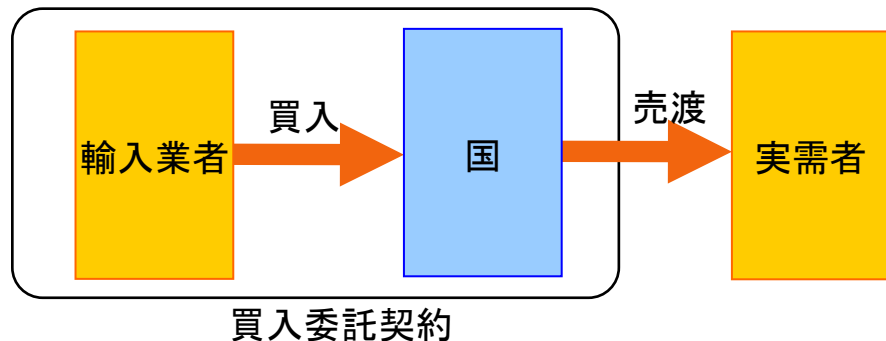
	H6.10末在庫	売却数量				
			主食用	加工用	飼料用	援助用
米国	12	12	3	-	1	8
中国	54	54	6	3	22	23
豪州	3	3	3	-	0	-
タイ	29	29	0	4	-	25
合計	98	98	11	7	23	56

注：米穀年度（RY）は、前年11月から当年10月までの1年間を指す。
注：ラウンドの関係で計と内訳が一致しない場合がある。

国家貿易によるコメの輸入の仕組み

- 国は、入札によって決定した輸入業者を通じて買入れ。ただし、MA米の一部（77万玄米トンのうち最大10万実トン）及びTPP11豪州枠について、国家貿易の枠内で、輸入業者と国内の実需者の実質的な直接取引を認めている（SBS輸入）。

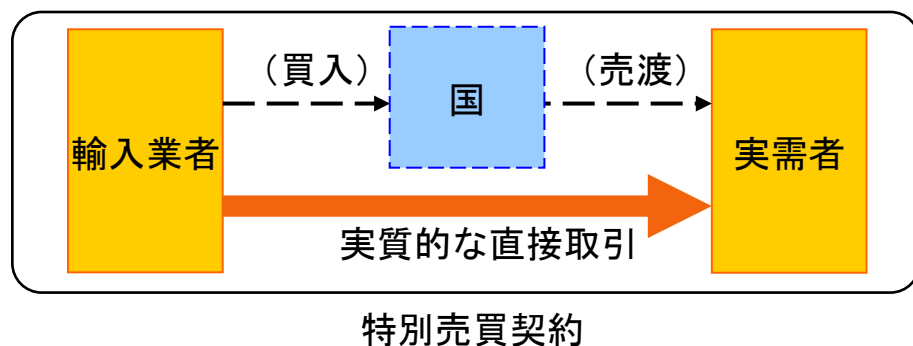
【一般輸入】(MA米のうち、77万玄米トン－SBS輸入数量)



- ① 輸入業者が国の入札に参加。
- ② 国と輸入業者(落札業者)が買入委託契約を締結。
- ③ 国が輸入業者から買い入れ。
- ④ その後、国が別の入札によって国内の実需者に売り渡し。

➡ 価格の面で国産米では十分対応し難い加工用、飼料用等の非主食用に販売。

【SBS (Simultaneous Buy and Sell: 売買同時契約) 輸入】(MA米のうち最大10万実トン、TPP11豪州枠)



- ① 輸入業者と国内の実需者がペアで国の入札に参加。
- ② 国の売渡価格と買入価格の差(マークアップ)が大きいものから落札。
- ③ 国と輸入業者・実需者(落札ペア)の3者間で特別売買契約を締結。
- ④ 国が輸入業者からの買入れと実需者への売渡しを同時に実施。

➡ 主に主食用に販売。

MA米の輸入状況

- MA米の主な輸入先国は、米国、タイ、豪州、中国など。
- 国別の輸入数量は、国内の実需者のニーズ、輸出国の生産量及び作付品種の状況、輸出余力等を勘案しながら行う入札の結果として決定される。

○ MA米の輸入数量(輸入先国別及び輸入方式別)

(単位:千玄米トン)

	平成7年度	平成8年度	平成9年度	平成10年度	平成11年度	平成12年度	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度
米国	194	233	290	313	339	356	364	361	355	361	362
タイ	107	144	151	152	159	168	146	153	153	185	186
中国	32	40	46	78	86	99	136	112	110	98	84
オーストラリア	87	87	95	109	115	120	110	96	90	20	19
その他	5	6	13	29	24	24	11	44	51	103	116
合計	426	511	596	681	724	767	767	767	759	767	767
(うち一般輸入)	415	488	537	551	591	632	655	710	647	661	655
(うちSBS輸入)※	11	22	55	120	120	120	100	50	100	94	100

	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
米国	358	358	430	358	356	358	362	359	359	359	376
タイ	179	243	261	332	345	241	281	351	332	344	375
中国	76	82	72	71	19	56	46	1	55	56	3
オーストラリア	52	-	-	-	40	71	64	41	14	1	7
その他	102	13	6	5	6	40	13	15	6	6	7
合計	767	696	769	767	767	767	767	767	767	767	767
(うち一般輸入)	654	585	658	655	725	658	656	700	754	734	685
(うちSBS輸入)※	100	100	100	100	37	100	100	61	12	29	73

	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
米国	365	359	360	360	345	236	348	346	506
タイ	264	316	306	322	314	398	333	286	143
中国	56	69	83	70	69	81	28	42	69
オーストラリア	74	14	0	-	27	40	41	70	28
その他	8	8	17	15	12	11	16	24	16
合計	767	767	767	767	767	767	767	767	767
(うち一般輸入)	655	701	681	699	743	751	693	649	649
(うちSBS輸入)※	100	59	77	60	21	14	66	100	100

※SBS輸入数量の単位は千実トン。

注1:各年度の輸入契約数量の推移。

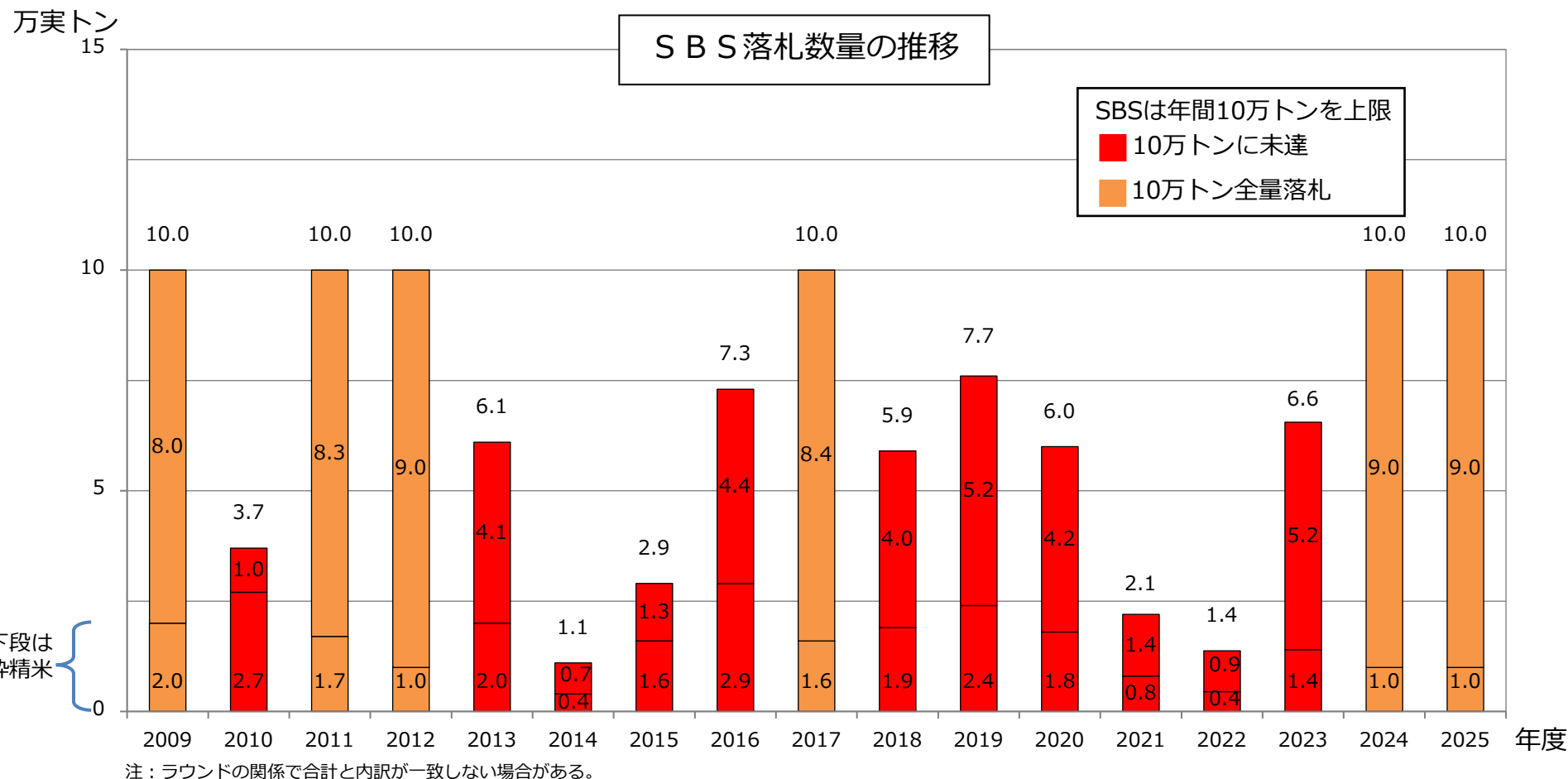
注2:千実トンと千玄米トンのため合計は一致しない場合がある。

注3:ラウンドの関係で合計と内訳が一致しない場合がある。

(参考) 枠外税率を支払って輸入されるコメの数量は、例年0.6~0.8千実トン程度

S B S 米の輸入状況

- S B S 米は、年間10万トンを上限に輸入され、主に主食用に流通。毎年度、国産米を政府備蓄用に10万トン以上買い入れることにより、国産米の需給に影響を与えないよう措置。
- 国産米の需給が緩和すると、S B S 米の需要が弱まり、国産米の需給が引き締まると、S B S 米の需要が強まる傾向。



S B S 米の輸入入札状況（ガット・ウルグアイラウンド農業合意によるMA米数量分（10万トン））

○ 令和6年度 （単位：実トン）

	全体			丸米			砕米		
入札回数	輸入予定数量	応札数量	落札数量	輸入予定数量	応札数量	落札数量	輸入予定数量	応札数量	落札数量
第1回 （6年9月6日）	25,000	75,732	25,000	22,500	70,172	22,500	2,500	5,560	2,500
第2回 （6年10月18日）	25,000	74,026	25,000	22,500	67,426	22,500	2,500	6,600	2,500
第3回 （6年11月22日）	25,000	77,094	25,000	22,500	70,248	22,500	2,500	6,846	2,500
第4回 （6年12月20日）	25,000	64,380	25,000	22,500	58,612	22,500	2,500	5,768	2,500
合計			100,000			90,000			10,000

○ 令和7年度

	全体			丸米			砕米		
入札回数	輸入予定数量	応札数量	落札数量	輸入予定数量	応札数量	落札数量	輸入予定数量	応札数量	落札数量
第1回 （7年6月27日）	30,000	81,853	30,000	27,000	74,073	27,000	3,000	7,780	3,000
第2回 （7年7月16日）	30,000	75,835	29,996	27,000	67,749	26,996	3,000	8,086	3,000
第3回 （7年10月3日）	20,000	71,270	20,000	18,000	65,142	18,000	2,000	6,128	2,000
第4回 （7年11月14日）	20,004	48,589	20,004	18,004	43,369	18,004	2,000	5,220	2,000
合計			100,000			90,000			10,000

民間貿易による輸入状況（枠外輸入）

- 国家貿易以外のコメの輸入（枠外輸入）には、高水準の枠外関税（341円/kg）を設定。貿易統計によると、毎年、インド産やタイ産の長粒種など、600～800トン程度が輸入。
- 2024～2025年度は、国内の米価の高止まりを受けて、S B S 輸入の年間上限10万トン全量が落札され、S B S 輸入で落札できなかった事業者等が、枠外関税を支払って主食用米を輸入する動きが拡大。
- **2025年度の累計は105,778トン。このうち、米国産米の輸入が約8割。** 2025年度は2024年度と比べて、**全体は約35倍、米国は約200倍に増加。2026年度5月末時点の輸入数量は6,127トン。**

<会計年度（4月～翌3月）ごとの輸入数量>

2019年度 (令和元年度)	2020年度 (令和2年度)	2021年度 (令和3年度)	2022年度 (令和4年度)	2023年度 (令和5年度)	2024年度 (令和6年度)	2025年度 (令和7年度)	2026年度 (令和8年度)
623トン (173トン)	805トン (176トン)	871トン (201トン)	773トン (135トン)	730トン (59トン)	3,011トン (416トン)	105,778トン (82,804トン)	6,127トン (3,755トン) ※5月末時点

<月別の輸入数量>

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
2024 年度	13 (0)	115 (19)	58 (19)	124 (0)	64 (21)	41 (0)	93 (19)	202 (19)	118 (21)	414 (0)	489 (39)	1,280 (240)	3,011 (416)
2025 年度	6,838 (5,499)	10,607 (7,894)	20,979 (15,945)	26,397 (22,983)	15,168 (12,951)	6,534 (5,442)	1,475 (215)	2,787 (1,996)	3,866 (2,415)	4,918 (3,443)	4,160 (3,180)	2,049 (841)	105,778 (82,804)
2026 年度	3,373 (2,279)	2,754 (1,476)	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	6,127 (3,755)

※ 括弧内は米国からの輸入数量

資料：財務省「貿易統計」

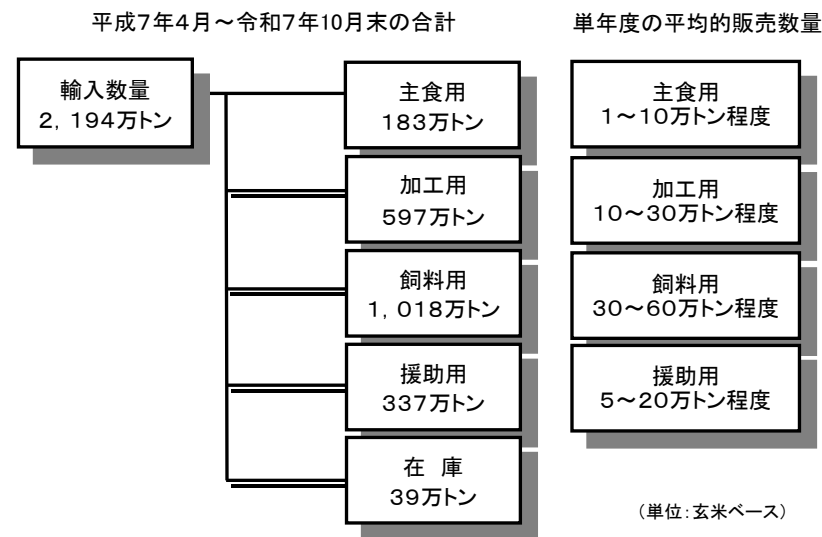
注1：枠外関税を支払って、民間貿易により輸入されたコメ（もみ、玄米、精米、碎米の合計）の数量

注2：単位は実トン

M A 米の販売状況

- 国家貿易によって輸入したM A 米は、価格等の面で国産米では十分に対応し難い用途（主として加工食品の原料用）を中心に販売。
- 一方で、MA米に対する加工用等の需要は限られるため、飼料用にも販売する他、海外への食糧援助に活用。

○ MA米の販売状況(令和7年10月末現在)【速報値】



注1:「輸入数量」は、令和7年10月末時点の政府買入実績。
注2:「主食用」は、主に中食・外食向け米。
（※なお、MA米輸入開始以降、その主食用販売数量の合計を大きく上回る量の国産米を、援助用(172万トン)、飼料用等(301万トン)に活用。）
注3:「加工用」は、みそ、焼酎、米菓等の加工食品の原料用。
注4:「在庫」は、令和7年10月末時点の数量。
注5:在庫39万トンには、飼料用備蓄35万トンが含まれる。
注6:上記販売用途の他に、食用不適品として処理した4万トン、バイオエタノール用へ販売した16万トンがある。
注7:ラウンドの関係で、内訳と合計が一致しない場合がある。

○ MA米の販売状況(年度別)【速報値】

(単位: 万玄米トン)

販売先	平成8RY	平成9RY	平成10RY	平成11RY	平成12RY	平成13RY	平成14RY	平成15RY	平成16RY	平成17RY	平成18RY	平成19RY	平成20RY	平成21RY	平成22RY	平成23RY	平成24RY	平成25RY	平成26RY	平成27RY	平成28RY	平成29RY	令和元RY	令和2RY	令和3RY	令和4RY	令和5RY	令和6RY	令和7RY	合計	
主食用	—	3	4	10	10	9	10	4	6	8	10	11	10	8	8	1	8	10	4	1	1	5	9	4	5	5	1	1	6	11	183
加工用	12	28	19	28	24	27	24	21	31	25	25	36	37	21	21	15	15	19	16	10	12	19	18	17	14	10	10	9	16	18	597
飼料用	—	—	—	—	—	—	—	—	—	15	58	66	25	42	38	45	33	44	65	70	63	39	50	53	61	68	71	62	50	1,018	
援助用	—	12	34	23	26	21	23	20	22	17	13	8	12	20	14	9	19	10	4	6	4	2	5	5	2	3	2	1	0	0	337
在庫	31	39	42	44	56	75	95	127	148	175	189	152	97	95	88	96	78	80	83	71	64	54	60	60	62	60	55	49	41	39	—

注1:RY(米穀年度)とは前年11月から当年10月までの1年間である
(例えば令和7RYであれば、令和6年11月から令和7年10月まで)。
注2:この他、平成8RYから令和7RYまでの間に食用不適品として計4万トン进行处理、バイオエタノール用として計16万トン販売している。
注3:ラウンドの関係で、内訳と合計が一致しない場合がある。

○ MA米の食糧援助への活用にあたっての留意点

- ・ 途上国や国際機関からの要請を踏まえる必要
- ・ 財政負担が必要
- ・ 国際ルールとの整合性に留意:
 - ① 援助先へのコメ輸出国は、援助先への輸出減を懸念
→ 援助するときは、国際機関等に連絡・協議する必要
 - ② MA米の輸出国は、日本市場向けに輸出
→ 輸入品と国産品を同様に扱う必要

○ MA米の運用については、飼料や援助に仕向けられることに伴う売買差損、在庫に伴う保管料などが発生。

○ MA米の売買差損・保管料等

MA米の飼料用販売

11万円 / トンの輸入米
3万円 / トンで飼料用に販売

差引き8万円/トンの財政負担

50万トン飼料用として売却すれば
400億円

MA米の援助への活用

11万円 / トンの輸入米に
5万円 / トンの輸送費を負担して援助

合わせて16万円/トンの財政負担

5万トン援助すれば
80億円

MA米の在庫

1年間で、1万円 / トン の保管料

50万トンを1年間に在庫すれば
50億円

○ MA米等の損益全体

(単位: 億円)

	7年度 (1995)	8年度 (1996)	9年度 (1997)	10年度 (1998)	11年度 (1999)	12年度 (2000)	13年度 (2001)	14年度 (2002)	15年度 (2003)	16年度 (2004)	17年度 (2005)	18年度 (2006)	19年度 (2007)	20年度 (2008)	21年度 (2009)
売買損益①	▲43	114	148	150	215	204	225	116	13	▲202	▲22	16	49	▲25	▲135
売上原価	▲97	▲216	▲230	▲373	▲347	▲298	▲247	▲221	▲492	▲632	▲439	▲546	▲597	▲595	▲779
買入額	▲314	▲365	▲400	▲439	▲346	▲321	▲289	▲349	▲467	▲362	▲523	▲493	▲577	▲646	▲708
売却額	54	330	378	523	562	502	472	337	505	430	417	562	646	570	644
管理経費②	▲26	▲116	▲152	▲152	▲153	▲173	▲186	▲185	▲172	▲182	▲185	▲240	▲265	▲179	▲203
保管料	▲6	▲39	▲60	▲59	▲66	▲75	▲87	▲103	▲124	▲147	▲170	▲184	▲133	▲92	▲113
損益合計 (①+②)	▲69	▲2	▲4	▲2	62	31	39	▲69	▲159	▲384	▲207	▲224	▲216	▲204	▲338

注5

	22年度 (2010)	23年度 (2011)	24年度 (2012)	25年度 (2013)	26年度 (2014)	27年度 (2015)	28年度 (2016)	29年度 (2017)	30年度 (2018)	R元年度 (2019)	R2年度 (2020)	R3年度 (2021)	R4年度 (2022)	R5年度 (2023)	R6年度 (2024)
売買損益①	▲228	▲224	36	▲28	▲295	▲375	▲234	▲67	▲235	▲287	▲270	▲379	▲594	▲586	▲229
売上原価	▲611	▲649	▲501	▲485	▲629	▲697	▲592	▲554	▲611	▲669	▲635	▲783	▲976	▲1,094	▲1,002
買入額	▲506	▲630	▲518	▲498	▲629	▲663	▲579	▲605	▲599	▲656	▲618	▲780	▲1,003	▲1,084	▲996
売却額	383	425	537	457	334	322	358	487	376	382	366	404	382	508	773
管理経費②	▲152	▲138	▲121	▲122	▲117	▲130	▲117	▲95	▲76	▲81	▲97	▲98	▲80	▲98	▲103
保管料	▲92	▲92	▲82	▲86	▲89	▲86	▲72	▲61	▲56	▲65	▲78	▲76	▲67	▲66	▲64
損益合計 (①+②)	▲380	▲362	▲85	▲150	▲412	▲505	▲351	▲163	▲311	▲368	▲367	▲477	▲674	▲684	▲331

注1: 数値はそれぞれ四捨五入によっている、端数において合計とは一致しないものがある。

注2: 「売上原価」は、「期首在庫棚卸高+買入額-期末在庫棚卸高」により算出。

注3: 「売買損益」は、売却額から売上原価を差し引いたもの。

注4: 「管理経費」は、保管料、運搬費等。

注5: 平成11～13年度の損益は、利益が生じたことから、旧食糧管理特別会計法第6条に基づき国内米管理勘定へ備蓄損失補てん財源として繰り入れた。

注6: MA米の援助輸出に係るODA負担分は含まない。

注7: 令和元年度以降については、TPP11豪州枠に係る損益を含む。

注: 令和2～令和6年度のデータ等を基に試算。

M A 米をめぐる国際関係

- M A 米の運用に際しては、W T O 協定による様々なルールに留意する必要。
- 輸出国からは、M A 制度の透明性や日本の消費者への十分なアクセスを求める等の意見。

○ 主なWTO協定のルール

・ ガット第2条(譲許表)

加盟国は貿易相手国に対し、譲許表(WTO加盟国の関税の上限(譲許税率)等を記載した表)に定める待遇より不利でない待遇を与えなければならない。

・ ガット第3条(内国民待遇)

輸入品に対し、同種の国産品に与える待遇より不利でない待遇を与えなければならない(いわゆる「内外無差別の原則」)。

・ ガット第17条(国家貿易企業)

国家貿易企業は商業的考慮のみに従って売買を行わなければならない。

・ 農業協定第4条(市場アクセス)

原則として通常関税以外のいかなる措置(国家貿易企業を通じて維持される非関税措置を含む)も用いてはならない。

○ 我が国のコメ輸入制度に対する輸出国側の意見

米国 (「外国貿易障壁報告」 (2026年3月公表)等)	中国 (「国別貿易投資環境報告」 (2014年4月公表))
○ MA米の輸入 一般輸入米は政府在庫となった上で、<u>もっぱら加工用・飼料用・援助用に使用。日本の消費者への十分なアクセスを阻んでいる。</u> ○ 米国政府の対応方針 日本によるWTO上の<u>コメ輸入に関する約束の観点から日本の輸入を注視。</u> ○ 枠外関税 341円/kgの関税により、<u>従来、枠外輸入は競争力がなかった。</u>	○ MA米の輸入 品種等についての制約を受けるため、<u>中国産米の対日輸出が困難。</u> ○ 中国政府の対応方針 日本が<u>MA制度の透明性を向上させることを期待。</u> ○ 枠外関税 法外な枠外関税は輸入米の競争力を大幅に弱めており、<u>枠外輸入数量を極めて少なくしている。</u>

ODAを活用したコメの食糧援助の現状

- コメの食糧援助については、被援助国等からの要請に対して、国際ルールとの整合性や財政負担に留意しつつ、ODAを活用したスキームにより実施。
- 一定期間備蓄後の政府備蓄米やMA米を活用し、近年3～4万トンの援助を実施。

I. 食糧援助で留意すべき国際ルールの例

○食糧援助規約（食糧援助に関する国際的な枠組み）

- ・締約国は、（中略）次の原則を尊重すべき。（中略）食糧援助が最も弱い人々の食糧上又は栄養上のニーズに対処する最も効果的かつ適当な手段である場合にのみ食糧援助を供与する（第2条）。
- ・締約国は、この規約による食糧援助に係る全ての取引を、生産及び商業的な国際貿易の通常の態様に有害な影響を及ぼすことを回避するように行うことを約束する（第5条8）。
- ・締約国は、食糧援助の供与が、受益国に対する農産品その他物品及び役務の商業的輸出に直接的にも間接的にも、公式にも非公式にも、明示的にも黙示的にも関連付けられていないことを確保する（第5条9）。（WTO農業協定第10条4同旨）

II. コメの食糧援助の実績

	政府備蓄米	MA米	計
令和3年度	3万トン	1万トン	4万トン
令和4年度	3万トン	1万トン	4万トン
令和5年度	4万トン	1万トン	4万トン
令和6年度	3万トン	0.3万トン	4万トン
令和7年度	2万トン	1万トン	3万トン

※売渡通知発出ベースの実績

※ラウンドの関係で合計と内訳が一致しない場合がある。

III. ODAを活用した主な食糧援助等のスキーム

援助方式	概 要	実 績				
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
食糧援助(KR) ※1	外務省が被援助国等に対して資金を無償供与し、その資金で被援助国等が我が国の政府米を購入。	4万トン	4万トン	4万トン	3万トン	3万トン
WFP通常拠出 ※2	国連世界食糧計画(WFP)が、我が国からの拠出金を基に政府米等を購入し、被援助国に無償供与。	—	0.03万トン	0.13万トン	0.13万トン	0.01万トン
アプター (APTERR)※3	ASEAN+3の地域における食料安全保障の強化と貧困の撲滅を目的として、コメの現物や現金備蓄の活用を通じて、被援助国における大規模災害等への緊急支援を実施。	0.06万トン	0.06万トン	0.06万トン	0.06万トン	—
合計		4万トン	4万トン	4万トン	4万トン	3万トン

※1 ケネディ・ラウンド(Kennedy Round)を受けて締結された食糧援助規約に基づく食糧援助をいう。

※2 国際連合世界食糧計画(World Food Programme)が行う食糧援助(緊急援助等を含む。)をいう。

※3 ASEAN+3緊急米備蓄(ASEAN Plus Three Emergency Rice Reserve)をいう。

※4 ラウンドの関係で合計と内訳が一致しない場合がある。

- 東アジア地域（ASEAN10か国、日本、中国及び韓国）における食料安全保障の強化と貧困の撲滅を目的とし、大規模災害等の緊急事態に備える枠組み（タイに国際機関として事務局を設置）。
- 2004年から2010年までパイロット・プロジェクトを実施後、2012年7月にAPTERR協定が発効。
- 我が国の政府米等を活用し、緊急事態（台風、洪水等）による被害者への支援や貧困緩和のための支援を実施。

APTERR備蓄

申告（イヤマーク）備蓄

APTERR加盟国が保有する備蓄のうち、緊急時に放出可能な数量をあらかじめ申告（イヤマーク）。緊急事態発生時にイヤマークの範囲内で備蓄を放出するプログラム。

【備蓄放出プログラム】

Tier1（ティア1）

商業ベースの事前契約による支援（有償）

Tier2（ティア2）

Tier1以外のイヤマーク備蓄支援（有償、無償、長期貸付）

○各国のイヤマーク数量

日本 25万トン

中国 30万トン

韓国 15万トン

ASEAN諸国 8.7万トン

○2018年10月、APTERR協定発効後初めてフィリピンとの間で申告（イヤマーク）備蓄実施のための覚書に署名（10,000トン）

現物備蓄（現金備蓄）

台風や洪水等の災害が想定される地域に、あらかじめコメを備蓄し、緊急時の初期対応として放出する（迅速な対応として現金備蓄による放出も活用）。備蓄期間経過後の残量は貧困緩和に活用。

【備蓄放出プログラム】

Tier3（ティア3）

現物備蓄（又は現金備蓄※1）による支援（無償）

※1 現金備蓄とは、APTERR事務局にある予算を活用して現地米等を購入し、より迅速な支援を行う仕組み。

○我が国の拠出実績※2

(1) 現物備蓄 9,033トン

事業実施国：フィリピン、ミャンマー、ラオス、カンボジア、インドネシア

(2) 現金備蓄 2,150トン

事業実施国：ミャンマー、フィリピン、カンボジア、タイ、インドネシア

※2 パイロット・プロジェクトによる支援を含む数量。



⑪ 国際交渉（コメ・コメ加工品）

各国の対日関税に関するT P P交渉結果（コメ・コメ加工品関係）

個別品目の交渉結果

注：「現行」はTPP交渉のベースとなった2010年1月1日時点の税率。[]内は、2018年4月時点のEPA税率。

(1)コメ(精米)

国名	米国	カナダ	豪州	メキシコ	マレーシア
現行 ↓ 交渉結果	1.4セント/kg ↓ 5年目撤廃	(無税)	(無税)	20% ↓ 10年目撤廃	40% ↓ 11年目撤廃
シンガポール	チリ	ペルー	NZ	ベトナム	ブルネイ
(無税)	6% ↓ 8年目撤廃	0%+従量税 ↓ 従量税維持	(無税)	40% [15%(日越EPA), 13%(日ASEAN)] ↓ 即時撤廃	(無税)

(2)米菓

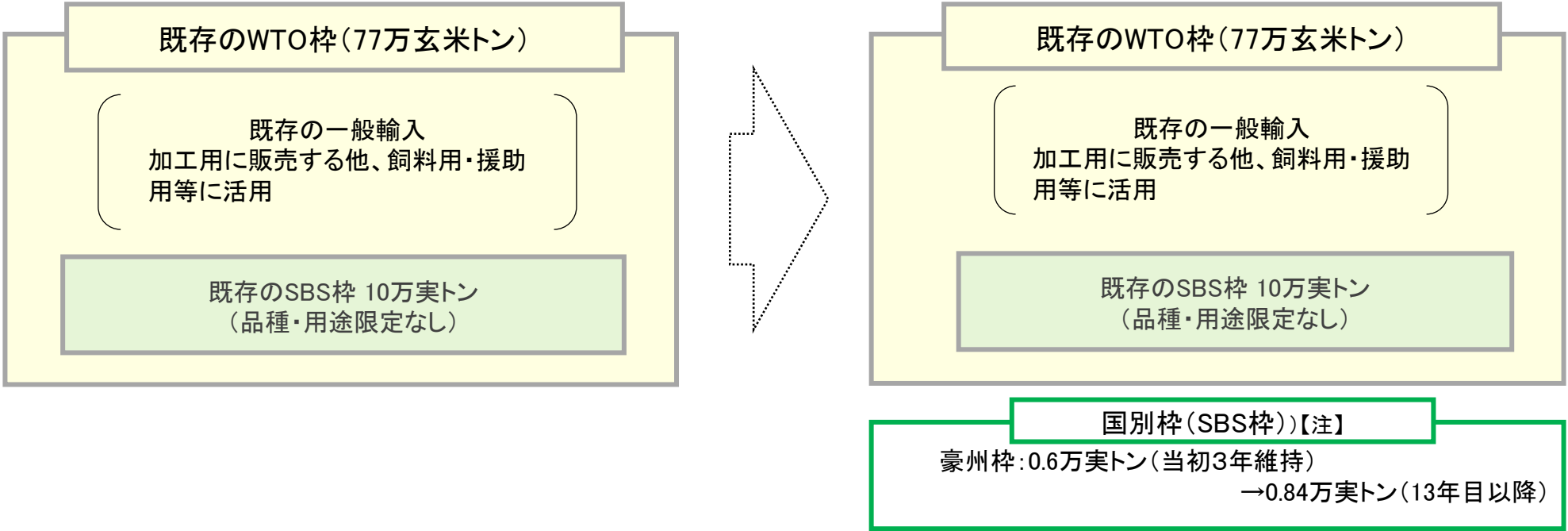
国名	米国	カナダ	豪州	メキシコ	マレーシア
現行 ↓ 交渉結果	無税～4.5% ↓ 即時撤廃	2%～ 5.42セント/kg + 4% ↓ 即時又は 11年目撤廃	5% [無税] ↓ 即時撤廃	10% [無税] ↓ 即時撤廃	無税又は6% [無税] ↓ 即時撤廃
シンガポール	チリ	ペルー	NZ	ベトナム	ブルネイ
(無税)	6% ↓ 即時撤廃	(無税)	5% ↓ 2年目撤廃	20～30% [15%(日越EPA), 13%(日ASEAN)] ↓ 4年目撤廃	(無税)

(3)日本酒

国名	米国	カナダ	豪州	メキシコ	マレーシア
現行 ↓ 交渉結果	3セント/リットル ↓ 即時撤廃	2.82～12.95セント/リットル ↓ 即時撤廃	5% [無税] ↓ 即時撤廃	20% [無税] ↓ 即時撤廃	25.50マレーシアリンギット per 100 vol. /リットル ↓ 16年目撤廃
シンガポール	チリ	ペルー	NZ	ベトナム	ブルネイ
(無税)	6% [無税] ↓ 即時撤廃	9% [無税] ↓ 6年目撤廃	(無税)	59% [6%(日越EPA), 20%(日ASEAN)] ↓ 3年目撤廃	(無税)

CPTPPにおけるコメの豪州枠の運用

- CPTPPは、2017年（平成29年）1月に米国がT P P協定を離脱したことを受けて協議開始。2017年11月、CPTPPに大筋合意。2018年（平成30年）12月、発効。
- CPTPPにおいては、現行の国家貿易制度と、枠外税率（コメの場合341円/kg）を維持した上で、豪州にS B S方式の国別枠を設定。（コメと米粉等の国貿品目を対象として一体的に運用。）
- 国別枠の数量は、当初3年は6,000実トン、13年目以降は8,400実トン。入札は、毎年度、5月から2ヶ月ごとに年6回実施する。



○ CPTPP豪州枠の年間枠数量及び輸入数量

年度	2018	2019	2020	2021	2022	2023	2024	2025	2026	2027	2028	2029	2030以降
枠数量 (実トン)	2,000(※)	6,000	6,000	6,240	6,480	6,720	6,960	7,200	7,440	7,680	7,920	8,160	8,400
輸入数量	1,120	3,459	595	620	520	6,198	6,960	7,200	1,240 (5月末時点)				

※協定が2018年12月に発効したため、2018年度は6,000実トンを年度の残余の月数で按分した数量 注：輸入数量は各年度の輸入契約数量の推移。

II TPP等関連政策の目標

3 分野別施策展開

(1) 農林水産業

①強い農林水産業の構築（体質強化対策）

○マーケットインの発想で輸出にチャレンジする農林水産業・食品産業の体制整備

5兆円目標の達成に向け、TPP等を通じ、我が国の強みを活かした品目について、輸出先国の関税撤廃等の成果を最大限活用するため、ウィズコロナ、ポスト・コロナ時代も見据え、「農林水産物・食品の輸出拡大実行戦略」（令和2年12月策定）に基づき以下の具体的政策に取り組むとともに、日本の食文化の普及による農林水産物・食品の市場拡大の取組への支援、モノの輸出のみならず食産業の海外展開等により、輸出拡大のペースを加速する。

- 官民一体となった海外での販売力の強化
- リスクを取って輸出に取り組む事業者への投資の支援
- マーケットインの発想に基づく輸出産地の育成・展開
- 大ロット・高品質・効率的な輸出等に対応可能な輸出物流の構築
- 輸出加速を支える政府一体としての体制整備
- 輸出先国・地域の規制やニーズに対応した加工食品等への支援
- 日本の強みを守るための知的財産対策強化

○国際競争力のある産地イノベーションの促進

水田・畑作・野菜・果樹・茶・花き等の産地・担い手が創意工夫を活かして地域の強みを活かしたイノベーションの取組やスマート農業の活用を中小・家族経営や条件不利地域も含めて支援するとともに、加工食品や外食・中食向け原料の国産への切替え及び輸出や加工・業務用等の増加する需要に対応する生産量増加対策や生産コストの削減、堆肥の活用による全国的な土づくりを展開することにより、農業の国際競争力の強化を図る。

②経営安定・安定供給のための備え（重要5品目関連）

○米

国別枠の輸入量の増加が国産の主食用米の需給及び価格に与える影響を遮断するため、消費者により鮮度の高い備蓄米を供給する観点も踏まえ、毎年の政府備蓄米の運営を見直し（原則5年の保管期間を3年程度に短縮）、国別枠の輸入量に相当する国産米を政府が備蓄米として買い入れる。

IV 政策大綱実現に向けた主要施策

3 分野別施策展開

(1) 農林水産業

①強い農林水産業の構築（体質強化対策）

○マーケットインの発想で輸出にチャレンジする農林水産業・食品産業の体制整備

（海外の規制・ニーズに対応した輸出産地の育成、G F P（農林水産物・食品輸出プロジェクト）による支援、有機等の国際的認証の取得、大ロット・高品質・効率的な輸出等に対応した輸出物流の構築・確保、施設の整備及び海外でのコールドチェーンの整備、輸出重点品目の売り込みを担う品目団体又は生産・流出・輸出事業者が連携したコンソーシアムの組織化・販売力の強化、当該団体等の活動を現地で支援するための国の体制整備及び当該団体等と J E T R O ・ J F O O D O の連携強化、輸出先国の規制・ニーズに対応した H A C C P 施設等の整備や加工食品への支援、輸出先国の規制緩和・撤廃に向けた政府一体となった協議等による輸出環境の整備、輸出手続のデジタル化による事業者の負担軽減、植物新品種や和牛遺伝資源の流出を防ぐ知的財産対策の強化、日本の食文化の発信及びインバウンドと連携した輸出促進、食産業の海外展開に取り組む事業者への支援）

○国際競争力のある産地イノベーションの促進

（産地生産基盤パワーアップ事業による地域の営農戦略に基づく農業者等が行う高性能な機械・施設の導入や改植などによる高収益作物・栽培体系への転換、国内外の新市場獲得に向けた拠点整備及び生産基盤継承・強化、堆肥の活用による全国的な土づくりの展開、水田の畑地化、畑地・樹園地の高機能化、新たな国産ブランド品種や生産性向上など戦略的な革新的技術の開発、スマート農業実証の加速化、農業者等への資金供給の円滑化、製粉工場・製糖工場・ばいれいしょでん粉工場等の再編整備、病虫害等の侵入防止など動植物検疫体制の強化）

CPTPP英国加入 対日関税に関する日英間の交渉結果（コメ・コメ加工品関係）

- 2021年（令和3年）2月、英国がCPTPPに正式な加入申請を行い、2023年（令和5年）3月、英国の加入交渉について実質的に妥結。2024年（令和6年）12月、発効。
- 日英EPAでは関税が撤廃されなかった精米（約20円/kg）やパックご飯（8%+約60円/kg）等で関税撤廃を獲得。

コメ・コメ加工品関係の交渉結果

品目	ベースレート	日英EPA合意内容	CPTPPで 英国と合意した内容
精米 （短・中粒種）	121GBP/1,000kg	除外	即時撤廃等 ^{※1}
玄米	25GBP/1,000kg	除外	即時撤廃
米粉	115GBP/1,000kg	除外	即時撤廃
パックご飯等 ^{※2}	8%+38GBP/100kg	除外	段階的に5年目に 関税撤廃

※1 半精米等は、段階的に8年目に関税撤廃。

※2 パックご飯の他に、レトルトご飯やアルファ化米が含まれる。

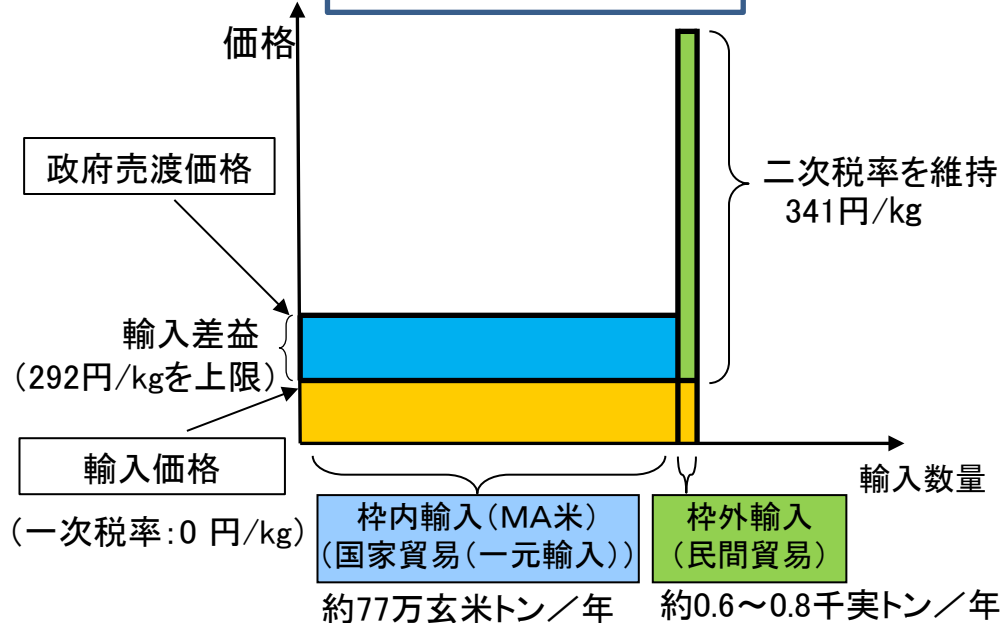
※3 ポンド(GBP)から日本円への換算には2022年12月末為替レート(1GBP=160円)を使用。

日EU・EPA交渉結果（コメ・コメ加工品関係）

- 日EU・EPAについて、2013年（平成25年）4月、交渉開始。2017年12月交渉妥結、2019年2月、発効。
- EUから日本への輸入は、コメ・コメ粉等の国家貿易品目や、原料にコメを多く使用する米菓等の加工品・調製品等について、関税削減・撤廃等からの「除外」を確保し、現行の国境措置を維持。
- 日本からEUへの輸出は、米菓と日本酒について関税撤廃を獲得。

【EU→日本への輸入】

現行の国境措置の概要



- それ以外の加工品・調製品等について、関税削減又は撤廃。

(例)

- ・育児用穀物調製品:24%又は13.6% → 段階的に11年目に50%削減
- ・飼料用調製品2品目 :12.8%、36円/kg → 段階的に6年目に撤廃
又は即時撤廃
- ・朝食用シリアル2品目 :11.5% → 段階的に8年目に撤廃

【日本→EUの輸出】

個別品目	現行関税率	合意内容
米菓	9% +糖類含有率等に基づく 追加関税	即時撤廃
日本酒	0.077ユーロ/L (約10円/L)	即時撤廃

(注) コメ(精米)は、枠内税率は無税、
枠外税率は0.175ユーロ/kg(約20円/kg)。

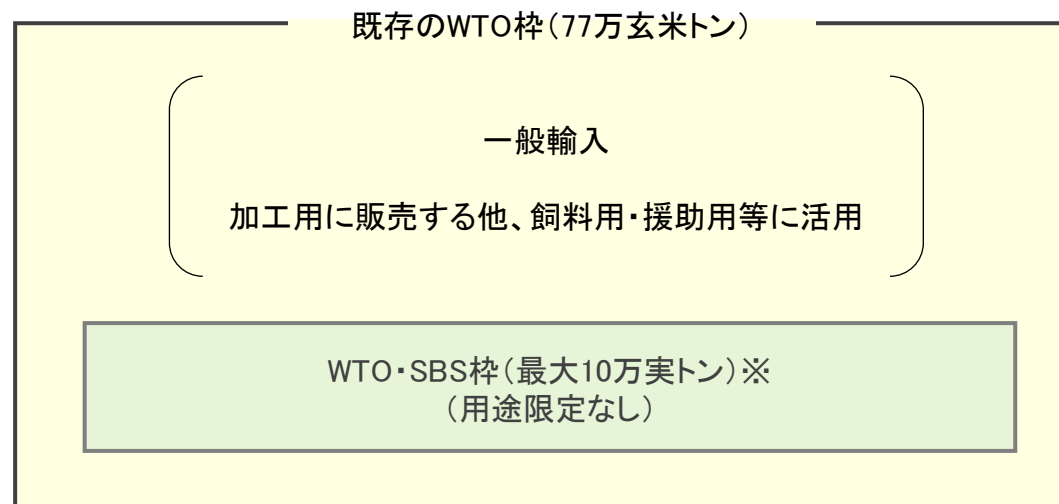
日米貿易協定交渉結果（コメ）

- 2018年（平成30年）9月、交渉開始。2019年（令和元年）9月、合意に関する日米共同声明の発出。2020年（令和2年）1月、発効。
- 米粒（粳、玄米、精米、碎米）のほか、調製品を含め、コメ関係は、全て除外（米国枠も設けない）。

※ 既存のWTO・SBS枠（最大10万実トン）について、透明性を確保するため、入札件数など入札結果を公表。

（注）SBS：国家貿易の下で、輸入業者と国内の実需者との実質的な直接取引を可能とする売買方式。

【参考1】



【参考2】TPP合意内容

- コメ・コメ粉等の国家貿易品目について、国別枠を新設。
 - ・ 米国枠：5万実トン（当初3年維持）→7万実トン（13年目以降）
 - ・ 豪州枠：0.6万実トン（当初3年維持）→0.84万実トン（13年目以降）
- それ以外のコメの加工品・調製品（民間貿易品目）について、以下の対応。
 - ・ 一定の輸入がある品目等は、関税を5～25%削減
 - ・ 輸入量が少ない又は関税率が低い品目等は、関税を削減・撤廃

日米間の枠組み合意に関する共同声明（9月4日（米国時間））（仮訳）

2025年7月22日の日米間の枠組み合意に関連し、また2025年9月4日に署名された関税に関する大統領令を含む米国のコミットメントに応じて、日本は、了解覚書による戦略的な投資に加え、以下のコミットメントを再確認する。

- バイオエタノール（持続可能な航空燃料向けを含む）、大豆、トウモロコシ及び肥料を含む国内消費向け米国の農産品並びに他の米国の製品の追加購入を年間計80億ドル規模で実施。
- 多様な米国の工業製品及び消費財の購入を拡大。
- 100機のボーイング社製航空機を購入。
- ミニマム・アクセス米制度の枠内における米国産コメの調達の75%増加を迅速に実施。
- 液化天然ガス（LNG）を含む米国のエネルギーについて、当該LNGに関する新たなアラスカでのオフテイク(注：買い取り)契約を追求しつつ、年間計70億ドル規模の安定的かつ長期的な追加購入を実施。
- 防衛力整備計画に基づく米国製防衛装備品及び半導体の年間調達額を数十億ドル規模で増加。
- 米国で製造され、かつ、米国で安全が認証された乗用車について、日本国内での販売のため追加試験なしで受入れ。
- 米国車に対してクリーンエネルギー自動車導入促進補助金を提供。

1962年通商拡大法第232条に基づき医薬品及び半導体（半導体製造装置を含む）に対して課されるいかなる関税についても、米国は、日本の製品に対して、他のいかなる国の製品に適用される税率を超えない第232条に基づく関税率を適用する意図を有する。

また、米国は日本の航空機及び航空機部品にいかなる関税も課さない意図を有する。

⑫ 参考資料

（別紙1）

制度設計の全体像

1. 米の直接支払交付金

- 米の直接支払交付金については、激変緩和のための経過措置として、26年産米から単価を7,500円に削減した上で、29年産までの時限措置（30年産から廃止）とする。

2. 日本型直接支払制度（多面的機能支払）の創設

- 農業・農村の有する多面的機能の維持・発揮を図るため、地域内の農業者が共同で取り組む地域活動（活動組織を作り構造変化に対応した維持管理の目標を含む協定を市町村と締結）を支援。
- 26年度は予算措置として実施することとし、27年度から法律に基づく措置として実施。
- 国と地方を合わせた10a当たり交付単価は、次のとおり。

	農地維持支払	資源向上支払※
田（都府県/道）	3,000円/2,300円	2,400円/1,920円
畑（都府県/道）	2,000円/1,000円	1,440円/ 480円
草地（都府県/道）	250円/ 130円	240円/ 120円

※ 現行の農地・水保全管理支払の5年以上継続地区等は75%単価を適用。
- 5年後に支払の効果や取組の定着状況等を検証し、施策に反映。
- 中山間地域等直接支払、環境保全型農業直接支援については、基本的枠組みを維持。

3. 経営所得安定対策

- （1）畑作物の直接支払交付金（ゲタ）
 - 諸外国との生産条件格差から生ずる不利を補うため、法改正により、認定農業者、集落営農、認定就農者に対して実施する（ただし、規模要件は課さない。）。
 - なお、26年産は、現行どおり、全ての販売農家・集落営農に対して実施する。
 - 単価については、別表（P.37）のとおり。
- （2）米・畑作物の収入減少影響緩和対策（ナラシ）
 - 農業者拠出に基づくセーフティネットとして、実施する。
 - 対象農業者は、法改正により27年産から、認定農業者、集落営農、認定就農者に対して実施する（ただし、規模要件は課さない。）。
 - なお、26年産に限り、ナラシ対策非加入者に対する影響緩和対策として、26年産の米の直接支払交付金の加入者のうち、26年産のナラシ対策に加入しない者に対して、26年産のナラシ対策で米の補填が行われる場合に、国費分相当の5割を交付する（この場合、農業者の拠出は求めない。）。
 - 中期的には、すべての作目を対象とした収入保険の導入について調査・検討を進め、その道筋をつける。

4. 食料自給率・自給力の向上に向けた水田のフル活用

- 食料自給率・自給力の向上を図るため、水田活用の直接支払交付金により、飼料用米、麦、大豆など、戦略作物の本作化を進め、水田のフル活用を図る。
(飼料用米・米粉用米について数量払いを導入し、上限値10.5万円/10aとする。(別図(P.37)参照))
- 地域の裁量で活用可能な交付金(産地交付金(仮称))により、地域の作物振興の設計図となる「水田フル活用ビジョン」に基づき、地域の特色のある魅力的な産品の産地を創造するため、麦・大豆を含む産地づくりに向けた助成を充実する。
(飼料用米・米粉用米についての多収性専用品種への取組、加工用米の複数年契約(3年間)の取組に対し、1.2万円/10aを交付。)

※1 麦、大豆、飼料作物、WCS用稲及び加工用米の水田活用の直接支払交付金の単価は現行どおりとする。

※2 そば・なたねについては、産地交付金(仮称)からの交付に変更することとする。

5. 米政策の見直し

- 需要に応じた生産を推進するため、水田活用の直接支払交付金の充実、中食・外食等のニーズに応じた生産と安定取引の一層の推進、きめ細かい需給・価格情報、販売進捗・在庫情報の提供等の環境整備を進める。
こうした中で、定着状況をみながら、5年後を目途に、行政による生産数量目標の配分に頼らずとも、国が策定する需給見通し等を踏まえつつ生産者や集荷業者・団体が中心となって円滑に需要に応じた生産が行える状況になるよう、行政・生産者団体・現場が一体となって取り組む。

6. 米価変動補填交付金

- 米価変動補填交付金は、平成26年産米から廃止する。

- 各産地において、翌年産の主食用米等の作付を的確に判断できるよう、「米に関するマンスリーレポート」を毎月発行。
- 産地別の需給・価格・販売進捗・在庫等の基本的な情報の提供に加えて、事前契約の状況や中食・外食事業者の仕入状況等の動向を公表。（本編 約80ページ、資料編 約70ページ）

令和8年産米に向けた需給状況等の情報提供の取組について (令和7年9月1日から令和8年6月末まで)

- 昨年9月以降、全国段階の情報交換会を開催し、直近の需給環境や予算事業等について説明。
- また、産地ごとの意見交換（キャラバン）を個別に実施しており、今後も生産者団体や地方自治体とも連携しながら、県農業再生協議会やJA以外の幅広い集荷業者等に対してもキャラバンを実施。

全国段階の情報交換会

- ① R7. 9. 25 (参加者約780名)
- ② R7. 11. 6 (参加者約900名)
- ③ R8. 1. 14 (参加者約950名)
- ④ R8. 3. 27 (参加者約400名)
- ⑤ R8. 5. 21 (参加者約950名)

産地ごとの意見交換（キャラバン）

【本省対応】

50回

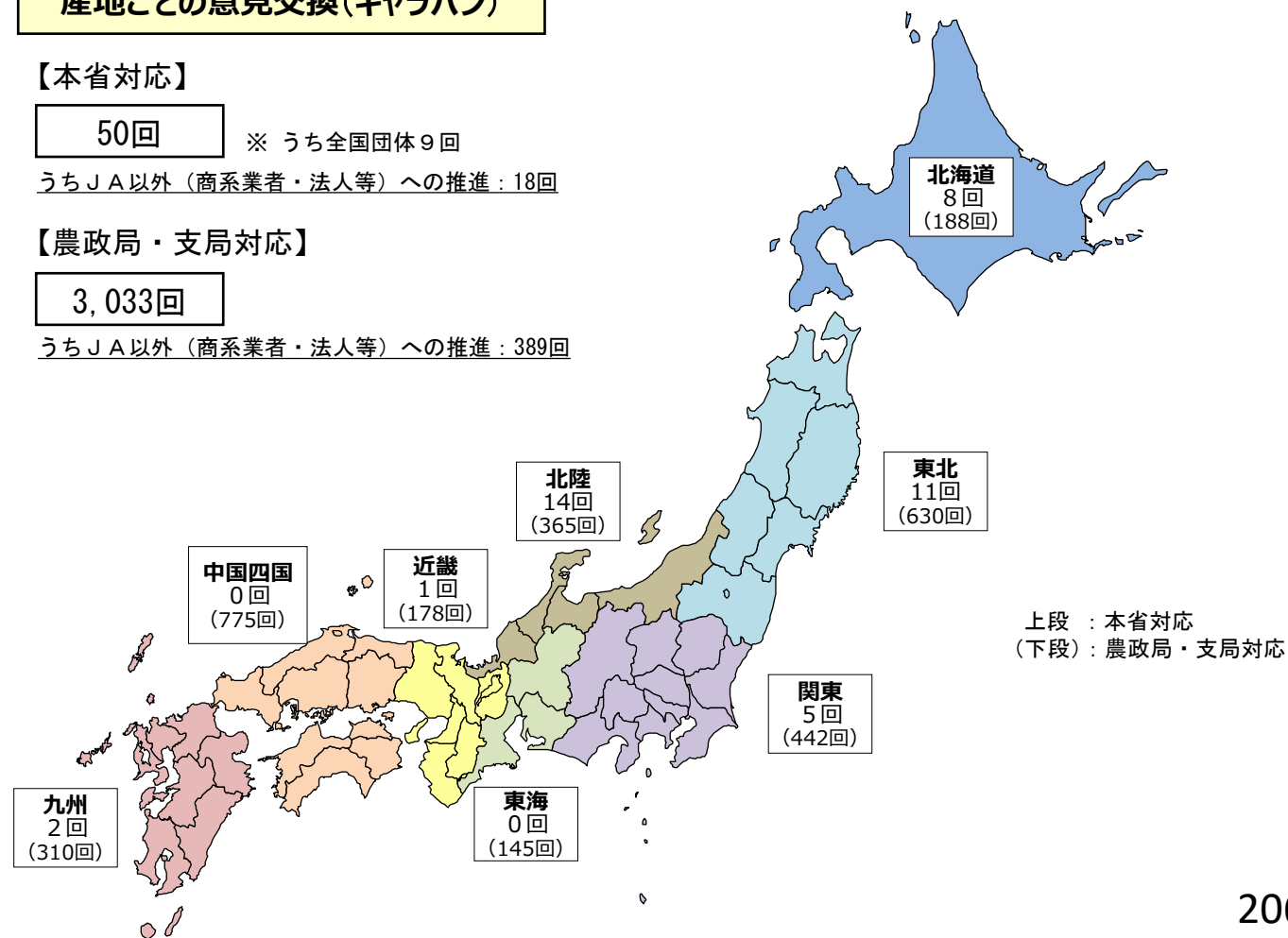
※ うち全国団体9回

うちJA以外（商系業者・法人等）への推進：18回

【農政局・支局対応】

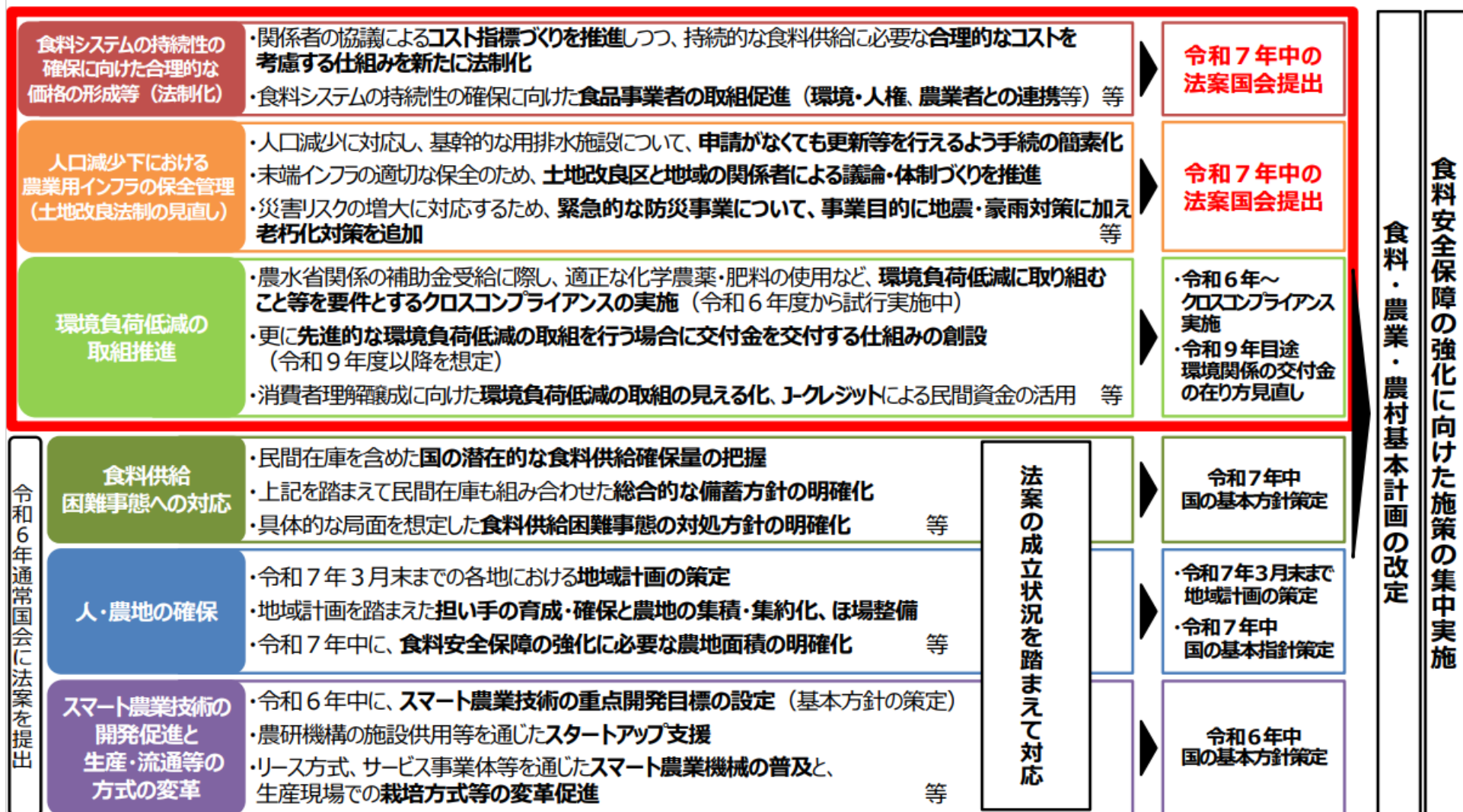
3,033回

うちJA以外（商系業者・法人等）への推進：389回



食料・農業・農村基本法改正を受けた政策の進め方

- 食料・農業・農村基本法の改正案の国会成立を受けて、**基本計画の改定**を行う。
- また、**基本計画の改定を待たずに打つべき施策は打つ**など、食料安全保障の強化に向けて**施策を集中実施**。
- **合理的な価格の形成、人口減少下における土地改良の在り方**などの**関連法案**については、**令和7年中の国会提出を視野に法制化を検討**。



新たな食料・農業・農村基本計画のポイント

- 従来の基本法に基づく政策全般にわたる検証及び評価並びに今後20年程度を見据えた課題の整理を行い、**食料・農業・農村基本法を改正**（令和6年6月5日施行）。
- 改正基本法の基本理念に基づき、施策の方向性を具体化し、平時からの食料安全保障を実現する観点から、**初動5年間で農業の構造転換を集中的に推し進める**。

食料安全保障の確保

食料の安定的な供給

国内の農業生産の増大

目標

○食料自給率

- ・摂取ベース：53%
- ・国際基準準拠：45%

+

安定的な輸入の確保

+

備蓄の確保

食料自給力の確保

（農地、人、技術、生産資材）

目標

○農地の確保

〔農地面積：412万ha〕

○サステナブルな農業構造

49歳以下の担い手数：

現在の水準
（2023年：4.8万）を維持

○生産性の向上

（労働生産性・土地生産性）

・1経営体当たり生産量：1.8倍

・生産コストの低減：

（米）15ha以上の経営体
11,350円/60kg→9,500円/60kg
（麦、大豆）2割減（現状比）

➤ 農地総量の確保、サステナブルな農業構造の構築、生産性の抜本的向上による「食料自給力」の確保

- 水田政策を令和9年度から根本的に見直し**、水田を対象として支援する水田活用の直接支払交付金を作物ごとの生産性向上等への支援へと転換

- コメ輸出**の更なる拡大に向け、低コストで生産できる輸出向け産地を新たに育成するとともに、海外における需要拡大を推進

- 規模の大小や個人・法人などの経営形態にかかわらず、農業で生計を立てる担い手を育成・確保し、**農地・水を確保**するとともに、地域計画に基づき、担い手への**農地の集積・集約化**を推進

- サステナブルな農業構造の構築**のため、親元就農や雇用就農の促進により、49歳以下の担い手を確保

- 生産コストの低減**を図るため、**農地の大区画化**、情報通信環境の整備、**スマート農業技術の導入・DXの推進**や農業支援サービス事業者の育成、品種の育成、共同利用施設等の再編集約・合理化等を推進

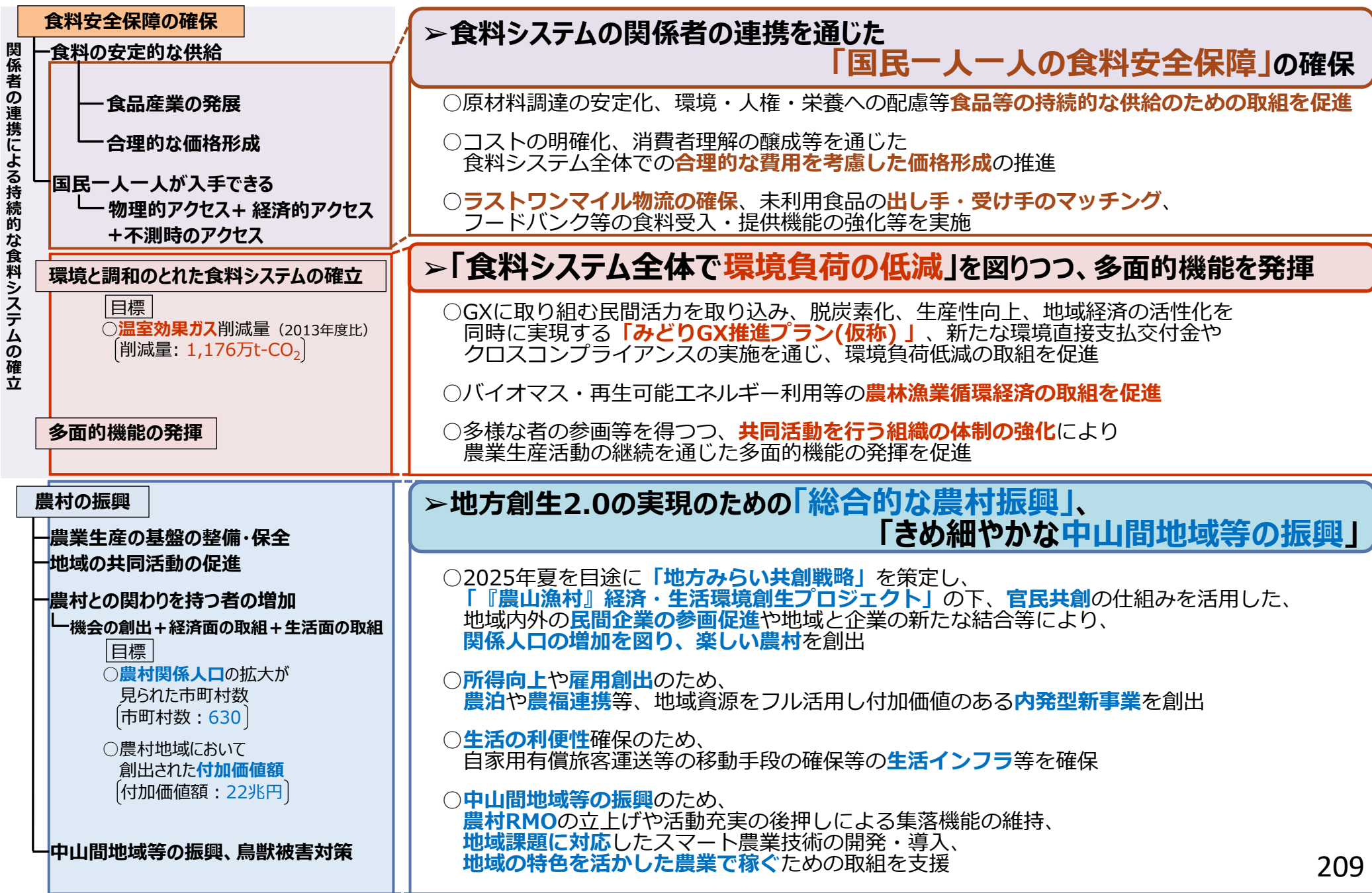
- 生産資材**の安定的な供給を確保するため、国内資源の肥料利用拡大、化学肥料の原料備蓄、主な穀物の国産種子自給、国産飼料への転換を推進

➤ 輸出拡大等による「海外から稼ぐ力」を強化

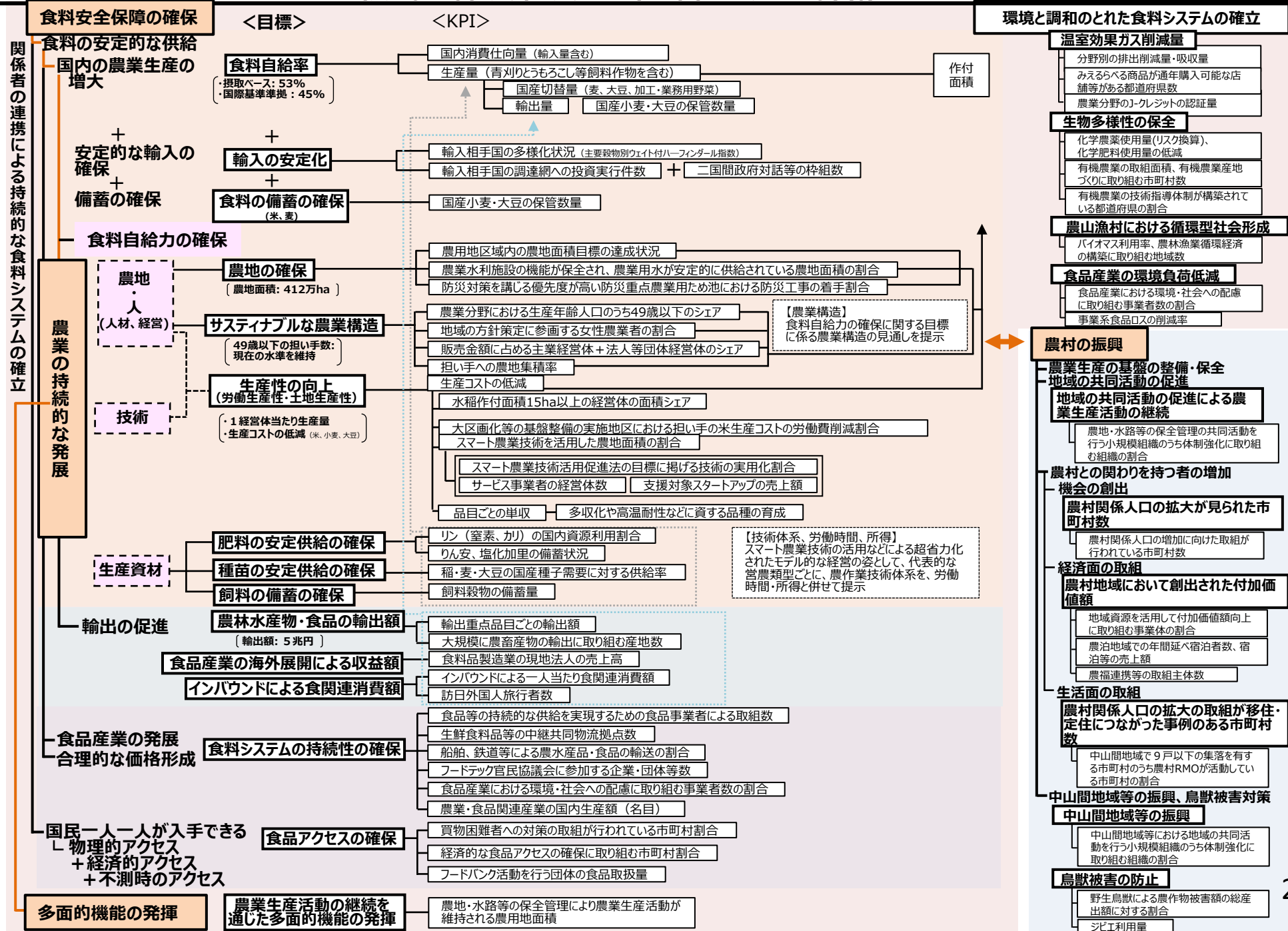
- マーケットイン・マーケットメイクの観点からの**新たな輸出先の開拓**、輸出産地の育成、国内外一貫したサプライチェーンの構築を推進

- 食品産業の海外展開**及び**インバウンド**による食関連消費の拡大による輸出拡大との相乗効果の発揮

農業経営の「収益力」を高め、
農業者の「所得を向上」



新たな食料・農業・農村基本計画における主な目標・KPI



【令和7年4月11日閣議決定】

	目標(2030年(年度))	KPI(2030年(年度))	
国内の食料供給			
	○食料の備蓄の確保		
食料自給力の確保			
	生産性の向上(労働生産性・土地生産性)		
	○生産コストの低減	米:(15ha以上の経営体) 11,350円/60kg(2023年) →9,500円/60kg	
		・生産コストの低減 米:(全体) 15,944円/60kg(2023年) → 13,000円/60kg	
		・水稲作付面積15ha以上の経営体の面積シェア	約3割(2020年)→5割
		・大区画化等の農業生産基盤整備の実施地区における担い手の米生産コストの労働費削減割合	6割削減(現状比)
		・品目ごとの単収	別表1

別表1 品目ごとの国内消費仕向量、生産量、輸出量、単収、作付面積

	国内消費仕向量(万トン) 1人・1年当たり消費量 (kg/人・年)		生産量 (万トン)		うち 輸出量 (万トン)		単収 (kg/10a)		作付面積 (万ha)	
	2023 年(年度)	2030 年(年度)	2023 年(年度)	2030 年(年度)	2023 年(年度)	2030 年(年度)	2023 年(年度)	2030 年(年度)	2023 年(年度)	2030 年(年度)
米	824 (51.1)	777 (50.6)	791	818	4.4	39.6	535	570※3	148	144

※2 米の輸出量は玄米換算。
※3 米の単収(2030年)は、主食用:555kg/10a、新市場開拓用:628kg/10a、米粉用:616kg/10a、飼料用:720kg/10a。

別表2 輸出品目ごとの輸出額

	2024年実績	2030年目標
米・パックご飯・米粉及び米粉製品	136億円	922億円 211

第4 食料、農業及び農村に関し総合的かつ計画的に講ずべき施策

I 我が国の食料供給

1 国内の食料供給

（1）水田政策の見直し

水田政策を、以下の方向で令和9年度から根本的に見直す。

水田を対象として支援する水田活用の直接支払い交付金（水活）を、以下のとおり、作物ごとの生産性向上等への支援へと転換する。このため、令和9年度以降、「5年水張りの要件」は求めない。

〔※ 現行水活の令和7年・8年の対応として、水稻を作付け可能な田について、連作障害を回避する取組を行った場合、水張りしなくても交付対象とする。〕

米については、国内外の需要拡大策、大区画化、スマート技術の活用、品種改良等の生産性向上策等を強力に推進する。輸出を含めた米需要拡大を目指し、新市場開拓用米、米粉用米等を支援する。

国産飼料の生産性向上を図るため、飼料用米中心の生産体系を見直し、青刈りとうもろこし等の生産振興を図る。

麦、大豆、飼料作物については、食料自給力向上の費用対効果を踏まえて、水田、畑に関わらず、生産性向上に取り組む者の支援へ見直すべく検討する。

有機や減農薬・減肥料等について支援する（主食用米も対象）。

農業者が急減する中で、地域計画の実現に向け、担い手が生産性の向上を伴いながらより多くの離農農地の引受けを進めていけるよう、農地の集約化等への支援制度について、既存制度を見直し、強化する。

産地交付金について、現場の実態を調査・検証した上で、水田・畑に関わらず、中山間地域等の条件不利地域も含め、地域の事情に応じた産地形成が促進される仕組みとする見直しを検討する。

中山間地域等直接支払について、条件不利の実態に配慮し、支援を拡大する。多面的機能支払について、活動組織の体制を強化する。

予算は、現行の水活の見直しや見直しに伴う既存施策の再編により得られた財源を活用する。このように、構造転換に必要な予算をしっかりと確保していく。

（2）土地利用型作物（米、麦、大豆、そば、いも類、甘味資源作物）

国内生産の増大に資するよう、産地の持続性を確保するための高温対策、輪作体系の確立など、それぞれの品目の特性に合った対応を進めるとともに農地の大区画化、水田の汎用化・畑地化、畑地整備等の基盤整備、スマート農業技術、適切な輪作体系、ブロックローテーションの導入、多収性や高温耐性等を備えた新品種の導入等による単収の向上等を通じて、生産性の抜本的な向上を推進する。

① 米

ア 消費

米の消費は、食生活の多様化、高齢化による摂取熱量の減少や、中高年層における米消費量の減少等を背景に、長期的に減少傾向で推移しており、2023年度の1人当たり年間消費量は51.1kgとなっている。近年、1人当たり消費量の減少度合いが緩やかになっているが、人口減少効果加わることで、マクロでは年10万トン程度の主食用米の国内需要の減少が続いており、今後もこの傾向が続くことが見込まれる。一方、訪日外客数の増加に伴いインバウンド需要の増加が見られるほか、グルテンフリーなどの食スタイルの広がりもあり、米粉の特徴を活かした商品開発の取組等により、米粉の需要量は増加傾向で推移している。

このような状況の中、主食用米については、食の簡便化志向、健康意識の変化やインバウンド需要を含む中食・外食ニーズへの対応等を通じて需要開拓を図る必要がある。また、米粉については、家庭や飲食店における認知度は高まっているものの、更に市場規模を拡大するためには、活用方法の開発・普及が必要である。

このため、食生活や意識の変化に対応し、学校給食やその他の食育の場において、食べる方や健康に関わる知識等の普及を図る。また、米粉の特徴を活かした新商品・メニューの開発、活用方法に関する情報発信や喫食機会の拡大を通じ、新たな需要の創出を図る。

イ 生産

（i）総論

水稻は規模拡大により生産コスト削減効果が図られる典型的な作物であり、農地の集積・集約化による分散錯圃の解消やスマート農業技術等による省力化栽培技術等の開発・普及等により、単位面積当たり労働時間は低下してきているものの、近年の肥料・農薬等の物財費や人件費の高騰もあり、生産コストは近年下げ止まっている状況にある。

農業者が減少する中においても、需要に応じた生産を推進し、主食である米の需給と価格の安定を図るためには、生産コストの抜本的な低減とともに、中食・外食ニーズへの対応等により所得の確保・向上が必要である。また、近年の気候変動に伴う高温障害等の抑制も課題である。

このため、地域計画に基づく農地の集積・集約化に加え、生産コストの把握・低減に係る技術実証や人材育成等の総合的な取組を進める。また、農地の大区画化等の基盤整備、スマート農業技術の導入、ドローン直播等のより省力的な栽培方式や再生二期作等の実証・導入、適量施肥等による生産コスト低減等を推進するとともに、多収性・高温耐性を備えた品種の開発・普及を進める。

さらに、パックご飯の生産拡大や中食・外食等実需者と生産者との結び付きの強化を図ることを通じて、新たな需要への供給力強化等を図る。

（ii）米粉等の多様な用途に係る対応

米需要拡大を目指すためにも米粉用米の作付けを拡大することは重要である。米粉用米は、パンや麺等への利用により、年々需要が増加する傾向にあるものの、生産規模が小さく、米粉や米粉製品の製造に係る設備投資のハードルが高い状況にある。そのため、米粉の生産コストの低減や米粉の加工に適した品種の普及を進める必要がある。また、飼料用米は、多収品種（専用品種）の作付割合が2024年度に7割を超え、品種転換が進んでいるが、生産・流通コストの更なる削減を進める必要がある。

このため、米粉用米については、米粉や米粉製品の製造能力の強化を促進するほか、米粉の加工に適した多収品種の開発・普及等によりコスト低減とこれによる更なる需要拡大を図る。また、飼料用米については、多収品種の導入等による生産性向上等を図る。

（iii）環境負荷の低減に向けた対応

我が国の温室効果ガス排出量に占める農林水産分野からの排出量の割合は小さい（約4％、2022年度）ものの、水稻栽培からのメタン排出は、その約27％（2022年度）を占めていることから、環境と調和のとれた持続可能な農業生産の観点から、削減を進める必要がある。また、水稻の有機栽培は、化学肥料や化学農薬を使用しないことを基本とすることで環境負荷の低減に資するものであり、その拡大が必要である中、水稻は他品目に比べて有機栽培技術の体系化が進んでおり、有機米のJAS格付け数量は増加傾向にあるが、その一方、有機栽培技術の普及や、有機栽培への移行期の単収が低く不安定といった課題がある。

このため、収量低下や生物多様性保全に留意の上、J-クレジット制度等も活用した中干し期間の延長の取組やその他のメタン削減技術の開発・利用を進める。また、水稻の有機栽培について、技術の普及に向けた指導体制の構築や自動抑草ロボット、乗用型除草機等を活用した省力化・効率化に資する機械除草体系の確立・普及を進めるとともに、単収が低く不安定な移行期の重点支援を図る。

ウ 輸出

「米・パックご飯・米粉及び米粉製品」については「農林水産物・食品の輸出拡大実行戦略」（令和2年12月農林水産省・地域の活力創造本部決定、令和5年12月改訂）における輸出重点品目として、「農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律」（令和元年法律第57号）に基づく認定品目団体等と連携した戦略的なプロモーションのほか、高まる海外ニーズや規制の情報、輸出事例に関する情報提供等を実施している。また、2023年末時点で、年間1,000トン超の輸出を目標とする「モデル輸出産地」は30産地となっており、多収品種の導入や作期分散等、生産・流通コスト低減に資する取組への支援等を通じて、輸出向けを含む新市場開拓用米の生産拡大を推進している。

こうした取組により、輸出は近年、年率10％を上回る増加が続いており、特に2024年の輸出量は前年比22％増（原料米換算：4.6万トン）と大きく増加したところであり、今後も増加が見込まれる。一方で、海外での米・米加工品の更なる需要開拓を図るには、海外市場の求める品質、数量、価格等への対応が必要となるが、輸米の生産費の採算ライン（約9,500円/60kg（輸出業者からの聴き取り））に対し、現在、国内農家の平均生産コストは約16,000円/60kgであり、米の生産コストの低減が最も大きな課題となっている。

このため、低コストで生産できる輸出向け産地を新たに育成することとし、以下の生産性向上の取組を強力に進める。

農地の集積・集約化（輸出を行う経営規模15ha以上の経営体の作付面積を拡大）による分散錯圃の解消

農地の大区画化（1ha以上の団地の農地を新たに整備）

品種改良、多収量品種の作付け拡大

大区画化を活かしたスマート農業技術の活用（全経営耕地面積に占めるスマート農業技術・機械の活用割合を50％以上に向上）

上記取組により大規模輸出に取り組む輸出産地を30産地形成（本産地からの輸出が輸出全体の過半以上を占める姿を実現）

あわせて、海外ニーズが高い有機米の作付け拡大を進めるとともに、ニーズ等の調査を行いながら海外における需要拡大を図ることとし、以下の取組を強力に進める。

日本食のプロモーションや商流構築、国内外一貫してつなぐサプライチェーンのモデル構築、日系外食企業（おにぎり屋、日本食レストラン等）の海外進出、インバウンドと輸出の好循環の形成等を推進し、使用量を拡大する。くわえて、パックご飯についても、簡単かつ手軽に日本産米を食することができるという特性を最大限訴求し、輸出拡大を図る。

こうした施策の総動員により、輸出重点品目である「米・パックご飯・米粉及び米粉製品」として、35.3万トン（原料米換算）の輸出量の達成を目指す。

エ 流通

米の流通ルートは、生産者から農協等集荷業者、卸売業者（精米業者）、小売・実需が基本であるが、生産者による直接販売の割合が近年増加するなど、多種多様な流通ルートが存在している。また、産地銘柄ごとの需給や品質を踏まえ、主に相対での取引・価格形成が行われている。

令和6年の端境期以降、集荷業者間の競争によりスーパー等への流通を担っている大手集荷業者等の集荷量が減少し、主食用米の円滑な流通に支障が生じたことから、よりきめ細やかな情報発信や産地との密な意見交換を通じて需要に応じた生産を推進していくほか、流通の目詰まりへの対応として、備蓄米の買戻し条件付き売渡しを実施したところであり、生産・流通の状況に対応しながら、引き続き円滑な流通の確保に向けて取り組んでいく。

こうした中、豊凶変動や価格変動リスクに対応しつつ、事前に販売先や販売数量等を見通すことができる事前契約の拡大を推進しているが、米は需給緩和基調が続いてきたことから、集荷業者の仕入計画数量に占める播種前契約（複数年契約を含む。）の割合は31％（2024年産）と伸び悩んでおり、産地と卸・実需が長期・安定的に結び付く取引慣行の定着を図る必要がある。

このため、引き続き米の需給に関するきめ細やかな情報発信を通じて、米の需要に応じた生産・販売及び流通の円滑化を図ることに加え、2024年の端境期以降に生じた事態が今後生じないよう、当該事態への対応や需給見通しの在り方について検証を行っていくとともに、農業者の経営安定のため、事前契約による生産者と実需者との結び付きを強化し、播種前契約や複数年契約への転換を図る。また、産地から精米工場への推奨フレコンによる出荷や鉄道へのモーダルシフト等、低コスト化や物流効率の改善につながる取組を推進する。

また、将来にわたって米の安定供給が確保できるよう、水田政策の見直しと併せて、令和9年度以降の総合的な備蓄の構築に向け検討を進める。